

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和7年6月3日
施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	7年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			6年度 （決算）	7年度 （予算）		
1	健康管理施設指定管理事業（健康管理事業団運営費補助金）	継続	799,563	839,246	○	健康増進課
2	健康救急フェスティバル	継続	1,302	1,716	○	健康増進課
3	定期予防接種事業	拡充	1,169,413	925,298	○	健康増進課
4	任意予防接種費用補助	継続	46,649	40,469	○	健康増進課
5	風しんの追加的対策（風しんの抗体検査・第5期予防接種）	縮小	6,543	100	○	健康増進課
6	新型インフルエンザ住民接種体制の整備	継続	511	1,489	○	健康増進課
7	自殺予防啓発事業（健康生活支援）	継続	56	56	○	健康増進課
8	食育推進事業（健康生活支援）	継続	368	323	○	健康増進課
9	健康づくり講座（健康生活支援）	継続	593	667	○	健康増進課
10	健康づくり啓発事業（健康生活支援）	継続	314	25	○	健康増進課
11	防煙・禁煙啓発事業（健康生活支援）	縮小	145	232	○	健康増進課
12	健康づくり企業等連携事業（健康生活支援）	継続	0	0	○	健康増進課
13	かすがい健康マイレージ事業	継続	94	159	○	健康増進課
14	がん検診等（健康診査等）	継続	511,282	533,857	○	健康増進課
15	がん患者ウィック等購入費助成事業（健康生活支援）	継続	3,780	4,000	◎	健康増進課
16	歯科健康診査（口腔衛生）	継続	39,258	41,535	○	健康増進課
17	う蝕対策事業（口腔衛生）	拡充	6,363	6,758	○	健康増進課
18	歯科啓発事業（口腔衛生）	継続	346	532	○	健康増進課
19	若年がん患者在宅療養支援事業（健康生活支援）	継続	759	1,296	◎	健康増進課
20	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施	拡充	29,171	58,167	○	健康増進課

施策を構成する事業						
番号	事業名	7年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			6年度 （決算）	7年度 （予算）		
21	産官学が連携した健康づくり事業（「社会保障費の抑制をめざす」共同研究プロジェクト）	拡充	0	0	○	健康増進課
22	産官学が連携した健康づくり事業（肥満症疾患を対象とした受診勧奨モデル事業）	拡充	0	0	○	健康増進課
23	メンタルヘルス対策事業	継続	779	848	○	地域共生推進課
事業費合計			2,617,289	2,456,773		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	日頃から健康づくりのためにしていることがある人の割合（％）	73.7 （2021 年度）	80.0 （2026 年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証		
効果 （進捗状況）	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった
理由 （主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等）	令和6年度は、「心と体のかすがい健康計画 2035」に基づき、人生 100 年時代を迎え、生涯にわたって健康であり続け、心豊かに幸せを感じながら生活を送るため、市民の健康づくりの推進に向けた啓発、感染症予防、保健（各種検診、口腔衛生、健康生活支援等）、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的実施」という。）などを多角的かつ総合的に事業を実施した。 啓発では、防煙・禁煙などを実施し、感染症予防では、法定の定期接種や任意接種への補助事業を実施するとともに、新型コロナワクチン接種について臨時特例接種終了後、定期接種を令和6年10月から実施した。 保健事業では、がんを早期発見・早期治療するためのがん検診や、年長児・小中学生を対象としたフッ化物洗口等の口腔衛生事業を実施した。 健康生活支援等では、健康づくり事業として、歩こうマップを活用したウォーキングイベント、企業による健康支援プログラムを活用した健康教室、オンライン健康講座などを実施した。 一体的実施では、対象地区を6地区から9地区に拡大し、健診や医療等のデータを活用しながら、リスクの高い方への個別支援や地域の高齢者サロンなどにおいて、医療専門職による健康教育や相談を行い、高齢者の特性に応じた健康づくりを実施した。 産学官が連携した健康づくり事業としては、名古屋大学大学院医学系研究科やノボ ノルディスク ファーマ(株)、味の素(株)と協定等を締結し、慢性腎疾患や肥満症をテーマに対象者を適切な医療へつなぐ仕組みづくりやデジタル技術を活用した健康づくり等に取り組んだ。 以上により、子どもから高齢者までのライフコースアプローチを踏まえた健康づくりや生活習慣病の予防などに取り組むことができている。	

今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	・人生100年時代に向けて、健康寿命を延伸するため、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防とフレイル対策等の介護予防を一体的に実施する。 ・生涯にわたって健康であり続け、心豊かに幸せを感じながら生活を送ることができるように、ウェルビーイングの実現に向けて、「心と体のかすがい健康計画2035」に基づき、引き続き、各種施策や事業を実施していく。 ・産官学の連携によりデジタル技術や医療・介護データ等を活用することで疾病の予防や社会保障費の抑制の有効性を検証していく。 ・国が進める医療DXの推進に向け、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システムについて調査研究を進める。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-1-1-1	
事業名	健康管理施設指定管理事業（健康管理事業団運営費補助金）			最終更新日	令和7年5月30日	
実施根拠	健康増進法、春日井市健康管理施設条例、春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、公益財団法人春日井市健康管理事業団運営費補助金交付要綱			担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。 2 生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 総合的な健康管理のための場と機会を市民に提供することにより、市民の健康増進を図る。 【事業概要】 ・健康管理にかかる事業を行う拠点施設（総合保健医療センター、保健センター）の管理運営については、専門知識を必要とするため指定管理者制度を活用し、指定管理者である春日井市健康管理事業団が市委託事業等を実施するために必要な経費に対し、補助金を交付する。 ・総合保健医療センターの事業は、休日・平日夜間急病診療業務、健診・検診事業、健康づくり事業、健康マイスター養成事業等を実施。 ・保健センターは、貸館事業、健康づくり事業等を実施。					
	事業期間	令和3年度～令和7年度（現行の指定管理期間）				
過去の経緯、 主な実績等	昭和53年4月 健康管理センターを開設、(財)春日井市健康管理センターを設立 平成2年11月 保健センターを開設、(財)春日井市健康管理センターから(財)春日井市健康管理事業団に名称変更（平成23年11月に公益財団法人化） 平成26年6月 総合保健医療センターを開設（健康管理センターを廃止） （指定管理業務の期間） 平成18年4月～平成23年3月 平成23年4月～平成28年3月 平成28年4月～令和3年3月 令和3年4月 ～令和8年3月					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			839,246千円	799,563千円	701,343千円	650,466千円
	特定財源	国・県支出金	88千円	14千円	181千円	395千円
		その他	178,500千円	174,395千円	173,397千円	166,658千円
	一般財源		660,658千円	625,154千円	527,765千円	483,413千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・総合保健医療センター：休日・平日夜間急病診療業務、健診・検診事業、健康マイスター養成事業 ・保健センター：貸館事業 ・共通：健康づくり事業					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	健康マイスターボランティア登録数		160人以上 (令和11年度)	96人	86人	94人
これまでの 取り組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・指定管理者として、健康管理施設の管理運営を行ってきた健康管理事業団の専門知識やノウハウを生かした健康管理事業（休日・平日夜間急病診療所業務、人間ドック、脳ドック、がん検診等）を実施できている。 ・健康マイスター認定修了者の多数の市民が健康ボランティア活動を始めており、市民が主体となった健康づくりが展開されている。 (課題) ・健康管理事業の持続可能な体制整備 ・健康マイスターの養成及びボランティア活動の支援			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・指定管理者である春日井市健康管理事業団と協力連携し、適切な受益者負担の在り方をはじめ、人間ドックなどの健診体制の見直しなど、必要な健診事業の調査研究を行う。 ・休日平日夜間急病診療所の運営について、他自治体の実施状況の調査を行うとともに、引き続き、市医師会等と連携しながら、より効果的な運営体制の検討を行う。 ・引き続き健康マイスターの養成に取り組むとともに、市や指定管理者の健康づくり事業を活動の場として提供することで、市と健康マイスターが一体となり市民の健康づくりを推進していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・次期指定管理期間（令和8年度～）に向けた指定管理者の選定				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-1-1-2																											
事業名	健康救急フェスティバル			最終更新日	令和7年5月30日																											
実施根拠	健康増進法			担当課	健康増進課																											
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会																												
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ																											
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保																														
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。																														
目的・ 事業概要	【目的】 9月第1日曜日の「健康の日」、9月9日の「救急の日」に合わせ、市民の「健康づくり」の知識を広げるとともに、「救急活動」への理解を深めるため。 【事業概要】 健康づくり啓発ブース、ステージショー、講演会等、健康づくりや救急活動について、市民が気軽に体験し学ぶことができる「健康救急フェスティバル」を開催する。																															
	事業期間	平成2年度 ～																														
過去の経緯、 主な実績等	・平成24年度までは、市が、三師会、保健所、食生活改善協議会などから成る「健康づくり推進協議会」に事業委託（当年度末の協議会廃止により、市が直営） 【来場者数の推移】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>来場者数・再生数</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td><td>7,900人</td><td></td></tr> <tr> <td>平成30年度</td><td>8,100人</td><td></td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>8,100人</td><td></td></tr> <tr> <td>令和2年度 ※わたり開催</td><td>11,539回</td><td>回数は、9/1～9/30の総回回数</td></tr> <tr> <td>令和3年度 ※わたり開催</td><td>2,060回</td><td>回数は、9/6～9/30の総回回数</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>5,100人</td><td></td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>5,500人</td><td></td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>—</td><td>台風の影響で中止</td></tr> </tbody> </table>					年度	来場者数・再生数	備考	平成29年度	7,900人		平成30年度	8,100人		令和元年度	8,100人		令和2年度 ※わたり開催	11,539回	回数は、9/1～9/30の総回回数	令和3年度 ※わたり開催	2,060回	回数は、9/6～9/30の総回回数	令和4年度	5,100人		令和5年度	5,500人		令和6年度	—	台風の影響で中止
	年度	来場者数・再生数	備考																													
	平成29年度	7,900人																														
	平成30年度	8,100人																														
	令和元年度	8,100人																														
	令和2年度 ※わたり開催	11,539回	回数は、9/1～9/30の総回回数																													
	令和3年度 ※わたり開催	2,060回	回数は、9/6～9/30の総回回数																													
	令和4年度	5,100人																														
	令和5年度	5,500人																														
	令和6年度	—	台風の影響で中止																													
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																										
			1,716千円	1,302千円	2,313千円	1,382千円																										
	特定財源	国・県支出金	13千円	0千円	153千円	0千円																										
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円																										
	一般財源		1,703千円	1,302千円	2,160千円	1,382千円																										

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) (台風の影響により中止となったため、実施予定内容) 2024健康救急フェスティバル(9月1日・市役所及び文化フォーラム春日井) 講演会、ステージイベント、ブース出展 【事業概要】 ・開催時間：午前10時～午後2時30分(催事は午前10時30分から) ・会場：春日井市役所、文化フォーラム春日井 ・内容 ・オープニングセレモニー(歯の健康家族コンクール入賞者・救急医療功労者及び救急業務協力者表彰) ・「健康づくり」をテーマとした講演会 ・「健康づくり」及び「救急活動」を啓発する各種団体、企業によるブース出展 ・「健康づくり」及び「救急活動」をテーマとしたステージの実施					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	来場者数		6,000人 (令和7年度)	台風の接近のため中止	5,500人	5,100人-
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・誰でも気軽に参加することができるイベントであり、幅広い層の市民の健康意識を高めるきっかけづくりとなっている。 ・市、市民、関連団体が一体となり、イベントを運営することができている。 (課題) ・参加団体の増加により、展示ブースでの内容が重なることがあり、企画内容の調整を要する場合がある。 ・文化フォーラム2階に設置したブースへのスムーズな動線の確保や案内方法を検討する必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・健康救急フェスティバルの実施方法及び内容の検討 ・令和7年度は、令和6年度に引き続き市役所及び文化フォーラム春日井周辺で開催する。 ・令和8年度以降の実施方法、内容等は、令和7年度の実績を踏まえて検討する。 ・例えば、災害対策や感染症対策、地域医療、ウェルビーイングなど、健康・救急に関する重点テーマを定めた上で、健康救急フェスティバルを実施し、効果的な普及啓発を図る。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和7年度	整理番号	2-1-1-3	
事業名	定期予防接種事業			最終更新日	令和7年5月30日	
実施根拠	予防接種法			担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 伝染の恐れがある疾病の発生、まん延及び重症化を予防するため。 【事業概要】 予防接種法第5条に規定する次の定期予防接種を行うもの。（個別接種）。 B型肝炎、ロタ、ヒブ、小児用肺炎球菌、五種混合、四種混合、三種混合、ポリオ、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、インフルエンザ、新型コロナウイルス、高齢者肺炎球菌、带状疱疹の各ワクチン 市内指定医療機関は市医師会・医療機関との委託契約。他、県内広域（主に県内市外の医療機関）、指定外（主に県外医療機関）により接種を実施。					
	事業期間	昭和24 ～				
過去の経緯、 主な実績等	昭和24年 4月 予防接種開始（種痘、ジフテリア、百日咳、腸パラチフス） 昭和36年 4月 急性灰白髄炎予防接種（定期）開始 昭和54年 1月 風しん予防接種開始（中学3年女子対象） 4月 麻しん予防接種（定期）開始（個別接種を医療機関委託18か月～72か月）、 風しん予防接種（定期）開始（中学2、3年生対象） 9月 三種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風）予防接種再開 平成7年 4月 個別予防接種開始（三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎） 平成13年11月 高齢者インフルエンザ予防接種（医療機関で）開始 平成22年 9月 高齢者肺炎球菌予防接種費用補助開始 平成24年11月 四種混合ワクチン定期接種開始 平成25年 4月 ヒブ、小児肺炎球菌、子宮頸がんワクチン定期接種開始 平成26年10月 水痘、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種開始 平成28年10月 B型肝炎ワクチン定期接種開始 令和元年 9月 同時接種を受ける機会のある6種類（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、MRⅠ期、水痘）の予診票を接種券に同封する送付方法を開始 令和 2年10月 ロタウイルスワクチン定期接種開始 接種券に同封する予診票の種類をロタの予診票も加えて7種類に 令和 3年 4月 BCGワクチン定期接種個別化開始 令和 4年 4月 令和3年11月の子宮頸がんワクチン定期接種の積極的勧奨再開を受け、接種機会を逃した世代に対するキャッチアップ接種を含む接種券一斉送付を開始 ～6月 令和 5年 4月 子宮頸がんワクチン定期予防接種において、従来の2価・4価ワクチンに加え9価ワクチン（シルガード9）も対象に。また、四種混合ワクチン定期接種の開始時期を生後3か月から生後2か月に。 令和 6年 4月 四種混合ワクチンの成分にヒブワクチン成分が加わった五種混合ワクチン定期接種開始 10月 新型コロナワクチン接種定期接種開始 令和7年 4月 带状疱疹ワクチン接種定期接種開始					
事業費	事業費 （7年度は新型コロナ分 未計上）		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			925,298千円	1,169,413千円	889,266千円	948,109千円
	特定財源	千円	千円	74,700千円 （概算払未清算）	千円	56,581千円
		千円	千円	千円	千円	千円
	一般財源		925,298千円	0千円	889,266千円	891,528千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) (実施内容) 接種時は、郵送された接種券と母子健康手帳により本人確認と接種履歴確認を行う。 確認後、予診票に当日の健康状態を記入し、医師の診察後、接種を行う。 接種医療機関は、月まとめて市へ予診票の提出と接種費用の請求を行う。 (実績) 令和6年度 A類疾病61,180件、高齢者インフルエンザ39,071件、 新型コロナウイルス8,106件、高齢者肺炎球菌562件、 合計 108,919件					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・ 疾病の発生、まん延及び重症化の予防につながっている。 ・ 広報やホームページなど、様々な媒体を活用し、接種勧奨や啓発を効果的にすることができている。 (課題) ・ 新たに定期化された带状疱疹ワクチンへの対応。 ・ 秋からの新型コロナワクチン定期接種への準備。 ・ 国のシステム標準化に準拠した健康管理システムへの円滑な移行。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・ 令和7年度は、秋からの新型コロナワクチン定期接種の準備、また同じく秋にある、国のシステム標準化に準拠した健康管理システム新バージョンへの円滑な移行に努める。 ・ 国、県等からの情報収集により、予防接種法に基づく適切な事務執行に努める(おたふくかぜワクチン等、新たに定期化される予防接種がありうる)。 ・ DX推進により、効果的な予防接種の実施体制について調査研究を進める。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	拡充	・ これまでの定期接種に加え、带状疱疹ワクチンを実施。 ・ 健康管理システム新バージョンへの円滑な移行 ・ 国、県等からの情報収集				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-1-1-4																						
事業名	任意予防接種費用補助			最終更新日	令和7年5月30日																						
実施根拠	春日井市任意予防接種費用補助金交付要綱			担当課	健康増進課																						
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会																							
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ																						
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保																									
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。																									
目的・ 事業概要	【目 的】 伝染の恐れがある疾病の発生、まん延及び重症化を予防するため。 【事業概要】 予防接種法に基づく定期接種以外に次の任意接種について接種費用の一部補助を実施する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助の種類</th><th>対象者</th><th>上限金額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おたふくかぜワクチン</td><td>1歳以上の未就学児でおたふくかぜ既往歴がなく当市補助も受けたことのない者</td><td>3,000</td></tr> <tr> <td>高齢者肺炎球菌ワクチン</td><td>65歳以上の者等で肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのない者</td><td>3,000</td></tr> <tr> <td>風しん（MR）ワクチン</td><td>妊娠を予定する夫婦等で既往歴等がなく抗体検査で抗体価が不十分であった者</td><td>風しん3,000 麻しん風しん混合5,000</td></tr> <tr> <td>抗体消失児</td><td>原則20歳未満で骨髄移植等により定期接種で得た免疫を失った者</td><td>各定期接種の 公費負担額</td></tr> <tr> <td>带状疱疹ワクチン</td><td>50歳以上で带状疱疹接種を受けたことがないか接種未完了の者</td><td>シングリックス10,000 ピケン3,000</td></tr> </tbody> </table>					補助の種類	対象者	上限金額（円）	おたふくかぜワクチン	1歳以上の未就学児でおたふくかぜ既往歴がなく当市補助も受けたことのない者	3,000	高齢者肺炎球菌ワクチン	65歳以上の者等で肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのない者	3,000	風しん（MR）ワクチン	妊娠を予定する夫婦等で既往歴等がなく抗体検査で抗体価が不十分であった者	風しん3,000 麻しん風しん混合5,000	抗体消失児	原則20歳未満で骨髄移植等により定期接種で得た免疫を失った者	各定期接種の 公費負担額	带状疱疹ワクチン	50歳以上で带状疱疹接種を受けたことがないか接種未完了の者	シングリックス10,000 ピケン3,000				
	補助の種類	対象者	上限金額（円）																								
おたふくかぜワクチン	1歳以上の未就学児でおたふくかぜ既往歴がなく当市補助も受けたことのない者	3,000																									
高齢者肺炎球菌ワクチン	65歳以上の者等で肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのない者	3,000																									
風しん（MR）ワクチン	妊娠を予定する夫婦等で既往歴等がなく抗体検査で抗体価が不十分であった者	風しん3,000 麻しん風しん混合5,000																									
抗体消失児	原則20歳未満で骨髄移植等により定期接種で得た免疫を失った者	各定期接種の 公費負担額																									
带状疱疹ワクチン	50歳以上で带状疱疹接種を受けたことがないか接種未完了の者	シングリックス10,000 ピケン3,000																									
	事業期間	平成22年9月～（高齢者肺炎球菌）																									
過去の経緯、 主な実績等	【実績件数】																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>接種費用補助の種類</th><th>6年度</th><th>5年度</th><th>4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おたふくかぜワクチン</td><td>1,835 件</td><td>2,088 件</td><td>2,872 件</td></tr> <tr> <td>高齢者肺炎球菌ワクチン</td><td>125 件</td><td>137 件</td><td>138 件</td></tr> <tr> <td>風しん（MR）ワクチン</td><td>132 件</td><td>215 件</td><td>251 件</td></tr> <tr> <td>抗体消失児</td><td>22 件（4人分）</td><td>6 件（2人分）</td><td>17 件（4人分）</td></tr> <tr> <td>带状疱疹ワクチン</td><td>4,274 件</td><td>8,495 件</td><td></td></tr> </tbody> </table>				接種費用補助の種類	6年度	5年度	4年度	おたふくかぜワクチン	1,835 件	2,088 件	2,872 件	高齢者肺炎球菌ワクチン	125 件	137 件	138 件	風しん（MR）ワクチン	132 件	215 件	251 件	抗体消失児	22 件（4人分）	6 件（2人分）	17 件（4人分）	带状疱疹ワクチン	4,274 件	8,495 件
接種費用補助の種類	6年度	5年度	4年度																								
おたふくかぜワクチン	1,835 件	2,088 件	2,872 件																								
高齢者肺炎球菌ワクチン	125 件	137 件	138 件																								
風しん（MR）ワクチン	132 件	215 件	251 件																								
抗体消失児	22 件（4人分）	6 件（2人分）	17 件（4人分）																								
带状疱疹ワクチン	4,274 件	8,495 件																									
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																					
			40,469千円	46,649千円	84,125千円	10,155千円																					
	特定財源	国・県支出金	466千円	41千円	95千円	153千円																					
		その他	千円	千円	千円	千円																					
	一般財源		40,003千円	46,608千円	84,030千円	10,002千円																					

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	接種費用補助の類型		件数	金額		
	おたふくかぜワクチン		1,835件	5,512千円		
	高齢者肺炎球菌ワクチン		125件	366千円		
	風しん(MR) ワクチン		132件	517千円		
	抗体消失児		22件(4人分)	157千円		
	帯状疱疹ワクチン		4,274件	40,098千円		
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・ 疾病の発生、まん延及び重症化の予防につながっている。 ・ 広報やホームページなど、様々な媒体を活用し、接種勧奨や啓発を効果的にすることができている。 (課題) ・ 高齢者肺炎球菌ワクチンについて、令和7年度は6年度から定期接種の対象者が65歳のみとなった激変緩和等の観点から事業を継続としたが、7年度と従来年度の件数比較や、当該事業に係る県内各自治体の方向性調査等を実施し、8年度以降の当市における事業継続の可否を検討する必要がある。 ・ おたふくかぜは、現在、国で定期化が検討されているワクチンであるため、国の動向を注視する必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・ 引き続き、市民や医療機関等への適切な案内周知を実施し、任意接種にかかる事務を適切に実施する。 ・ また、高齢者肺炎球菌ワクチンについて、令和7年度と従来年度の件数比較や、当該事業に係る県内各自治体の方向性調査等を実施し、8年度以降の当市における事業継続の可否を検討する。 ・ 国、県等からの情報収集により、適切な事務執行に努める(おたふくかぜワクチン等、新たに定期化される予防接種がありうる)。 ・ 任意予防接種について、市医師会と連携しながら、必要性について調査研究を行う。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・ 高齢者肺炎球菌ワクチンの見直しを検討				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	縮小	年度	令和7年度	整理番号	2-1-1-5											
事業名	風しんの追加的対策（風しんの抗体検査・第5期予防接種）			最終更新日	令和7年5月30日											
実施根拠	予防接種法 特定感染症検査等事業実施要綱			担当課	健康増進課											
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会												
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ											
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保														
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。														
目的・ 事業概要	【目的】 風しんのまん延防止のため。 【事業概要】 予防接種法施行令に基づき、第5期予防接種として風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し風しんの予防接種を行う（ワクチンの効率的な活用のため、抗体検査を前置）。 当初の実施期限は、令和4年3月31日までであったが、当該世代男性の抗体保有率が国の定める目標に届かなかったため、令和7年3月31日まで延長された。 抗体検査は令和6年度をもって終了したが、予防接種については、ワクチンの供給不足の問題を考慮して、令和6年度末までに抗体検査を受け抗体価が不十分であった未接種者のみ、令和8年度末まで接種の期間が延長される。															
	事業期間	平成31年2月1日～令和7年3月31日（一部該当者について令和9年3月31日）														
過去の経緯、 主な実績等	- 平成30年7月下旬から、関東地方を中心に風しん患者が大幅に増加。 - 平成30年12月13日 国の予防接種基本方針部会と感染症部会の合同会議 《内容》 - 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に、抗体検査と予防接種を実施 - 事前の抗体検査により、抗体価が基準に満たない者を対象に予防接種を実施 2019～2022年の3年間で実施 - 平成31年2月1日 予防接種法施行令の一部改正 - 平成31年3月15日 市内実施医療機関に対する説明会の開催 - 平成31年4月1日 早期接種希望者にクーポン券の送付 - 令和元年5月30日 令和元年クーポン券発送 17,908件 （対象者 昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生） - 令和2年4月1日 令和2年クーポン券発送① 21,791件 （対象者 昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生） - 令和2年6月30日 令和2年クーポン券発送② 14,283件 （対象者 昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生の抗体検査未受検者等）※ - 令和4年5月31日 令和6年度末までの実施延長を受けクーポン券再発送 29,303件 （対象者 ※に同じ）															
	<table><tr><td></td><td>6年度</td><td>5年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>抗体検査</td><td>826件</td><td>615件</td><td>1,353件</td></tr><tr><td>第5期定期接種</td><td>184件</td><td>87件</td><td>203件</td></tr></table>						6年度	5年度	4年度	抗体検査	826件	615件	1,353件	第5期定期接種	184件	87件
	6年度	5年度	4年度													
抗体検査	826件	615件	1,353件													
第5期定期接種	184件	87件	203件													
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)										
			100千円	6,543千円	3,922千円	9,511千円										
	特定財源	国・県支出金	100千円	7,657千円 (概算払未清算)	6,663千円	5,558千円										
		その他	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円										
一般財源		0千円	0千円	0千円	0千円											

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)				
	- 抗体検査未受検者へ再勧奨はがきを一斉発送 - ホームページでの周知 【実績件数】 抗体検査：826件 第5期定期接種：184件				
成果指標	指標名	目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	- 国全体が集団免疫閾値（いきち）の獲得という一定の目的は達成されたと推察され、風しんのまん延防止につながった。 - 市としては広報やホームページなど、様々な媒体を活用し、接種勧奨や啓発を効果的にすることができた。		
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし		
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)				
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	縮小	抗体検査は令和6年度をもって終了したが、予防接種については、ワクチンの供給不足の問題を考慮して、令和6年度末までに抗体検査を受け抗体価が不十分であった未接種者のみ、令和8年度末まで接種の期間が延長される。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-1-1-6
事業名	新型インフルエンザ住民接種体制の整備				最終更新日	令和7年5月30日
実施根拠	新型インフルエンザ等対策特別措置法				担当課	健康増進課
関連計画	春日井市新型インフルエンザ等行動計画			関連する 附属機関	春日井市新型インフルエンザ等対策 連絡調整会議	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 新型インフルエンザの感染拡大防止や、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を軽減するため。 【事業概要】 全市民に対し、いつ、どこで、どのような形で新型インフルエンザワクチン集団接種を実施するか、接種の流れや人員配置など必要な体制の検討・整備を進める。また、集団接種に必要な物品を総合保健医療センター3階倉庫に備蓄（ローリングストック）する。（令和4年4月に保健センターに移設）					
	事業期間	平成26年 ～				
過去の経緯、 主な実績等	平成28年 3月 備蓄品をすべて購入し、総合保健医療センター302倉庫にて保管。 【備蓄品】注射針、シリンジ（注射器）、止血シール、アルコール綿、 ディスポ舌圧子、体温計、ペンライト 令和元年10月 県内統一の住民接種体制検討課題シートを更新し、地域集団接種の対象者数の精査等を行った。 令和3年10月 有効活用のため、市民病院へ次のとおり譲渡するとともに新たに備蓄分を購入 ・ディスポ舌圧子：15,000本 ・注射針：10,000本 令和4年9月 有効活用のため、市民病院へ次のとおり譲渡するとともに注射針は新たに備蓄分を購入 ・ディスポ舌圧子：30,000本 ・注射針：10,000本 令和5年10月 有効活用のため、市民病院へ次のとおり譲渡するとともに新たに備蓄分を購入 ・単包アルコール綿：45,600包 ・シリンジ2.5ml：58,200本 ・止血用シール：90,000枚 ・注射針：10,000本 令和6年2月 有効活用のため、市民病院へ次のとおり譲渡するとともに新たに備蓄分を購入 ・ディスポ舌圧子：30,000本 ・シリンジ2.5ml：24,000本 ・注射針：10,000本					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			1,489千円	511千円	1,762千円	104千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		1,489千円	511千円	1,762千円	104千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 市民病院へ次のとおり譲渡するとともに新たに備蓄分を購入した。 ・ディスポ舌圧子：30,000本 ・シリンジ2.5ml：24,000本 ・注射針：10,000本					
成果指標	指標名	目標値 (7年度)	6年度	5年度	4年度	3年度
	注射針	100,000本	100,000本	100,000本	100,000本	90,000本
	シリンジ2.5ml	82,000本	82,000本	82,000本	82,000本	82,000本
	シリンジ1.0ml	8,000本	8,000本	8,000本	8,000本	8,000本
	止血用シール	90,000枚	90,000枚	90,000枚	90,000枚	90,000枚
	単包アルコール綿	45,000包	45,000包	45,000包	45,000包	45,000包
	ディスポ舌圧子	90,000本	90,000本	90,000本	90,000本	90,000本
	サージカルマスク	16,000枚	16,000枚	16,000枚	18,000枚	18,000枚
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	必要となる備蓄品を確保するとともに適切に管理することができている。 (課題) 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の実施状況も参考にした接種体制の整備や、必要となる備蓄品の種類や数量の確保。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・接種体制の検討 ・備蓄品の計画的な管理					
	備 蓄 品	備蓄目標	7年度	8年度	9年度	
	止血用シール (使用期限5年)	90,000枚	—	—	90,000本購入 (90,000本譲渡)	
	単包アルコール綿 (使用期限3年)	45,000包	45,000包購入 (45,000包譲渡)	—	—	
	ディスポ舌圧子 (使用期限3年)	90,000本	60,000本購入 (60,000本譲渡)	30,000本購入 (30,000本譲渡)	—	
	注射針(25G) (使用期限5年)	90,000本	70,000本購入 (70,000本廃棄)	—	—	
	シリンジ (使用期限5年)	90,000本	8,000本購入 (8000本廃棄)	—	58,000本購入 (58,000本譲渡)	
	サージカルマスク	16,000枚	—	—	—	
	体温計	10本	*毎年確認し、使用不可時は購入する			
	ペンライト	10本	*毎年確認し、使用不可時は購入する			
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-1-1-7	
事業名	自殺予防啓発事業（健康生活支援）				最終更新日	令和7年5月30日	
実施根拠	自殺対策基本法				担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保					
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。					
目的・ 事業概要	【目的】 自殺予防や心の健康に関する周知啓発による社会全体の自殺の危険性の低下を図る。						
	【事業概要】 市民に対し、こころの健康状態への気づきを促すとともに、こころの不調を感じた際の相談窓口を周知する。また、働く世代に対してメンタルヘルスに関する知識を普及する。 ・自殺予防週間（9月）で本庁舎内に横断幕を設置し、自殺対策強化月間（3月）では図書館に啓発ポスターの掲示及びパンフレット等の設置を依頼。その他、SNSやJR春日井駅・庁舎西エレベータのデジタルサイネージを利用した啓発などを行う。 ・強化月間に合わせて、働く世代のためのストレス対策にかかる講座を開催する。						
	事業期間	平成24年度～（職場のメンタルヘルスセミナー 平成28年度～）					
過去の経緯、 主な実績等	(1) パネル展示（3月自殺対策強化月間） 平成30年度～令和5年度 東部市民センター、図書館にて実施 令和6年度 本庁市民ホール、図書館にて実施						
	(2) 街頭啓発の実施 令和元年度 JR勝川駅（9月のみ、3月は中止） 令和2年度・令和3年度 新型コロナの影響により中止 令和4年度 JR春日井駅・JR勝川駅（3月のみ実施） 令和5年度 JR春日井駅・JR勝川駅（3月のみ実施） 令和6年度 実施なし						
	(3) 職場のメンタルヘルスセミナー （令和元年度）日時：令和2年2月14日(金) 会場：レディヤンかすがい （令和2年度）新型コロナの影響により中止 （令和3年度）配信期間：令和4年2月28日(月)～3月25日（金）※オンライン開催 （令和4年度）配信期間：令和5年2月10日(金)～3月12日（日）※オンライン開催 （令和5年度）配信期間：令和6年2月10日(土)～3月10日（日）※オンライン開催 （令和6年度）配信期間：令和7年2月15日(土)～3月16日（日）※オンライン開催						
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)	
			56千円	56千円	49千円	41千円	
	特定財源	国・県支出金	27千円	27千円	24千円	20千円	
		その他	千円	千円	千円	千円	
	一般財源		29千円	29千円	25千円	21千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 （実績）	（実施内容・事業費等） 【実施内容】 ・自殺予防週間に市役所本庁内での横断幕設置。 ・自殺対策強化月間にパネル展示（3月：本庁市民ホール、図書館）、職場のメンタルヘルスセミナーの動画配信（再生数（合計）771）。 ・自殺予防週間及び自殺対策強化月間に啓発資材・ポスターの公共施設への設置、駅デジタルサイネージ、広報春日井、市公式LINE、企業活動支援課・商工会議所の事業所向けメールマガジン等での周知啓発活動を行った。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	自殺死亡率		11.27以下 （令和11年度）	14.31	19.75	13.23
	職場のメンタルヘルスセミナー再生数		800 （令和7年度）	771	161	22
これまでの 取組みによる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・パネル展示やパンフレット等の配布により効果的な啓発ができています。 （課題） ・効果的な周知啓発の研究			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし			
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・商工会議所、保健所など関係機関と連携しながら啓発事業を継続する。 ・SNS等、駅デジタルサイネージなどを活用し、効果的な周知啓発を行う。					
7年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-1-1-8																														
事業名	食育推進事業（健康生活支援）			最終更新日	令和7年5月30日																														
実施根拠	食育基本法			担当課	健康増進課																														
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会																															
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ																														
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保																																	
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。																																	
目的・ 事業概要	【目的】 食を通じた健康づくりの推進。 【事業概要】 (1) こどもの健康教室 サマースクールを活用し、小学生を対象に食や健康をテーマにしたゲームやクイズ等を用いた健康教育を行う。 (2) 食生活改善事業 高齢者の低栄養予防の改善に向けての出張料理教室や生活拠点施設で寄り道栄養プチレッスンとして、幅広い世代を対象とした料理教室などを開催する。 (3) 食育啓発事業 毎年6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」などでの周知啓発や、子育て支援施設等を利用する幼児の保護者に対しての幼児期の食育教室などを行う。 (4) ヘルスマイト養成 地域において食を通じた健康づくり活動を自主的に行うボランティアであるヘルスマイトの養成講座を開催する。また、ヘルスマイトのスキルアップを目的とした育成教室などを開催する。 (5) デジタル食事改善プログラム（令和6年度～令和10年度） あいちデジタルヘルスプロジェクトの参加団体である味の素㈱に協力し、高齢者のフレイルへの進行予防を目的とした、デジタル技術を活用した食事改善プログラムの有効性を検証する。																																		
	事業期間	平成5年度 ～ （ヘルスマイト養成）																																	
過去の経緯、 主な実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和6年度</th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th><th>令和3年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こどもの健康教室</td><td>16回 489人</td><td>7回 250人</td><td>4回 122人</td><td>8回 269人</td></tr> <tr> <td>食生活改善事業 （出張料理教室）</td><td>3回 49人</td><td>4回 58人</td><td>3回 35人</td><td>3回 37人</td></tr> <tr> <td>食生活改善事業 （寄り道栄養プチレッスン）</td><td>5回 94人</td><td>3回 76人</td><td>2回 49人</td><td>—</td></tr> <tr> <td>ヘルスマイト養成</td><td>13人</td><td>14人</td><td>12人</td><td>21人</td></tr> <tr> <td>デジタル食事改善プログラム</td><td>66人</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	こどもの健康教室	16回 489人	7回 250人	4回 122人	8回 269人	食生活改善事業 （出張料理教室）	3回 49人	4回 58人	3回 35人	3回 37人	食生活改善事業 （寄り道栄養プチレッスン）	5回 94人	3回 76人	2回 49人	—	ヘルスマイト養成	13人	14人	12人	21人	デジタル食事改善プログラム	66人			
		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度																														
	こどもの健康教室	16回 489人	7回 250人	4回 122人	8回 269人																														
	食生活改善事業 （出張料理教室）	3回 49人	4回 58人	3回 35人	3回 37人																														
	食生活改善事業 （寄り道栄養プチレッスン）	5回 94人	3回 76人	2回 49人	—																														
	ヘルスマイト養成	13人	14人	12人	21人																														
	デジタル食事改善プログラム	66人																																	
※ヘルスマイトは令和7年4月1日時点で75名																																			
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																													
			323千円	368千円	218千円	366千円																													
	特定財源	国・県支出金	35千円	69千円	31千円	39千円																													
		その他	96千円	22千円	21千円	18千円																													
	一般財源		192千円	277千円	166千円	309千円																													

第六次総合計画 事業点検シート

6 年 度 の 主 な 実 施 内 容 (実 績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・ こどもの健康教室はサマースクール内で実施 ・ 食生活改善事業は出張料理教室や寄り道栄養プチレッスンを実施 ・ 食育月間での市公式 LINE の配信、食育の日の庁内放送、幼児期の食育教室を実施 ・ ヘルスメイト養成講座を全8回定員 20 名で実施、また、ヘルスメイト育成教室を1 回実施。 ・ 味の素㈱と協力し、デジタル食事改善プログラムの実証実験を実施。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	ヘルスメイト 登録者数（人）		120 （令和11年度）	75	69	61
	こどもの健康教室 参加者数（人）		300 （令和7年度）	489	250	122
	寄り道栄養プチレッスン 開催数（回）		3 （令和7年度）	5	3	2
	出張料理教室（高齢者） 参加者数（人）		50 （令和7年度）	49	58	35
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・ こどもの健康教室は、学校教育課と連携しサマースクール内で実施しており、以前の公募開催に比べ、より多くの子どもの参加があり、効果的な啓発となっている。 ・ 各種教室の実施にあたり、ヘルスメイトや、事業者（無印良品イース春井井）と連携することができており、市民・事業者・市が一体となった健康づくりを推進することができている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・ こどもの健康教室について、楽しく分かりやすく受講することができるよう内容を適宜見直す。 ・ 出張料理教室を継続して実施する。 ・ 市ホームページ等を活用した食育に関する啓発を継続して実施する。 ・ ヘルスメイトを養成し、各種教室などの活躍の場を提供することで、市民が主体となった食育の推進を図る。 ・ デジタル食事改善プログラムの社会実装に向けて味の素㈱に協力する。					
7 年 度 の 主 な 実 施 内 容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-1-1-9																									
事業名	健康づくり講座（健康生活支援）				最終更新日	令和7年5月30日																									
実施根拠	健康増進法				担当課	健康増進課																									
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会																										
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ																									
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保																													
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。																													
目的・ 事業概要	【目的】 「自分の健康は自分でつくる」という市民の意識の醸成を図る。 【事業概要】 健康づくりに関する正しい知識の普及啓発に向け、次の講座等を実施 (1)健康づくり出前講座 保健師、栄養士、歯科衛生士等又は関係企業の講師が地域で活動するグループに出向いて、健康づくりに関する各種講座を開催。 対象は、市内在住か在勤、在学の人5名以上で構成された団体。 (2)市民健康づくり講座 年に1度、栄養、運動、睡眠などの各テーマを取り上げた講座を開催。 (3)女性のためのヘルスアップ講座 骨粗鬆症や更年期障がいなど、女性の健康問題に関する知識を得られる講座を開催。 (4)お気軽運動教室 高齢期における自立度の低下を防ぎ、健康寿命の延伸を図るため、「誰もが気軽に取り組める軽運動＋脳力アップ」をテーマとした教室を開催。																														
	事業期間	昭和57年度 ～ （市民健康講座（市民健康づくり講座の当時の名称）																													
過去の経緯、 主な実績等	<table><tr><td></td><td>令和6年度</td><td>令和5年度</td><td>令和4年度</td><td>令和3年度</td></tr><tr><td>健康づくり出前講座</td><td>99回 3,305人</td><td>112回 2,289人</td><td>103回 2,074人</td><td>35回 1,004人</td></tr><tr><td>市民健康づくり講座</td><td>5回 510人</td><td>5回 522人</td><td>5回 269人</td><td>4回 248人</td></tr><tr><td>女性のためのヘルスアップ講座</td><td>2回 41人</td><td>2回 26人</td><td>2回 31人</td><td>2回 23人</td></tr><tr><td>お気軽運動教室</td><td>132回 2,374人</td><td>92回 3,310人</td><td>95回 2,817人</td><td>75回 1,612人</td></tr></table>							令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	健康づくり出前講座	99回 3,305人	112回 2,289人	103回 2,074人	35回 1,004人	市民健康づくり講座	5回 510人	5回 522人	5回 269人	4回 248人	女性のためのヘルスアップ講座	2回 41人	2回 26人	2回 31人	2回 23人	お気軽運動教室	132回 2,374人	92回 3,310人	95回 2,817人	75回 1,612人
		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度																										
	健康づくり出前講座	99回 3,305人	112回 2,289人	103回 2,074人	35回 1,004人																										
	市民健康づくり講座	5回 510人	5回 522人	5回 269人	4回 248人																										
	女性のためのヘルスアップ講座	2回 41人	2回 26人	2回 31人	2回 23人																										
	お気軽運動教室	132回 2,374人	92回 3,310人	95回 2,817人	75回 1,612人																										
・健康づくり出前講座は令和2年度から「企業等による健康支援プログラム登録制度」を活用し、企業等が登録したプログラムの講座も開催している。 ・市民健康づくり講座は令和3年度からオンラインで開催。																															
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																									
			667千円	593千円	667千円	474千円																									
	特定財源	国・県支出金	91千円	100千円	82千円	80千円																									
		その他	千円	千円	千円	千円																									
一般財源		576千円	493千円	585千円	394千円																										

第六次総合計画 事業点検シート

6 年 度 の 主 な 実 施 内 容 (実 績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ①健康づくり出前講座（99回 3,305人） ②市民健康づくり講座（5回 510人） ③女性のためのヘルスアップ講座（2回 41人） ④お気軽運動教室（132回 2,374人） ※③、④は健康管理事業団への委託					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	健康づくり出前講座 受講者数（人）		3,500 （令和7年度）	3,305	2,289	2,074
	市民健康づくり講座 受講者数（人）		550 （令和7年度）	510	522	269
	女性のためのヘルスアップ講座 受講者数（人）		45 （令和7年度）	41	26	31
	お気軽運動教室 参加者数（人）		3,000 （令和7年度）	2,374	3,310	2,817
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図ることができている。 ・講座の実施にあたり企業との連携がとれている。 ・オンラインを利用することで忙しい方にも受講する機会を提供することができている。 ・お気軽運動教室は、健康マイスター（ボランティア）の活躍の場となっている。 （課題） ・無（低）関心層の受講促進			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・引き続き企業との連携を図りながら健康づくり出前講座を実施する。 ・市民健康づくり講座は、オンラインによる開催を継続し、幅広い層に対し受講機会を提供する。					
7 年 度 の 主 な 実 施 内 容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-1-1-10	
事業名	健康づくり啓発事業（健康生活支援）			最終更新日	令和7年5月30日	
実施根拠	健康増進法			担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 「自分の健康は自分でつくる」という市民の意識の醸成を図る。 【事業概要】 (1)歩こうマップ ・誰もが気軽に取り組むことができるウォーキングマップ（歩こうマップ）を作成し、歩こうマップを活用したウォーキングイベントを開催（健康マイスターや、明治安田生命、無印良品などの企業とも連携） (2)レッツ健康チェック ・イベント、大型商業施設等において、気軽に参加することができる簡易な健康チェック（骨密度測定、体組成測定等）を行うとともに、生活習慣病の予防やがん検診の受診等の啓発。					
	事業期間	平成2年度～				
過去の経緯、 主な実績等	(1)歩こうマップ 平成2年度 「歩こうマップ」作成開始 平成6年度 「歩こうマップ」を全戸配付 平成25年度 ウォーキングコースを見直し、6コースを設定 平成27年度 「歩こうマップ」をリニューアルし、11コースを設定（5コース追加） 平成29年度 コグニラダー設置公園を結ぶ新コースを追加し、12コースを設定 平成30年度 都市緑化植物園と多治見市廿原町を結ぶ新コースを追加し、13コースを設定 令和元年度 歩こうマップウォーキングを開始（5回、168人） 令和2年度 歩こうマップウォーキング（3回 222人：新型コロナの影響で6回中止） 令和3年度 歩こうマップウォーキング（13回 434人：新型コロナの影響で2回中止） 令和4年度 歩こうマップウォーキング（14回 303人：雨天により1回中止） 令和5年度 歩こうマップウォーキング（13回 320人：雨天により2回中止） 歩こうマップ新コースコンテスト開催・歩こうマップmini発行 令和6年度 歩こうマップウォーキング（11回 402人：雨天により3回中止） (2)レッツ健康チェック 平成28年度 清水屋春日井店（280人） 平成29年度 イオン春日井店（283人） 平成30年度 アピタ高蔵寺店（290人） 令和元年度 イオン春日井店（193人） 令和2年度 中止 令和3年度 知多公民館（75人）カーブスと協働 令和4年度 わいわいカーニバル（4種 計344名）明治安田生命と協働 令和5年度 わいわいカーニバル（2種 計242名）ヤクルト東海と協働 令和6年度 わいわいカーニバル（2種 計643名）ヤクルト東海と協働					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			25千円	314千円	393千円	4千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		25千円	314千円	393千円	4千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 《歩こうマップ》 ・歩こうマップを活用したウォーキングイベント「歩こうマップウォーキング」を健康マイスターとの協働により実施（11回 402人）※雨天中止3回 ・企業連携による健康測定を実施 《レッツ健康チェック》 ・わいわいカーニバル内でヤクルト東海と協働して実施（2種 計643名） 《その他》 ・健康増進普及月間・女性の健康週間でのパネル展示を実施					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	歩こうマップウォーキングイベント実施回数		12 （令和7年度）	11	13	14
	歩こうマップウォーキングイベント参加者数		500 （令和7年度）	402	320	303
これまでの 取組みによる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・歩こうマップは公共施設に配架するほか、市ホームページにも掲載し、誰でも活用しやすいものとなっている。 ・ウォーキングイベントは、「みんなで歩いて楽しい」「外へ出るきっかけになった」など、参加者から好評を得ている。 ・レッツ健康チェックはイベントに合わせて実施することで効果的な啓発となっている。 （課題） ・ウォーキングイベント参加者数の増加			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・参加者や協働する健康マイスターにも意見を聞きながら、多くの市民が参加したくなるよう必要に応じて開催方法等の見直しを行う。 ・レッツ健康チェックは、市民が気軽に参加することができるようわいわいカーニバルでの実施とし、引き続き企業と連携していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	縮小	年度	令和7年度		整理番号	2-1-1-11	
事業名	防煙・禁煙啓発事業（健康生活支援）				最終更新日	令和7年5月30日	
実施根拠	健康増進法				担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保					
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。					
目的・ 事業概要	【目的】 喫煙や受動喫煙が体に及ぼす悪影響について周知啓発を行い、市民の健康増進につなげる。 【事業概要】 (1)喫煙及び受動喫煙防止啓発 「世界禁煙デー」（5月31日、世界保健機関：WHO）及び「禁煙週間」（5月31日～6月6日、厚生労働省）の主旨に基づき、20歳未満者の喫煙防止や受動喫煙防止の普及啓発を図る。 ・広報、市ホームページ、市公式LINE ・公共施設、大学等へポスター（世界禁煙デー）掲示を依頼 ・中学校、高等学校、市内カラオケボックスへ20歳未満喫煙防止啓発を依頼 ・商工会議所及び企業活動支援課による事業者向けメールマガジンで情報発信 ・デジタルサイネージを使用した情報発信 ・庁内放送（禁煙週間中の平日） ・禁煙週間懸垂幕、のぼり旗の設置 ・市職員の禁煙週間リボンや禁煙名札の着用 (2)たばこ健康に関する正しい知識の普及 ・図書館での展示（さぼてん！） ・幼児を対象としたニコニコ防煙教室の実施 (3)禁煙外来治療費助成 禁煙に取り組む市民を支援（助成率50%、上限額10,000円）						
	事業期間	平成20年度 ～					
過去の経緯、 主な実績等	(1)喫煙及び受動喫煙防止啓発 ・平成30年7月25日「健康増進法の一部を改正する法律」公布 ・「世界禁煙デー」「禁煙週間」における広報等を活用した周知啓発の実施 ・街頭キャンペーン（R2～R4中止、R5実施）						
	(2)ニコニコ防煙教育						
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度		
	42回 1,321人	38回 1,183人	40回 1,409人	38回 1,216人	39回 1,401人		
	(3)禁煙外来治療費助成						
令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度			
22件	17件	12件	58件	79件			
※当初は令和4年度までの期間限定での助成を予定していたが、内服薬の出荷停止長期化のため、令和6年度まで延長。							
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)	
			232千円	145千円	122千円	111千円	
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円	
		その他	千円	千円	千円	千円	
	一般財源		232千円	145千円	122千円	111千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 (1)喫煙及び受動喫煙防止啓発 ・世界禁煙デー、禁煙週間に合わせたかすがい禁煙キャンペーン2024を実施。 ・市民、各課等からの受動喫煙に係る相談に対応 (2)幼児防煙教育(42回 1,321人) (3)禁煙外来治療費助成(22件) ※禁煙外来治療費助成は令和6年度をもって終了					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	ニコニコ防煙教室 実施回数(回)		45 (令和7年度)	42	38	40
	助成金交付件数(件)			22	17	12
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・様々な媒体を活用し、機会をとらえ喫煙及び受動喫煙防止に向けて啓発を継続することができている。 (課題) ・最大の原因が喫煙とされているCOPD(慢性閉塞性肺疾患)の認知度の向上			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・引き続き様々な媒体や機会をとらえ周知啓発を実施する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	縮小	・禁煙外来治療費助成の廃止				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-1-1-12															
事業名	健康づくり企業等連携事業（健康生活支援）			最終更新日	令和7年5月30日															
実施根拠	健康増進法			担当課	健康増進課															
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会																
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ														
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保																		
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。																		
目的・ 事業概要	【目的】 企業や関係機関と連携した健康づくりの推進。 【事業概要】 (1)地域・職域連携推進 ①尾張北部医療圏地域・職域連携推進事業（保健所） 地域保健関係機関（市町等）、職域保健関係機関（事業所、商工会議所、健保組合等）、その他関係機関（三師会等）で構成する尾張北部医療圏地域・職域連携推進協議会（事務局：保健所）により次の取組を行う。 ア 事業所支援ツールの整備による情報提供・支援（健康づくりガイド・出前講座の見直し） イ 職域における啓発活動（商工会議所・商工会健診・広報誌掲載、企業との連携等） ウ 地域に共通する健康課題の抽出、課題解決に向けた具体策の企画及び実施（令和7年度からの課題は「メンタルヘルス」）。 ②中小規模事業所との連携推進（市） 商工会議所等と連携して中小規模事業所の事業主等に対して、事業所における健康づくりの取組推進を働きかけ、出前講座や健康マイレージ等の活用を促す。 (2)健康支援プログラム登録 企業等が保有するノウハウ・人材等を活かして、市民の健康づくりを支援するプログラムを登録し、市民に提供することにより市民の健康の維持増進につなげる。 （健康支援プログラムの種類） ①健康講座への講師派遣 ②健康関連イベントの開催・協力 ③健康ツール・サービスの提供																			
	事業期間	平成19年度～（地域・職域連携推進会議）																		
過去の経緯、 主な実績等	(1)地域・職域連携推進 - 協会けんぽとの連携（特定検診受診券送付に合わせてがん検診の受診勧奨、W チャレンジチラシの配布） - 上記チラシから健康づくり出前講座の申し込みのあった事業者への講座実施 - かすがい健康マイレージ協力店・協賛品の登録 - 企業支援ガイドの裏表紙に健康づくり出前講座、健康支援プログラムに関する記事掲載 - 企業活動支援課と商工会議所のメールマガジンで禁煙週間と禁煙外来治療費助成の記事を配信 (2)健康支援プログラム登録》 令和2年度開始 <table border="0"> <tr> <td>・登録件数（令和2年度末現在）</td> <td>11企業</td> <td>29プログラム</td> </tr> <tr> <td>・登録件数（令和3年度末現在）</td> <td>12企業</td> <td>36プログラム</td> </tr> <tr> <td>・登録件数（令和4年度末現在）</td> <td>15企業</td> <td>58プログラム</td> </tr> <tr> <td>・登録件数（令和5年度末現在）</td> <td>15企業</td> <td>51プログラム</td> </tr> <tr> <td>・登録件数（令和6年度末現在）</td> <td>19企業</td> <td>65プログラム</td> </tr> </table>					・登録件数（令和2年度末現在）	11企業	29プログラム	・登録件数（令和3年度末現在）	12企業	36プログラム	・登録件数（令和4年度末現在）	15企業	58プログラム	・登録件数（令和5年度末現在）	15企業	51プログラム	・登録件数（令和6年度末現在）	19企業	65プログラム
・登録件数（令和2年度末現在）	11企業	29プログラム																		
・登録件数（令和3年度末現在）	12企業	36プログラム																		
・登録件数（令和4年度末現在）	15企業	58プログラム																		
・登録件数（令和5年度末現在）	15企業	51プログラム																		
・登録件数（令和6年度末現在）	19企業	65プログラム																		
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)														
			0千円	0千円	0千円	0千円														
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円														
		その他	千円	千円	千円	千円														
	一般財源		千円	千円	千円	千円														

第六次総合計画 事業点検シート

6 年 度 の 主 な 実 施 内 容 (実 績)	(実 施 内 容 ・ 事 業 費 等) 【 実 施 内 容 】 ・ 協 会 け ん ぽ と の 連 携 に よ り チ ラ シ の 内 容 を 調 整 し て 更 新 ・ 講 師 派 遣 可 能 な 各 企 業 に よ り 、 健 康 づ く り 出 前 講 座 へ の 講 師 派 遣 (28 回) ・ わ い わ い カ ー ニ バ ル 、 健 康 救 急 フ ェ ス テ ィ バ ル 、 歩 こ う マ ッ プ ウ ォ ー キ ン グ 、 ピ ン ク リ ボ ン 運 動 などの 各 種 イ ベ ン ト に お い て 、 健 康 支 援 プ ロ グ ラ ム 登 録 企 業 と の 協 働 に よ り 、 が ん 検 診 などに 関 する 啓 発 活 動 。					
成 果 指 標	指 標 名		目 標 値 (年 度)	6 年 度	5 年 度	4 年 度
	健康支援プログラム 登録企業数 (件)		20 (令 和 7 年 度)	19	15	15
	健康支援プログラム プログラム登録数 (件)		70 (令 和 7 年 度)	65	51	58
	企業に講師を依頼した健 康づくり出前講座 (回)		30 (令 和 7 年 度)	28	33	36
こ れ ま で の 取 組 み に よ る 効 果 (進 捗 状 況)	○	判 断 理 由 及 び 具 体 的 な 成 果 や 課 題 等	・ 事業所に対する健康づくり出前講座やメルマガの配信など、働く世代に対して健康づくりの啓発ができています。 ・ 健康支援プログラムに登録する企業等が保有するノウハウ・人材等を活かし、市民の健康づくりを推進することができています。 (課 題) ・ 働く世代の健康づくりを促進するため、事業所における健康づくりの取組みを一層推進することが必要			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今 後 の 方 向 性	(課 題 解 決 の た め に 必 要 な 方 策 等) ・ 商 工 会 議 所 等 と 連 携 し て 中 小 規 模 事 業 所 の 事 業 主 等 に 対 し て 、 事 業 所 に お け る 健 康 づ く り の 取 組 推 進 を 働 き かけ 、 出 前 講 座 の 活 用 を 促 す 。 ・ 協 会 け ん ぽ の 健 康 経 営 に 関 す る 「 健 康 宣 言 事 業 」 に 事 業 所 が 取 り 組 む 際 に 市 の 健 康 講 座 等 の メ ニ ュ ー を 活 用 す る 「 W チ ャ レ ン ジ 事 業 」 に よ り 、 事 業 所 に お け る 健 康 づ く り の 取 組 を 促 進 す る 。 (令 和 7 年 3 月 末 時 点 、 市 内 健 康 宣 言 事 業 参 加 事 業 所 数 491 件) ・ 健康支援プログラムにより、企業等のノウハウ・人材等を活用した健康づくりを推進する。					
7 年 度 の 主 な 実 施 内 容	区 分	(前 年 度 か ら の 拡 充 ・ 縮 小 、 変 更 ・ 改 善 内 容 等)				
	継 続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-1-1-13
事業名	かすがい健康マイレージ事業				最終更新日	令和7年5月30日
実施根拠	健康増進法				担当課	健康増進課
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 市民が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組む習慣化のきっかけづくり。 【事業概要】 市民が健康づくりに繋がる取り組みを実践することにより、マイレージ（ポイント）を獲得でき、一定以上のマイレージ獲得者には協力店で様々な特典（サービス）が受けられる「優待カード」を交付する。＜チャレンジポイント ＋ ボーナスポイント ⇒ 100ポイント以上＞ ◇チャレンジポイント：健康的な生活習慣の定着を目指し、食事・運動・その他の3つの分野で自ら宣言した目標にチャレンジして獲得するポイント ◇ボーナスポイント：人間ドックや特定健診、がん検診の受診や健康づくりに関する講座やイベントに参加して獲得するポイント					
	事業期間	平成27年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	（平成30年） ・かすがい健康マイレージアプリを導入 （令和元年度） ・かすがいっ子夏休みチャレンジ（小学生対象）のシートや実施方法を見直し、「生活リズムカレンダー」として参加しやすくした。（参加者数が約5倍に増加） （令和2年度） ・お楽しみ特典に温水プール利用回数券を追加 ・県のマイレージアプリが開始し、希望自治体に配信（春日井市は不参加） ・令和3年3月31日にかすがい健康マイレージアプリを廃止（利用者数の減少や、民間による無料の優れた健康管理アプリが多数供用開始している状況にあるため） （令和3年度～） ・かすがいっ子夏休みチャレンジシートは、配付希望があった学校のみに配付方法を変更。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			159千円	94千円	174千円	146千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		159千円	94千円	174千円	146千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・かすがいっ子夏休みチャレンジ（小学生対象） 7,165枚配付 ・一般向けチャレンジシート 680枚配付 ・まいか交付 572人					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	チャレンジシート配布数 (枚)		9,000 (令和7年度)	7,845	9,269	6,268
	まいか交付数(枚)		550 (令和7年度)	572	477	519
	協力店舗数(件)		50 (令和7年度)	49	49	51
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・ポイントを貯めることを通じ、楽しみながら生活習慣を改善するきっかけづくりとなっている。 (課題) ・さらなる参加者の拡大			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・参加者の拡大に向け、引き続き学校等と連携していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-1-1-14	
事業名	がん検診等及び啓発事業（健康診査等）			最終更新日	令和7年5月30日	
実施根拠	健康増進法 春日井市個別がん検診実施要綱 春日井市胃がんリスク検診実施要綱 春日井市ピロリ菌検査実施要綱			担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。 2 生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目 的】 ・各種がん検診等受診率の向上をめざすとともに、がん検診等の重要性を市民が理解し、がんの早期発見、早期治療に繋げ、死亡率を減少させる。 ・生活習慣病の予防や疾病の重症化を防止し、健康の保持・増進を図る。 【事業概要】 ・4月から翌年2月まで市内指定医療機関で検診を実施。受診券を対象者に送付し、受診勧奨する。健診結果をデータ化し、未受診者への再勧奨、精密検査の受診勧奨、精度管理や統計分析等に活用している。令和4年度から健康増進事業として実施のがん検診について国のPHR登録を開始した。 ・がん検診を啓発するため、他の事業機会を捉え、チラシ等を配布する。 ・ピンクリボン運動月間に合わせた啓発活動を実施する。					
	事業期間	検診は令和7年4月1日～令和8年2月末日 啓発は通年				
過去の経緯、 主な実績等	●生活保護健康診査：平成20年度開始。令和4年度から生活保護法に基づく被保護者健康管理支援事業に基づき開始。（対象40歳以上） ●胃がん検診：昭和60年度開始。平成26年11月から胃内視鏡検査を追加。平成29年度から胃内視鏡の二次読影を開始。（対象:40歳以上） ●大腸がん検診：平成6年度から胃がん検診とセットで開始。平成17年度から単独実施。（対象:40歳以上） ●肺がん検診：平成11年度開始。平成18年度から結核予防法の改正により、65歳以上の肺がん検診が結核検診を兼ねる。（対象:40歳以上） ●前立腺がん検診：平成17年度開始。人間ドックのオプション検査とする。（対象:50歳以上） ●子宮がん検診※：昭和60年度開始。令和3年度から39歳までを対象に経膈超音波検査のオプション検査を実施。（対象:20歳以上） ●乳がん検診※：平成6年度開始。超音波検査又は乳房エックス線検査を選択。（対象:30歳以上） ※平成21年度から国の補助事業として、対象年齢女性市民に無料クーポン券を送付。 ●肝炎ウイルス検診：平成14年10月開始。（対象:40歳から70歳までの5歳刻みの年齢） ●胃がんリスク検診：平成30年度開始。人間ドックのオプション検査とする。（対象:40歳～75歳の5歳刻み年齢） ●ピロリ菌検査：平成26年11月開始。（対象:20歳） ●啓発活動：平成25年度から平成30年度まで、商業施設2か所でがん検診・特定健診の啓発。平成26年度から希望団体へ保健師が出前講座を実施、平成27年度から平成30年度まではママの文化祭で個別指導を実施。平成28年度以降は年度によって取り組みが異なるものの、ピンクリボン運動月間に係る啓発活動を実施（元気ショップとコラボ、健康支援プログラム登録企業と街頭啓発キャンペーン、図書館パネル展にブース設置、乳がんセルフチェック出前講座、乳がん触診体験ブース設置、市役所及びJR春日井駅のデジタルサイネージによる啓発等）					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			533,857千円	511,282千円	516,592千円	628,470千円
	特定財源	国・県支出金	10,221千円	9,848千円	9,375千円	8,754千円
		その他	16,221千円	14,937千円	15,286千円	16,609千円
		一般財源	507,415千円	486,497千円	491,921千円	603,107千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)				
	・対象者に受診券を送付し受診勧奨、未受診者へ再勧奨（ピロリ菌検査、肺がん検診）、精密検査対象者に受診勧奨を行った。				
	・国の補助事業対象となる年齢の女性市民に、乳がん及び子宮がん検診の無料クーポン券を送付し受診勧奨した。				
	・バス検診（乳がん検診（マンモ）、子宮がん検診）を土曜・日曜日に実施した。				
	・ピンクリボン運動月間に係る啓発活動を実施（JR春日井駅、勝川駅での街頭啓発（健康支援プログラム企業）、元気ショップとコラボ、健康支援プログラム登録企業と街頭啓発キャンペーン、図書館パネル展にブース設置、乳がんセルフチェック出前講座、乳がん触診体験ブース設置、市内施設にポスターの設置等）				
成果指標	・がん教育として中学校に対して出前講座を行った。（藤山台中学校はじめ3校 934人）				
	・乳がん検診の精度管理を向上するため、検討会議を行った。				
	指標名	目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	受診者数及び率	愛知県の平均受診率を上回る（大腸がん検診・肺がん検診）	受診者数及び率 別紙参照		
	啓発事業数	10事業	9事業	8事業	6
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・胃内視鏡検査について、専門医による読影委員会を設置し、精度管理の向上に努めている。		
			・乳がん検診について、精度管理を向上するため、令和8年度に実施要領を改定することを目標として、医師会の協力を得て検討会議を開催できた。		
今後の 方向性			・土曜・日曜に実施した集団検診（乳がん及び子宮がん検診）の受診者数を維持できた。		
			・ピンクリボン運動月間に合わせた啓発活動を実施した。		
7年度の 主な実施内容			・より効果的な受診勧奨を行うため、受診券送付対象者の見直しを決定した。（課題）		
			・受診者数が増加するよう効果的な啓発及び受診勧奨方法の検討が必要である。		
			・受診しやすい環境が必要である。		
			・ピンクリボン運動に係る新たな啓発方法を検討し、がんへの関心を高める。		
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)				
	・がん検診の受診者数（率）を向上させるために、個別勧奨のほか健康教育及びイベント等で啓発するとともに、新たな受診勧奨及び啓発方法を検討する。				
7年度の 主な実施内容	・がん検診精度管理に努めるために、事業評価のためのチェックリストに基づいた検診を実施できるようにする。				
	・人間ドックや企業検診などの受診者の数値を把握する。				
	・受診しやすい環境づくりの一環として、土日の乳がん子宮がんバス検診を継続し受診機会を保持する。				
	・がん検診の料金（自己負担）の見直し、ターゲットを絞った定期的な勧奨年齢の設定など、他自治体の実施状況を踏まえながら、必要な調査研究を行う。				
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続	【精度管理】 ・乳がん検診の精度管理のため、乳がん検診運営会議を発足し、乳がん検診のあり方を見直す。 ・子宮頸がん検診のHPV検査導入について検討する。 ・胃がん検診の精度管理の向上を維持するための仕組みを継続する。 【受診勧奨】 ・11月に乳がん・子宮がん・肺・ピロリ菌検査の再勧奨はがきを送付する。 ・ピンクリボン運動月間に係る啓発活動を実施する。 ・デジタルサイネージによるがん検診の啓発を実施する。 ・一体的実施の訪問の際に行う健診（検診）の受診啓発。 ・医師会の協力を得て医療機関にポスター等を掲示し、受診勧奨を行う。			

X線
内視鏡

X線
内視鏡

X線
内視鏡

胃がん	合計（１年）	前年比	X＋内
令和４年度	6,066	92.8	
	2,526	65.8	8,592
令和５年度	5,621	92.7	
	2,072	82.0	7,693
令和6年度	5,014	89.2	
	2,145	103.5	7,159

子宮(頸部)	合計（１年）	前年比	頸体合計	バス健診	総合計
令和４年度	8,068	96.3	9,999	499	10,498
令和５年度	7,818	96.9	9,834	436	10,270
令和６年度	8,077	103.3	10,006	425	10,431

子宮(頸＋体)	合計（１年）	前年比
令和４年度	1,943	100.6
令和５年度	2,016	103.8
令和６年度	1,929	95.7

子宮(超音波)	合計（１年）	前年比
令和４年度	3,070	93.4
令和５年度	3,117	101.5
令和６年度	3,189	102.3

乳(マンモ)	合計（１年）	前年比	マンモ＋エコ	バス検診	総合計
令和４年度	3,194	92.1	9,136	611	9,747
令和５年度	3,390	106.1	8,967	617	9,584
令和６年度	3,420	100.9	8,930	594	9,524

乳(エコー)	合計（１年）	前年比
令和４年度	5,942	96.3
令和５年度	5,577	93.9
令和６年度	5,510	98.8

前立腺(別日)	合計（１年）	前年比
令和４年度	1,809	103.3
令和５年度	1,776	94.9
令和６年度	1,709	96.2

大腸	合計（１年）	前年比
令和４年度	18,103	97.9
令和５年度	17,347	93.8
令和６年度	17,414	100.4

生保健診	合計（１年）	前年比
令和４年度	222	88.1
令和５年度	226	94.6
令和６年度	225	99.6

肺(XP)	合計（１年）	前年比	X＋喀痰
令和４年度	20,089	97.9	21,060
令和５年度	19,918	97.9	20,659
令和６年度	20,126	101.0	20,761

肝炎ウイルス	合計（１年）	前年比
令和４年度	980	91.2
令和５年度	897	91.5
令和６年度	946	105.5

肺(X＋喀)	合計（１年）	前年比
令和４年度	971	91.9
令和５年度	741	76.3
令和６年度	635	85.7

ピロリ菌	合計（１年）	前年比
令和４年度	278	69.7
令和５年度	248	89.2
令和６年度	249	100.4

前立腺(同時)	合計（１年）	前年比
令和４年度	6,929	98.5
令和５年度	6,712	96.9
令和６年度	6,751	100.6

胃リスク検診	合計（１年）	前年比
令和４年度	1,166	92.3
令和５年度	670	53.0
令和６年度	687	102.5

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-1-1-15	
事業名	がん患者ウィッグ等購入費助成事業 (健康生活支援)			最終更新日	令和7年5月30日	
実施根拠	春日井市がん患者補整具購入費助成金交付要綱			担当課	健康増進課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 ウィッグ及び乳房補正具の購入費用の一部を助成することにより、がん患者の身体的・精神的な負担を和らげ、社会参加を支援するとともに、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。 【事業概要】 - 対象者：次のいずれにも該当する者 - 交付申請日において、市内に住所を有する者 - がんと診断され、がん治療に伴う脱毛や乳房切除により、ウィッグ、医療用帽子又は乳房補整具が必要な者。 - 過去に県内市町村から同様の助成を受けていない者。 - 対象品：①ウィッグ・医療用帽子（頭皮保護ネットを含む） ②乳房補整具（補整パッド又は人工乳房。それらを固定する下着を含む。） - 助成金額：購入費用の1/2 上限額 ①②各2万円 - 申請期限：助成対象品購入後、1年以内 ※県は市町村の助成制度を支援する補助事業を令和4年度から実施（補助率1/2）					
	事業期間	令和4年度～（通年）				
過去の経緯、 主な実績等	令和4年度から助成開始 【実績】 令和4年度 137件 令和5年度 196件					
事業費	事業費		7年(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			4,000千円	3,780千円	3,504千円	2,641千円
	特定財源	国・県支出金	2,000千円	1,889千円	1,752千円	1,320千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		2,000千円	1,891千円	1,752千円	1,321千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	助成件数 213件					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	ウィッグ・医療用帽子助成件数（件）		160	157	148	105
	乳房補整具助成件数（件）		60	56	48	32
					—	—
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・ 助成制度の周知により、がん治療に伴うアピアランスケアを必要とするがん患者からの申請数が増加してきているため。 (課題) ・ 社会状況を鑑み、補助対象装具（エピテーゼ等）の追加について、他市町村の状況を調査研究する。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・ チラシやホームページ等で助成制度の周知を行う。 ・ 県補助金の助成対象装具に変更の可能性があるため、県からの情報を注視する。					
7年度 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・ 春日井市民病院のがん相談支援センターを訪問し、がん患者への情報提供の依頼と職員のアピアランスに関する知識の習得などについて、連携を図る。 ・ 補助対象となる品目が市民に分かりやすいようにチラシの内容変更し、市公式ホームページに掲載したり、愛知県がんセンター等関係機関に郵送したりするなど、周知を図る。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-1-1-16
事業名	歯科健康診査（口腔衛生）				最終更新日	令和7年5月30日
実施根拠	健康増進法 歯科口腔保健の推進に関する法律 愛知県後期高齢者医療制度				担当課	健康増進課
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。 2 生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 青年期から高齢期までの市民の歯科疾患を早期に発見するとともに、早期治療につなげ、口腔機能の維持・向上を図るとともに全身疾患の予防につなげる。 【事業内容】 無料の歯科健診（問診及び歯牙・歯周疾患・軟組織疾患・顎関節・口腔清掃状態の確認）とあわせ、後期高齢者歯科健診においては、オーラルフレイルを予防することを目的に咀嚼・舌口唇・嚥下機能の検査を追加し実施する。 【対象者】 すこやか歯科健診：20歳、30歳及び40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢の人 妊産婦歯科健診：妊娠中から出産日から1年未満の人 後期高齢者歯科健診：76・80歳					
	事業期間	通年				
過去の経緯、 主な実績等	- すこやか歯科健診は、対象となる市民へ個別通知し、受診勧奨を行っている。また、若年の口腔機能に対する意識高揚を図るため、平成30年度からは20歳、令和2年度から30歳を健診の対象に追加した。 - 令和3年度から、就業している市民が健診を受けやすい環境づくりとして、土日に出張すこやか歯科健診を市役所にて実施している。 - すこやか歯科健診未受診者には、郵送で再度受診勧奨を実施。 - 妊産婦歯科健診は、受診票が母子健康手帳の別冊にあるため、手帳交付時などで直接受診勧奨をしている。 - 令和5年度から後期高齢者歯科健診を開始した。					
事業費	事業費		7年度（予算）	6年度（決算見込）	5年度（決算）	4年度（決算）
			41,535千円	39,258千円	38,990千円	30,305千円
	特定財源	国・県支出金	11,251千円	11,003千円	8,301千円	5,839千円
		その他	8,071千円	7,469千円	8,654千円	0千円
	一般財源		22,213千円	20,786千円	22,035千円	24,466千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・すこやか歯科健診・後期高齢者歯科健診、妊産婦歯科健診を実施した。 ・受診勧奨方法の工夫として、人間ドックの結果通知にすこやか歯科健診・後期高齢者歯科健診の案内の同封や生活保護健診の案内チラシの一部にすこやか歯科健診を掲載した。 ・令和5年度から開始した後期高齢者歯科健診は、精密検査結果の把握状況や誤記入の多い項目などをまとめた資料を歯科医師会員へ配付し、健診の精度管理向上に努めた。					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	すこやか歯科健診 受診者数		3,600人	3,536人	3,556人	3,090人
	妊産婦歯科健診 受診者数		750人	746人	755人	795人
	後期高齢者歯科健診 受診者数		1,225人	1,224人	1,391人	－
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・若年や働き盛りの受診率向上を目的に、出張すこやか歯科健診を土日に実施し、事業を開始した令和3年度から30歳、40歳、45歳、50歳、55歳の受診者が概ね増加傾向にある。 (課題) ・若年や働く世代の受診率の向上 ・後期高齢者歯科健診の受診率の向上 ・受診率向上のため、より効果的な受診勧奨方法を構築する必要がある ・令和8年度に県内の検診票が統一されることにより、市の健診票を変更する必要がある			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　－：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・歯科健診未受診者に対して、有効な受診の勧奨方法を構築し、受診率向上に向けた効果的な取組みを実施する。 ・一体的実施のハイリスクアプローチを活用し、後期高齢者歯科健診の受診勧奨を実施する。 ・検診票の県内統一化にあわせて、市の健診項目を変更し、健康かるてのシステム改修を行うとともに、精度管理の仕組みを変更する必要がある。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・令和8年度実施予定の検診票県内統一化に向けて、県の方針に合わせた健診票の内容とする方向で歯科医師会と協議し、市の健診票の項目を決定する。 ・新しい健診票にあわせて、健康かるてのシステム改修をする。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和7年度		整理番号	2-1-1-17
事業名	う蝕対策事業（口腔衛生）				最終更新日	令和7年5月30日
実施根拠	健康増進法 歯科口腔保健の推進に関する法律				担当課	健康増進課
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなが幸せ
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目 的】 幼児から学童生徒期において、乳歯から永久歯に生え変わる、う蝕の好発時期にフッ化物の塗布やフッ化物洗口を行い、歯質の強化と酸に対する抵抗性を高め、う蝕予防を図る。歯科保健指導を行うことで、口腔内セルフケア能力の向上を図る。 【事業概要】 ① フッ化物洗口事業：う蝕の好発期である年長児や小中学生を対象にう蝕予防としてフッ化物洗口を実施し、集団の場で実施することで公平に効果を得ることを目的に実施する。 ② 児童口腔衛生事業：萌出直後の幼若永久歯の健全育成を図るために、小学1～3年生に全歯牙に対してフッ化物塗布を行い、歯質の強化と酸に対する抵抗性を高める。 また、歯科保健指導を行い、口腔内管理の習慣づけを図る。 ③ 歯の健康教室：6月・12月の年2回実施。 市内に住所を有する未就学児や保護者へ子どもの歯科健診、フッ化物塗布、大人向け歯科健診、歯科保健指導、歯科相談を実施。					
	事業期間	①平成22年度～ ②昭和49年度～ ③昭和54年度～年1回、平成9年度～年2回				
過去の経緯、 主な実績等	① フッ化物洗口事業 平成22年度から公立保育園3園（西部、桃山、瑞穂）をモデル園として開始。 平成25年度から公立保育園29園全園で実施。 平成27年度から私立保育園も対象とし4園で実施。（公立29園、私立4園） 令和5年度から私立幼稚園、小中学校へ対象を拡充し、小学校1校で実施。 令和6年度は公立保育園29園、私立保育園4園、私立幼稚園5園、小学校8校で実施。 ② 児童口腔衛生事業 コロナ禍を除き、市内37小学校の1～3年生の対象児童全員に歯科保健指導を実施した。また、希望する児童全員にフッ化物塗布を実施した。 ④ 歯の健康教室 乳児から成人までの幅広い層等へ対面による、う蝕及び歯周病の予防に関する啓発を行った。					
事業費	事業費		7年度（予算）	6年度(予算)	5年度(決算見込)	4年度(決算)
			6,758千円	6,363千円	6,583千円	5,995千円
	特定財源	国・県支出金	1,210千円	1,210千円	1,046千円	245千円
		その他	655千円	694千円	816千円	0千円
一般財源		4,893千円	4,459千円	4,721千円	5,750千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)				
	① フッ化物洗口事業 ・未実施の私立保育園及び小学校に対し、個別訪問により事業説明を行い、実施する施設を増やした。 ・事業啓発のため、事業説明の動画や市ホームページに専用ページを作成し、情報発信を行った。 ② 児童口腔衛生事業 ・コロナ禍から中止していた、染め出しによる歯みがき指導を再開した。 ③ 歯の健康教室 ・スタンプラリーやクイズ、歯や口の健康を伝える啓発ブースを増やして実施し、参加者が楽しめる内容に拡充した。				
成果指標	指標名	目標値（7年度）	令和6年度	令和5年度	令和4年度
	フッ化物洗口実施者数 （幼児）/施設数	1,942人/58施設	1,399人/42園	1,193人 /38園	1,020人 /31施設
	フッ化物洗口実施者数 （小中学校）/施設数	4,517人/15校	1,502人/8校	396人/1校	—
	フッ化物塗布者率 （小学校）	35%	31.6%	32.7%	—
	歯科保健指導実施者数	8,895人	8,288人	8,734人	2,044人
これまでの 取組みによる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	（判断理由） 3歳児において、う蝕のない者は県平均より高い。 （課題） ・私立幼稚園及び小学校のフッ化物洗口実施施設数が目標に達していない。 ・小学校でフッ化物塗布を希望する児童が減少している。		
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし				
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・未実施の保育園・認定こども園、幼稚園及び小中学校へフッ化物洗口事業に取り組んでもらえるよう働きかけを行う。 ・小学校でのフッ化物洗口の実施校を増やし、児童口腔衛生事業で実施している小学校1-3年を対象としたフッ化物塗布から、より集団でう蝕予防効果があるフッ化物洗口に切り替える。				
7年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）			
	拡充	・フッ化物洗口未実施園及び小中学校に個別訪問し、事業説明を行い、実施施設を増やす。 ・歯科医師会及び有識者、関係団体とフッ化物洗口事業の取組みについての検討会議を行う。 ・フッ化物の応用について市民への啓発を行う。 ・歯の健康教室について、啓発ブースの充実を図る。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-1-1-18	
事業名	歯科啓発事業（口腔衛生）				最終更新日	令和7年5月30日	
実施根拠	健康増進法 歯科口腔保健の推進に関する法律				担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保					
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。					
目的・ 事業概要	【目 的】 幼児から高齢期までの全世代における口腔内の健康を維持する。 【事業概要】 ・歯の健康家族コンクール 日頃から歯の健康づくりに努めている家族を表彰することで、健全な永久歯列を目指すよう啓発を行う。 ・歯周病予防教室 18 歳以上の市民を対象に、講話、歯周疾患及び口腔清掃状態の検査、歯科相談及び歯科保健指導を行う。実施回数は年4回。 ・歯科保健指導 全世代を対象に、集団によりう蝕予防や口腔衛生向上にむけたセルフケアについて保健指導を行う。						
	事業期間	平成3年 ～ （歯周病予防教室）					
過去の経緯、 主な実績等	・歯の健康家族コンクール及び歯周病予防教室は、市歯科医師会への委託事業。 ・歯の健康家族コンクールは、歯の健康教室と同時開催で実施。 ・市の独自事業である7021歯ッスルコンテストは、愛知県の8020運動が50％を達成している現状から、市の当初の事業目的を果たしたと判断したため、令和4年度に廃止。						
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)	
			532千円	346千円	333千円	661千円	
	特定財源	国・県支出金	18千円	4千円	9千円	0千円	
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円	
	一般財源		514千円	342千円	324千円	661千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ①歯の健康家族コンクール、歯周病予防教室、歯科保健事業を実施。歯の健康家族コンクールは、募集ポスターを作成し、対象幼児が在籍している市内保育園、幼稚園等へ掲示し、参加者への周知をした。 ②高齢者の参加が多い歯周病予防教室の機会を活用し、オーラルフレイル予防のポピュレーションアプローチを実施した。					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	歯の健康家族コンクール		35組	26組	19組	34組
	歯周病予防教室		4回/48人	4回/30人	4回/14人	4回 23人
	7021歯ッスルコンテスト				廃止	22人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・歯の健康家族コンクールや歯周病予防教室の参加者数は増加しており、参加者に対し口腔衛生に関する意識の向上を図ることができている。 (課題) ・参加者数が少ない ・青年期、壮年期への啓発方法の検討。 ・高齢者の歯科口腔衛生とともに、オーラルフレイル予防の啓発等が必要 ・ライフステージに応じたフッ化物の応用方法の啓発が必要			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・歯周病予防教室の参加者数の増加を図るため、人間ドック結果返送等の封書に教室の案内チラシを同封し受診勧奨し受診率向上を図る。 ・高齢者の介護予防と保健事業等の一体的実施事業と連携し、オーラルフレイルについて周知啓発する。 ・乳幼児期からフッ化物の応用を推進するため、関係部局と啓発方法を検討する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・市民が多く集まるイベントや教室等で、歯と口の健康に関するチラシ等の配付や各歯科健診の受診勧奨を行うなど、周知啓発方法を検討する。 ・フッ化物の応用について、ライフステージに応じた指導内容を検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-1-1-19	
事業名	若年がん患者在宅療養支援事業 (健康生活支援)			最終更新日	令和7年5月30日	
実施根拠	春日井市若年がん患者在宅療養支援助成金交付要綱			担当課	健康増進課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 若年がん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養を支援し、若年がん患者の生活の質の向上を図る。 【事業概要】 - 対象者：次のいずれにも該当する者 (1) 交付申請日において、市内に住所を有する40歳未満の者 (2) 末期がんと診断されている者 (3) 在宅における療養生活の支援および介護が必要な者 - 対象サービス：在宅サービス（訪問看護、訪問介護、訪問入浴等）、福祉用具の貸与、福祉用具の購入 - 助成金額：サービス利用料の9割相当額（上限額 1か月54,000円） - 助成対象者の在宅療養における相談支援を基幹型地域包括支援センターへ委託し実施する。					
	事業期間	令和5年度～（通年）				
過去の経緯、 主な実績等	令和5年4月1日に、県が市町村に対する本事業の補助事業を施行した。 当市においても、若年がん患者の在宅における療養生活に係る在宅サービス受給経費に対し、助成金交付事業を開始した。また、対象者へ在宅療養の相談支援事業を本市独自で実施した。					
事業費	事業費		7年(予算)	6年度(決算見込み)	5年度(決算)	4年度(決算)
			1,296千円	759千円	330千円	—
	特定財源	国・県支出金	648千円	370千円	165千円	—
		その他	—	—	—	—
	一般財源		648千円	389千円	165千円	—

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	助成件数22件(実人数5人)					
成果指標	指標名		目標値(7年度)	6年度	5年度	4年度
	助成申請件数		25件	22件 (実人数は5人)	8件 (実人数は2人)	—
					—	—
					—	—
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・基幹型地域包括支援センターや春日井市民病院等と協力し、制度の周知を図ることで、終末期の若年がん患者の在宅療養の支援及び家族の経済的負担の軽減や家族の在宅介護に係る負担の軽減を図ることができている。 ・相談支援事業の委託先である基幹型地域包括支援センターと情報共有を行うことにより、支援者の支援をスムーズに実施できている。 (成果及課題) ・医療機関及び若年がん患者又はその家族への更なる周知が必要である。 ・基幹型地域包括支援センター担当者の看取りに係る精神的負担感の軽減。 ・家族や後見人等がいないなど困難事例に対応するための運用の検討。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・春日井市民病院や県がんセンターへ事業の周知や、対象者への啓発を依頼していく。 ・相談支援事業の委託先である基幹型地域包括支援センターと春日井市民病院で連携し、事業の共有や職員の資質向上を図る。また、看取りに係る精神的負担感の緩和に努める。 ・要綱改正により、家族や後見人等がいないなど困難事例への対応を整理する。					
7年度 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・春日井市民病院や愛知県がんセンター等へ事業の周知や対象者への啓発を依頼する。 ・定期的に基幹型地域包括支援センターと課題について情報共有を行う。 ・家族や後見人等がいないなど困難事例への対応を整理するため、県内市町村や先進都市の状況を調査し、要綱の改正を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和7年度	整理番号	2-1-1-20													
事業名	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施			最終更新日	令和7年5月30日													
実施根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第125条、125条の二、125条の三 令和7年度春日井市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る基本的な方針			担当課	健康増進課													
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035 第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会														
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ												
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保																
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。																
目的・ 事業概要	【目的】人生100年時代において、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防（保健事業）とフレイル対策等（介護予防）を一体的に実施し、高齢者が住み慣れた地域で、社会とのつながりを保ちつつ自立した生活ができる期間（健康寿命）を延ばし、生活の質の向上をめざす。																	
	【事業概要】																	
	対象者	・後期高齢者医療制度の被保険者（主に75歳以上）																
	企画・調整	・事業全体のコーディネートを担当医療専門職の配置 ・KDBシステム等を活用した医療・介護データの分析、地域の健康課題の把握																
	高齢者に対する個別的支援 （ハイリスクアプローチ）	・健康課題に応じた取組を実施 ・市の保健師、歯科衛生士等により実施（直営） ・データ分析により、健康課題を抱える高齢者を特定し、医療専門職が訪問等により保健指導を行う。 ・必要に応じ、医療機関等への受診勧奨、地域包括支援センターへの支援依頼を行う。																
通いの場等への積極的な関与等 （ポピュレーションアプローチ）	・医療機関等に委託して実施 ・医療専門職が通いの場や生活拠点施設に出向き、フレイル予防・生活習慣病予防に関して、健康測定会又は健康教育を実施する「フレフレ！フレイル予防教室」を開催する。																	
事業期間	令和4年度～																	
過去の経緯、 主な実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>6年度</th><th>5年度</th><th>4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組圏域数</td><td>9圏域</td><td>6圏域</td><td>1圏域</td></tr> <tr> <td>実施人数</td><td>2,844人</td><td>2,147人</td><td>649人</td></tr> </tbody> </table>						年 度	6年度	5年度	4年度	取組圏域数	9圏域	6圏域	1圏域	実施人数	2,844人	2,147人	649人
	年 度	6年度	5年度	4年度														
	取組圏域数	9圏域	6圏域	1圏域														
	実施人数	2,844人	2,147人	649人														
	令和4年度取組圏域は、中部地区。																	
令和5年度取組圏域は、坂下地区、藤山台・岩成台地区、高蔵寺地区、松原地区、中部地区、西部地区。																		
令和6年度取組圏域は、日常生活圏域12のうち、坂下地区、高森台・石尾台地区、藤山台・岩成台地区、高蔵寺地区、松原地区、鷹来地区、柏原地区、西部地区、中部地区																		
※本市は日常生活圏域12地区を取組圏域とする。																		
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)												
			58,167千円 (うち人件費 15,950千円)	29,171千円 (うち人件費 7,731千円)	20,186千円 (うち人件費 7,505千円)	9,555千円 (うち人件費 6,721千円)												
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円												
		その他	58,093千円	28,807千円	19,534千円	8,984千円												
	一般財源		74千円	364千円	652千円	571千円												

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和7年度		整理番号	2-1-1-21	
事業名	産官学が連携した健康づくり事業 「社会保障費の抑制をめざす」共同研究プロジェクト				最終更新日	令和7年5月30日	
実施根拠	C-REX共同研究契約書 連携・協力に関する覚書				担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035 第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保					
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。					
目的・ 事業概要	【目的】 腎疾患の重症化予防と介護の重度化の低減を目的とし、1件当たりの医療費がほかの疾患と比べて高額な腎疾患を中心に、市民の健康寿命の延伸と本市の社会保障費（医療費及び介護サービス給付費等）の抑制を目指す。						
	【事業概要】 ・市民の健診、医療及び介護データを活用し、慢性腎臓病（CKD）に関するデータからハイリスク者を抽出し、高齢者を取り巻く生活環境上の課題や特異性等の要因を解析。 ・要因解消に向けた運動の推進や食事の改善などのプログラムの構築、実施。 ・市医師会の協力を得て、健診の保健指導や紹介を通じて、かかりつけ医から専門医へ患者を適切な医療へつなぐ仕組みを作る。						
	事業期間	令和6年度～令和8年度					
過去の経緯、 主な実績等	【令和6年度】 6月12日 共同研究申請書提出 7月から オプトアウト実施 9月 7月12日 C-REX共同研究契約書締結 期間 令和6年7月1日から令和9年3月31日まで 10月11日 連携・協力に関する覚書締結 健康医療ライフデザイン統合研究教育センター（iC-REX） （名古屋大学大学院医学系研究科） 12月4日 レセプト、介護認定・給付及び人間ドック等の健診データの匿名化及びデータ提供開始 3月 世界腎臓デーに合わせた周知啓発						
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)	
			— 千円	— 千円	千円	千円	
	特定財源	国・県支出金	— 千円	— 千円	千円	千円	
		その他	— 千円	— 千円	千円	千円	
	一般財源		— 千円	— 千円	千円	千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【慢性腎臓病（CKD）の予防と重症化予防】 ①かかりつけ医師にむけたCKD患者のフォローアップや専門医への紹介基準を作成 ②総合保健医療センターでの人間ドック等健診受診後の保健指導に使用する受診勧奨用ちらしを作成 【データ分析による生活習慣プログラムの構築及び実施】 ・データの匿名化と提供 【周知啓発（世界腎臓デーにあわせた周知啓発等）】 ・3月第2木曜日の世界腎臓デーに合わせて、啓発動画（市民病院院長メッセージ）及び懸垂幕による腎臓病の早期発見・早期治療の啓発活動を実施				
成果指標	指標名	目標値（7年度）	6年度 (R4-R6平均)	5年度	4年度
	新規透析導入患者数	5年間で10%削減	77人 (R4-R6平均)	—	—
	要支援から要介護になる人数	5年間で20%削減	5月末に介護・ 高齢福祉課から 資料提供	648/4559	—
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	令和6年度に覚書を締結し、レセプト等のデータの提供を完了するなど、令和7年度から開始する準備ができたため。 (課題) ・かかりつけ医師にむけたCKD患者のフォローアップや専門医への紹介基準を掲載したちらしを作成し、市医師会の協力を得て、専門医へつなぐ仕組み作りを構築できた。 ・総合保健医療センターでの人間ドック等健診受診後の保健指導に使用する受診勧奨用ちらしを作成することができた。 ・プログラム作成に必要なレセプトなどのデータを匿名化し、提供できた。 ・事業化にあたり三師会の協力が必要である。		
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　—：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) CKD患者をかかりつけ医から専門医へ適切な医療につなぐ仕組みを構築するには、市医師会の協力が必要であるため、きめ細かに情報共有を行う。また、総合保健医療センターの人間ドック等健診における保健指導で啓発を行っているが、民間の健診センター等にも拡充する予定。さらに、市医師会及び薬剤師会の協力を得て、かかりつけ薬剤師がCKD予防の啓発を行う仕組みを作ることや働く世代へのCKD予防に関する啓発事業に取り組む。				
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	拡充	【慢性腎臓病（CKD）の予防と重症化予防】 ・かかりつけ医師から専門医へ患者を適切な医療へつなぐ仕組みを作る。 ・受診勧奨を行う健診実施医療機関の拡充。 ・事業が円滑に行えるように市医師会、歯科医師会、薬剤師会へ取組事項の情報提供を行う。 【データ分析による生活習慣プログラムの構築及び実施】 ・分析されたデータに基づき、名古屋大学とともにプログラムを構築し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業等既存の事業と合わせて実施するための調整を行う。 【周知啓発（世界腎臓デーにあわせた周知啓発等）】 ・世界腎臓デーにあわせて、メッセージ動画配信、懸垂幕の設置等を実施する。 ・CKD等予防することで社員の健康を維持し、企業として人材損失を防ぐことなどを目的として、市内にある企業に対して、働く世代へCKDの予防に関する周知啓発を行う。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和7年度	整理番号	2-1-1-22	
事業名	産官学が連携した健康づくり事業 肥満症疾患を対象とした受診勧奨モデル事業			最終更新日	令和7年5月30日	
実施根拠	包括連携協定			担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 本事業は、肥満症に関する周知啓発や適切な治療を受けられる体制を構築し、肥満症に起因する深刻な慢性疾患を予防することで、市が抱える健康課題である市民の生活習慣病の重症化を防ぎ、市民の健康寿命を延伸することを目的とする。 【事業概要】 肥満症は、肥満に該当する状態（BMIが25以上）で、その結果、肥満に起因するあるいは関連する健康障害（2型糖尿病、脂質異常症、高血圧など）を有する状態のことをいい、肥満を放置しておく、脳卒中や心筋梗塞、糖尿病、腎不全など、深刻な病気につながる可能性が高く、本事業では次の2つの事業に取り組む。 (1)市民の健康づくりの推進のため、肥満症の可能性のある市民を、早期に適切な医療へつなく仕組みを構築する。 (2)肥満及び肥満症に対する正しい知識の普及のため、肥満症に関する周知及び啓発を行う。					
	事業期間	令和6年度～令和9年度				
過去の経緯、 主な実績等	【令和6年度】 10月23日 包括連携協定締結（ノボ ノルディスク ファーマ社） (1)適切な医療へつなく仕組みの構築 11月～3月 パイロット事業（BMI等を基準とした専門医療機関への受診勧奨） 総合保健医療センターで行う人間ドック受診者のうち、BMI35以上かつ医療機関未受診の市民に専門機関への受診勧奨を実施 対象者数40人中、受診勧奨者数21人。うち、専門医療機関受診者数4人 (2)周知及び啓発 3月9日 肥満症啓発イベント（イースス春日井） ノボ ノルディスク ファーマ（株）と「体重を整えて健康を保つために」をテーマに開催 136組参加（想定100組）					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			— 千円	— 千円	千円	千円
	特定財源	国・県支出金	— 千円	— 千円	千円	千円
		その他	— 千円	— 千円	千円	千円
一般財源		— 千円	— 千円	千円	千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 過去の経緯、主な実績等を参照					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度 (R6.10以降)	5年度	4年度
	(1)受診勧奨実施者数		40人 パイロット事業・本事業	21人 パイロット事業	—	—
	(2)専門医療機関受診率 (市民病院)		(1)のうち、50%	19%	—	—
	(3)出前講座等の開催		1回以上	1回	—	—
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) パイロット事業において、受診勧奨から専門機関への受診までつながって実施が できている。 ノボ ノルディスク ファーマ（株）と共催で肥満症啓発イベントを開催し、 136組の参加があった。 (課題) 市内の医療機関で検診を受診し、対象（BMI35以上）となった市民への受診勧 奨の仕組みを構築する必要がある。 肥満症に関する正しい知識の普及のための更なる周知が必要である。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 市医師会の協力を得ながら、専門医療機関への受診につながる仕組みを構築していく。 肥満症は病気であり治療が必要である等、疾患に対する正しい知識を普及していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	拡充	(1)本事業（BMI等を基準とした専門医療機関への受診勧奨） パイロット事業を民間健診センターに拡充し、本事業に組み込んで実施するととも に、市医師会の協力を得て、かかりつけ医療機関等が行う特定健診などの健診でBMI 35以上の者に対し、郵送や保健指導を通じて、肥満症専門医療機関（春日井市民病院 等）へ受診勧奨を行う。 (2)周知啓発（世界肥満デー等にあわせた周知啓発） ・令和6年度に引き続き、世界肥満デーや健康救急フェスティバルなど様々な機会をと らえて、肥満症の周知啓発を行う。 ・肥満症に起因する健康障害を予防することで、社員の健康を維持し、企業として人材 損失を防ぐことなどを目的として、市内にある企業に対して出前講座等を開催 し、働く世代への啓発を行う。 ・令和7年10月頃に、「春日井市における肥満症対策に関する保健事業の構築」につい て、春日井市民病院医師による肥満症学会への報告を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-1-1-23	
事業名	メンタルヘルス対策事業			最終更新日	令和7年5月19日	
実施根拠	かすがい健康計画2035 自殺対策計画			担当課	地域共生推進課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを推進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 心の健康の保持増進を図るため、メンタルヘルスの専門家によるメンタルヘルス相談や自己診断ツールを提供する。また、自殺対策を推進するため、ゲートキーパー養成講座を実施する。 【事業概要】 ・メンタルヘルス相談 ・ゲートキーパー養成講座 ・こころの健康自己診断ツール ・孤独・孤立対策庁内連携会議					
	事業期間	平成29年度～				
過去の経緯、 主な実績等	平成20年度 自殺予防対策ネットワーク会議を立ち上げ 平成21年度 メンタルヘルス相談事業を開始 平成23年度 ゲートキーパー養成講座を開始 平成25年度 こころの健康自己診断ツールの運用を開始 平成30年度 自殺予防対策ネットワーク会議において自殺対策計画案の意見聴取 令和2年度 メンタルヘルス相談の臨床心理士を1名増員し、相談時間及び相談枠を拡充 (1回あたりの相談時間を10分拡大し、相談枠を月3件から月4件へ拡充した) 令和5年度 自殺予防対策ネットワーク会議を孤独・孤立対策庁内連携会議に改編 令和6年度 こころのサポーター養成講座(令和7年2月25日)を実施 ゲートキーパー養成講座(市職員向けe-ラーニング、高校生)を実施					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			848千円	779千円	686千円	608千円
	特定財源	国・県支出金	484千円	436千円	367千円	358千円
		その他	円	円	円	円
一般財源		364千円	343千円	319千円	250千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) メンタルヘルス相談 45件 ゲートキーパー養成講座 3回(養成者数:専門職編:38人、一般編:3級職員前期研修108人、春日井高等学校定時制56人) こころの健康自己診断ツールアクセス数29,477件 孤独・孤立対策庁内連携会議 2回 こころのサポーター養成講座 養成者数81人					
成果指標	指標名		目標値(7年度)	6年度	5年度	4年度
	メンタルヘルス相談件数		47	45	42	42
	ゲートキーパー養成人数		208	202	242	128
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・医師、臨床心理士による相談により適切な支援機関(医療機関、カウンセラー、家庭児童相談等)に繋ぐことができた。 ・自殺に傾きやすい人への理解や、声掛け等を学ぶゲートキーパーを養成できた。 ・こころのサポーター養成講座を新たに実施し、傾聴の技術やこころのセルフケアについて学ぶ機会を提供した。 【課題】 ・若年層の自殺が増加傾向にある中で、若年層のメンタルケアを向上する機会が少ない。 ・窓口等で従事する専門職が、ゲートキーパーの役割を理解し、対応力を向上する必要がある。			
		◎:期待する又は期待以上の効果があった ○:現状維持 △:期待する効果がなかった ー:評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・市職員や専門職を対象に、求められる役割に応じたゲートキーパー養成講座の企画・運営をする。 ・ゲートキーパー養成講座一般編として、高校生等の若者に向けた講座を実施する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・メンタルヘルス相談 ・ゲートキーパー養成講座 ・孤独・孤立対策庁内連携会議				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和7年6月3日
施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	2 生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	7年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			6年度 （決算）	7年度 （予算）		
1	春日井市医療機関相互連携事業補助金（負担金、補助及び交付金）	継続	2,600	2,600	○	健康増進課
2	自立支援医療給付	継続	392,879	435,454	○	障がい福祉課
事業費合計			395,479	438,054		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	急病時の対応やかかりつけ医などの医療体制に安心している人の割合（％）★	58.1 (2021 年度)	70.0 (2026 年度)

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	本市の医療及び保健衛生を的確に機能させるため、三師会、市民病院、保健所等の多くの関係機関との日頃からの緊密な連携体制の構築が重要である。 これまで、三師会の各団体が実施する独自事業の費用の一部に対して補助金を交付し、地震災害や新興・再興感染症を想定した防災訓練への参加（医師会）、口腔がん集団検診（歯科医師会）、小中高の学校環境衛生検査・指導助言のための研修会（薬剤師会）等を実施してきた。 また、自立支援医療については、障がいの軽減や機能回復のための医療費の一部助成を行うことで、障がいのある人の自立した日常生活の確保に努めてきた。		
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	今後も、引き続き、保健・医療の緊密な連携を図るため、三師会への補助金を継続し、日頃からの相互連携を高める。 大規模災害や感染症の拡大などの非常時における連携の強化に向けて、日頃から総合防災訓練や在宅医療・介護連携推進事業、公衆衛生事業などの機会を活用し、三師会との連携や協力体制を構築する。 また、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の重要性を市民に周知啓発することにより、早期発見、早期治療及び重症化予防を図る。 また、自立支援医療については、引き続き、費用助成を行い、障がいのある人の自立した日常生活の確保を支援していく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-1-2-1	
事業名	春日井市医療機関相互連携事業補助金（負担金、補助及び交付金）			最終更新日	令和7年5月30日	
実施根拠	春日井市医療機関相互連携事業補助金交付要綱			担当課	健康増進課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	2 生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 医療及び保健衛生に関する連携、保健予防体制づくりの推進並びに公衆衛生の向上。 【事業概要】 (1)医師会、歯科医師会、薬剤師会が行う次の事業を対象に補助金を交付する。 ・医療機関相互の連携及び体系的な保健予防体制づくりに関する事業 ・その他公衆衛生事業全般にわたる指導及び助言に関する事業 (2)限度額 医師会 1,800,000円、歯科医師会 600,000円、薬剤師会 200,000円					
	事業期間	平成13年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	・医師会 ホームページでの医療機関の紹介、総合防災訓練参加（緊急医療救護体制整備）など ・歯科医師会 誤嚥予防プログラム、歯の健康教室・歯の健康家族コンクール景品配付など ・薬剤師会 定例会及び生涯教育研修会運営					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			2,600千円	2,600千円	2,600千円	2,600千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		2,600千円	2,600千円	2,600千円	2,600千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・医師会 1,800,000円 ・歯科医師会 600,000円 ・薬剤師会 200,000円					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	医師会、歯科医師会、薬剤師会の活動を支援することにより、医療及び保健衛生に関する連携が進み、市内の医療体制及び公衆衛生の向上に寄与している。 (課題) 引き続き、三師会と良好な関係を継続しながら、市内の市の医療及び保健衛生に関する連携を行っていく必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 引き続き効果的、効率的な事業の実施を求めていく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-1-2-2	
事業名	自立支援医療給付			最終更新日	令和7年5月16日	
実施根拠	障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令 障害者総合支援法施行規則 春日井市障害者総合支援法施行細則 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 自立支援医療費支給認定実施要綱			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	2 生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 障がいの軽減や機能の回復のための医療について、医療費の自己負担額を軽減するため、費用の一部を助成するもの。 【事業概要】 [更生医療] 対象者 18歳以上の身体障がい者手帳をお持ちの人 身体障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、障がいの軽減、進行の防止、機能の回復のための医療に対して、費用の一部を助成する（所得に応じて自己負担あり）。 [育成医療] 対象者 18歳未満の児童 身体に障がいのあるこどもの健全な育成を図るため、生活の能力を得るために必要な医療に対して、費用の一部を助成する（所得に応じて自己負担あり）。					
	事業期間	平成18年度～（更生医療）、平成25年度～（育成医療）				
過去の経緯、 主な実績等	費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない障がいのある人などの負担軽減となり、福祉の増進に役立っている。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			435,454千円	392,879千円	376,918千円	373,944千円
	特定財源	国・県支出金	326,143千円	300,000千円	281,221千円	290,303千円
		その他	円	円	円	円
	一般財源		109,311千円	92,879千円	95,697千円	83,640千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・更生医療支給件数 13,958件 ・育成医療支給件数 63件 【事業費等】 ・報償費(28,000円) 育成医療の意見書審査 @2,000円×14件=28,000円 ・役務費 手数料(555,643円) 審査支払手数料 更生医療 553,254円 育成医療 2,389円 ・扶助費(392,294,915円) 更生医療 391,187,148円 育成医療 1,107,767円					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	支給件数(更生医療)		14,132件(7年度)	13,958件	13,820件	13,981件
	支給件数(育成医療)		83件(7年度)	63件	62件	90件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	適正に事務を行っており、障がいのある人の福祉の増進に役立っている。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 国の動向に注目しながら、法令に基づき適正に実施する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和7年6月3日
施策等	2 高齢者福祉の充実	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	7年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			6年度 （決算）	7年度 （予算）		
1	老人福祉施設等整備補助	継続	19,891	6,211	○	福祉政策課
2	高齢者等虐待防止	継続	30	30	○	地域共生推進課
3	介護予防・日常生活支援 総合事業 介護予防・生活支援サ ービス事業	継続	11,435	19,197	◎	地域共生推進課
4	一般介護予防事業	継続	2,428	5,375	○	地域共生推進課
5	老人福祉施設等入所 措置	継続	93,253	109,722	○	地域共生推進課
6	支援困難高齢者対策事 業	継続	7,299	8,243	○	地域共生推進課
7	成年後見制度利用・相談 支援事業	継続	31,197	34,769	○	地域共生推進課
8	生活支援ショートステ イ	継続	1,072	2,104	○	地域共生推進課
9	生活支援ハウス運営事 業	継続	26,689	28,693	○	地域共生推進課
10	介護予防・日常生活支 援総合事業	継続	643,338	713,486	○	介護・高齢福祉課
11	介護サービス利用者 負担軽減対策事業	継続	3,654	5,400	○	介護・高齢福祉課
12	住宅改修等実態調査 （介護給付費等適正 化事業）	継続	0	0	○	介護・高齢福祉課
13	健康診断書料助成	改善	434	400	◎	介護・高齢福祉課
14	地域密着型サービス 事業者の指定	継続	726	759	○	介護・高齢福祉課
15	地域密着型サービス 事業者の指導・監査	継続	35	37	○	介護・高齢福祉課
16	居宅介護支援事業者 の指定	継続	726	759	○	介護・高齢福祉課
17	居宅介護支援事業者 の指導・監査	継続	35	37	○	介護・高齢福祉課
18	介護予防・日常生活支 援総合事業者の指定	継続	726	759	○	介護・高齢福祉課
19	介護予防・日常生活支 援総合事業者の指導・監査	継続	35	37	○	介護・高齢福祉課
20	老人福祉施設等整備 補助（地域密着型サ ービス施設整備補助）	継続	230,302	0	○	介護・高齢福祉課

施策を構成する事業						
番号	事業名	7年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			6年度 （決算）	7年度 （予算）		
21	ケアプラン点検(介護給付費等適正化事業)	継続	35	37	○	介護・高齢福祉課
22	介護サービス相談員派遣事業	継続	3,634	5,036	○	介護・高齢福祉課
23	介護サービス事業者会議	継続	778	780	○	介護・高齢福祉課
24	介護支援専門員・介護職員等研修（ハートスクール）	継続	1,128	1,119	○	介護・高齢福祉課
25	介護認定審査会運営	継続	59,326	64,566	○	介護・高齢福祉課
26	認定調査事務	継続	132,700	146,322	○	介護・高齢福祉課
27	第1号通所事業（第一希望の家）	改善	18,816	25,728	○	介護・高齢福祉課
28	重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業	継続	0	14	○	介護・高齢福祉課
29	外国人高齢者福祉手当	廃止	0	0	○	介護・高齢福祉課
30	日常生活用具給付	改善	234	250	○	介護・高齢福祉課
31	寝具乾燥交換	継続	1,141	2,535	○	介護・高齢福祉課
32	訪問入浴サービス	継続	568	428	○	介護・高齢福祉課
33	訪問理美容サービス	継続	15,082	16,278	○	介護・高齢福祉課
34	高齢者賃貸住宅住み替え助成	改善	501	360	○	介護・高齢福祉課
35	特定入所者介護(介護予防)サービス費支給	継続	685	783	○	介護・高齢福祉課
36	高齢者補聴器購入費支給	継続	1,826	3,990	○	介護・高齢福祉課
事業費合計			1,309,759	1,204,244		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	要支援・要介護認定率（％）	19.6 （2024 年）	22 以下 （2026 年）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	◎	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果や課題を踏まえた効果検証等)	人生100年時代に向かって高齢者が人生の最後まで安全・安心した生活を送るためにも、高齢者の自立支援に必要な介護のサービスの需要は益々高くなっている。 このような状況の中、新規事業については、難聴対策として、補聴器購入費の助成やヒアリングフレイル予防の取組みを実施するとともに、介護保険事業者への講習会や運営指導、介護サービス相談員派遣など、介護保険事業の円滑かつ適切な運営を行うことができた。 また、地域福祉コーディネーターが民間事業者や学校などと協働し、介護予防やいきがづくりなどを行う通いの場の普及拡大に努めており、多様な主体が参画する地域づくりが推進できている。 施設整備については、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1か所と、過去には整備がなかった看護小規模多機能型居宅介護1か所の整備に関して、計画最終年度に公募決定することができた。 更に、経費が増加傾向にある高齢者福祉サービスの財源のあり方について、第9次高齢者総合福祉計画の策定に伴い、令和6年度から介護保険料を財源とする保健福祉事業を介護保険事業特別会計に新たに立ち上げ、持続可能な事業継続に向けた改善を行うことができた。 以上により、高齢者総合福祉計画に基づき、高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できる環境の整備に努めるとともに、持続可能な介護保険事業の円滑かつ適正な運営や、高齢者の自立支援と介護予防、介護・福祉サービスの一層の充実を目指して取り組むことができている。		
今後の方向性 (課題解決の方策等)	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	2040年に向けて、団塊ジュニア世代が65歳以上になる一方で、生産年齢人口は大幅に減少するとともに、団塊の世代に関しては医療・介護ニーズが高くなり、多死社会を迎えることが予測されている。 このため、将来に向けての持続可能な介護保険制度の運営を図るとともに、高齢者の自立支援、重度化防止の取組みをさらに進めていく必要がある。また、介護人材の確保・育成に必要な対策を講じるとともに、AIやロボット化などの先進的なデジタル技術の普及・促進を積極的に図っていく必要がある。 あいちデジタルヘルスプロジェクトなど官民協働の効果的な取組みを一層推進するとともに、終活サポート事業の利用促進や死後事務支援のあり方など、身寄りのない高齢者の総合的な支援体制を検討していく。 今後、ウェルビーイングの実現に向け、(仮称)総合福祉計画の策定にあわせて、持続可能な介護保険制度の確保や高齢者福祉サービスのあり方について、必要な検討を行っていくものとする。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-1	
事業名	老人福祉施設等整備補助			最終更新日	令和7年4月28日	
実施根拠	春日井市老人福祉施設等整備補助要綱（R6.9.2付廃止） 春日井市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱			担当課	福祉政策課	
関連計画	高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	春日井市福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	（目的） 老人福祉施設等の整備を促進することにより、老人福祉の向上を図る。 （事業概要） ○ 対象事業者 社会福祉法人、医療法人、株式会社等 1 春日井市老人福祉施設等整備補助要綱（廃止済） R6.9.2付廃止、しょうなあさひが丘の借入金償還補助金は継続 2 春日井市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱 (1) 既存の小規模施設等におけるスプリンクラー等整備事業 (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 (3) 高齢者施設等の給水設備整備事業 (4) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業 (5) 介護職員の宿舎施設整備事業 (6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業					
	事業期間	平成6年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	（成果） 地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、国の補助金等を積極的に活用しながら、施設・居住系サービスの整備を着実に進めるとともに、施設等における災害時の非常用電源や給水設備、防犯・安全対策の強化を進めている。 ＜春日井市老人福祉施設等整備補助金交付実績＞ 令和4年度 養護老人ホーム 1件 6,428千円 令和5年度 養護老人ホーム 1件 6,355千円 令和6年度 養護老人ホーム 1件 6,283千円 ＜春日井市地域介護・福祉空間整備等補助金交付実績＞ 令和4年度 実績なし 令和5年度 介護職員の宿舎施設整備事業 1件 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 1件 令和6年度 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 2件					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			6,211千円	19,891千円	21,999千円	6,428千円
	特定財源	国・県支出金	千円	13,608千円	15,644千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
一般財源		6,211千円	6,283千円	6,355千円	6,428千円	

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・老人福祉施設等整備補助金 借入金償還補助金 養護老人ホームしょうなあさひが丘 6,283 千円 ・地域介護・福祉空間整備等補助金 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分） ゆたかの郷 5,919 千円 春日井グループホームそよ風 7,689 千円					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	養護老人ホーム借入金償還		6,211千円	6,283千円	6,355千円	6,428千円
	スプリンクラー等整備					
	防災改修等支援			13,608千円		
	給水設備整備					
	介護職員宿舎施設整備				2,334千円	
	新型コロナウイルス 感染拡大防止対策支援				13,310千円	
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(成果) 地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続 することができるよう、国の補助金等を積極的に活用しながら、施設・居住系サ ービスの整備を進めるとともに、施設等における災害時の非常用電源や給水設 備、防犯・安全対策の強化を進めている。 (課題) 医療・介護の必要度が高まる75歳以上高齢者の人口が増加する2025年に向 け、地域間のバランスに配慮した在宅サービスや施設の整備が課題となってい る。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ―：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 医療・介護の必要度が高まる75歳以上高齢者の人口が増加する2025年に向け、高齢者が住み慣 れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアを構築するため、施設・居住系サービスの整備を着実に進 めるとともに、施設等における災害時の非常用電源や給水設備、防犯・安全対策の強化を進めてい く。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	国や県の補助金の所要額調査にあわせて、市内の介護・福祉事業者に意向を調 査し、補助を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-2-1-2	
事業名	高齢者等虐待防止				最終更新日	令和7年5月16日	
実施根拠	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律				担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン 高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関		—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 高齢者福祉の充実 3 障がい者福祉の充実					
		1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。 2 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。					
目的・ 事業概要	【目的】 高齢者虐待及び障がい者虐待を防止するため、権利擁護連絡会議を開催し、関係機関との連携強化を図る。また、市民及び関係機関等への知識の普及・啓発を図る。 コア会議及び評価会議を開催し、世帯全体への包括的な支援や弁護士からの助言を受ける。 【事業概要】 1 権利擁護連絡会議（年1回）の開催 2 権利擁護セミナー等啓発事業の実施 3 コアメンバー会議及び虐待終結に向けた評価会議の開催						
	事業期間	平成17年度～（協議会）、平成19年～（講演会）、平成27年度～（連絡会議）					
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 1 広報に高齢者虐待について掲載（毎年） 2 平成17年度 高齢者・障がい者虐待防止協議会の開催（以降毎年開催） 3 平成19年度 高齢者・障がい者虐待防止講演会の開催（以降毎年開催） 4 平成24年度 地域見守りホットラインの設置 5 平成27年度 平成17年度から開催の協議会を高齢者・障がい者虐待防止連絡会議へ変更（以降毎年開催） 高齢者・障がい者権利擁護センターの設置 6 平成29年度 春日井市版高齢者虐待対応マニュアルの策定（以降必要に応じ改訂） 7 平成30年度 基幹型地域包括支援センターの設置 8 令和 2年度 平成27年度から開催の高齢者・障がい者虐待防止連絡会議を権利擁護連絡会議へ統合 9 令和 4年度 平成19年度から開催の講演会を権利擁護セミナーへ変更（以降毎年開催） 10 令和 5年度 障がい者虐待対応を地域福祉課へ移管 高齢者虐待						
	区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	
	虐待通報件数	228	247	254	233	192	
	虐待認定件数	63	75	61	74	57	
	障がい者虐待						
	区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	
	虐待通報件数	47	39	25	36	34	
	虐待認定件数	10	13	8	5	9	
	事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
				30千円	30千円	70千円	70千円
特定財源		千円	千円	千円	千円		
		千円	千円	千円	千円		
一般財源		30千円	30千円	70千円	70千円		

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ① 障がい者虐待におけるコア会議の運用見直し 通報者が警察であり、虐待なしと判断できるもの等は書面による会議を可能とする。 ② 権利擁護連絡会議の開催 関係機関との連携や関係施策の調整、情報共有する地域連携ネットワークの強化。					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	高齢者虐待通報受理件数		243件	228件	247件	254件
	高齢者虐待認定割合 (小数点以下四捨五入)		25%	28%	30%	24%
	障害者虐待通報受理件数		50件	47件	39件	25件
	障害者虐待認定割合 (小数点以下四捨五入)		20%	21%	33%	
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 虐待対応マニュアルに即した対応を行うことで、高齢者虐待対応の標準化・事務負担の軽減を図ることができた。 障がい者虐待対応については警察からの障がい者虐待事案通報票に基づく対応事項を新たに作成し、事務負担軽減を図ることができた。 【課題】 ① 虐待防止に向けた周知・啓発を行うとともに、連絡会議等を通じて、連携体制を構築していく必要がある。 ② 世帯全体の抱えている生活課題を把握し、関係機関や医療機関との連携の強化、再発防止など予防的な支援体制を構築する必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ① 権利擁護連絡会議及び医療・福祉従事者向けの研修の開催 在宅医療・介護サポートセンターや地域包括支援センターと連携して、医療・福祉従事者向けの研修会を開催することで、多機関・多職種との連携や地域の見守り体制を構築する。 ② 虐待対応に対する効率化等の効果の検証を行う。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	① 権利擁護連絡会議の開催 ② 権利擁護セミナーの実施 ③ 医療・福祉従事者向け研修会の開催				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-3																																					
事業名	介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス事業 (住民主体サービス補助)			最終更新日	令和7年5月23日																																					
実施根拠	介護保険法115条の45第1項 地域支援事業実施要綱			担当課	地域共生推進課																																					
関連計画	地域共生プラン2025 高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	—																																						
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—																																				
	施策等	2 高齢者福祉の充実																																								
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																																								
目的・ 事業概要	【目的】 住み慣れた地域で誰もが居場所や役割、いきがいを持って生活できる地域づくりのため、身近な地域で介護予防活動や多世代が交流する場の立ち上げや運営を支援する。 【事業概要】 住民主体サービスを実施する団体に、その立ち上げ及び運営経費を補助する。 補助金額（上限） 1 立ち上げ支援 (1) 訪問型サービス及び高齢者等サロン 100,000円 (2) ミニデイサービス 1,000,000円 2 運営補助 (1) 訪問型サービス 50,000円／年 (2) 高齢者等サロン及び 月1回 50,000円／年 地域共生サロン 月2回又は年間延べ利用人数500人以上 100,000円／年 週1回以上 200,000円／年 会場使用料補助加算 30,000円まで 買物支援モデル事業加算 100,000円／年 (3) ミニデイサービス 50,000円／月 (4) 訪問型サービスD 150,000円／年																																									
	事業期間	平成28年度 ～																																								
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成28年4月 創設 平成31年4月 訪問型ちょっとお助けサービスの追加、開催頻度及び規模により補助金額を増額 令和2年4月 買い物支援モデル事業を追加 令和2年9月 訪問型サービスD等モデル事業を追加 令和7年4月 地域共生サロンを追加 【実績】 1 高齢者等サロン <table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td></tr> <tr> <td>補助金交付団体数（箇所）</td><td>86</td><td>92</td><td>101</td><td>108</td><td>131</td></tr> <tr> <td>延べ回数（回）</td><td>1,720</td><td>2,265</td><td>3,563</td><td>4,166</td><td>5,166</td></tr> <tr> <td>延べ人数（人）</td><td>32,255</td><td>44,793</td><td>63,248</td><td>71,420</td><td>80,211</td></tr> </table> 2 訪問型サービス <table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td></tr> <tr> <td>補助金交付団体数（箇所）</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td><td>4</td></tr> </table>						区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	補助金交付団体数（箇所）	86	92	101	108	131	延べ回数（回）	1,720	2,265	3,563	4,166	5,166	延べ人数（人）	32,255	44,793	63,248	71,420	80,211	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	補助金交付団体数（箇所）	3	5	6	6	4
	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度																																				
	補助金交付団体数（箇所）	86	92	101	108	131																																				
	延べ回数（回）	1,720	2,265	3,563	4,166	5,166																																				
	延べ人数（人）	32,255	44,793	63,248	71,420	80,211																																				
	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度																																				
補助金交付団体数（箇所）	3	5	6	6	4																																					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																																				
			19,197千円	11,435千円	9,747千円	9,310千円																																				
	特定財源	国・県支出金	7,151千円	4,288千円	3,655千円	3,491千円																																				
		その他	9,599千円	5,718千円	4,737千円	4,655千円																																				
	一般財源		2,447千円	1,429千円	1,355千円	1,164千円																																				

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 高齢者等サロンの実施団体 131箇所 訪問型サービスの実施団体 4団体					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	通所型サービス		180箇所	131箇所	108箇所	101箇所
	訪問型サービス		4箇所	4箇所	6箇所	4箇所
	住民主体サービス利用者数		90,000人	80,211人	71,420人	63,248人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	身近な場所に介護予防や多様な活動を行う通いの場が広がり、日常的に介護予防やいきがいくりに取り組む環境が整ってきた。 【課題】 担い手の不足や参加者の高齢化、男性参加者の少なさ等は複数の団体・地域で共通する課題であり、活動の継続に向けた伴走支援と新たな担い手の確保・育成が必要である。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 地域福祉コーディネーターが民間事業者や学校など多様な主体の参画する地域づくりを推進していく。 地域福祉コーディネーターが中心となり、高齢者サロン等の運営団体の担い手が円滑に継承されるように、必要な支援を行う。訪問型サービスDや買い物支援など、今後、必要となるサービスの拡充に努める。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・地域共生サロンを補助対象に追加する。 ・高齢者等サロンによる買い物支援を、実施する団体の増加を図る。				

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-4																		
事業名	一般介護予防事業			最終更新日	令和7年5月23日																		
実施根拠	介護保険法115条の45 地域支援事業実施要綱			担当課	地域共生推進課																		
関連計画	高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	—																			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—																		
	施策等	2 高齢者福祉の充実																					
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																					
目的・ 事業概要	【目的】 高齢者のフレイル予防や生活機能の維持・向上のため、オーラルフレイルやヒアリングフレイルなどの予防、地域のリハビリテーション活動支援を実施する。 【事業概要】 地域に介護予防講師等を派遣したり、身近な場所でサービスを提供することにより、運動や口腔機能の向上について、住民自らが主体的に取り組めるように支援する。 また、聴力機能低下は認知症の発症やフレイルに影響するため、聴覚に関する正しい知識の啓発を図るとともに、補聴器の使用等、必要な支援につながる体制を整えることで高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図る。 (1) 誤嚥予防セミナー：口腔機能向上の地域出張集団指導 (3) 誤嚥予防プログラム：口腔機能向上の個別指導 (4) 介護予防講師派遣事業：地域活動の支援 (5) 療法士等派遣事業：地域活動又は介護予防ケアマネジメント支援 (6) ヒアリングフレイル予防事業：難聴予防によるフレイル及び認知症予防（令和6年度から開始）																						
	事業期間	平成28年度 ～ （一般介護予防事業としての事業開始）																					
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成21年 パタカラ教室創設（現：誤嚥予防セミナー） 平成26年 介護予防講師派遣事業創設 平成29年 誤嚥予防プログラム創設 療法士派遣事業創設 令和3年 動画版誤嚥予防セミナー 創設 令和5年 誤嚥予防プログラムの市内全域での実施体制が整ったため口腔機能向上事業を廃止 令和6年 ヒアリングフレイル予防事業創設																						
	【実績】 (1) 誤嚥予防セミナー・動画版誤嚥予防セミナー																						
	<table><tr><td>区分</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td></tr><tr><td>回数</td><td>15</td><td>4・6</td><td>10・4</td><td>4・2</td><td>3・4</td></tr><tr><td>延べ人数</td><td>199</td><td>53・93</td><td>144・78</td><td>82・55</td><td>35・37</td></tr></table>					区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	回数	15	4・6	10・4	4・2	3・4	延べ人数	199	53・93	144・78	82・55	35・37
	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度																	
	回数	15	4・6	10・4	4・2	3・4																	
	延べ人数	199	53・93	144・78	82・55	35・37																	
	(2) 誤嚥予防プログラム																						
	<table><tr><td>区分</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td></tr><tr><td>利用回数</td><td>257</td><td>294</td><td>347</td><td>434</td><td>195</td></tr></table>					区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	利用回数	257	294	347	434	195						
	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度																	
	利用回数	257	294	347	434	195																	
(3) 介護予防講師派遣事業 介護予防活動普及事業																							
<table><tr><td>区分</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td></tr><tr><td>利用回数</td><td>44</td><td>70</td><td>122</td><td>147</td><td>144</td></tr></table>					区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	利用回数	44	70	122	147	144							
区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度																		
利用回数	44	70	122	147	144																		
(4) 療法士派遣事業																							
<table><tr><td>区分</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td></tr><tr><td>利用回数</td><td>46</td><td>26</td><td>40</td><td>54</td><td>48</td></tr></table>					区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	利用回数	46	26	40	54	48							
区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度																		
利用回数	46	26	40	54	48																		
(5) ヒアリングフレイルサポーター養成講座																							
<table><tr><td>区分</td><td>6年度</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>35</td></tr></table>					区分	6年度	受講者数	35															
区分	6年度																						
受講者数	35																						

第六次総合計画 事業点検シート

事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			5,375千円	2,428千円	4,091千円	6,978千円
	特定財源	国・県支出金	2,002千円	910千円	1,524千円	2,599千円
		その他	2,688千円	1214千円	2,046千円	3,489千円
	一般財源		685千円	304千円	521千円	890千円
6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) (1)誤嚥予防セミナー 7回 72人(動画版も含む) (2)誤嚥予防プログラム 195人 (3)療法士等派遣事業 48回 (4)介護予防講師派遣事業(介護予防活動普及事業) 144回 (5)ヒアリングフレイルサポーター養成講座 35人 (6)みんなの聴脳力チェックアプリマイスター講座 15人					
成果指標	指標名		目標値(7年度)	6年度	5年度	4年度
	誤嚥予防セミナー参加者数		100人	72人	137人	222人
	介護予防活動普及事業 実施回数		150回	144回	147回	122回
	誤嚥予防プログラム 参加者数		300人	195人	434人	347人
	ヒアリングサポーター養 成者数		35人	35人	—	—
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【成果】 ・介護予防活動普及事業実施回数は順調に推移している。 ・ヒアリングフレイル予防の一つとして介護関係者向けのサポーター養成講座と市民講演会を実施し、聴覚に関する正しい知識の啓発と支援体制を推進した。 【課題】 ・誤嚥予防プログラム及び誤嚥予防セミナーの参加者数が減少しており、実施者及び市民への周知方法を改善する必要がある。 ・あいちデジタルヘルスコンソーシアム等を活用し、多様な介護予防の取り組みを市民が利用できるよう、民間事業との連携、協働を進める必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 高齢者の通いの場等の地域で高齢者が集まる場を積極的に活用し、市の事業の実施のほか、民間事業者が実施する介護予防に資する取り組みを紹介していく。 あいちデジタルコンソーシアムに参加し、春日井市に効果的な協働事業を検討していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・高齢者の通いの場でオーラルフレイルやヒアリングフレイルの啓発を実施。 ・あいちデジタルヘルスコンソーシアム、中部健康・医療産業化ネットワーク担当者会議に参加し、協働できる事業を検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-5	
事業名	老人福祉施設等入所措置			最終更新日	令和7年5月16日	
実施根拠	老人福祉法第11条第1項第1号			担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン 高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	春日井市老人ホーム入所判定委員会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的・事業概要】 環境上及び経済上の理由により在宅で生活することが困難な高齢者を支援するため、老人福祉施設などの入所措置を実施する。					
	事業期間	～				
過去の経緯、 主な実績等	【実績】各年度、4月1日時点の措置者数					
	区 分	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
	しょうなあさひが丘	29名	32名	29名	28名	32名
	瀬古第2マザー園	1名	1名	1名	1名	1名
	福寿園	1名	1名	1名	3名	3名
	寿光園	1名	1名	1名	1名	1名
	陶寿荘	2名	3名	2名	1名	1名
	新和楽荘	4名	4名	3名	2名	2名
	優・悠・邑和	0名	1名	1名	—	—
	計	38名	43名	38名	36名	40名
令和2年度 老人保護措置費について、令和元年10月の消費税増税に伴い支弁基準額の見直しを行い、引き上げを行った。						
令和3年度 高齢者、障害者、低所得者等住居の確保に課題を抱える者が養護老人ホームの契約入所を行う場合において、その利用者に対し交付する補助金について、住宅確保要配慮者補助金交付要綱を定めた。						
令和4年度 老人保護措置費について、職員の処遇改善加算を特別事務費として算定し、支弁基準額の引き上げを行った。						
令和6年度 老人保護措置費について令和6年度介護報酬改定を踏まえ支弁額の引き上げ。						
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			109,722千円	93,253千円	96,370千円	96,196千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		109,722千円	93,253千円	96,370千円	96,196千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・新規入所者数 1名 措置解除者数 6名 ・老人ホーム入所判定委員会の開催（現入所者の継続入所について決定）					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	退所者数		5人	6人	5人	5人
	退所理由（入院）		0人	3人	0人	2人
	退所理由（住居確保）		5人	0人	5人	0人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・新規措置者に対しては、措置が必要かどうか適切に判断し、老人ホーム入所 判定委員会において、委員の承認を得たうえで、措置事務を実施している。 ・継続措置者への面談時に使用するアセスメントシートを作成することで現在 の状態やニーズを把握し、支援に必要な基本情報を得ることができた。その結 果施設と連携し、個別の事情に応じて必要な支援を実施している。 【課題】 高齢化に伴う介護対応や認知症対応が必要な入所者などの養護老人ホームで の措置が困難となっている措置者について、速やかに次の行き先を支援する必 要がある。 また、地域移行が可能な高齢者に関して地域生活に移行するための支援をす る必要がある。 死後事務支援などの必要な手続きを支援する必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ① 関係機関と連携し、経済的に困窮する高齢者の住まい支援の選択肢として養護老人ホームを 活用する。 ② 令和7年度における老人保護措置費引き上げ ③ 被措置者本人の希望や身体の変化に応じ、適切な施設等を検討する。 ・入所者との定期的な面談の実施 ・施設と定期的に入所者の情報共有を実施 ④ 死後事務支援などの必要な手続きを支援する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・養護老人ホームへの入所措置 ・入所判定委員会の開催				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-6	
事業名	支援困難高齢者対策事業			最終更新日	令和7年5月16日	
実施根拠	老人福祉法第10条の4第1項第3号、第4号、第11条第1項第2号			担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン 高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 虐待や認知症などにより、介護サービスの利用が困難な高齢者を支援するため、老人福祉施設などへの入所措置を実施する。 【事業概要】 家族等からの虐待や認知症等やむを得ない事由により、介護サービスの利用が困難である高齢者に対し、福祉の措置により、施設入所等の介護サービスを提供する。					
	事業期間	～				
過去の経緯、 主な実績等	【実績】					
	区 分	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
	措置者数(各年度4月1日現在)	2人	3人	1人	5人	5人
	新規措置者	4人	2人	5人	0人	0人
	措置解除者	4人	3人	3人	4人	0人
	(うち後見による措置解除)	0人	1人	1人	1人	0人
	(うち親族契約による措置解除)	2人	2人	0人	0人	0人
	【措置解除への取組】 ・市長申立てにより後見人の申立てを行い、後見人による契約の実施 ・親族との折衝により、親族が契約するための支援の実施 ・本人契約のための支援の実施					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			8,243千円	7,299千円	2,569千円	3,490千円
	特定財源	千円	千円	千円	千円	千円
		千円	千円	千円	千円	千円
	一般財源		8,243千円	7,299千円	2,569千円	3,490千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 新規措置者 4名 措置解除者 4名 (うち措置解除2名については親族との折衝により施設入所契約に至ったもの)					
成果指標	指標名		目標値(7年度)	6年度	5年度	4年度
	新規措置者数		1人	4人	2人	5人
	契約による措置解除者数		2人	3人	3人	1人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 - 新規措置者に対しては、措置が必要かどうか適切に判断し、措置事務を実施する。 - 継続措置者に対しては、毎年面談を実施し本人の状況を確認し、措置解除に向け、親族調整や成年後見制度の利用支援を実施する。 【課題】 - 長期継続措置者への措置解除に向けた対応 - 高齢者措置費本人負担金の未納なものは、適切な債権管理を行うこと。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ① 親族による契約での施設入所や市長申立て等による成年後見人の選任を速やかに行い、措置から利用契約に移行し、措置費の縮減を図る。 ② 高齢者措置費本人負担金の納付状況の適切な管理を行い、督促及び催告を行う。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	- 特別養護老人ホームまたは短期入所施設等への入所措置 - 継続措置者の面談実施及び、措置解除に向けた個別支援				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-7																														
事業名	成年後見制度利用・相談支援事業			最終更新日	令和7年5月19日																														
実施根拠	老人福祉法第32条の2 成年後見制度利用支援事業実施要綱 成年後見制度の利用の促進に関する法律			担当課	地域共生推進課																														
関連計画	地域共生プラン2025（成年後見制度利用促進基本計画） 第9次高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	春日井市福祉施策等推進協議会																															
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—																														
	施策等	2 高齢者福祉の充実																																	
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																																	
目的・ 事業概要	【目的】 認知症などにより、判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するため、高齢者・障がい者権利擁護センターを設置し、成年後見制度の利用促進や市民後見人の育成などの総合的な権利擁護支援を行う。 【事業概要】 1 高齢者・障がい者権利擁護センターを中核機関に位置付け、成年後見制度の関する相談及び利用を支援 2 市民後見人の育成のため市民後見人養成研修等の実施 3 老人福祉法に基づく市長申立ての実施 4 権利擁護連絡会議を設置し、権利擁護の支援に関する地域連携ネットワークの構築を進める。 5 成年後見申立ての費用及び報酬助成 6 終活サポート事業の実施																																		
	事業期間	平成17年度～																																	
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成17年度 成年後見制度利用支援事業要綱施行 平成25年度 第1期市民後見人育成研修実施 平成27年度 高齢者・障がい者権利擁護センター設置、市民後見人候補者登録バンク設置 平成28年度 第2期市民後見人育成研修実施 高齢者・障がい者権利擁護センター専門委員会、市民後見人サポート委員会設置 平成30年度 第3期市民後見人育成研修実施 令和 元年度 成年後見制度利用促進基本計画を地域共生プランとして一体的に策定 成年後見制度利用支援事業要綱を改定し、報酬助成の対象を市長申立てに限らず、親族申立てにより選任された専門職へ拡充 令和 2年度 第4期市民後見人育成研修実施 令和 3年度 高齢者・障がい者権利擁護センターを中核機関に位置付ける（令和3年1月） 令和 4年度 第5期市民後見人育成研修実施 令和 5年度 第6期市民後見人育成研修実施 令和 6年度 成年後見早わかり講座を実施し、48名が参加 【実績】																																		
	<table><tr><td></td><td>6年度</td><td>5年度</td><td>4年度</td><td>3年度</td><td>2年度</td></tr><tr><td>市長申立て件数</td><td>11件</td><td>19件</td><td>5件</td><td>16件</td><td>19件</td></tr><tr><td>育成研修修了者</td><td>—</td><td>11名</td><td>3名</td><td>—</td><td>8名</td></tr><tr><td>登録バンク人数</td><td>—</td><td>10名</td><td>3名</td><td>—</td><td>8名</td></tr><tr><td>市民後見人数</td><td>5名</td><td>4名</td><td>0名</td><td>7名</td><td>1名</td></tr></table>						6年度	5年度	4年度	3年度	2年度	市長申立て件数	11件	19件	5件	16件	19件	育成研修修了者	—	11名	3名	—	8名	登録バンク人数	—	10名	3名	—	8名	市民後見人数	5名	4名	0名	7名	1名
		6年度	5年度	4年度	3年度	2年度																													
	市長申立て件数	11件	19件	5件	16件	19件																													
育成研修修了者	—	11名	3名	—	8名																														
登録バンク人数	—	10名	3名	—	8名																														
市民後見人数	5名	4名	0名	7名	1名																														
※ 登録バンク人数、市民後見人数は新規に登録、受任した人数																																			
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																													
			34,769千円	31,197千円	33,072千円	26,142千円																													
	特定財源	国・県支出金	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円																													
		その他	6,563円	3,809円	5,160円	5,258円																													
一般財源		25,206千円	24,388千円	24,912千円	17,884千円																														

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 1 成年後見制度利用支援事業 市長による成年後見申立て：11件 2 市民後見人サポート委員会の開催:3回 3 権利擁護連絡会議を開催（1回） 4 終活サポート事業の周知：終活公開講座を実施し122名参加、11箇所周知 5 成年後見制度等に関する市民講座の実施：延べ486名参加 6 春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター：相談件数905件					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	成年後見制度等に関する市民講座ののべ参加人数（市民後見人養成研修含む）		500名	486名	376名	360名
	市民後見人登録者数		35名	30名	34名	26名
	成年後見人等の選任件数		50名	43名	46名	29名
	権利擁護センター相談件数		920件	905件	874件	735件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、成年後見や終活に関するニーズは高まっている。市長による成年後見申立てを積極的に実施、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を図ることができた。 終活サポート事業について、終活公開講座「落語で笑う相続遺言」を実施。出前講座を11箇所実施し、周知啓発が図られた。 【課題】 1 身寄りがない人への具体的な支援を検討する必要がある。 2 法人後見の担い手の育成を検討する必要がある。 3 終活サポート事業の利用促進に向けた、具体的な支援を行う必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の方 向性	(課題解決のために必要な方策等) 1 身寄りのない人等への支援と法人後見の担い手の育成に向けた検討を行う。 2 紛争性が無くなった案件は、専門職から市民後見人に円滑に引き継ぐ。また、市民後見人の活躍の場を増やす。 3 養護老人ホーム入所者や生活支援ハウス利用者等に対し、終活サポート事業の利用と死後事務等の適切な助言を行う。 4 地域共生社会における身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について、必要な調査研究を行う。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	1 権利擁護連絡会議の開催 2 市民後見人育成研修の実施 3 終活サポート事業の周知と利用促進 4 終活情報登録や死後事務支援の体制整備に向けた検討。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-8																		
事業名	生活支援ショートステイ			最終更新日	令和7年5月20日																		
実施根拠	春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱			担当課	地域共生推進課																		
関連計画	地域共生プラン2025 第9次高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	—																			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—																		
	施策等	2 高齢者福祉の充実																					
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																					
目的・ 事業概要	【目的】 家族の疾病等の理由により、在宅で生活することが困難な高齢者を支援するため、養護老人ホーム等への短期入所を行う。 【事業概要】 要介護等高齢者の介護者が社会的な理由に、急に介護が困難となった場合などに要介護等高齢者が短期入所生活介護施設等に宿泊し、介護者の不安解消と高齢者の健全な社会生活の継続を支援する。																						
	事業期間	平成12年度～																					
過去の経緯、 主な実績等	平成12年度 事業開始 平成29年度 緊急ショートステイとリフレッシュショートステイを統合 令和6年度 一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替 【実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>6年度</th><th>5年度</th><th>4年度</th><th>3年度</th><th>2年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ利用人数</td><td>7人</td><td>6人</td><td>6人</td><td>3人</td><td>7人</td></tr> <tr> <td>延べ利用日数</td><td>160日</td><td>102日</td><td>66日</td><td>14日</td><td>143日</td></tr> </tbody> </table>						6年度	5年度	4年度	3年度	2年度	延べ利用人数	7人	6人	6人	3人	7人	延べ利用日数	160日	102日	66日	14日	143日
	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度																		
延べ利用人数	7人	6人	6人	3人	7人																		
延べ利用日数	160日	102日	66日	14日	143日																		
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																	
			2,104千円	1,072千円	690千円	108千円																	
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	円	円																	
		その他	2,104千円	1,072千円	円	円																	
	一般財源		円	円	690千円	108千円																	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 利用人数 7人(理由:虐待による分離目的5人、その他:2人) 利用日数 160日					
成果指標	指標名		目標値(7年度)	6年度	5年度	4年度
	延利用人数		8人	7人	6人	6人
	延利用日数		300日	160日	102日	66日
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 関係機関と連携し、速やかに利用につなげることで、高齢者の安全な生活の確保に努めた。また、利用後の生活の場を整えるため、親族と協力して包括的な支援を行った。 【課題】 一時的に居宅での生活が困難となった高齢者の、生活環境の改善に向けた調整に時間がかかるため、個々の状況に応じた適切な利用期間の設定を検討する必要がある。			
			◎:期待する又は期待以上の効果があった ○:現状維持 △:期待する効果がなかった ー:評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 1 本人の意思に即した生活環境を早期に整えられるよう、関係機関や親族等と連携し、包括的に支援する。 2 個々の利用者に応じ、適切な利用期間内で支援する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	高齢者生活支援ショートステイの利用				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-9	
事業名	生活支援ハウス運営事業			最終更新日	令和7年5月21日	
実施根拠	春日井市生活支援ハウス運営事業実施要綱			担当課	地域共生推進課	
関連計画	第9次高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 ひとり暮らしに不安のある60歳以上の人が、安心して生活するため、住居の提供及び相談、緊急時の対応などを提供する。 【事業概要】 高齢などのため独立して生活することに不安のある方に、各種機能を備えた施設を提供し、各種相談、助言及び緊急時の対応を行う。 ○施設 生活支援ハウス第2グレイスフル春日井（定員15名） 生活支援ハウスあさひが丘（定員10名）					
	事業期間	平成14年度～				
過去の経緯、 主な実績等	平成14年度 第2グレイスフル春日井で事業開始 平成17年度 あさひが丘で事業開始 令和6年度 入居要件であった、身元引受人の連絡先の記載を削除 令和7年度 人件費や物価の高騰により、委託料の見直しを実施					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			28,693千円	26,689千円	22,045千円	22,045千円
	特定財源	千円	千円	千円	千円	千円
		千円	千円	千円	千円	千円
一般財源		28,693千円	26,689千円	22,045千円	22,045千円	

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	第2グレイスフル あさひが丘	新規入所4名 新規入所1名	退所3名 退所1名	令和6年度末時点 令和6年度末時点	入居者 13名/15名 入居者 10名/10名	
成果指標	指標名		目標値(7年度)	6年度	5年度	4年度
	第2グレイスフル春日井 入所者数		15人	13人	12人	13人
	あさひが丘 入所者数		10人	10人	10人	7人
	合計		25人	23人	22人	20人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 入居者の状況に応じ、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、入所者は安心して生活ができている。 【課題】 1 介護が必要となるなどの入居者の身体状況の変化に応じて、介護サービス利用や養護老人ホーム等への入所支援を行う必要がある。 2 入居者が退去時に、退去費用を支払うことが困難な場合、どのように対応するか検討する必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 1 入居者と定期面談を行い、入居者の生活課題を把握し、地域包括支援センターと連携して、必要なサービスの導入や養護老人ホーム等への入所支援を行う。 2 家財処分や修繕等の原状回復の方法等を検討する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	生活支援ハウス事業運営				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-10	
事業名	介護予防・日常生活支援総合事業			最終更新日	令和7年5月9日	
実施根拠	介護保険法第115条の45 春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括ケア推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう介護予防や生活支援サービスを総合的に提供する。 【事業概要】 1 介護予防・生活支援サービス事業 (1) 第1号訪問事業（訪問型サービス） ア 介護予防訪問介護相当サービス イ 緩和した基準によるサービス ウ 住民主体のサービス（地域共生推進課所管） エ 短期集中型サービス (2) 第1号通所事業（通所型サービス） ア 介護予防通所介護相当サービス イ 緩和した基準によるサービス ウ 住民主体のサービス（地域共生推進課所管） エ 短期集中型サービス (3) 第1号生活支援事業（その他生活支援サービス） ア 配食サービス (4) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント） (5) 一般介護予防支援事業（地域共生推進課所管）					
	事業期間	平成17年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【主な改正内容】 平成29年4月 配食サービスを第1号生活支援事業に位置付け 平成30年4月 第1号訪問事業に緩和した基準によるサービスを創設 平成30年6月 事業所アンケートの実施 平成31年4月 緩和した基準によるサービスに介護職員処遇改善加算を創設 平成30年2月 地域包括支援センターによる自立支援を促進する適切な介護予防ケアマネジメントを推進し、事業費の軽減を実現 令和3年4月 報酬の引き上げ、緩和した基準によるサービス（通所型サービス）に運動器機能向上加算を創設					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
	(地域共生推進課分含む)		713,486千円	643,338千円	587,565千円	543,146千円
	特定財源	国・県支出金	257,442千円	227,110千円	214,481千円	189,621千円
		その他	193,326千円	187,744千円	167,892千円	150,113千円
	一般財源		262,718千円	228,484千円	209,192千円	203,412千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・地域包括支援センターによる適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、各種サービス提供が行われた。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	訪問型サービス利用件数		7,932件	7,956件	7,729件	7,563件
	通所型サービス利用件数		16,692件	18,444件	16,675件	15,042件
	生活支援サービス （配食サービス）利用件数		6,120件	7,153件	6,331件	5,340件
	介護予防ケアマネジメント		12,348件	13,135件	12,173件	11,503件
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・適切な介護予防ケアマネジメントを実施し、利用者の状態に応じた適切なサービスの利用調整を促進した結果、国の定める上限額の範囲内で事業を実施することができた。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・介護予防ケアマネジメントの質の向上や住民主体サービスの通いの場など、健康づくりや地域リハビリテーション等の介護予防の取組を促進する。 (住民主体サービスと介護予防については地域共生推進課主導で行う。) ・地域包括支援センターを通じて、介護予防ケアマネジメントの平準化を図る。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・第9次高齢者総合福祉計画に沿って事業を実施する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-11	
事業名	介護サービス利用者負担軽減対策事業			最終更新日	令和7年5月9日	
実施根拠	春日井市介護保険サービス利用者負担軽減要綱 春日井市介護保険サービス利用者負担軽減制度事業費補助金 交付要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針 ①人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ 適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 高齢者のいる低所得者世帯であって、特に生計が困難である者に対して、介護保険サービスの利用促進を図り、高齢者の自立した生活を継続できるよう支援する。 【事業概要】 1 内 容 社会福祉法人等が提供する介護サービスについて、介護サービス費（1割分）、食費、居住費（滞在費）が軽減される確認証を交付する。また、当該利用者負担の軽減を実施した社会福祉法人等に対し、補助金を交付する。 2 対象者 次のいずれかに該当する方 (1) 世帯全員が市民税非課税で、次の要件の全てを満たす方 ・年収が単身世帯で150万円（世帯員1人増えるごとに50万円を加算）以下 ・預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員1人増えるごとに100万円を加算）以下 ・世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない ・負担能力のある親族等に扶養されていない ・介護保険料を滞納していない (2) 生活保護受給者 3 補助金の交付対象 軽減した額が本来受領すべき利用者負担額の100分の1に相当する額を超える社会福祉法人 ※県費補助3/4					
	事業期間	平成17年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【主な改正内容】 平成24年1月 軽減対象者に生活保護受給者を追加 平成24年4月 対象に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスを追加 平成30年4月 対象に第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護相当事業、地域密着型通所介護を追加					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			5,400千円	3,654千円	2,621千円	1,841千円
	特定財源	国・県支出金	4,050千円	2,740千円	1,965千円	1,344千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		1,350千円	914千円	656千円	497千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) - 介護保険サービス事業者講習会の配布資料に当該制度について掲載し、ケアマネジャー等へ周知を行った。 - 確認証の年度更新、新規申請を行った。 - 社会福祉法人への補助金交付を行った。 - 社会福祉法人への所要額調査を前倒しで行い、7年度の予算編成の参考とした。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	負担軽減確認証交付数		180人	168人	148人	110人
	助成する社会福祉法人数		7	6	5	4
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	生計が困難な低所得者世帯の高齢者のサービス利用の負担軽減に寄与するものであり、確認証の交付数は増加しており、サービス利用の促進が図られている。施設入所を検討している居宅サービス利用者から制度についての問い合わせが増加していることから、制度についてケアマネジャー等の間で浸透してきている。また、軽減制度を行っている社会福祉法人等から利用者への申請案内も適切に行われている。 制度の利用が増加すると市の支出も増加すること、また、県からの補助金内示額が夏過ぎの調査に基づき決定されるうえ実績確定後の追加交付は困難であることから、法人への助成金額を適正に見込み、愛知県への補助金申請を適切に行う。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 事業を未実施である社会福祉法人については、国からの働きかけや、愛知県においては県内の実施事業所一覧や事業所向けのページをホームページで公開し、事業実施に係る働きかけを行っていることから、今後も県の動向を注視する。 法人への助成金額を正確に把握する為、6月下旬頃に法人に対して見込調査を行い、愛知県への補助金申請の参考とする。 また、軽減制度を行う事業者等を増やすため、社会福祉法人以外への周知に力を入れる。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	市民や事業所に制度についての周知が進むと、利用者の負担軽減利用や助成を申請する法人も増加すると考えられ、市の支出も増加することから、法人への助成金額を適正に見込んで予算確保し、愛知県への補助金申請を適切に行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-12	
事業名	住宅改修等実態調査（介護給付費等適正化事業）			最終更新日	令和7年5月16日	
実施根拠	介護保険法第115条の45			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第6期愛知県介護給付適正化計画 第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 - 介護保険給付の適正化を図る。 - 介護給付適正化に関する主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検）の実施は、地域支援事業交付金の上限額適用の必須条件である。 【事業概要】 - 施工前に訪問等による被保険者宅の実態確認及び工事見積書の点検を行うとともに、被保険者又はその家族がケアマネ等から複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう説明されたか確認する。 - 施工後に訪問等による住宅改修の施工状況又は福祉用具の使用状況等を点検する。受領委任払いの際は、市からの通知書が届く前に工事代金の支払いを行っていないか確認する。					
	事業期間	平成20年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	- 住宅改修の施工前の工事見積書の点検及び施工後の竣工写真等の点検は全件実施している。 - 施工前、施工後の調査は住宅改修・福祉用具販売事業所に対する不要給付抑止の効果がある。 - ケアマネにおける相見積もりの説明の義務に対する理解が深まっている。 - 住宅改修・福祉用具販売事業所における受領委任払いに対する理解が深まっている。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			0千円	0千円	0千円	0千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	0千円	0千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・調査対象については、介護保険住宅改修の実績が少ない事業者や特殊な住宅改修の内容などにより選定し、業務の効率化を図った。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	住宅改修調査		10件	10件	7件	6件
	福祉用具調査		1件	1件	0件	0件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・訪問調査により不正が発覚した事例はない。 ・確認に出かける職員の人件費」と「不正を発見したとき返還させる場合の返還金額」の費用対効果が低い。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 引き続き、介護保険住宅改修の実績が少ない事業者や特殊な住宅改修の内容など対象を精査して、効果的・効率的な実施に努める。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・引き続き介護保険住宅改修の実績が少ない事業者や特殊な住宅改修の内容など対象を精査して、抽出する。 ・施工後だけでなく、施工前の訪問を行うケースを精査した上で、施工前訪問を計画的に行い、被保険者に対して適切な情報提供や助言を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	改善	年度	令和7年度		整理番号	2-2-1-13
事業名	健康診断書料助成				最終更新日	令和7年5月16日
実施根拠	春日井市高齢者健康診断書料助成交付要綱				担当課	介護・高齢福祉課
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 健康診断書料の一部を助成することにより、福祉サービス等の利用促進と経済的な負担を軽減する。 【事業概要】 介護保険サービスや市の高齢者福祉サービスを利用するときに健康診断書が必要な場合に、健康診断書料の一部を助成する。 1 対象者 市民税非課税世帯の方で、次のいずれかに該当する者 （1） 市内在住で、市の高齢者福祉サービスを利用するもの （2） 市の要介護認定を受けており、介護保険サービスを利用するもの 2 助成金額 10,000円を上限（同一年度に1回が限度）					
	事業期間	平成9年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【主な改正内容】 平成12年4月 助成対象を市の福祉サービス事業もしくは措置を受ける者に改めた。 平成13年4月 助成対象に介護保険の介護サービスを加えた。助成対象者を市民税非課税世帯の者に限定した。 平成14年4月 春日井市障害者福祉健康診断書料助成要綱の制定に伴い、助成の対象から障害者福祉の対象になるものを削った。 平成14年7月 助成対象に生活支援ハウス運営事業を加えた。 平成18年4月 対象者を春日井市に住所を有する者とした。生活保護法による被保護者を対象から除いた。 平成26年4月 対象者の要件のうち、老人福祉法による措置を受ける者にあつては、市内住所要件を削除した。介護保険サービスを利用する者にあつては、市内住所要件を削除し、市の介護保険被保険者であることを追加した。 平成26年10月頃 居宅連で在宅サービス提供時に健康診断書の提出を求めない旨の申し合わせが行われた。（平成26年：154件→平成27年：44件）					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			400千円	434千円	299千円	342千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		400千円	434千円	299千円	342千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) - 対象者に対し、49件（全て介護サービス）の助成を実施した。 - 制度が利用者側だけでなく、事業所側に浸透してきている。 - 施設入所の際に診断書の代替えとなる「主治医意見書」の情報開示について、医師会と調整し、令和7年度から医師への事前開示同意を不要とするよう見直した。 - 施設に対し、入所判断において主治医意見書を交付が簡易にできるようになったことを周知した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	助成件数（介護サービス）		37件	49件	32件	38件
	助成件数（福祉サービス）		3件	0件	2件	2件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	- 一定の利用者が存在している。 - 低所得者の方への負担軽減は必要と考えるが、主治医意見書を代替えとすることで、健康診断の手続きも経費も不要となる。 - 介護に必要な費用負担に対する軽減対策であったが、主治医意見書の交付により必要度がほぼ無くなったため、今後廃止とすることも可能となった。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 令和7年度は現状のまま事業継続するが、施設には健康診断書を新たに作成するのではなく主治医意見書の交付により入所判定ができることを周知済であり、（仮称）総合福祉計画の策定に向け、事業を令和7年度末で廃止するよう事務をすすめる。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	改善	- 次期計画策定に向けた調査研究を行う。 - 事業を令和7年度末で廃止とするよう事務をすすめる				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-14																
事業名	地域密着型サービス事業者の指定			最終更新日	令和7年5月9日																
実施根拠	介護保険法第78条の2、第115条の12 春日井市指定地域密着型サービス人員等基準条例 春日井市指定地域密着型介護予防サービス人員等基準条例			担当課	介護・高齢福祉課																
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括支援センター運営等協議会																	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域がつなが暮らしやすさ																
	施策等	2 高齢者福祉の充実																			
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																			
目的・ 事業概要	【目的】 介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、指定基準を満たし、適切に介護サービスを提供できる事業者を確保する。 【事業概要】 新規指定は、書面審査と現地確認を行い、地域包括支援センター運営等協議会での意見聴取を経て指定する。 指定更新は、指定有効期間（6年間）終了前に書面審査を行う。 また、事業内容に変更があった場合や各種加算を取得する場合に、変更届出書を受付する。																				
	事業期間	平成18年度～																			
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成18年4月 地域密着型サービスの創設 平成24年4月 愛知県からの指定権限の移譲により市が所管 平成24年4月 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設 複合型サービスの創設 平成24年12月 春日井市指定地域密着型サービス人員等基準条例（春日井市指定地域密着型介護予防サービス人員等基準条例）を制定 平成28年4月 利用定員18人以下の通所介護を地域密着型通所介護として創設 平成30年4月 介護サービス事業者指定等審査手数料の徴収を開始 審査手数料 新規1回／30,000円、更新1回／10,000円 【市内のサービス事業所数】 104事業所（令和7年3月31日現在） <table border="0"> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td><td>1事業所</td><td>小規模多機能型居宅介護</td><td>9事業所</td></tr> <tr> <td>地域密着型通所介護</td><td>53事業所</td><td>認知症対応型共同生活介護</td><td>23事業所</td></tr> <tr> <td>認知症対応型通所介護</td><td>9事業所</td><td>地域密着型介護老人福祉施設</td><td>9事業所</td></tr> </table>					定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	小規模多機能型居宅介護	9事業所	地域密着型通所介護	53事業所	認知症対応型共同生活介護	23事業所	認知症対応型通所介護	9事業所	地域密着型介護老人福祉施設	9事業所				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	小規模多機能型居宅介護	9事業所																	
地域密着型通所介護	53事業所	認知症対応型共同生活介護	23事業所																		
認知症対応型通所介護	9事業所	地域密着型介護老人福祉施設	9事業所																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th><th>6年度</th><th>5年度</th><th>4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規指定件数（市内）</td><td>1件</td><td>9件</td><td>5件</td></tr> <tr> <td>指定更新件数（市内）</td><td>18件</td><td>10件</td><td>6件</td></tr> <tr> <td>指定事業所数（予防を含む）（市内）</td><td>104か所</td><td>106か所</td><td>100か所</td></tr> </tbody> </table>				指標名	6年度	5年度	4年度	新規指定件数（市内）	1件	9件	5件	指定更新件数（市内）	18件	10件	6件	指定事業所数（予防を含む）（市内）	104か所	106か所	100か所
指標名	6年度	5年度	4年度																		
新規指定件数（市内）	1件	9件	5件																		
指定更新件数（市内）	18件	10件	6件																		
指定事業所数（予防を含む）（市内）	104か所	106か所	100か所																		
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)															
			759千円	726千円	726千円	726千円															
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円															
		その他	千円	千円	千円	千円															
一般財源		759千円	726千円	726千円	726千円																

第六次総合計画 事業点検シート

6年度 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・新規指定、指定更新事業者の申請書類の審査、決定 ・指定更新事業者への更新案内 ・各種申請及び届出情報を介護保険指定機関等管理システムに入力、事業者情報の適切な管理 ・電子申請・届出システムでの指定や変更等の届出受付					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	指定事業所数（市内）		110か所	104か所	106か所	100か所
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・指定有効期間の2か月前に更新のお知らせを送ることで、余裕をもって更新の処理ができた。 (課題) ・介護サービスにおける必要な事務処理が増加傾向にあり、事業者の事務負担が大きくなっている。 ・人員、設備及び運営に関する基準や報酬請求事務を十分理解せず新規指定を受けようとする事業者は、その後の事業運営においても不備が目立つ傾向がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・適切な介護サービス事業の提供を図るため、介護サービスに新規参入する事業者に対し、指定申請時に人員運営基準や報酬請求事務の留意事項を説明する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・新規指定時に介護サービス提供上の留意事項について説明し、事業者の理解度を深めたうえで新規指定を行う。また、事業者講習会資料を渡し、事業運営に必要な情報を伝達する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-15											
事業名	地域密着型サービス事業者の指導・監査			最終更新日	令和7年5月14日											
実施根拠	介護保険法第23条、第78条の7、第115条の17 春日井市指定地域密着型サービス人員等基準条例 春日井市指定地域密着型介護予防サービス人員等基準条例			担当課	介護・高齢福祉課											
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括支援センター運営等協議会												
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域がつな ぐ暮らしやすさ											
	施策等	2 高齢者福祉の充実														
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。														
目的・ 事業概要	【目的】 地域密着型サービス事業者に対して指導を行い、介護保険制度の適正な運営やサービスの質の向上及び保険給付の適正化を図る。 【事業概要】 運営指導は、介護サービス事業所に出向き、関係書類等を確認し、人員等に関する基準や介護報酬の請求、苦情処理、事故発生時の対応などについて助言指導を行う。利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（運営体制指導及び報酬請求指導に限る）についてはオンライン等の活用も可能。 監査は、介護報酬の不正請求や重大な基準違反がある場合に行う。															
	事業期間	平成18年度～														
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成18年4月 地域密着型サービスの創設 平成24年4月 愛知県からの指定権限の移譲により市が所管 平成24年4月 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設 複合型サービスの創設 平成24年12月 春日井市指定地域密着型サービス人員等基準条例（春日井市指定地域密着型介護予防サービス人員等基準条例）を制定 平成28年4月 利用定員18人以下の通所介護を地域密着型通所介護として創設 事業者講習会の開催（講習会不参加事業所は書面講義により報告）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>開催日</th><th>参加事業所数 （総合事業含む）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td><td>令和5年6月12日</td><td>152事業所</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>令和6年6月24日</td><td>172事業所</td></tr> </tbody> </table>					年度	開催日	参加事業所数 （総合事業含む）	令和5年度	令和5年6月12日	152事業所	令和6年度	令和6年6月24日	172事業所		
	年度	開催日	参加事業所数 （総合事業含む）													
	令和5年度	令和5年6月12日	152事業所													
	令和6年度	令和6年6月24日	172事業所													
	運営指導															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>運営指導件数</th><th>対象事業所数</th><th>実施率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td><td>41件</td><td>106事業所</td><td>37.8%</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>18件</td><td>104事業所</td><td>17.3%</td></tr> </tbody> </table>					年度	運営指導件数	対象事業所数	実施率	令和5年度	41件	106事業所	37.8%	令和6年度	18件	104事業所
年度	運営指導件数	対象事業所数	実施率													
令和5年度	41件	106事業所	37.8%													
令和6年度	18件	104事業所	17.3%													
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)										
			37千円	35千円	35千円	32千円										
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円										
		その他	千円	千円	千円	千円										
	一般財源		37千円	35千円	35千円	32千円										

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・運営指導の実施 ・事業者講習会の実施（対面式、書面式）開催					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	事業者講習会の参加数		200か所 （書面参加含む）	172か所	152か所	135か所
	運営指導件数		47件	18件	41件	40件
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) 感染対策を行ったうえで運営指導を実施。 運営指導において、事前に書面提出による確認を行うことで、事業所の滞在 時間短縮を図った。 指導確認項目や文書の標準化を図った。 (課題) ・指定基準等を事業者に周知して遵守させるとともに、実施状況を確認して、 適正なサービス提供を図っていく必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・人員運営基準等の改正に関するQ＆Aなどについて速やかに周知を図る。 ・運営指導結果や課題等をまとめ、事業者へ情報提供を行う。 ・事業者の事務負担の軽減・事務の効率化を図る。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・介護報酬改定に関する基準やQ＆Aなどについて速やかに周知を図る。 ・前年度の指導結果や課題等をまとめたものを、事業者講習会等で事業者にフィードバックする。 ・令和6年度介護報酬改定で義務化された項目（BCP策定、感染症対策、高齢者虐待防止推進等）について重点的に指導を行う。特に未実施による減算とならないよう注意する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-16																																
事業名	居宅介護支援事業者の指定			最終更新日	令和7年5月9日																																
実施根拠	介護保険法第79条、第115条の22 春日井市指定居宅介護支援人員等基準条例 春日井市指定介護予防支援人員等基準条例			担当課	介護・高齢福祉課																																
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括支援センター運営等協議会																																	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域がつな ぐ暮らしやすさ																																
	施策等	2 高齢者福祉の充実																																			
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																																			
目的・ 事業概要	【目的】 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、指定基準を満たし、適切に居宅サービス計画を作成できる事業者を確保する。 【事業概要】 新規指定は、書面審査と現地確認を行い指定する。 指定更新は、指定有効期間（6年間）終了前に書面審査を行う。 また、事業内容に変更があった場合や各種加算を取得する場合に、変更届出書を受付する。																																				
	事業期間	平成28年度～																																			
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 - 平成27年3月 春日井市指定介護予防支援人員等基準条例を制定 - 平成29年12月 春日井市指定居宅介護支援人員等基準条例を制定 - 平成30年4月 居宅介護支援事業の指定権限の移譲により市が所管 介護サービス事業者指定審査手数料の徴収を開始 審査手数料 新規1回/30,000円、更新1回/10,000円 【事業所数】令和7年3月31日現在 居宅介護支援事業所 75事業所 介護予防支援事業所 13事業所 【実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th><th>6年度</th><th>5年度</th><th>4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新規指定件数</td><td>居宅介護</td><td>6件</td><td>2件</td><td>5件</td></tr> <tr> <td>介護予防</td><td>3件</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="2">指定更新件数</td><td>居宅介護</td><td>9件</td><td>11件</td><td>11件</td></tr> <tr> <td>介護予防</td><td>8件</td><td>3件</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="2">指定事業所数</td><td>居宅介護</td><td>75事業所</td><td>74事業所</td><td>77事業所</td></tr> <tr> <td>介護予防</td><td>13事業所</td><td>12事業所</td><td>12事業所</td></tr> </tbody> </table>					年度		6年度	5年度	4年度	新規指定件数	居宅介護	6件	2件	5件	介護予防	3件	—	—	指定更新件数	居宅介護	9件	11件	11件	介護予防	8件	3件	—	指定事業所数	居宅介護	75事業所	74事業所	77事業所	介護予防	13事業所	12事業所	12事業所
	年度		6年度	5年度	4年度																																
新規指定件数	居宅介護	6件	2件	5件																																	
	介護予防	3件	—	—																																	
指定更新件数	居宅介護	9件	11件	11件																																	
	介護予防	8件	3件	—																																	
指定事業所数	居宅介護	75事業所	74事業所	77事業所																																	
	介護予防	13事業所	12事業所	12事業所																																	
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																															
			759千円	726千円	726千円	726千円																															
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円																															
		その他	千円	千円	千円	千円																															
一般財源		759千円	726千円	726千円	726千円																																

第六次総合計画 事業点検シート

6 年 度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・新規指定、指定更新事業者の申請書類の審査、決定 ・指定更新事業者への更新案内 ・各種申請及び届出情報を介護保険指定機関等管理システムに入力、事業者情報の適切な管理 ・電子申請・届出システムでの受付 ・介護予防支援の指定範囲拡大に伴う事務（居宅介護支援事業所への範囲拡大。令和6年度介護報酬改定）					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	指定居宅介護支援事業所数 （介護予防支援事業所）		75 (13)	75 (13)	77 (12)	77 (12)
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・指定有効期間の2か月前に更新のお知らせを送ることで、余裕をもって更新の処理ができた。 (課題) ・介護サービスにおける必要な事務処理が増加傾向にあり、事業者の事務負担が大きくなっている。 ・人員、設備及び運営に関する基準や報酬請求事務を十分理解せず新規指定を受けようとする事業者は、その後の事業運営においても不備が目立つ傾向がある。 ・居宅介護支援事業所数が不足の傾向にあり、新規利用者が担当の介護支援専門員を見つけることが困難になってきている。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・適切な介護サービス事業の提供を図るため、介護サービスに新規参入する事業者に対し、指定申請時に人員運営基準や報酬請求事務や、地域包括支援センター等の関係機関との連携などについて説明する。 ・居宅介護支援事業所数若しくは介護支援専門員を増加させる方策について調査研究を行う。					
7 年 度 の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・新規指定時に介護サービス提供上の留意事項について説明し、事業者の理解度を深めたうえで新規指定を行う。また、事業者講習会資料を渡し、事業運営に必要な情報を伝達する。 ・居宅介護支援専門員への講習会費用助成について調査研究を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-17																								
事業名	居宅介護支援事業者の指導・監査			最終更新日	令和7年5月14日																								
実施根拠	介護保険法第23条、第83条、第115条の27 春日井市指定居宅介護支援人員等基準条例 春日井市指定介護予防支援人員等基準条例			担当課	介護・高齢福祉課																								
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括支援センター運営等協議会																									
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域が つながりやすさ																								
	施策等	2 高齢者福祉の充実																											
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																											
目的・ 事業概要	【目的】 居宅介護支援事業者に対して指導を行い、介護保険制度の適正な運営やサービスの質の向上及び保険給付の適正化を図る。 【事業概要】 運営指導は、居宅介護支援事業所に出向き、関係書類等を確認し、人員等に関する基準や介護報酬の請求、苦情処理、事故発生時の対応等について助言指導を行う。利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（運営体制指導及び報酬請求指導に限る）についてはオンライン等の活用も可能。 監査は、介護報酬の不正請求や重大な基準違反がある場合に行う。																												
	事業期間	平成28年度～																											
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 - 平成27年3月 春日井市指定介護予防支援人員等基準条例を制定 - 平成29年12月 春日井市指定居宅介護支援人員等基準条例を制定 - 平成30年4月 居宅介護支援事業の指定権限の移譲により市が所管 【事業所数】 令和7年3月31日現在 居宅介護支援事業所75事業所 介護予防支援事業所13事業所 事業者講習会の開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>開催日</th><th>参加事業所数</th><th>参加率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td><td>令和5年6月12日</td><td>80事業所</td><td>89.9%</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>令和6年6月24日</td><td>84事業所</td><td>95.5%</td></tr> </tbody> </table> 運営指導 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>運営指導件数</th><th>対象事業所数</th><th>実施率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td><td>12件</td><td>86事業所</td><td>14.0%</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>24件</td><td>88事業所</td><td>27.3%</td></tr> </tbody> </table>					年度	開催日	参加事業所数	参加率	令和5年度	令和5年6月12日	80事業所	89.9%	令和6年度	令和6年6月24日	84事業所	95.5%	年度	運営指導件数	対象事業所数	実施率	令和5年度	12件	86事業所	14.0%	令和6年度	24件	88事業所	27.3%
	年度	開催日	参加事業所数	参加率																									
	令和5年度	令和5年6月12日	80事業所	89.9%																									
	令和6年度	令和6年6月24日	84事業所	95.5%																									
	年度	運営指導件数	対象事業所数	実施率																									
	令和5年度	12件	86事業所	14.0%																									
令和6年度	24件	88事業所	27.3%																										
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																							
			37千円	35千円	35千円	32千円																							
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																							
		その他	千円	千円	千円	千円																							
	一般財源		37千円	35千円	35千円	32千円																							

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・運営指導の実施 ・事業者講習会の実施（対面式、書面式）開催 ・監査の実施（1件、運営基準違反により実施）					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	事業者講習会の参加者数		88	84	73	80
	運営指導件数 （介護予防支援）		38 (5)	24 (1)	7 (5)	48 (4)
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) 感染対策を行ったうえで運営指導を実施。 運営指導において、事前に書面提出による確認を行うことで、事業所の滞在時間短縮を図った。 指導確認項目や文書の標準化を図った。 (課題) ・改正された指定基準等を事業者に周知して遵守させるとともに、実施状況を確認して、適正なサービス提供を図っていく必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・人員運営基準等の改正に関するQ＆Aなどについて速やかに周知を図る。 ・運営指導結果や課題等をまとめ、事業者へ情報提供を行う。 ・事業者の事務負担の軽減・事務の効率化を図る。 ・ケアプラン点検等で把握した課題や好事例をまとめ、事業者へ情報提供を行う。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・人員運営基準等の改正に関するQ＆Aなどについて速やかに周知を図る。 ・前年度の運営指導結果や課題等とケアプラン点検等で把握した課題や好事例をまとめたものを、事業者講習会等で事業者にフィードバックする。 ・令和6年度介護報酬改定で義務化された項目（BCP策定、感染症対策、高齢者虐待防止推進等）について重点的に指導を行う。特に未実施減算とならないよう注意する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-18
事業名	介護予防・日常生活支援総合事業者の指定				最終更新日	令和7年5月9日
実施根拠	介護保険法第115条の45の5 春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 春日井市介護予防訪問介護（通所介護）相当サービス人員等基準 春日井市訪問型（通所型）サービス緩和した基準によるサービス人員等基準 春日井市訪問型（通所型）短期集中型サービス人員等基準 春日井市サービス事業の費用算定基準				担当課	介護・高齢福祉課
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括支援センター運営等協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域が つながりやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 高齢者の自立支援と介護予防を促進し、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、指定基準を満たし、適切に介護予防や生活支援サービスを提供する事業者を確保する。					
	【事業概要】 新規指定は、書面審査と現地確認を行い指定する。 指定更新は、指定有効期間（6年間）終了前に書面審査を行う。 また、事業内容に変更があった場合や各種加算を取得する場合に、変更届出書を受付する。					
	事業期間	平成28年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成28年4月 介護予防・日常生活支援総合事業の開始 （介護予防通所介護相当サービス、通所型緩和した基準によるサービス、通所型短期集中サービス） （介護予防訪問介護相当サービス、訪問型短期集中サービス） 平成30年4月 訪問型緩和した基準によるサービスを創設 介護サービス事業者指定手数料の徴収を開始 審査手数料 新規1回／30,000円、更新1回／10,000円					
	【市内のサービス事業所数 内訳】 事業所 令和7年3月31日現在					
	訪問相当サービス		58事業所		通所相当サービス 89事業所	
	訪問緩和サービス		41事業所		通所緩和サービス 58事業所	
	訪問短期集中型サービス		2事業所		通所短期集中型サービス 1事業所	
	指標名		6年度		5年度	
	新規指定件数（市内）		5件		15件	
	指定更新件数（市内）		121件		20件	
	訪問型事業所数（市内）		101事業所		106事業所	
	通所型事業所数（市内）		148事業所		159事業所	
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			759千円	726千円	726千円	860千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		759千円	726千円	726千円	860千円

第六次総合計画 事業点検シート

6 年 度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・新規指定、指定更新事業者の申請書類の審査、決定 ・指定更新事業者への更新案内 ・各種申請及び届出情報を介護保険指定機関等管理システムに入力、事業者情報の適切な管理 ・電子申請・届出システムでの受付 ・事業者への指定基準及び報酬基準の周知 ・緩和した基準によるサービス開始から6年が経過するため、初回指定者の更新申請に伴う事務(指定有効期限令和6年3月末)。					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	指定事業所数 （市内）		250か所	249か所	265か所	270か所
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・指定有効期間の2か月前に更新のお知らせを送ることで、余裕をもって更新の処理ができた。 (課題) ・介護サービスにおける必要な事務処理が増加傾向にあり、事業者の事務負担が大きくなっている。 ・人員、設備及び運営に関する基準や報酬請求事務を十分理解せず新規指定を受けようとする事業者は、その後の事業運営においても不備が目立つ。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・適切な介護サービス事業の提供を図るため、介護サービスに新規参入する事業者に対し、指定申請時に人員運営基準や報酬請求事務の留意事項を説明する。また、地域包括支援センターとの連携などについても説明する。					
7 年 度 の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・新規指定時に介護サービス提供上の留意事項について説明し、事業者の理解度を深めたうえで新規指定を行う。また、事業者講習会資料を渡し、事業運営に必要な情報を伝達する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-19																					
事業名	介護予防・日常生活支援総合事業者の指導・監査			最終更新日	令和7年5月14日																					
実施根拠	介護保険法第115条の45の7 春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 春日井市介護予防訪問介護（通所介護）相当サービス人員等基準 春日井市訪問型（通所型）サービス緩和した基準によるサービス人員等基準 春日井市訪問型（通所型）短期集中型サービス人員等基準 春日井市サービス事業の費用算定基準			担当課	介護・高齢福祉課																					
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括支援センター運営等協議会																						
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域がつなが暮らしやすさ																					
	施策等	2 高齢者福祉の充実																								
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																								
目的・ 事業概要	【目的】 介護サービス事業者に対して指導を行い、介護保険制度の適正な運営やサービスの質の向上及び保険給付の適正化を図る。 【事業概要】 運営指導は、介護サービス事業所に出向き、関係書類等を確認し、人員等に関する基準や介護報酬の請求、苦情処理、事故発生時の対応などについて助言指導を行う。利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（運営体制指導及び報酬請求指導に限る）についてはオンライン等の活用も可能。 監査は、介護報酬の不正請求や重大な基準違反がある場合に行う。																									
	事業期間	平成28年度～																								
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成28年4月 介護予防・日常生活支援総合事業の開始 （介護予防通所介護相当サービス、通所型緩和した基準によるサービス、通所型短期集中サービス） （介護予防訪問介護相当サービス、訪問型短期集中サービス） 平成30年4月 訪問型緩和した基準によるサービスを創設 事業者講習会の開催（令和2年度は開催なし） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>開催日</th><th>参加事業所数 （地域密着含む）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td><td>令和5年6月12日</td><td>152事業所</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>令和6年6月24日</td><td>172事業所</td></tr> </tbody> </table> 運営指導 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>運営指導件数</th><th>対象事業所数 （延べ事業所数）</th><th>実施率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td><td>90件</td><td>265事業所</td><td>34.0%</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>106件</td><td>249事業所</td><td>42.6%</td></tr> </tbody> </table>					年度	開催日	参加事業所数 （地域密着含む）	令和5年度	令和5年6月12日	152事業所	令和6年度	令和6年6月24日	172事業所	年度	運営指導件数	対象事業所数 （延べ事業所数）	実施率	令和5年度	90件	265事業所	34.0%	令和6年度	106件	249事業所	42.6%
	年度	開催日	参加事業所数 （地域密着含む）																							
	令和5年度	令和5年6月12日	152事業所																							
	令和6年度	令和6年6月24日	172事業所																							
	年度	運営指導件数	対象事業所数 （延べ事業所数）	実施率																						
令和5年度	90件	265事業所	34.0%																							
令和6年度	106件	249事業所	42.6%																							
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																				
			37千円	35千円	35千円	32千円																				
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																				
		その他	千円	千円	千円	千円																				
	一般財源		37千円	35千円	35千円	32千円																				

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・運営指導を実施 ・事業者講習会の実施（対面式、書面式）開催					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	事業者講習会の参加者数 （地域密着含む）		200か所 （書面参加含む）	172か所	152か所	135か所
	運営指導件数		55件	106件	90件	51件
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	（判断理由） 感染対策を行ったうえで運営指導を実施。 運営指導において、事前に書面提出による確認を行うことで、事業所の滞在 時間短縮を図った。 指導確認項目や文書の標準化を図った。 （課題） ・指定基準等を事業者に周知して遵守させるとともに、実施状況を確認して、 適正なサービス提供を図っていく必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし				
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・人員運営基準等の改正に関するQ＆Aなどについて速やかに周知を図る。 ・運営指導結果や課題等をまとめ、事業者へ情報提供を行う。 ・事業者の事務負担の軽減・事務の効率化を図る。					
7年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・介護報酬改定に関する基準やQ＆Aなどについて速やかに周知を図る。 ・前年度の指導結果や課題等をまとめたものを、事業者講習会等で事業者にフィードバ ックする。 ・令和6年度介護報酬改定で義務化された項目（BCP策定、感染症対策、高齢者虐待防 止推進等）について重点的に指導を行う。特に未実施減算とならないよう注意する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-20
事業名	老人福祉施設等整備補助（地域密着型サービス施設整備補助）			最終更新日	令和6年5月14日
実施根拠	春日井市地域密着型サービス施設整備事業者審査委員会要綱 春日井市地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金交付要綱 春日井市地域密着型サービス施設開設準備経費等補助金交付要綱 愛知県介護施設等整備事業補助金交付要綱			担当課	介護・高齢福祉課
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括支援センター運営等協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域がつなが暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実			
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります			
目的・ 事業概要	【目的】 春日井市高齢者総合福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設を計画的に整備するとともに、質の高いサービスを提供する体制整備や施設の整備を支援する。				
	【事業概要】 公募を通じて地域密着型サービス施設整備事業者を選定する。また、選定された整備事業者に対し、整備費用の一部を予算の範囲内で補助する。				
	【補助金の種類】 春日井市地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金 春日井市地域密着型サービス開設準備経費等補助金				
	事業期間	平成19年～			
過去の経緯、 主な実績等	整備事業者の選定				
	【第8次高齢者総合福祉計画】計画期間 令和3年～令和5年度				
	日常生活圏域		全域（地域ごとの整備数設定をとりやめた）		
	小規模多機能型 看護小規模多機能型	計 画	6か所		
		整備実績 (選定実績)	無し 【計画未達成】		
	認知症対応型共同生活介護	計 画	5か所		
		整備実績 (選定実績)	整備：4か所（あいゆう）（グレイスフル牛山）（あみーご倶楽部春日井）（さくらいふ八田町） ※計画の施設数に達していないが、人数を満たしているため達成。		
	地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護	計 画	4か所		
		整備実績 (選定実績)	整備：1か所（ヒトハスももやま） 【計画未達成】		
	【第9次高齢者総合福祉計画】計画期間 令和6年～令和9年度				
	日常生活圏域		全域（地域ごとの整備数設定をとりやめた）		
	小規模多機能型 看護小規模多機能型	計 画	1か所		
		整備実績 (選定実績)	選定：1か所（看護多機能事業所 くまの郷）		
	認知症対応型共同生活介護	計 画	3か所		
		整備実績 (選定実績)	連定：3か所 （柿の木グループホーム（仮称）、グループホーム春の里（仮称）、グループホーム「あじさい」牛山（仮称））		
	地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護	計 画	2か所		
		整備実績 (選定実績)	選定：1か所（特別養護老人ホーム たかき苑）		
	老人福祉施設等整備補助金の交付				
	春日井市老人福祉費等整備補助要綱 平成6年11月から実施				
	【地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金】				
H19.10 春日井市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱 （地域密着型サービス拠点整備事業として小規模多機能型居宅介護を補助対象）					
H21.12 春日井市介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付要綱 （小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームを追加）					
H28.8 春日井市地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金交付要綱					
【地域密着型サービス開設準備経費等補助金】					
H22.2 春日井市地域密着型サービス施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金交付要綱					

第六次総合計画 事業点検シート

	(小規模多機能型居宅介護、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム) H28.8 春日井市地域密着型サービス開設準備経費等補助金要綱 (開設時に必要な備品購入費等を交付)					
	選定事業者及び補助金交付額 【第7次高齢者総合福祉計画】 グループホームあいゆう 【開所時期】 令和4年4月 56,253千円 【第8次高齢者総合福祉計画】 グループホームあみーご倶楽部春日井 【開所時期】 令和5年2月 22,653千円 グループホームグレイスフル牛山 【開所時期】 令和5年4月 48,702千円 グループホームさくらいふ八田町 【開所時期】 令和5年4月 22,653千円 特別養護老人ホームヒトハスももやま 【開所時期】 令和5年4月 207,441千円 【第9次高齢者総合福祉計画】 看護多機能事業所 くまの郷 【開所時期】 令和7年4月 特別養護老人ホーム たかき苑 【開所時期】 令和7年5月 柿の木グループホーム(仮称) 【開所時期】 令和8年4月 グループホーム春の里(仮称) 【開所時期】 令和8年4月					
※県補助金内示額確定後に補正予算専決処分です予算計上の取扱い						
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			0千円	230,302千円	0千円	301,449千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	230,302千円	0千円	301,449千円
		その他				
	一般財源		0千円	0千円	0千円	0千円
6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・地域密着型サービス施設整備事業者の公募を実施。 ・審査委員会を開催し整備事業者を選定。 ・次期公募に向けた方針を検討。					
成果指標	指標名		目標値(7年度)	6年度	5年度	4年度
	審査委員会での選定決定数		2	3	2	0
	拠点整備等事業費補助		2	2	0	2
	開設準備経費等補助		2	2	0	4
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・応募事案に対して、審査委員会を開催し適切に事業者選定を行った (課題) ・整備事業者がより積極的・活発的に応募しやすいように手法を考える必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・適正に補助金の執行ができるよう、事業者と綿密に調整を行う。 ・施設待機者の状況に対応した整備計画を策定していく。 ・他計画(立地適正化計画など)との整合性も考慮し、市内全域ではなく、ある程度市街化が見込める地域への整備誘導が図られるようにする。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・整備事業者の準備が整った時点で応募できるよう、応募期間を可能な限り長く設定。 ・整備することができる地域は、市街化区域又はその隣接地域となるようにする。 ・整備事業者からの応募に応じて、審査委員会を随時開催する。 ・選定後の整備が円滑に図られるよう、選定の次期が前倒しとなるよう配慮する。 ・選定された事業者に対し、適切に補助金交付を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-21	
事業名	ケアプラン点検（介護給付費等適正化事業）			最終更新日	令和7年5月9日	
実施根拠	介護保険法第115条の45 第6期愛知県介護給付適正化計画 第9次春日井市高齢者総合福祉計画			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域が つながりやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 介護支援専門員が、自身が実際に行ったケアマネジメントのプロセスを振り返る場を提供し、「自立支援」に資するケアプランとなっているか「気づき」を促すことで、適切な給付の実施を支援するもの。 【事業概要】 介護支援専門員等が作成した居宅介護サービス計画（ケアプラン）、介護予防サービス計画の記載内容について、保健師資格及び介護支援専門員資格を有する介護支援専門員と同等以上の能力を有する職員が面接を通じてケアマネジメント業務に対する助言・指導を行う。					
	事業期間	平成22年度～				
過去の経緯、 主な実績等	- 平成31年度 書類審査と面談（ケアマネジャーが一人の事業所、特定事業所加算未算定、初回加算）を対象に内容点検 - 令和2年度 書類審査と面談（主に初回加算を対象に内容点検） - 令和3年度 書類審査と面談（介護支援専門員が希望するプラン、個別機能訓練加算又は入浴介助加算算定、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームの入所者のうち、給付実績に疑義のあるプラン）を対象に内容点検 - 令和4・5年度 書類審査と面談（初回加算を算定しているプラン、市が指定した被保険者のプラン（訪問介護同一建物減算1、2を算定しているプランでヘルパーの利用回数が多いもの）を対象に内容点検					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			37千円	35千円	35千円	32千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		37千円	35千円	35千円	32千円

第六次総合計画 事業点検シート

6 年 度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・市内の居宅介護支援事業所を対象に書類審査と面談及び電話（指導内容が軽微な場合）での点検を行った。 ・対象は、初回加算を算定しているプラン、市が指定した被保険者のプラン（要介護認定時の状態と照らし、サービス内容に疑義が生じる利用者のケアプラン等）とした。 ・(実績) 66件、点検結果：適正 27件、要改善 38件、再提出 1件					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	ケアプラン点検件数		71	66	56	116
	適正な事業所の割合		60%	40.9%	55.4%	67.8%
	モニタリング実施数		—	0	0	12
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・介護支援専門員とケアプランを振り返る時間を共有することで、疑問や課題を確認することができた。また、ケアプランチェックで適正とならなかった事業所に対して適切な指導を行った。 (課題) ・ケアマネジメント業務の質的向上。 ・介護支援専門員がケアプラン点検で受けた指導を踏まえて、継続的に相談や指導が受けられる体制作りが望まれる。 ・国の保険者機能強化推進交付金の算定条件における評価は最低ランクとなっており、交付金を押し下げる要因となっている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・ケアプラン点検結果をまとめ、ケアプラン作成のポイントを共有化する。 ・地域包括支援センターとの連携を視野に入れながら、体制作りを行う。 ・他保険者における実施体制や状況について比較検討を行う。					
7 年 度 の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・ケアプラン点検のまとめと指摘事項の多かった内容をホームページと介護サービス事業者講習会資料に掲載し、ケアプラン作成のポイントとして広く周知。 ・第6期愛知県介護給付適正化計画に準じ、点検効果の高い事業所、点検効率の高いプランの点検を実施する。 ・厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づけた居宅サービス計画について、必要に応じ基幹型地域包括支援センターの職員と共にケアプランの検証を行う。 ・ケアプラン点検の実施方法について他保険者の実施事例を調査研究し、より効果のある実施方法について検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-2-1-22
事業名	介護サービス相談員派遣事業				最終更新日	令和7年5月9日
実施根拠	介護保険法第115条の45（地域支援事業） 春日井市介護サービス相談員派遣事業実施要綱				担当課	介護・高齢福祉課
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 介護サービス施設等に訪問し、利用者の話を聞き、相談に応じることで、介護保険サービスをはじめとする介護サービスの質的な向上を図る。 【事業概要】 介護サービス相談員を特別養護老人ホーム等の介護保険施設に派遣し、サービス利用者等の話を聞く、相談に応じる等の活動を行い、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた介護サービス施設等における介護サービスの質的な向上を図る。					
	事業期間	平成12年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【最近の経緯】 平成29年度 介護付有料老人ホームに派遣を拡大 平成30年度 小規模多機能型居宅介護事業所に派遣を拡大 介護相談員の公募を実施し、6名の介護相談員を養成 令和3年度 「介護相談員」から「介護サービス相談員」へ名称変更 【派遣実績】 派遣施設数 34施設 派遣回数242回 介護相談員 14名 （内訳） 介護老人福祉施設 6施設 地域密着型小規模特養 5施設 介護老人保健施設 1施設 介護医療院 0施設 認知症対応型共同生活介護 13施設 小規模多機能型居宅介護 7施設 介護付有料老人ホーム 2施設					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			5,036千円	3,634千円	3,297千円	1,479千円
	特定財源	国・県支出金	2,908千円	2,099千円	1,904千円	854千円
		その他	1,158千円	836千円	758千円	340千円
	一般財源		970千円	699千円	635千円	285千円

第六次総合計画 事業点検シート

6 年 度 の 主 な 実 施 内 容 (実 績)	(実施内容・事業費等) ・派遣事業を実施。 ・派遣の受入を再開していない事業所に対し、再開時期を調整するためアンケートを実施。 ・施設アンケートの結果をもとに、感染予防対策を踏まえた相談活動を再開。 ・介護サービス相談員の資質向上のための研修を実施。 ・体調の問題により、相談員が1名辞任となった。					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	相談員人数		13	14	14	12
	派遣施設数		36	34	33	21
	延べ派遣回数		250	243	218	95
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・感染症対策を行いながらの活動で制限があったが、施設従事者、利用者共に感謝の声をいただいた。 ・新規受入事業所の調整を行い、派遣施設数増となった。 (課題) ・受入れ不可の事業所の再開時期 ・介護相談員の体調面への配慮			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・相談内容等を集計して、介護サービス施設等にフィードバックする。 ・適切な派遣事業を実施する上で必要な相談員を育成する。 ・感染対策に関する情報共有の徹底。 ・新たな介護相談員募集の検討。					
7 年 度 の 主 な 実 施 内 容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・事業所に対し相談員の受入状況を確認。受入不可としている事業所について、受入可能となれば派遣を順次再開する。 ・相談員との連絡会の開催、講師を招いた研修会の実施。 ・委嘱状の交付。 ・相談員の追加募集について相談状況や実績を踏まえて行うべきか検討。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-23	
事業名	介護サービス事業者会議			最終更新日	令和7年5月9日	
実施根拠				担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域がつながり暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 個別で運営している事業者が、一体となって介護サービス向上に繋がる研修や会議を開催することで、それぞれが持つ強みや特徴を理解し、相乗効果を図れるよう医療・介護及び福祉の連携を推進するもの。 【事業概要】 介護人材の育成、医療・介護の連携の推進、介護サービス事業者のネットワークの形成のために、講習・会議等を開催する。					
	事業期間	平成20年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 - 平成20年度 春日井市居宅介護支援事業者連絡会に委託 - 平成28年度 一般社団法人春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会（名称変更）に委託 （主な講習会の内容） 認知症、権利擁護、感染症、障がい、災害対策等の講習会を実施					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			780千円	778千円	778千円	778千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		780千円	778千円	778千円	778千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実績】 講習会テーマ(参加人数)					
	4月	接遇マナーとクレーム対応(28人)	10月	高齢者の口腔ケア(24人)		
	5月	介護保険制度の改正(78人)	11月	最新福祉用具展示会(17人)		
	6月	感染症予防及びまん延防止(28人)	12月	BCP訓練(28人)		
	7月	身元保証に関する法的問題(25人)	1月	福祉現場のハラスメント(24人)		
	8月	虐待、身体拘束(30人)	2月	感染対策の基礎(33人)		
	9月	ACP相談研修会(26人)	3月	かすがいねっと連絡帳の使用方法(16人)		
成果指標	指標名		目標値(7年度)	6年度	5年度	4年度
	事業者会議開催回数		12回	12回	12回	12回
	延参加人数		400人	357人	328人	429人
	居宅・施設事業者連絡会 登録事業所数		400	407	401	396
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・月1回以上の定期開催が行われ、講習会を通じた知識・技術の習得と事業者間のネットワーク形成に効果があるため。			
			(課題) ・研修の内容や運営方法等を検証するため、研修の企画・運営について受託者とよく協議して進める。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・研修の実施状況を把握し、運営や研修内容に関して助言する。 ・知識の習得を目的とした研修については、新しい生活様式に合わせた実施方法(動画の配信、オンライン研修等)を取り入れ、できる限り研修の機会を確保できるよう整備する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・目的に沿った内容になっているか確認・修正するため、事前に講習会のテーマと内容が決まった時点で企画書を提出してもらい助言する等、受託者・市の両者がより良い研修を実施できるよう協力体制を整える。 ・市の職員も研修に参加し、より良い研修になるよう運営方法や内容について助言する。 ・研修に関するアンケートを実施・検証し、受講者のニーズを把握する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-24																																																												
事業名	介護支援専門員・介護職員等研修（ハートスクール）			最終更新日	令和7年5月9日																																																												
実施根拠				担当課	介護・高齢福祉課																																																												
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会																																																													
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域がつなが暮らしやすさ																																																												
	施策等	2 高齢者福祉の充実																																																															
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適正な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																																																															
目的・ 事業概要	【目的】 介護保険制度の適正な運用の要である介護支援専門員や直接利用者にサービス提供を行う介護職員等が、専門的な知識や実践的な技術を習得し、サービスの資質向上を図るもの。 【事業概要】 介護支援専門員や介護職員等が、以下の内容に関する研修を受けることで、質の高い人材を育成する。 ・医療職と連携し、医学的ケアのできる人材育成 ・利用者の自立に資する考え方ができる人材育成 ・利用者に対し、安全かつ適切な介護技術を提供できる人材育成 ・生活援助員については、総合事業訪問緩和型サービスの担い手となる人材育成																																																																
	事業期間	平成28年度 ～																																																															
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成28年4月 一般社団法人春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会に研修（通称：ハートスクール）実施を委託（継続） 平成31年4月 生活援助員養成研修を創設 【実績】 介護支援専門員等スキルアップ研修 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>登録者数</th><th>全課程修了者数</th><th>延べ受講者数</th><th>研修回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td><td>66人</td><td>6人</td><td>112人</td><td>5回</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>72人</td><td>17人</td><td>184人</td><td>5回</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>72人</td><td>13人</td><td>180人</td><td>5回</td></tr> </tbody> </table> 介護職員等スキルアップ研修 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>登録者数</th><th>全課程修了者数</th><th>延べ受講者数</th><th>研修回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td><td>118人</td><td>0人</td><td>127人</td><td>6回</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>118人</td><td>2人</td><td>195人</td><td>6回</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>112人</td><td>0人</td><td>174人</td><td>6回</td></tr> </tbody> </table> 生活援助員養成研修 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>登録者数</th><th>全課程修了者数</th><th>延べ受講者数</th><th>研修回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td><td>23人</td><td>13人</td><td>135人</td><td>8回</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>36人</td><td>11人</td><td>137人</td><td>8回</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>27人</td><td>10人</td><td>112人</td><td>8回</td></tr> </tbody> </table>					年度	登録者数	全課程修了者数	延べ受講者数	研修回数	令和4年度	66人	6人	112人	5回	令和5年度	72人	17人	184人	5回	令和6年度	72人	13人	180人	5回	年度	登録者数	全課程修了者数	延べ受講者数	研修回数	令和4年度	118人	0人	127人	6回	令和5年度	118人	2人	195人	6回	令和6年度	112人	0人	174人	6回	年度	登録者数	全課程修了者数	延べ受講者数	研修回数	令和4年度	23人	13人	135人	8回	令和5年度	36人	11人	137人	8回	令和6年度	27人	10人	112人	8回
	年度	登録者数	全課程修了者数	延べ受講者数	研修回数																																																												
	令和4年度	66人	6人	112人	5回																																																												
	令和5年度	72人	17人	184人	5回																																																												
	令和6年度	72人	13人	180人	5回																																																												
	年度	登録者数	全課程修了者数	延べ受講者数	研修回数																																																												
	令和4年度	118人	0人	127人	6回																																																												
	令和5年度	118人	2人	195人	6回																																																												
	令和6年度	112人	0人	174人	6回																																																												
	年度	登録者数	全課程修了者数	延べ受講者数	研修回数																																																												
令和4年度	23人	13人	135人	8回																																																													
令和5年度	36人	11人	137人	8回																																																													
令和6年度	27人	10人	112人	8回																																																													
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																																																											
			1,119千円	1,128千円	999千円	999千円																																																											
	特定財源	国・県支出金	839千円	845千円	749千円	749千円																																																											
		その他	千円	千円	千円	千円																																																											
	一般財源		280千円	283千円	250千円	250千円																																																											

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・介護支援専門員等スキルアップ研修は、グループワークや事例紹介、市内介護保険サービス事業所における実践内容の紹介を行い、春日井市内の実践内容を多く学べる研修とした。 ・介護職員等スキルアップ研修は、受講者の満足度が高かった内容や希望する内容の研修とした。 ・生活援助員養成研修については、短期間で完結する日程で開催。 ・やむを得ない事情で欠席した場合において、希望者に対し補講を行うよう改めた。					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	4年度	4年度
	介護支援専門員等 スキルアップ研修 （全課程修了者）		70人	72人 （13人）	72人 （17人）	66人 （6人）
	介護職員等 スキルアップ研修 （全課程修了者）		120人	112人 （0人）	118人 （2人）	118人 （0人）
	生活援助員養成研修 （全課程修了者）		30人	27人 （10人）	36人 （11人）	23人 （13人）
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・介護支援専門員等スキルアップ研修については、グループワークや事例紹介等を取り入れ、春日井市における実践的な知識や技術の習得につなげることができた。また、事業所が講師として参加することで研修の進め方を学ぶことができて有意義なものとなった。 ・介護職員等スキルアップ研修は受講者ニーズに応じた内容や、実践にすぐ活かせることが好評であった。 (課題) ・研修課程に応じて研修内容、受講者の募集、周知方法を工夫し受講者を確保する必要がある。 ・生活援助員養成研修では、人材の確保を希望している事業所との効果的なマッチング方法を考える必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・研修の実施状況を把握し、運営や研修内容に関して助言する。 ＜介護支援専門員等スキルアップ研修＞ ・具体的な事例紹介やグループワークを通じて、春日井市内における実践的な知識や技術の習得につなげる。 ＜介護職員等スキルアップ研修＞ ・受講者のニーズに応じた実技演習を取り入れ、すぐに実践で活用できる内容とする。（受講生が研修で学んだ内容を事業所内で他の従業員に伝達できるよう、講義資料を工夫する。） ＜生活援助員養成研修＞ ・研修の体系化及びカリキュラムの複数開催により、より多くの介護の担い手を創設する。 ・受講者と介護人材を募集する事業所のマッチングの機会を設ける。 ・やむを得ない事情で欠席した場合において、希望者に対し補講を行う。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・介護支援専門員等スキルアップ研修5回、介護職員等スキルアップ研修6回、生活援助員養成8回開催予定。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-25		
事業名	介護認定審査会運営			最終更新日	令和7年5月1日		
実施根拠	介護保険法第14条、15条、第27～39条			担当課	介護・高齢福祉課		
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 介護認定審査会			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域が つながりやすさ		
	施策等	2 高齢者福祉の充実					
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。					
目的・ 事業概要	【目的】 ・認定申請がされた被保険者に対し、適正な要介護・要支援認定が行えるよう認定調査・介護認定審査会を適正かつ円滑に実施する。						
	【事業概要】 ・合議体の実施 毎週月～金曜：各2合議体 全10合議体 任期2年、委員80人、1合議体5人で構成（医師、歯科医師、薬剤師、保健師又は看護師、福祉関係より1名ずつ）（令和6年度は委員77人） ・審査会資料の作成（調査票・主治医意見書） ・審査会当日の事務局運営 ・介護認定審査会連絡会議による、各合議体間の適正な審査判定のための平準化の実施						
	事業期間	平成12年 ～					
過去の経緯、 主な実績等	【認定審査会】						
		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度		
	認定審査会開催数	455回	406回	403回	423回		
	審査件数	11,745件	9,904件	10,357件	10,341件		
	申請から30日以内に 結果の出る割合	12%	31%	26%	36%		
	※令和2年度から令和5年度まで、新型コロナウイルス感染防止に係る特例措置として、認定調査における面会が困難な場合、認定有効期間を新たに12か月合算することを可能としたため、審査件数が減少（令和5年度 12か月延長件数：1,651件）						
	・認定申請の増加に伴い、平成29年度に認定審査会の合議体数を8から10に増加させた。 ・2年ごとに介護認定審査会委員を選任。県の研修等を活用しながら、市の内部でも研修を行うことで、介護認定審査会の運営が滞りなく実施できるようにしている。 介護認定審査会新任研修（年1回） 介護認定審査会現任研修（年1回） 介護認定審査会委員説明会（2年毎1回） 介護認定審査会傍聴研修（2年毎5日間）						
	・有効期間の延長について、36か月を平成30年10月から、48か月を令和3年4月から開始 ・審査判定の簡素化を平成31年4月から開始 ・令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、審査会システム（意見の書き込み）と電話を利用したオンライン審査会を実施。 ・令和5年度から認定審査会の業務効率化や委員の負担軽減のため通常会議とオンライン会議を併用した「ハイブリッド会議方式」を導入。						
	事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
				64,566千円	59,326千円	56,458千円	55,903千円
特定財源		千円	千円	千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	千円	千円	
一般財源		64,566千円	59,326千円	56,458千円	55,903千円		

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	- 有効期間を48か月まで延長可能とした(継続) - 審査判定の簡素化(継続) - 介護認定審査会委員研修については、愛知県主催の動画配信による現任研修の周知及び資料配付とした。 - 認定審査会の業務効率化や委員の負担軽減のため通常会議とオンライン会議を併用した「ハイブリッド会議方式」を実施(継続) - 介護認定審査会連絡会議(年1回)を実施し、がん末期における審査判定の考え方を含めた審査判定の平準化を図った。(28名出席) - 令和7・8年度介護認定審査会委員の選任準備 委員予定者76名について説明会を実施し令和7年度委嘱の準備を行った。					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	1合議体1回当たりの審査件数		25.0件(7年度)	25.9件	24.4件	25.7件
	申請から二次判定までの平均日数		30.0日(7年度)	41.1日	37.6日	38.6日
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	- 申請件数の増加に伴い、合議体数を増加させ審査会の回数や委員を増加させたことにより、効率的に審査判定が行えている。 1合議体当たりの審査判定数が、25人程度が望ましいものの申請から二次判定までの平均日数が大幅に増加したため、審査判定数を増加させた。 - 審査判定の簡素化を開始(平成31年4月～)(要介護4・5に限る) - 認定有効期間を48か月まで延長可能とした(令和3年4月～) - 認定審査会の業務効率化や委員の負担軽減のため、集合する委員とオンラインでの電子会議を併用したハイブリッド会議を導入した。(令和5年～) - オンラインでの電子会議を実施しているが、前期、後期委員の入れ替わり時には集合する審査会を開催し、委員の顔合わせや電子審査会システムの説明を実施した。 【課題】 - 各分野から必要な委員(適任者)の確保が難しい。 - 対象者の増加に伴い、合議体数・委員数の増加による事務量が増加するため要介護認定の簡素化の拡大を検討していく。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 1合議体1回あたりの審査判定数としては25事例程度が望ましいため、現委員及び関係機関の状況を確認し、委員の若返り化や委員の負担を軽減できるように、市の要介護認定状況に即した合議体数及び1合議体当たりの委員数を決めていく。 - 医師、歯科医師、薬剤師の委員については、前期、後期で交代の委員が多数であるが、福祉・保健委員については、現状、通年委員が主である。次期委員の選定にあたり、通年委員の確保が困難であった場合、前期、後期で交代できるよう、条例改正による委員の定数の増加を検討する。 - 簡素化事例の要支援・要介護度の選定について、他市等の状況を鑑みながら介護度の検討をしていく。 - 各合議体で審査判定に偏りが内容、運営及び審査判定の適正化・平準化を図る。 - 審査会システムについて、新規委員の確保、審査会に要する時間を短縮及び事務の軽減を図るために継続して使用をしていく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	- 介護認定審査会連絡会議の開催(事例検討を含めた審査判定の平準化) - 簡素化事例の介護度拡大の検討 - 安定した介護認定審査会の運営				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-26																			
事業名	認定調査事務			最終更新日	令和7年5月1日																			
実施根拠	介護保険法第27条第2項			担当課	介護・高齢福祉課																			
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	介護認定審査会 高齢者総合福祉計画推進協議会																				
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつな ぐ暮らしやすさ																		
	施策等	2 高齢者福祉の充実																						
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																						
目的・ 事業概要	【目的】 - 要介護認定等の申請があった被保険者の「心身の状況」、「その置かれている環境」等についての調査を行い、介護認定審査会での審査判定の資料とする。 【事業概要】 - 市職員及び臨時職員が、市内被保険者宅や病院等で要介護認定申請のあった被保険者を調査する。 - 市内の在宅者及び市内外の介護保険施設入所者には、調査を契約している「指定居宅介護支援事業者」、「介護保険施設」等に委託 - 令和5年8月市町村事務受託法人「春日井認定調査センター」設置し、調査及び調査に係る事務を委託																							
	事業期間	平成12年度 ～																						
過去の経緯、 主な実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和6年度</th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th><th>令和3年度</th><th>令和2年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査員数</td><td>17人</td><td>19人</td><td>19人</td><td>19人</td><td>19人</td></tr> <tr> <td>調査件数</td><td>11,745件</td><td>10,181件</td><td>10,175件</td><td>10,266件</td><td>10,217件</td></tr> </tbody> </table>							令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	調査員数	17人	19人	19人	19人	19人	調査件数	11,745件	10,181件	10,175件	10,266件	10,217件
		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度																		
	調査員数	17人	19人	19人	19人	19人																		
	調査件数	11,745件	10,181件	10,175件	10,266件	10,217件																		
	【調査件数内訳】																							
	市調査	6,531件	7,022件	8,305件	8,346件	8,053件																		
居宅事業所等 委託	1,544件	1,454件	1,870件	1,920件	2,164件																			
春日井認定 調査センター 委託	3,670件	1,705件																						
認定調査員新任研修 令和4年度まで 4回 令和5年度 6回（春日井認定調査センター新任研修を2回実施） 令和6年度 4回 認定調査員現任研修 1回																								
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																		
			146,322千円	132,700千円	95,506千円	72,794千円																		
	特定財源	千円	千円	千円	千円																			
		千円	千円	千円	千円																			
	一般財源		146,322千円	132,700千円	95,506千円	72,794千円																		

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 認定調査件数(内委託件数) 11,745件(1,544件)(春日井認定調査センター3,670件) 認定調査員数 17人 認定調査員新任研修 愛知県主催4回 12人、春日井市主催 4回23人 認定調査員現任研修 愛知県主催(動画配信)1回 春日井市主催(書面研修)1回 ※愛知県による現任研修は県主催の動画配信による研修の周知及び受講のみとした。					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	申請から調査実施までの 平均日数		13.0日(7年度)	17.0日	15.9日	22.0日
	委託割合		44.8%(7年度)	44.4%	30.7%	18.4%
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から、更新申請で、認定調査における面会が困難な場合については、認定の有効期間を新たに12か月合算する対応をとっていたが、令和5年度に終了したため令和6年度の調査件数の増加した。 ・調査件数が増加したことで、市の調査員が行う調査件数が逼迫しており、介護保険法で定められている申請のあった日から30日以内の認定結果が通知できなかった割合は88%となり課題となっている。 ・委託調査についてもそれぞれの事業者の本業が優先されるため、十分な件数の確保が困難である。 ・しかしながら、調査件数の増加及び市調査員の減少に対応するため、すべての申請区分において、認定調査を委託することができるよう、令和5年8月に指定市町村事務受託法人を導入し、委託件数を年々増加させたことで委託割合は目標に達した。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・今後の調査件数の増加に対応するため、すべての申請区分において、認定調査を委託することができるよう、指定市町村事務受託法人(春日井認定調査センター)を導入した。今後は、件数だけでなく調査の質の向上を含め指導を行い、市調査と春日井認定調査センターの調査に係る日数の差を縮小するよう調整を図る。 ・認定調査の内容の現状把握、問題点を抽出したうえで、認定調査員研修の実施方法について検討していく。 ・市調査員の高齢化、退職に伴う人員の減少のため新たな調査員の育成や調査に係る時間の短縮を目指し、デジタル推進課のDPR検討において効果があるとされた、認定調査システムの導入を検討する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・市調査員：カンファレンスにより定義の確認 ・委託の調査員：新任・現任研修の実施 ・指定市町村事務受託法人と運営方法等の調整を行い、市調査員と同等レベルの調査を実施できるよう指導を行う。 ・認定調査員研修の時間・内容の検討により充実を図る。 ・指定市町村事務受託法人への委託を継続し、申請から認定までの期間短縮を図る。 ・認定調査システムの導入を検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	改善	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-27	
事業名	第1号通所事業（第一希望の家）			最終更新日	令和7年5月16日	
実施根拠	春日井市社会福祉施設条例 春日井市第1号通所事業（緩和した基準によるサービス）実施要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 - 居宅サービスのうち、第1号通所事業（緩和した基準によるサービス）を実施し、安定的な供給を図るとともに、障がい児・者へのサービスも実施する共生型施設とすることで、高齢者と障がいのある人が共に過ごすことができる環境を提供する。 【事業概要】 - 第1号通所事業（緩和した基準によるサービス） - 指定管理者 社会福祉協議会（令和3年度～令和8年度）					
	事業期間	令和3年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【過去の経緯】 - 第三介護サービスセンターを平成12年度に開所し介護サービス事業を実施してきたが、民間事業者の充実により所期の目的を達成したことから、令和2年11月末に閉所した。 - 令和3年4月からは、介護サービスの実施事業を第1号通所事業（緩和した基準によるサービス）のみに縮小するとともに、第一希望の家を移転し、障がい児・者へのサービスを拡充することで、高齢者と障がいのある人が共に過ごすことができる共生型施設として開所した。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			25,728千円	18,816千円	15,228千円	14,508千円
	特定財源	国・県支出金	9,296千円	6,765千円	5,401千円	5,127千円
		その他	939千円	776千円	824千円	835千円
	一般財源		15,493千円	11,275千円	9,003千円	8,546千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・登録者数に対して延べ 2,139 件のサービスを提供した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	登録人数		45人	38人	39人	45人
	延利用件数		2,500件	2,139件	2,430件	2,429件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・共生型施設の特徴を生かし、高齢者と障がい者との間で交流ができています。 ・貴重な緩和型通所サービスであるが、一つの事業としては収支のつり合いが取れておらず、民間で行えるものをあえて公共で行う必要性を明らかにしておかなければならない。 ・総合的な福祉拠点の整備に伴い事業廃止し、障がい者施設への統一化をすすめる なければならない。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・緩和型通所サービス事業は現状のまま継続せざるをえないが、収支については継続して経費節減に努める。 ・新たな福祉拠点整備の状況を踏まえ、設置施設である「第一希望の家」の障がい者施設への統一化について手続きをすすめる。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	改善	・将来の廃止を念頭に置いて、緩和型通所サービス事業を現状のまま継続する。 ・新たな福祉拠点整備の検討に伴い、関係各課及び社会福祉協議会と連絡調整を行う。 ・8月の閉会中委員会で施設廃止の方向性を報告する（福祉政策課、障がい福祉課との共同）。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-28	
事業名	重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業			最終更新日	令和7年5月16日	
実施根拠	春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援実施要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 意思の疎通が困難な重度ALS患者の医療機関の入院時に、ALS患者と医療従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為が受けられるように支援します。 【事業概要】 対象者とのコミュニケーションに熟知している支援者を医療機関に派遣して、入院時の医療機関での意思疎通を支援するもの。 1 対象者 重度ALS患者（筋萎縮性側索硬化症等の患者で、声以外の伝達手段と発話を併用し、又は実用的発話を喪失している）であって、看護に特別なコミュニケーション技術が必要とする者 2 利用期間 1回の入院につき入院日から14日以内（最大30日間延長） 利用時間 1日あたり8時間以内（入院14日まで） 4時間以内（入院15日以降） 3 支給額 障害者総合支援法の重度訪問介護に係る額（利用者負担は1割）					
	事業期間	平成28年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	- 平成28年度に障がい福祉課で1人（5日）の利用実績があった。 - 高齢者は、事業開始後、申請がなく実績がない。平成28年度に障がい福祉課で1人（5日）の利用実績があった。 - 高齢者は、事業開始後、申請がなく実績がない。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			14千円	0千円	0千円	0千円
	特定財源	国・県支出金	8千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		6千円	0千円	0千円	0千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・実績なし(相談1件のみ)					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	利用者数		1人	0人	0人	0人
	派遣日数		1日	0日	0日	0日
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・重度ALS患者は、病気の進行によりコミュニケーション方法も変化していくため、対象者個々の状況に応じた特殊なコミュニケーション技術を有する支援者(事業者)の確保が必要である。 ・事業発足当初からかなり経過しているが実績は全く無く、病院看護師のALSへのコミュニケーションスキルが向上して事業の必要性が無くなっている可能性があるが、現状を把握できていない。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・団体要望により各自治体で導入された事業だが、全国的な現状の情報収集に努め、今後の方向性を検討する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・患者発生を見込んで体制は整えておく。 ・病院におけるALS患者への対応状況を把握する。 ・過去の実績を踏まえ、必要最小限の予算配分とした。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	廃止	年度	令和7年度		整理番号	2-2-1-29
事業名	外国人高齢者福祉手当				最終更新日	令和7年5月16日
実施根拠	春日井市外国人高齢者福祉手当支給要綱				担当課	介護・高齢福祉課
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 外国人高齢者に手当を支給することにより、外国人高齢者の福祉の増進を図る。 【事業概要】 1 対象者 永住認可を受けた大正15年4月1日以前に出生した外国人で、市内に1年以上居住し、公的年金を受けていない人 2 所得制限 本人及び扶養義務者の所得が老齢福祉年金の支給停止を受ける限度額を超える場合には、手当の支給を停止する。 3 支給額 月額 10,000円 4 支給月 8月、12月、4月					
	事業期間	平成5年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	対象要件が「大正15年4月1日以前に出生（98歳以上）」の外国人高齢者の方なので、対象者が新たに増加（転入）する可能性は極めて低い。 令和5年度に受給者が0人になり、事業発足当時の本市在住外国人高齢者が全て存在しなくなったことにより、所期の目的は達成したものと判断できるため、令和6年度末をもって廃止した。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			0千円	0千円	80千円	230千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	80千円	230千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 支給実績なし 「春日井市外国人高齢者福祉手当支給要綱を廃止する要綱」により、令和6年度末をもって事業を廃止した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	受給者数		1人	0人	0人	1人
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・外国人高齢者の福祉の増進に一定の役割を果たした。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	廃止					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	改善	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-30	
事業名	日常生活用具給付			最終更新日	令和7年5月16日	
実施根拠	春日井市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 ひとり暮らし高齢者等の生活の安定と火災予防等の一助とするため、日常生活用具の購入費を助成する。 【事業概要】 1 対象者 概ね65歳以上で心身機能の低下により防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者等で市民税非課税の方 2 内 容 次の日常生活用具の購入費を助成。耐用年数が経過した場合は再給付可能。 電磁調理器と電子調理器は併給不可。 ○ 種目と支給限度額、耐用年数 (1) 電磁調理器 20,000円、6年 (2) 電子調理器 20,000円、6年 (4) 火災警報器 設置費用の2分の1の額、10年					
	事業期間	平成2年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	(最近の見直し) 1 対象者を市民税非課税者とし、用具の耐用年数が経過した場合には再給付が可能(29年4月) 2 福祉電話の貸与を終了(29年4月) 3 令和6年度から実施財源を、一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。 4 令和6年度に、過去10年以上支給実績の無かった自動消火器への給付を廃止した					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			250千円	234千円	63千円	301千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	250千円	234千円	0千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	63千円	301千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・申請内容を審査のうえ助成した。 ・支給要綱の改正を行い、10年以上支給実績の無かった自動消火器への給付を廃止し、同時に自己負担額1割を導入することとした。(令和7年4月1日施行)。					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	電磁調理器		10件 10台	8件 8台	2件 2台	12件 12台
	電子調理器		4件 4台	6件 6台	1件 1台	4件 4台
	火災警報器		1件 2台	4件 5台	1件 2台	3件 6台
	合計		15件 16台	18件 19台	4件 5台	19件 22台
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・火災警報器については、認知症高齢者の調理や暖房器具での火災等での発報実績があり、大規模な火災を未然に防ぐことができています。 ・調理器具を初めから電磁調理器対応のオール電化にする家庭は一般的になっており、あえてガス器具から変更する家庭は減ってきたと想定される。 ・介護保険料を原資とする保健福祉事業として、費用負担のあり方を見直すことができた。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・次期(仮称)総合福祉計画の策定に向け、事業そのもののあり方について検討していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	改善	・要綱改正した内容で事務をすすめる。 ・次期計画策定に向けた調査研究を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-2-1-31
事業名	寝具乾燥交換				最終更新日	令和7年5月16日
実施根拠	春日井市高齢者寝具乾燥及び寝具交換事業実施要綱				担当課	介護・高齢福祉課
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関		高齢者総合福祉計画推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 ひとり暮らし高齢者に対し、寝具の丸洗いや交換を行い、健康で衛生的な生活環境を確保する。 【事業概要】 1 対象者 寝具類の衛生管理を行うことが困難であり、市民税非課税世帯に属する者で次のいずれにも該当する方 (1) 65歳以上のひとり暮らしの方 (2) 介護保険の要介護・要支援と認定された在宅の方 2 内 容 (1) 寝具乾燥 乾燥サービスを年4回（3月・6月・9月・12月）実施 (2) 寝具交換 交換サービスを月2回（第2・第4水曜日）実施 3 利用料 無料					
	事業期間	寝具交換（S57年度～）、寝具乾燥（S51年度～）				
過去の経緯、 主な実績等	（最近の見直し） 1 平成26年度から対象者要件を見直し、本人や同居家族等が寝具類の衛生管理を行うことが困難であるものという要件を加えた。 2 寝具交換品目から寝巻きや枕カバーを削除し、布団カバーとシーツのみとした。 3 平成29年4月から、65歳以上のひとり暮らしで要介護・要支援と認定された者に限るよう対象者を見直した。 4 令和6年度から実施財源を、一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			2,535千円	1,141千円	1,509千円	1,276千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	2,535千円	1,141千円	0千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	1,509千円	1,276千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	交換	登録者数	45人	36人	43人	42人
		延回数	650回	577回	637回	612回
	乾燥	登録者数	85人	70人	80人	76人
		延枚数 布団	240枚	163枚	229枚	313枚
		延枚数 毛布	100枚	84枚	93枚	115枚
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・一定の利用者が存在している。 ・物価高騰により単価が上昇している。 ・取引先企業の減少や人手不足により、当事業を委託実施できる事業者が減少している。 ・現状の委託条件に合わないが、寝具乾燥のみであれば実施しているクリーニング屋は存在する。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・事業を実施できる事業者がなくなるのを防ぐため、事業の方法等を検討する。 ・次期（仮称）総合福祉計画の策定に向け、事業そのもののあり方について検討していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・次期計画策定に向けた調査研究を行う。 ・寝具の丸洗い乾燥をできる事業者が近隣にほぼいなくなったことから、原則丸洗いをやめ、寝具乾燥のみに変更する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-32	
事業名	訪問入浴サービス			最終更新日	令和7年5月16日	
実施根拠	春日井市高齢者訪問入浴サービス事業実施要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 通所介護などにおいて入浴介護が受けられず、家庭での入浴も困難な在宅要介護者等に入浴サービスを提供し、衛生的かつ快適な生活を支援する。 【事業概要】 1 対象者 次の全てに該当する者 (1) 介護保険の要介護4または要介護5と認定された在宅の方 (2) 通所介護、通所リハビリテーションにおいて入浴介護を受けることが困難な方 (3) 申請時、介護給付を受けて行う訪問入浴介護を受けており介護保険の支給限度額を超える方 2 利用料 訪問入浴サービス費用の1割 3 利用回数 月1回					
	事業期間	平成12年度～				
過去の経緯、 主な実績等	(最近の見直し) 平成29年4月 事業の対象者と実際の利用者の実態を一致させるため、要介護・要支援認定者から要介護4・5の認定者へ変更した。 令和6年度 実施財源を一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			428千円	568千円	272千円	389千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	428千円	568千円	0千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	272千円	389千円

6年度の 主な実施内容 （実績）	(実施内容・事業費等) ・利用した登録者の利用料を支給した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	登録人数		12人	12人	10人	8人
	延利用人数		30人	28人	23人	33人
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・一定の利用者が存在しているものの、利用者が固定されつつある。 ・介護保険では利用者の所得等により1～3割の負担割合制度が導入されているが、当事業は一律1割負担となっており、負担の整合性がとれていない（現状の利用者は結果として1割負担者のみ。）。 ◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし			
	今後の 方向性					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・次期計画策定に向けた調査研究を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-2-1-33
事業名	訪問理美容サービス				最終更新日	令和7年5月16日
実施根拠	春日井市訪問等理美容サービス事業実施要綱				担当課	介護・高齢福祉課
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 理容所又は美容所に通うことが困難な在宅要介護者に対し、居宅等において整髪サービスを提供することにより、高齢者の清潔な生活環境の確保を図る。 【事業概要】 1 対象者 介護保険の要介護3・4・5と認定された在宅の方（施設入所者は対象外） 2 費用等 1枚あたり補助額上限3,000円（整髪料と出張料金を含む）と利用者負担700円 3 利用回数 2か月に1回					
	事業期間	昭和53年度～				
過去の経緯、 主な実績等	（事業の経緯） 昭和53年度 「ねたきり老人等理容サービス事業」として自己負担額なしの「理容券」を配付（美容はなし）。 平成12年度 「ねたきり老人等理容サービス事業」を廃止。 介護保険制度開始に併せ、新たに訪問理美容サービス事業を開始。補助券を配付し、美容所の利用も可とした。訪問理美容のみ対象。自己負担額なし、市負担額3,700円。 平成15年度 組合外理美容所との契約を開始し、理容・美容組合加盟店以外でも利用可能とした。 平成16年度 利用者自己負担額700円の徴収を規定し、市負担額を3,000円とした。 平成18年度 理容所及び美容所の両所において利用可能とした。 平成21年度 対象者要件を要介護1～5から要介護3～5に改正し、対象者の適正化を図った。 令和2年度 消費税増税に伴い引き上げられる理美容料に併せ、市負担を3,000円から3,300円まで引き上げた。（自己負担額700円は変更なし） 令和6年度 実施財源を、一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			16,278千円	15,082千円	14,944千円	14,247千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	16,278千円	15,082千円	0千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	14,944千円	14,247千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・利用分について補助金を交付した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	利用人数		4,300人	4,252人	4,116人	3,936人
		理容	1,800人	1,681人	1,692人	1,730人
		美容	2,500人	2,571人	2,424人	2,206人
	登録店舗数		200（75）	166（75）	178（70）	185（70）
		理容	80（25）	58（28）	71（25）	72（23）
		美容	120（50）	108（47）	107（45）	113（47）
	※（ ）はその内の個別契約店数					
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・利用人数が増加（美容所の利用人数が増加）している。 ・組合店でない個別契約店が増加しているが、個別契約店増加に伴う事務負担が増加している。 ・利用者対象者に一律利用券を送付しているが、頭髮の有無もあるため全ての方が利用しているわけではなく、用紙や郵送料に無駄が生じている。 ・店舗に出向けない方は別にして、自ら店舗に来店できる本事業の利用対象者と健常者との間には明らかな差が無いにもかかわらず、片方にのみ支給していることは適切とは言い難い。 ・昨今の物価高騰のため、理美容費の設定が実情に合っていない。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・理美容所と個別契約する際の契約方法を検討する。 ・要介護3～5の認定を受けている在宅の方に対する支給であり、家族介護者にとっても心身的、財政的な支援であるため、引き続き支援は継続していく。 ・事務手続の見直しにより経費削減が出来ないか検討する。 ・事業の本来の趣旨を踏まえ、福祉における公平性を検証する必要がある。また、理美容費の設定については訪問の手間に要する経費についても検証を要する。 ・次期（仮称）総合福祉計画の策定に向け、事業そのもののあり方について検討していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・次期計画策定に向けた調査研究を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	改善	年度	令和7年度		整理番号	2-2-1-34
事業名	高齢者賃貸住宅住み替え助成				最終更新日	令和7年5月16日
実施根拠	春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付要綱				担当課	介護・高齢福祉課
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 賃貸住宅における日常生活に支障がある高齢者世帯の日常生活を容易にするため、住み替えに要する費用等の一部を助成することにより、高齢者の福祉の向上を図る。 【事業概要】 1 対象者 エレベーターが設置されていない2階以上の賃貸住宅に居住し、身体等の状況により現在の住宅に居住することが困難な高齢者世帯（非課税世帯） 2 助成内容 引越しに係る費用及び従前の住居の退去に伴う修繕費用の一部（上限20万円）。 3 対象となる住宅住み替え (1) エレベーターが設置されている集合住宅 (2) 集合住宅の1階にある住宅 (3) 戸建て住宅					
	事業期間	平成20年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【主な改正内容】 平成20年9月 利用者が事業者を支払う費用の一時的な負担軽減を図るため、受領委任払いの規定を定めた。引越しをする前に修繕費用の見積書を提出することは困難な場合があるため、引越し費用と修繕費用の助成金交付申請を分けて行うことができるようにした。					
	平成26年度	高齢者民間賃貸住宅入居支援（保証料助成）については、民間賃貸住宅への入居に苦慮している高齢者を支援するため、平成20年度から事業を開始したが、制度の周知に努めたにもかかわらず利用実績がなく、当該事業内容では需要はないと判断し、廃止した。				
	令和6年度	実施財源を、一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。				
	令和7年度	引越しに係る助成金及び従前の住居の退去に伴う修繕に係る助成金について、1割の自己負担を適用するとともに、それぞれの助成限度額を9万円とした。あわせて、従前の住居の退去に伴う修繕に係る助成金について、敷金等で充当されるものについては引越しを行うための支障にならないことから、助成の対象外とした。				
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			360千円	501千円	169千円	181千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	360千円	501千円	0千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	169千円	181千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) - 申請内容を審査のうえ助成した。 - 介護保険料を原資とする保健福祉事業であることから要綱改正を行い、引越しに係る助成金及び従前の住居の退去に伴う修繕に係る助成金について、1割の自己負担を適用するとともに、それぞれの助成限度額を9万円とした。 - 従前の住居の退去に伴う修繕に係る助成金について、敷金等で充当されるものについては引越しを行うための支障にならないことから、助成の対象外とした。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	助成件数		2件	6件 (3名)	2件 (1名)	2件 (2名)
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	- 介護保険料を原資とする保健福祉事業として、費用負担のあり方を見直すことができた。 - 利用者が年数人である。これは不便を感じる前（65歳になるより前）に自らの生活を見直して転居することが一般的になったためと考えられるため、事業の必要性を検討する必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) - 令和4年度と令和5年度は2件のみである。また、ある程度ケアマネジャー等にも周知されており、対象要件も緩いが、利用件数が少ない状況であり、事業の更なる縮小や廃止を含めて検討する。 - 次期（仮称）総合福祉計画の策定に向け、事業そのもののあり方について検討していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	改善	- 改正した要綱の内容で事務をすすめる。 - 事業のニーズや他市の状況等を踏まえ、事業の縮小や廃止を検討する。 - 次期計画策定に向けた調査研究を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-2-1-35																	
事業名	特定入所者介護（介護予防）サービス費支給 （施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費負担限度額認定）			最終更新日	令和7年5月9日																	
実施根拠	介護保険法第51条の3、第61条の3			担当課	介護・高齢福祉課																	
関連計画	—		関連する 附属機関	—																		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ																
	施策等	2 高齢者福祉の充実																				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																				
目的・ 事業概要	【目的】 市民税非課税等の低所得者について、施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）の負担に限度額を設定し、利用者の自己負担分を軽減することによって、介護保険サービスの利用促進を図り、高齢者の自立した生活を継続できるよう支援する。																					
	【事業概要】																					
	1 内 容 本人等からの申請により、施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）の限度額が設定された認定証を交付。利用の際に提示することによって自己負担額が軽減される。																					
	2 対象者																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th><th>主な対象者</th><th>預貯金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1段階</td><td>・生活保護受給者</td><td>単独 1,000万円</td></tr> <tr> <td>・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者</td><td>夫婦 2,000万円</td></tr> <tr> <td>第2段階</td><td>世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)+合計所得金額が80万円以下</td><td>単独 650万円 夫婦 1,650万円</td></tr> <tr> <td>第3段階①</td><td>世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)+合計所得金額が80万円超120万円以下</td><td>単独 550万円 夫婦 1,550万円</td></tr> <tr> <td>第3段階②</td><td>世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)+合計所得金額が120万円超</td><td>単独 500万円 夫婦 1,500万円</td></tr> </tbody> </table>						段階	主な対象者	預貯金額	第1段階	・生活保護受給者	単独 1,000万円	・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	夫婦 2,000万円	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)+合計所得金額が80万円以下	単独 650万円 夫婦 1,650万円	第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)+合計所得金額が80万円超120万円以下	単独 550万円 夫婦 1,550万円	第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)+合計所得金額が120万円超
段階	主な対象者	預貯金額																				
第1段階	・生活保護受給者	単独 1,000万円																				
	・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	夫婦 2,000万円																				
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)+合計所得金額が80万円以下	単独 650万円 夫婦 1,650万円																				
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)+合計所得金額が80万円超120万円以下	単独 550万円 夫婦 1,550万円																				
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)+合計所得金額が120万円超	単独 500万円 夫婦 1,500万円																				
	事業期間	毎年度8月1日～7月31日																				
過去の経緯、 主な実績等	【主な改正内容】 平成27年8月 所得要件以外に資産要件（預貯金等）を追加 平成28年8月 所得要件の判定に非課税年金（遺族年金・障害年金）を追加 令和 3年8月 所得要件の預貯金額等の変更、第3段階②を追加 令和 6年8月 居住費の負担限度額を60円引き上げ（第1段階多床室は据え置き）																					
			令和6年度	5年度	4年度																	
	負担限度額認定証交付数		1,843人 （4/30認定まで）	1,952人	1,951人																	
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																
			783千円	685千円	598千円	541千円																
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円																
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円																
	一般財源		783千円	685千円	598千円	541千円																

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・更新対象者へ6月下旬に一斉に案内を送付。 ・資産について調査する「預貯金等に関する申告」を別紙記載にすることで写しの提出を省略できるよう試行した。 ・申請内容を審査のうえ認定証を交付した。 ・更新案内を送付したが申請のない者について、期限前に督促を行った。 ・居住費の負担限度額を 60 円引き上げ（第1段階多床室は据え置き）について認定証の送付と同時にチラシを同封し周知した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	負担限度額認定証交付数		2,100	1,843人 (4/30認定まで)	1,952人	1,951人
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	生計が困難な低所得者世帯の高齢者のサービス利用の負担軽減に寄与するものであり、認定証の交付数は増加しており、サービス利用の促進が図られている。 市から該当者に個別に案内するのではなく、本人からの申請によって初めて、特定入所者介護（介護予防）サービス費支給を受けることができるため、対象者がもれなく申請できるよう周知を行う必要がある。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 特定入所者介護（介護予防）サービス費支給の対象になる可能性があれば、申請を行うよう施設から利用者へ案内して頂く為に、施設との連携を密にして、随時、情報提供を行っていく。 また、負担限度額の更新対象者で案内を送付したものの申請がない方については、引き続き更新の督促を行い申請漏れのないよう進捗管理を行う。 申請に際しての添付資料としている通帳の写しの提出が申請者だけでなく窓口でも負担になっている。別紙記載とすることで写しの提出を省略できるよう6年度に試行したが、十分に記入されていない申請書が散見されたため、写しの提出を継続し、将来的には事務負担を軽減できるよう試行していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・システム標準化に伴う申請書様式の変更があるため、規則改正をおこなう。 ・令和7年8月～負担段階を判定する基準額が 80 万円⇒80 万 9,000 円に変更になるため、施設管理者や利用者へ適切に周知を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-2-1-36	
事業名	高齢者補聴器購入費支給				最終更新日	令和7年5月16日	
実施根拠	春日井市高齢者補聴器購入費支給事業実施要綱				担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実					
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。					
目的・ 事業概要	【目的】 難聴対策及びヒアリングフレイル予防事業の一環として、補聴器の新規購入に要する費用の一部を助成し、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的とする。						
	【事業概要】（仮） 1 対象 （1） 市内に住所を有する65歳以上の方 （2） 両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方 （3） 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方 （4） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する補装具費支給対象障害者等でない方 （5） 医師により補聴器の装用が必要と判断された方 （6） 他の法令に基づく補聴器の購入助成を受けていない方 2 助成金額 補聴器購入費の半額 （1） 非課税世帯の方 上限 3万円 （2） 課税世帯の方 上限 1.5万円						
	事業期間	令和6年度～					
過去の経緯、 主な実績等	令和5年度 令和6年度	市へ春日井市医師会から、中度難聴者補聴器購入支援について要望書が提出された春日井市医師会医師（耳鼻科医）と対象者等について調整10月から支給事業を実施					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)	
			3,990千円	1,826千円	千円	千円	
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	千円	千円	
		その他	3,990千円	1,826千円	千円	千円	
	一般財源		0千円	0千円	千円	千円	

6年度の 主な実施内容 （実績）	（実施内容・事業費等） ・春日井市医師会医師（耳鼻科医）と対象者等について調整し、医師会理事会で承認を得た。 ・事業のチラシを作成し、医療機関等への周知を行った。 ・支給決定前の事前申請については、110人（非課税46人、課税64人）の受付をした。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	支給決定人数（非課税）		90人	36人		
	支給決定人数（課税）		86人	50人		
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・新規事業であったが、チラシの作成や医療機関等への周知を行い、一定数の支給実績があった。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・周知啓発を継続する。 ・現在はExcelで支給管理を行っているが、将来的にシステムで管理を行う。					
7年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・支給決定実績を踏まえて、適切な予算を設定する。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和7年6月3日
施策等	3 障がい者福祉の充実	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	7年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			6年度 （決算）	7年度 （予算）		
1	福祉作業所・第1希望の家・第2希望の家（社会福祉施設等管理費）	継続	261,778	306,957	○	障がい福祉課
2	福祉文化体育館（社会福祉施設等管理費）	継続	16,805	18,385	○	障がい福祉課
3	補装具給付	継続	55,481	52,913	○	障がい福祉課
4	特別障がい者手当等	継続	185,572	196,445	○	障がい福祉課
5	障がい者福祉施設整備補助	継続	10,000	0	○	障がい福祉課
6	障がい福祉サービス等措置	継続	4,891	7,244	○	障がい福祉課
7	重度障がい者寝具乾燥	継続	162	314	○	障がい福祉課
8	外国人重度障がい者福祉手当	継続	120	120	○	障がい福祉課
9	障がい者等介護給付及び訓練等給付	継続	7,481,636	7,934,764	○	障がい福祉課
10	地域生活支援事業（2-3-2-1を除く）	継続	484,033	532,308	◎	障がい福祉課
11	地域自立支援協議会	継続	73	75	○	障がい福祉課
12	障がい児通所支援等給付	継続	2,834,134	3,223,107	○	障がい福祉課
13	障がい者の居場所・交流の場づくり事業助成	継続	453	500	○	障がい福祉課
14	福祉応援券	縮小	608,444	592,220	○	障がい福祉課
15	軽度・中等度難聴児補聴器給付	拡充	429	400	○	障がい福祉課
16	原子爆弾被爆者受診旅費	継続	124	157	○	障がい福祉課
17	障がい者施設歯科健診事業補助	継続	288	336	○	障がい福祉課
18	障がい者授産品販売促進事業	継続	0	0	○	障がい福祉課
事業費合計			11,944,423	12,866,245		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	暮らしやすいまちと感じている障がいのある人の割合（％）★	83.6 （2019年度）	88.0 （2026年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	障がいのある人に対する様々な法整備が進む一方で、取り巻く環境や求められるニーズはますます多様化している。 本市は、こうした状況に应运えていくため、第6次障がい者総合福祉計画を策定し、関係機関との連携を強めながら、生活を支援する様々なサービスの提供や、社会参加を促進する取組み、安心して過ごせる環境の整備などを積極的に進めることができている。 また、計画相談支援については、相談員の確保を図るなど、利用率向上への取組みを行うとともに、放課後等デイサービスや就労継続支援、グループホームを始め、障がい福祉サービスの利用者は年々増加していることから、障がいのある人と家族の方にとっては、総じて事業や施策において、期待する効果があったと捉えている。		
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	医療的ケアなどの重度の障がいのある人やその家族が、地域で安心して生活していくことができるように、相談支援体制やサービスの提供体制の一層の充実に努めていく。また、多様なニーズに対応するため、相談、緊急時の受け入れの機能を備えた地域生活支援拠点を核として、保健・福祉・教育等の各分野の連携のもとにサービスの質的な充実を図っていく。 障がいのある人がサービスを利用するために必要となる計画相談などが広く供給されるように、計画相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増加についても、引き続き支援をしていく。 持続可能な障がい福祉サービスのあり方を検討するため、介護給付及び訓練等給付並びに障がい児通所支援等給付に関し、給付を適正に行うために、支給決定基準の見直しや、不正防止のための事業所への注意喚起などを行っていく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-1	
事業名	福祉作業所・第1希望の家・第2希望の家（社会福祉施設等管理費）			最終更新日	令和7年5月21日	
実施根拠	地方自治法 春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 春日井市福祉作業所条例			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	福祉作業所、第一希望の家、第二希望の家について、円滑かつ適切な運営を図るため、指定管理者である春日井市社会福祉協議会に施設を管理させる。 <福祉作業所> 1 公の施設の名称 春日井市福祉作業所 2 指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 3 施設の規模 鉄骨造平屋建 敷地面積 7619.30㎡ 4 事業の内容 ①就労継続支援B型事業 利用定員10名 午前9時～午後4時 ②生活介護事業（共生型通所介護事業） 利用定員40名 午前9時～午後4時 <第一希望の家> 1 公の施設の名称 春日井市第一希望の家 2 指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 3 施設の規模 鉄筋コンクリート造平屋建 敷地面積 3,851.29㎡ 4 事業の内容 ①生活介護事業（共生型通所介護事業） 利用定員20名 午前10時～午後3時30分 ②児童発達支援事業 利用定員20名 午前9時30分～午後4時30分 ③保育所等訪問支援事業 午前10時～午後4時 ④障がい児相談支援事業 午前8時30分～午後5時 <第二希望の家> 1 公の施設の名称 春日井市第二希望の家 2 指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 3 施設の規模 鉄骨造平屋建 敷地面積 2,696.10㎡ 4 事業の内容 ①生活介護事業（共生型地域密着型通所介護事業） 利用定員16名 午前10時～午後3時 ②児童発達支援事業 利用定員10名 午前10時～午後2時					
	事業期間	平成18年度～				
過去の経緯、 主な実績等	施設の維持管理が適正に行われるとともに、就労継続支援B型や生活介護、障がい児通所支援のサービス提供により障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を営むことに貢献し、指定管理者として適切に管理されている。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			306,957千円	261,778千円	241,207千円	239,599千円
	特定財源	国・県支出金	0円	0円	0円	0円
		その他	229,712千円	174,983千円	178,321千円	173,824千円
一般財源		77,245千円	86,795千円	62,886千円	65,775千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	障がい福祉サービス：就労継続支援B型、生活介護					
	障がい児通所支援：児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援					
	介護保険サービス：共生型通所介護、共生型地域密着型通所介護					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	障がい福祉サービス費等		306,957,000円 （7年度）	261,777,913円	241,206,985円	239,598,067円
	就労継続支援B型 1日当り平均利用者数		—（7年度）	7.9人	8.1人	7.9人
	生活介護 1日当り 平均利用 者数	作業所	—（7年度）	33.4人	38.5人	40.0人
		第一	—（7年度）	12.8人	12.4人	12.1人
		第二	—（7年度）	9.7人	8.4人	6.5人
	児童発達 支援1日 当り平均 利用者数	第一	—（7年度）	10.6人	9.3人	10.6人
		第二	—（7年度）	5.5人	6.2人	4.8人
保育所等訪問支援（第一）		—（7年度）	108人	97人	87人	
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由及び 具体的な成 果や課題等	障がい福祉サービス等の提供により障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことに貢献しており、さまざまな状況の人たちのセーフティーネットの役割を果たしている。 また、第一希望の家は児童福祉施設である児童発達支援センターとして、地域の障がいのあることにも対する支援の中核的な役割を担っている。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　—：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 引き続き、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、障がいのある人に対しては、就労の機会などを提供する就労継続支援事業（B型）や、創作的活動や生産機会の提供などを行う生活介護事業の実施、障がいのあることに対しては、適切な療育を実施するとともに、必要な修繕等を計画的に行っていく。※令和7年度末で指定管理者の更新あり。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続して実施。 また、総合的な福祉拠点の整備により、早ければ令和10年3月に福祉作業所を一旦閉鎖するため、通所する事業所の変更等、利用者の意向調査を行っていく。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-2		
事業名	福祉文化体育館（社会福祉施設等管理費）			最終更新日	令和7年5月19日		
実施根拠	地方自治法 春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 春日井市福祉文化体育館条例			担当課	障がい福祉課		
関連計画	—		関連する 附属機関	—			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—		
	施策等	3 障がい者福祉の充実					
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。					
目的・ 事業概要	福祉文化体育館について、円滑かつ適切な運営を図るため、指定管理者に施設を管理させる。						
	1 公の施設の名称 春日井市福祉文化体育館 2 指定管理者 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会 3 指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 4 施設の規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）平屋建 1571.11㎡ 5 施設の内容 体育館、音楽室、多目的室						
	事業期間	平成18年度～					
過去の経緯、 主な実績等	施設の維持管理が適正に行われるとともに、障がいのある人のレクリエーション活動等に貢献し、指定管理者により適切に管理されている。						
		6年度		5年度		4年度	
		利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数
	体育館	1,671件	23,016人	1,635件	22,100人	1,573件	21,087人
	音楽室	177件	2,223人	171件	1,894人	176件	2,181人
	多目的室	145件	1,569人	123件	1,615人	119件	1,679人
	合 計	2,272件	27,087人	1,929件	25,609人	1,868件	24,947人
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)	
			18,385千円	16,805千円	16,430千円	16,647千円	
	特定財源	国・県支出金	0円	0円	0円	0円	
		その他	1,420千円	1,407千円	1,587千円	1,294千円	
	一般財源		16,965千円	15,398千円	14,843千円	15,353千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6 年 度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	施設の維持管理が適正に行われるとともに、障がいのある人のレクリエーション活動等に貢献し、指定管理者により適切に管理されている。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6 年 度	5 年 度	4 年 度
	体育館利用率		70%（7 年 度）	69%	68%	67%
	音楽室利用率		20%（7 年 度）	19%	18%	18%
	多目的室利用率		15%（7 年 度）	15%	14%	13%
これまでの 取り組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	レクリエーションを通して障がいのある人の健康維持を図るとともに、障がいのない人が、障がい児・者とのレクリエーションを通じ交流することで、障がいに対する理解の促進が図られている。 課題としては施設の老朽化が進んでおり、引き続き、必要な修繕等を適宜行っていく必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	障がいのある人とない人がレクリエーションを通じて交流できる仕掛けを検討していくとともに、適切な施設管理を行うため、必要な修繕等を適宜行っていく。 ※令和7年度末で指定管理者更新あり。					
7 年 度 の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続して実施。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-3	
事業名	補装具給付			最終更新日	令和7年5月19日	
実施根拠	障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、 障害者総合支援法施行規則、春日井市補装具費支給等要綱			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 身体障がいを補うための補装具の購入・修理・借受に係る費用を助成する。 【事業概要】 (対象品目) ① 視覚障がい者 視覚障がい者安全つえ・義眼・遮光眼鏡など ② 聴覚障がい者 補聴器（ポケット型・耳かけ型など） ③ 肢体不自由障がい者 義肢（義手・義足）・装具（下肢装具・靴型装具・体幹装具・上肢装具）・姿勢保持装置・車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえ（松葉つえ・多脚つえなど）など ④ 肢体不自由障がいと音声言語機能障がい3級との重複の者 重度障がい者用意思伝達装置					
	事業期間	平成18年度～				
過去の経緯、 主な実績等	補装具費を支給することによって身体障がいを補い、障がいのある人の福祉の増進に役立っている。 【経緯】 平成18年10月1日 障害者自立支援法施行に伴い、身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具給付制度を一元化し、補装具費給付制度としたもの。 平成25年4月 障害者総合支援法施行に伴い、難病患者等が対象に加わる。 平成30年4月 障害者総合支援法の改正に伴い、補装具の借受についても支給対象となる。 令和6年4月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正に伴い、18歳未満の障がいのあるこどもについては所得制限が撤廃された。 【備考】 ・原則1割の自己負担（本人又は配偶者及び世帯員が市民税非課税の場合自己負担はなし。） ・18歳以上の障がいのある人は、本人又は配偶者の市民税所得割の最多課税者の課税額が46万円以上の場合は支給対象外。 ・労災制度、医療保険制度、介護保険制度、障害者総合支援法の順に優先給付の取り扱いとなる。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			52,913千円	55,481千円	44,155千円	43,189千円
	特定財源	国・県支出金	39,684千円	35,742千円	37,082千円	36,609千円
		その他	円	円	円	円
一般財源		13,229千円	19,739千円	7,073千円	6,224千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・購入件数 281件 ・修理件数 120件 ・借受件数 0件 【事業費等】 ・扶助費(55,480,728円) 身体障がい者(購入) 27,621,955円 身体障がい者(修理) 10,875,448円 身体障がい児(購入) 15,324,880円 身体障がい児(修理) 1,658,445円					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	購入件数		282件(7年度)	281件	280件	264件
	修理件数		121件(7年度)	120件	124件	113件
	借受件数		1件(7年度)	0件	0件	0件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	補装具費を支給することによって身体の障がいを補い、障がいのある人の福祉の増進に役立っている。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 国の動向に注目しながら、法令に基づき適正に実施する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-3-1-4
事業名	特別障がい者手当等				最終更新日	令和7年5月19日
実施根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号) 附則第97条				担当課	障がい福祉課
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 在宅の身体・知的・精神等に重度の障がいのある人又はこどもに対して、手当を支給し福祉の増進を図るもの。 【事業概要】 1 特別障がい者手当 身体・知的・精神等に重度の障がいがあり、常時特別の介護を必要とする20歳以上の人（施設入所者・入院中の人を除く。）に支給。所得制限あり。 月額 29,590円 県加算分 6,850円（重度の身体・知的障がいが重複している人） 1,050円（重度の身体又は知的障がいのある人） 2 障がい児福祉手当 身体・知的・精神等に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする20歳未満の人（施設入所者・障がいを事由とした年金を受給している人を除く。）に支給。所得制限あり。 月額 16,100円 県加算分 6,900円（重度の身体・知的障がいが重複している人） 1,150円（重度の身体又は知的障がいのある人） 3 経過的福祉手当 昭和61年4月1日法改正前に福祉手当の支給要件に該当し認定を受け受給している人で、法改正後に特別障がい者手当、障がい基礎年金のいずれにも該当しない人（施設入所者・障がいを事由とした年金を受給している人を除く。）に支給。所得制限あり。 月額 16,100円 県加算分 6,900円（重度の身体・知的障がいが重複している者） 1,150円（重度の身体又は知的障がいのある者）					
	事業期間	昭和50年度～				
過去の経緯、 主な実績等	在宅の身体・知的・精神等に重度の障がいのある人又はこどもの経済的負担を軽減することで、福祉の増進に役立っている。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			196,445千円	185,572千円	170,542千円	160,646千円
	特定財源	国・県支出金	150,998千円	141,945千円	131,199千円	123,071千円
		その他	円	円	円	円
一般財源		45,447千円	43,627千円	39,343千円	37,575千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	【実施内容】 ・特別障がい者手当延べ人数 4,977人 ・障がい児福祉手当延べ人数 1,787人 ・経過的福祉手当延べ人数 24人 【事業費等】 ・扶助費（185,571,950円） 特別障がい者手当 152,438,880円 障がい児福祉手当 32,730,790円 経過的福祉手当 402,280円					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	特別障がい者手当		460人（7年度）	451人	426人	413人
	障がい児福祉手当		160人（7年度）	158人	157人	163人
	経過的福祉手当		2人（7年度）	2人	2人	3人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	在宅の重度の障がいのある人やこどもの経済的な負担を軽減することで、福祉の増進に役立っている。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 国の動向に注目しながら、法令に基づき適正に実施する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-5	
事業名	障がい者福祉施設整備補助			最終更新日	令和7年5月14日	
実施根拠	春日井市障害者福祉施設等整備補助金交付要綱 （国）社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 （県）愛知県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	障がい者福祉施設等の整備を促進することにより、障がい者福祉の向上を図る。					
	●補助対象 社会福祉法人、特定非営利活動法人で、国庫補助対象事業として行う障がい者福祉施設の新築、増築又は改築に関する整備費 ●補助対象施設 生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助 ※共同生活援助は専用住宅の新築に限る ●補助額 国庫補助基準額に対して愛知県が交付する補助金の額の3分の1以内の額					
	事業期間	平成8年度(10月)～				
過去の経緯、 主な実績等	平成22年度	多機能型（生活介護、自立訓練、就労継続支援B型）	1 か所	補助額 38,467,000円		
		共同生活介護（ケアホーム）の備品	1 か所	300,000円		
	平成23年度	共同生活介護（ケアホーム）と備品	1 か所	6,933,000円		
	平成24年度	共同生活援助（グループホーム）	1 か所	6,633,000円		
	平成26年度	多機能型（就労移行支援、就労継続支援B型）	1 か所	13,733,000円		
		共同生活援助（グループホーム）	1 か所	7,233,000円		
	平成27年度	障害者支援施設（施設入所、生活介護、短期入所）	1 か所	148,438,000円		
	平成28年度	共同生活援助（グループホーム）	1 か所	7,566,000円		
	平成29年度	共同生活援助（グループホーム）	1 か所	7,139,000円		
	平成30年度	共同生活援助（グループホーム）	2 か所	12,900,000円		
	令和2年度	生活介護	1 か所	30,100,000円		
		共同生活援助（グループホーム）	2 か所	17,200,000円		
	令和4年度	生活介護	1 か所	18,300,000円		
	令和6年度	共同生活援助（グループホーム）	2 か所	10,000,000円		
事業費	事業費		7年度	6年度	5年度	4年度(決算)
			0円	10,000千円	0円	18,300千円
	特定財源	0円	0円	0円	0円	
		0円	0円	0円	0円	
	一般財源		0円	10,000千円	0円	18,300千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 1 名称:「たんぽぽ」(社会福祉法人まちスウィング) 種別:共同生活援助(定員4名) 補助金額:5,000千円 2 名称:「よつ葉」(社会福祉法人まちスウィング) 種別:共同生活援助(定員4名) 補助金額:5,000千円				
成果指標	指標名	目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	助成件数	—	2件	0件	1件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	補助金を交付することにより、必要な施設の整備が進み、社会資源の充実が図られている。		
	◎:期待する又は期待以上の効果があった ○:現状維持 △:期待する効果がなかった —:評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 助成の対象となる事業を行う法人からの申請に基づき、適正に実施する。				
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続	申請に基づき、同内容で実施。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-6	
事業名	障がい福祉サービス等措置			最終更新日	令和7年5月21日	
実施根拠	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、 障害者総合支援法、児童福祉法、 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 虐待等やむを得ない事由により、介護給付費等の支給を受けることが著しく困難な障がいのある人に障がい福祉サービスの措置をする。 【事業概要】 障害者総合支援法に規定する障がい福祉サービスや、児童福祉法に規定する障がい児通所支援を必要とする障がいのある人が、やむを得ない事由により支給を受けることが著しく困難である場合は、その障がいのある人に障がい福祉サービス等を措置により提供する。					
	事業期間	平成25年度～				
過去の経緯、 主な実績等	虐待等やむを得ない事由があった場合、緊急避難的に一時受け入れを行うことで、障がいのある人の生命や身体の安全などを確保することができている。 また、里親へ措置されている障がいのある子どもが、放課後等デイサービスを利用することで、自立に向けた発達支援を受けることができている。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			7,244千円	4,891千円	6,502千円	4,389千円
	特定財源	国・県支出金	5,431千円	3,668千円	4,871千円	3,292千円
		その他	円	円	円	円
一般財源		1,813千円	1,223千円	1,631千円	1,097千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・短期入所での措置利用 2人 ・里親措置期間の放課後等デイサービス利用 4人 【事業費等】 ・扶助費 4,890,666円										
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度					
	実利用人数		—	6人	9人	7人					
	延利用人数		—	6人	9人	7人					
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	虐待等やむを得ない事由があった場合、緊急避難的に一時受け入れを行うことで、障がいのある人の生命や身体などの安全などを確保することができる。 また、里親へ措置されている障がいのあるこどもに放課後等デイサービスを実施することで、障がい特性に合わせた発達支援を行うことができています。								
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし											
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 虐待等やむを得ない事情がある場合に、短期入所の措置を実施する。 里親へ措置されている障がいのあるこどもに、放課後等デイサービスの措置を実施する。										
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)									
	継続	必要に応じ、措置を実施する。									

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-7	
事業名	重度障がい者寝具乾燥			最終更新日	令和7年5月9日	
実施根拠	春日井市重度障害者寝具乾燥事業実施要綱			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 重度の障がいがある人の生活環境の向上を図る。 【事業概要】 重度の障がい（身体・知的・精神）のある人が毎日使用している布団や毛布の丸洗乾燥などを年4回以内で行う。1回当たり4枚を限度とする。 1 対象者 春日井市内に在住し、次の手帳をお持ちの人で、春日井市高齢者寝具乾燥交換サービスの対象とならない人。また、本人及び世帯員が市民税非課税であり、寝具の衛生管理を行うことが困難である人。 (1) 身体障がい者手帳1・2級 (2) 療育手帳A判定 (3) 精神障がい者保健福祉手帳1級 2 委託業者 名空ハウス工業株式会社					
	事業期間	昭和56年2月～				
過去の経緯、 主な実績等	重度の障がいのある人の清潔な生活環境を確保することで、福祉の増進に役立っている。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			314千円	162千円	253千円	258千円
	特定財源	国・県支出金	円	円		円
		その他	円	円		円
一般財源		314千円	162千円	253千円	258千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・利用者数 10人 ・延利用件数 24件 【事業費等】 ・委託料(161,260円) 重度障がい者寝具乾燥事業委託 布団丸洗い乾燥 @5,900円×1.1×6枚 布団乾燥のみ @2,300円×1.1×37枚 毛布丸洗い・乾燥 @900円×1.1×29枚					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	登録者数		11人(7年度)	10人	12人	12人
	延利用件数		30件(7年度)	24件	33件	37件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	寝具の衛生管理が困難な重度の障がいがある人の生活環境の向上に役立っている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 利用者や効果が限定的であり、また、衛生管理は他の制度でも行うことができることから、事業の継続については検討が必要である。					
7年度の 主な実施内容	区分		(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続		同内容で継続。 近隣他市の調査等を実施し、次年度以降の事業継続について検討していく。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-8	
事業名	外国人重度障がい者福祉手当			最終更新日	令和7年5月19日	
実施根拠	春日井市外国人重度障害者福祉手当支給要綱			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 障がい基礎年金等を受給できない外国人で重度の障がいがある人に対して、手当を支給し福祉の増進を図るもの。 【事業概要】 昭和57年1月1日に20歳に達していた者で、障がい年金を現在も受給できない外国人で重度の障がいがある人に手当を支給する。 1 対象者（R7.4.1現在 1人） 市内に居住しており、次のすべてに該当する人 （1）昭和57年1月1日において外国人登録をしており、かつ重度の障がいがあった人 （2）生年月日が大正15年4月2日から昭和37年1月1日の間にある者 （3）身体障がい者手帳1・2級又は療育手帳A判定を所持する者 （4）障がい年金等を受給していない者 2 手当額 月額10,000円（支払月は4・8・12月）					
	事業期間	平成10年4月 ～				
過去の経緯、 主な実績等	障がい基礎年金等を受給できない外国人で、重度の障がいがある人に対して、手当を支給することで福祉の増進に役立っている。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			120千円	120千円	120千円	120千円
	特定財源	国・県支出金	円	円	円	円
		その他	円	円	円	円
	一般財源		120千円	120千円	120千円	120千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・受給者数 1人 【事業費等】 ・扶助費(120,000円) 外国人重度障がい者福祉手当 @10,000円×1人×12月					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	受給者数		1人(7年度)	1人	1人	1人
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	障がい基礎年金等を受給できない外国人で重度の障がいがある人の福祉の増進に役立っている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 令和8年度以降は、現受給者への支給のみとし、事業を縮小していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続。次年度以降の事業の縮小を検討。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-9																				
事業名	障がい者等介護給付及び訓練等給付			最終更新日	令和7年5月21日																				
実施根拠	障害者総合支援法			担当課	障がい福祉課																				
関連計画	—		関連する 附属機関	—																					
総合計画 施策体系	政策分野 等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—																			
	施策等	3 障がい者福祉の充実																							
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。																							
目的・ 事業概要	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付やその他の支援を行い、障がい者福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする。																								
	事業期間	平成18年度～																							
過去の経緯、 主な実績等	申請に基づき、適切な給付を実施することで、障がいのある人に対して日常生活及び社会生活の支援を行っている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>6年度</th><th>5年度</th><th>4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護等延べ利用時間数</td><td>127,141時間</td><td>117,004時間</td><td>110,649時間</td></tr> <tr> <td>生活介護延べ利用日数</td><td>136,322日</td><td>135,415日</td><td>134,510日</td></tr> <tr> <td>就労継続支援B型延べ利用日数</td><td>166,860日</td><td>143,507日</td><td>133,375日</td></tr> <tr> <td>共同生活援助延べ利用日数</td><td>143,228日</td><td>127,121日</td><td>109,764日</td></tr> </tbody> </table>						6年度	5年度	4年度	居宅介護等延べ利用時間数	127,141時間	117,004時間	110,649時間	生活介護延べ利用日数	136,322日	135,415日	134,510日	就労継続支援B型延べ利用日数	166,860日	143,507日	133,375日	共同生活援助延べ利用日数	143,228日	127,121日	109,764日
	6年度	5年度	4年度																						
居宅介護等延べ利用時間数	127,141時間	117,004時間	110,649時間																						
生活介護延べ利用日数	136,322日	135,415日	134,510日																						
就労継続支援B型延べ利用日数	166,860日	143,507日	133,375日																						
共同生活援助延べ利用日数	143,228日	127,121日	109,764日																						
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																			
			7,934,764千円	7,481,636千円	6,503,878千円	5,968,847千円																			
	特定 財源	国・県支出金	5,711,407千円	5,439,813千円	4,766,626千円	4,706,316千円																			
		その他	0円	0円	0円	0円																			
	一般財源		2,223,357千円	2,041,823千円	1,737,252千円	1,262,530千円																			

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	1 介護給付及び訓練等給付					
	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）		宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労定着支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 共同生活援助 特定障がい者特別給付費 計画相談支援 高額障がい福祉サービス費			
	2 療養介護医療費					
	3 春日井市障害者共同生活援助事業費補助金					
	4 重症心身障がい児等短期入所利用支援事業費補助金					
5 春日井市相談支援従事者初任者研修費補助金						
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	居宅介護等実利用人数		755人（7年度）	719人	639人	619人
	生活介護実利用人数		672人（7年度）	640人	633人	635人
	就労継続支援B型実利用人数		1,095人（7年度）	1,042人	869人	815人
	共同生活援助利用人数		548人（7年度）	522人	465人	393人
	計画相談支援実利用人数		3,085人（7年度）	2,938人	2,008人	1,934人
	相談支援専門員人数		63人（7年度）	60人	55人	53人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	計画相談支援について、全てのサービス利用者に提供できる体制を目標としているが、計画相談支援の利用待機者が増加していることから、利用の優先順位や、待機者へのフォロー等についても検討していく必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	計画相談支援について、相談支援従事者研修修了者に対し、計画相談支援への従事を依頼するとともに、修了者が所属する法人に指定特定相談支援事業所の立ち上げや体制拡充を依頼する。 また、相談支援従事者初任者研修費補助金の利用の促進を図る。 セルフプランに基づいて障がい福祉サービスを利用している者について、基幹相談支援センターしゃきょうに依頼して、指定特定相談支援事業所とのマッチングを行っているが、緊急性が高い者については、優先的にマッチングが成立する仕組みを取り入れていく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続して実施。 就業選択支援サービスを追加。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-10	
事業名	地域生活支援事業（2-3-2-1を除く）			最終更新日	令和7年5月21日	
実施根拠	春日井市地域生活支援事業規則 春日井市地域生活支援事業実施要綱			担当課	障がい福祉課	
関連計画	第6次春日井市障がい者総合福祉計画		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効率的・効果的に実施し、障がい者福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする。					
	事業期間	平成18年度～				
過去の経緯、 主な実績等	障がい者福祉の増進を図り、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目標としている。					
		6年度	5年度	4年度		
	移動支援	23,012時間	23,284時間	21,210時間		
	地域活動支援センター	25,548回	26,174回	27,740回		
	日中一時支援	5,579回	5,247回	4,613回		
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			532,308千円	484,033千円	508,550千円	465,880千円
	特定財源	国・県支出金	123,474千円	106,260千円	102,319千円	105,260千円
		その他	0円	0円	0円	0円
	一般財源		408,834千円	377,773千円	406,231千円	360,620千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)				
	1 相談支援事業 3 成年後見制度利用支援事業 5 移動支援事業 7 日中一時支援事業 9 日常生活用具給付等事業 11 視覚障がい者歩行訓練事業	2 意思疎通支援事業 4 自動車運転免許取得・改造助成事業 6 地域活動支援センター事業 8 訪問入浴サービス事業 10 重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業 12 地域生活支援拠点			
成果指標	指標名	目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	相談件数	11,638件（7年度）	9,294件	10,776件	10,014件
	日常生活用具給付支払件数	7,787件（7年度）	7,268件	7,166件	7,379件
	訪問入浴延利用回数	1,316回（7年度）	1,253回	1,032回	970回
	地域生活支援拠点空床保証 事業費補助金(短期入所)	-	2人 315/365日	6人 292/365日	5人 299/365日
	地域生活支援拠点空床保証 事業費補助金(GH)	-	137人 423/730日	107人 476/730日	44人 619/730日
	賃貸住宅体験利用家賃助成	-	2人	1人	1人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由及び 具体的な成果 や課題等	・医療的ケアの専門的な知識を有する相談員を配置した障がい者生活支援センターを設置した。 ・地域生活支援サービスの利用者負担を軽減した。 ・地域生活支援拠点空床保証事業費補助(GH)と賃貸住宅体験利用家賃助成を廃止した。 ・地域生活支援サービスや日常生活用具給付事業については、障がい者総合福祉計画に基づき、国や他自治体の動向などを見つつ、適宜見直しを検討していく。		
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 国や他自治体の動向、当事者の声に基づき、適宜、必要な日常生活用具の対象品目の追加や地域生活支援サービスの基準等必要な見直しを行っていく。				
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続	同内容で継続して実施。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-11	
事業名	地域自立支援協議会			最終更新日	令和7年5月14日	
実施根拠	障害者総合支援法 春日井市附属機関設置条例 春日井市地域生活支援事業規則			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、保健・医療、教育、雇用、相談支援事業者、地域福祉関係者、当事者団体などを構成員とし、地域の課題について情報を共有するとともに課題解決に向けて具体的に協議を行い、障がいのある人の生活を支援する。					
	事業期間	1 平成19年度～				
過去の経緯、 主な実績等	地域の課題について情報を共有するとともに、課題解決に向けて具体的に協議を行い、障がいのある人の生活を支援している。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			75千円	73千円	95千円	110千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		75千円	73千円	95千円	110千円

第六次総合計画 事業点検シート

6 年 度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 審議事項 ① 相談支援事業の運営評価の実施に関する事項 ② 地域の関係機関のネットワークに関する事項 ③ 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項 ④ 相談支援事業の機能の強化に関する事項 ⑤ 困難事例への対応のあり方に関する事項 ⑥ 障がい者の差別の解消の推進に関する事項				
成果指標	指標名	目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	開催回数	2回	2回	3回	3回
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・相談支援事業の実績報告や運営評価が行われ、委員から意見をいただいている。 ・医療的ケアが必要な障がいのある人の困り事等を把握し、医療機関や特別支援学校、当事者の家族、保育課、学校教育課等で構成する医療的ケア児等支援部会において、関係機関との連携強化を図り、支援者向けの研修会を開催した。		
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし		
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 各連絡会・部会で把握した地域課題について検討を進めていく。また、障がいのあることについて、関係機関と連携を強化し、事例検討等を行っていく。				
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続	地域の課題の状況等によって、各連絡会・部会の取組内容等を見直し、必要に応じて再編成等を検討する。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-12												
事業名	障がい児通所支援等給付			最終更新日	令和7年5月21日												
実施根拠	児童福祉法			担当課	障がい福祉課												
関連計画	—		関連する 附属機関	—													
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針												
	施策等	3 障がい者福祉の充実															
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。															
目的・ 事業概要	障がいのある子どもが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な通所に係る給付その他の支援を行い、障がい児福祉の増進を図るとともに、身近な地域で支援を受けることを目的とする。																
	事業期間	平成24年度～															
過去の経緯、 主な実績等	障がい児福祉の増進が図られ、身近な地域で支援を受けることができている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>6年度</th><th>5年度</th><th>4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援延べ利用日数</td><td>58,919日</td><td>56,303日</td><td>52,210日</td></tr> <tr> <td>放課後等デイサービス延べ利用日数</td><td>162,808日</td><td>147,284日</td><td>126,883日</td></tr> </tbody> </table>						6年度	5年度	4年度	児童発達支援延べ利用日数	58,919日	56,303日	52,210日	放課後等デイサービス延べ利用日数	162,808日	147,284日	126,883日
	6年度	5年度	4年度														
児童発達支援延べ利用日数	58,919日	56,303日	52,210日														
放課後等デイサービス延べ利用日数	162,808日	147,284日	126,883日														
事業費	事業費		7年度（予算）	6年度（決算見込）	5年度（決算）	4年度（決算）											
			3,223,107千円	2,834,134千円	2,547,789千円	2,146,121千円											
	特定財源	国・県支出金	2,413,356千円	2,128,678千円	1,873,713千円	1,621,901千円											
		その他	0円	0円	0円	0円											
	一般財源		809,751千円	705,456千円	674,076千円	524,220千円											

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	障がい児通所給付 児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障がい児相談支援 高額障がい児通所給付費					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	児童発達支援実利用人数		955人（7年度）	909人	878人	808人
	放課後等デイサービス 実利用人数		1,347人（7年度）	1,282人	1,129人	973人
	障がい児相談支援 実利用人数		2,225人（7年度）	2,119人	1,434人	1,206人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	障がい児相談支援について、全てのサービス利用者に提供できる体制を目標としているが、障がい児相談支援の利用待機者が増加していることから、利用の優先順位や、待機者へのフォロー等についても検討していく必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 障がい児相談支援について、相談支援従事者研修修了者に対し、計画相談支援への従事を依頼するとともに、修了者が所属する法人に指定障がい児相談支援事業所の立ち上げや体制拡充を依頼する。 また、相談支援従事者初任者研修費補助金の利用の促進を図る。 セルフプランに基づいて障がい児通所給付サービスを利用している者について、基幹相談支援センターしゃぎょうに依頼して、指定障がい児相談支援事業所とのマッチングを行っているが、緊急性が高い者については、優先的にマッチングが成立する仕組みを取り入れる。 文部科学省の調査では、小学生の10.4%に発達障がいの可能性があることとされていることから、今後も障がい児通所支援を必要とするこどもの増加が想定されるため、事業所の状況等を考慮しながら、支給決定基準の見直しについて検討していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続して実施。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-13	
事業名	障がい者の居場所・交流の場づくり事業助成			最終更新日	令和7年5月15日	
実施根拠	春日井市障がい者の居場所・交流の場づくり事業助成金交付要綱			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 障がいのある人の外出を促し、地域での活動の場の充実を図るもの。 【事業概要】 1 対象事業 次のいずれかに該当する事業を1月に1回以上提供し、市内の障がいのある人の継続的な参加が見込まれるもの。 (1) 障がいのある人が、いつでも自由に集うことができるサロン事業 (2) 障がいのある人が、宿泊体験を通じ交流できる事業 (3) その他助成金の有効活用が見込まれると市長が認めるもの ただし、次のいずれかに該当する事業を除く。 (1) 政治活動又は宗教活動に係るもの (2) 営利事業又はこれに類似するもの (3) 当該事業について、市から他の補助金の交付を受けているもの 2 対象経費 助成事業に要する報償費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料及び広報費）、使用料及び賃借料 3 助成金額 1団体につき年間100,000円。					
	事業期間	平成24年度～				
過去の経緯、 主な実績等	障がいのある人が思い思いに過ごすことができる場やレクリエーションを通じた交流の場を提供する事業に対し助成を行うことで、地域における障がいのある人の活動の場の充実に役立っている。 【助成対象事業参加障がい者延人数（過去5年）】 令和2年度……839人 令和3年度……988人 令和4年度……1,276人 令和5年度……1,277人 令和6年度……1,485人					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			500千円	453千円	429千円	457千円
	特定財源	国・県支出金	252千円	182千円	170千円	198千円
		その他	円	円	円	円
一般財源		248千円	271千円	259千円	259千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・助成対象団体 5団体 【事業費等】 ・負担金・補助及び交付金 @100,000円×3団体 @84,000円×1団体 @69,000円×1団体					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	団体数		5団体(7年度)	5団体	5団体	5団体
	参加障がい者延べ人数		1,500人(7年度)	1,485人	1,277人	1,276人
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	障がいのある人の地域での活動の場の充実に役立っている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 障がいのある人の地域での活動の場の充実に役立っており、引き続き実施していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	縮小	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-14	
事業名	福祉応援券			最終更新日	令和7年5月16日	
実施根拠	春日井市福祉応援券支給条例 春日井市福祉応援券支給条例施行規則			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 障がいのある人に福祉応援券を支給し、外出や社会参加を支援するもの。 【事業概要】 (1) 福祉応援券の支給 登録された市内の店舗・事業所において、商品購入やサービス等の提供を受けたときに使用する ことができ、1枚の額面は500円、使用可能期間は1年間（8月～7月）とする。 ※利用できる商品・サービス ガソリン、タクシー、文化・教養施設、スポーツ施設、旅行、医薬品、日用品、食料品、 飲食店、理容・美容、福祉用具、障がい福祉・介護サービス (2) 支給対象者及び支給額（年額） 対象者：身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの人や 難病患者等。 支給額：障がいの程度等に応じて4つの支給区分 区分1（最重度）：60千円 区分2（重 度）：48千円 区分3（中 度）：36千円 区分4（軽 度）：24千円					
	事業期間	平成28年8月～				
過去の経緯、 主な実績等	障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまでの経済的支援から、「社会参加」、「生活 支援」に重点を置き、当時の3つの事業を再編し、「福祉応援券」を創設した。 令和7年4月1日から65歳以上で新たに手帳等を取得した人を支給対象外とした。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			592,220千円	608,444千円	606,098千円	594,009千円
	特定財源	国・県支出金	円	円	円	円
		その他	17,681千円	千円	千円	千円
一般財源		574,539千円	608,444千円	606,098千円	594,009千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)				
	【実施内容】 ・対象者数 区分1 (最重度) 496人 区分2 (重 度) 4,500人 区分3 (中 度) 7,460人 区分4 (軽 度) 3,686人 合計16,142人 【事業費等】 ・需用費 (38,852 円) 消耗品費 段ボール他 22,352 円 印刷製本費 福祉応援券用封筒印刷 16,500 円 ・役務費 (7,861,612 円) 通信運搬費 福祉応援券簡易書留郵便料 ・委託料 (9,552,647 円) 福祉応援券デザイン・印刷等 7,480,000 円 登録店舗一覧・利用ガイド等デザイン・印刷 1,998,067 円 文書溶解処理業務委託料 74,580 円 ・使用料及び賃借料 (483,120 円) 福祉応援券読取機等リース料 ・扶助費 (590,507,500 円) @500 円×1,181,015 枚				
成果指標	指標名	目標値 (年度)	6年度	5年度	4年度
	決算額(扶助費)	573,696千円 (7年度)	590,508千円	589,665千円	578,582千円
	対象者数	16,020人 (7年度)	16,142人	15,742人	15,495人
	利用率	96.0% (7年度)	73.4% (4月1日時点)	95.3%	95.8%
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	登録店舗数も増え、高い利用率で推移していることから、障がいのある人の日常生活の支援に役立っている。		
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 今後も事業は継続。支給対象の適正化については引き続き検討する。				
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	縮小	65歳以上で新たに手帳等を取得した人を支給対象外とし、事業を縮小して実施。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和7年度		整理番号	2-3-1-15
事業名	軽度・中等度難聴児補聴器給付				最終更新日	令和7年5月19日
実施根拠	愛知県軽度・中等度難聴児支給事業実施要綱 春日井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業要綱				担当課	障がい福祉課
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 障害者総合支援法による補装具費支給事業の対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、 補聴器の購入費等を支給することにより、難聴児の言語の獲得や学力の向上を支援するもの。					
	【事業概要】 1 対象者（次の要件の全てに該当する者の保護者） （1）春日井市内に住民登録があり、かつ、居住している18歳未満の人 （2）障害者総合支援法による補装具費支給事業の対象とならない者（おおむね両耳の聴力レベ ルが70dB未満の者） （3）両耳の聴力レベルが30dB以上の者 （4）医師が、補聴器の装用が必要であると認めた者 2 支給額 補聴器の購入費と基準額を比較し、少ない方の2／3に相当する額。ただし、対象者の世帯 が、申請月において生活保護世帯又は市民税非課税世帯の場合は基準額の全額。 基準額 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚 生労働省告示第528号）に定められた額（重度難聴用を除く） 医師が両耳装用を必要と認め、教育上真にやむを得ない事情が認められる場合は2倍の額。					
	事業期間	平成29年4月～				
過去の 経緯、 主な実績等	補聴器購入費を支給することで、保護者の経済的負担を軽減し、難聴児の言語の獲得や学力の向上 に役立っている。					
	【経緯】 平成29年4月1日 愛知県軽度・中等度難聴児支援事業実施要綱の制定に伴い、春日井市軽度・中等度難聴児補聴 器購入費等支給事業要綱を制定し、事業開始。 令和7年4月1日 所得制限を撤廃するとともに、愛知県の補助要綱に合わせ助成対象品目を拡大した。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			400千円	429千円	385千円	244千円
	特定財源	国・県支出金	200千円	195千円	162千円	121千円
		その他	円	円	円	
	一般財源		200千円	234千円	223千円	123千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	【実施内容】 ・支給件数 17件 【事業費等】 ・扶助費 428,591円					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	支給件数		17件(7年度)	17件	17件	9件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	軽度・中等度難聴児の言語の獲得や学力の向上に役立っている。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
軽度・中等度難聴児の言語の獲得や学力向上のため、引き続き継続していく。						
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	拡充	所得制限を撤廃するとともに、助成対象品目を拡大して実施。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-16	
事業名	原子爆弾被爆者受診旅費			最終更新日	令和7年5月19日	
実施根拠	春日井市原子爆弾被爆者受診旅費助成要綱			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 原子爆弾被爆者が広島市又は長崎市の原爆病院において健康診断等を受ける場合の旅費を助成することで、被爆者の健康保持を図るもの。 【事業概要】 原子爆弾被爆者が広島市又は長崎市の原爆病院で健康診断又は医療を受ける場合の旅費を助成する。 1 対象者 市内に住所を有し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条に該当する被爆者健康手帳の交付を受けた人。また、被爆者が70歳以上の者又は市長が介助を必要と認める者については、介助のため同行した者も1名まで助成の対象とする。 2 助成額 旅費は春日井市から病院までの往復に要する普通旅客運賃及び特別急行料金相当額（春日井市職員の旅費規程に準ずる。）					
	事業期間	昭和54年～				
過去の経緯、 主な実績等	原子爆弾被爆者が広島市又は長崎市の原爆病院において健康診断等を受ける場合の旅費について助成することにより、被爆者の健康保持に役立っている。 【経緯】 昭和54年6月1日 春日井市原子爆弾被爆者受診旅費助成要綱施行					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			157千円	124千円	93千円	88千円
	特定財源	国・県支出金	円	円	円	円
		その他	円	円	円	円
	一般財源		157千円	124千円	93千円	88千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・助成件数 2件 【事業費内訳】 ・扶助費 123,148円					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	助成件数		2件(7年度)	2件	1件	1件
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	原子爆弾被爆者の健康の保持が図られている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 被爆者に対する愛知県の救護施策により県内の医療機関で無料の健康診断が受診できることから、今後事業の廃止を検討していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続。 事業の廃止を検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-17	
事業名	障がい者施設歯科健診事業補助			最終更新日	令和7年5月18日	
実施根拠	春日井市障がい者総合福祉計画			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	施設に通所する障がいのある人を対象に、歯科健診、歯科衛生指導、フッ化物塗布によるむし歯予防を行うため、市歯科医師会が施設に歯科医師、歯科衛生士、歯科助手を派遣することに対し、実績に応じて補助金を交付する。					
	事業期間	1 令和元年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【背景】 県歯科医師会では、歯科疾患の予防、障がいのある人の健康維持等の推進を目的として、障がい者支援施設の入所者、施設へ通所する在宅生活を送る障がいのある人を対象に、障がい者施設歯科健診事業を行い、歯科医師等の派遣をしてきた。 派遣費用について、入所者に対しては県歯科医師会へ県から補助金が支給されているが、通所者については、県の補助対象外であるため、県歯科医師会が負担していた。 近年、通所する障がいのある人が増加し、県歯科医師会の負担が増えたため、施設入所者への健診は継続するが、通所者については平成31年度より廃止されることとなった。 （県補助額：歯科医師1回15,000円、歯科衛生士1回9,000円） 令和6年度実績 派遣施設数：9施設 対象者数：152人 歯科医師派遣者数：12人 歯科衛生士派遣者数：12人 歯科助手派遣者数：0人					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			336千円	288千円	288千円	250千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		336千円	288千円	288千円	250千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	令和6年度実績 派遣施設数：9施設 対象者数：152人 歯科医師派遣者数：12人 歯科衛生士派遣者数：12人 歯科助手派遣者数：0人					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	対象者数		172人（7年度）	152人	152人	164人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	健診を実施することにより、障がいのある人の歯科疾患の予防及び早期発見、 歯科健康教育並びに健康維持を推進することができた。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） 引き続き、事業を継続し、障がいのある人の歯科疾患の予防及び早期発見、歯科健康教育並びに 健康維持を推進する。 また、日頃使っている歯を一生使うために、自主的に定期受診するように促す。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続して実施。 アンケートを実施し、効果を測定する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-1-18	
事業名	障がい者授産品販売促進事業			最終更新日	令和7年5月15日	
実施根拠	春日井市障がい者授産品販売促進事業要領			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 障がい福祉サービス事業所の利用者や特別支援学校の生徒が製作した授産品の販売機会を提供し、障がいのある人の就労を支援するとともに、市民の障がいに対する理解を深める機会をつくる。 【事業概要】 授産品を販売する場所「元気ショップ」を、市役所（1階市民ホール）、市民病院（1階中央ホール）等公共施設に設置する。					
	事業期間	平成19年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【過去の経緯】 平成19年5月 市庁舎に「元気ショップ」を設置し、3事業所で販売を開始した。 平成24年6月 春日井市民病院に「元気ショップ」を設置し、2事業所で販売を開始した。 平成26年11月～平成27年3月 福祉の里レインボープラザで、試行期間として特別出張販売（全5回）を実施した。 平成27年4月 福祉の里レインボープラザに「元気ショップ」を設置し、4事業所で販売を開始した。 令和4年7月～ 温水プール及びグリーンパレス春日井で試行的に「元気ショップ」を実施した。 令和5年4月～グリーンパレス春日井に「元気ショップ」を設置し、3事業所で販売を開始した。 令和5年5月～温水プールに「元気ショップ」を設置し、1事業所で販売を開始した。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			〇円	〇円	〇円	〇円
	特定財源	国・県支出金	円	円	円	円
		その他	円	円	円	円
	一般財源		〇円	〇円	〇円	〇円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	【実施内容】 登録 12事業者 販売箇所 4箇所（市役所、市民病院、福祉の里、温水プール） 【事業費等】 なし					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	総売上額		23,000,000円 （7年度）	22,784,113円	21,719,084円	19,638,480円
	市庁舎販売回数		780回（7年度）	774回	772回	722回
	市民病院他販売回数		400回（7年度）	397回	441回	239回
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	販売実績は好調に推移しており、障がいのある人の勤労や日常生活の意欲向上につながっている。 また、販売を通じて市民の障がいへの理解を深める機会をつくっている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ―：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 障がいのある人の勤労意欲向上に努めるとともに、市民に障がいに対する理解を深める機会を提供するため、引き続き実施していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和7年6月3日
施策等	3 障がい者福祉の充実	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	2 障がいのある人に対する理解を深め、個性を尊重し、社会全体で障がいのある人の暮らしを支える環境づくりを推進します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	7年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			6年度 （決算）	7年度 （予算）		
1	地域生活支援事業 （障がい理解のための啓発事業）	拡充	362	710	○	障がい福祉課
事業費合計			362	710		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	暮らしやすいまちと感じている障がいのある人の割合（％）★	83.6 （2019年度）	88.0 （2026年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 （進捗状況）	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 （主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等）	これまで、障がい理解のための啓発講演会の実施や、ヘルプマーク・ヘルプカードの作成配付を行い、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して地域で暮らすことができる共生社会の実現のため、障がいに対する理解促進に努めてきた。		
今後の 方向性 （課題解決 の方策等）	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	第6次障がい者総合福祉計画においては、障がいに対する理解の促進を重点課題と位置付けており、引き続き、障がいのある人への差別の解消や合理的配慮の提供に関する啓発などに力を入れ、より一層、障がいに対する理解の促進と啓発を推進していく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-3-2-1								
事業名	地域生活支援事業 (障がい理解のための啓発事業)			最終更新日	令和7年5月21日								
実施根拠	相談支援事業			担当課	障がい福祉課								
関連計画	—		関連する 附属機関	—									
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—							
	施策等	3 障がい者福祉の充実											
	基本的な 方向性等	2 障がいのある人に対する理解を深め、個性を尊重し、社会全体で障がいのある人の暮らしを支える環境づくりを推進します。											
目的・ 事業概要	【目的】 障がいに対する正しい理解と認識を深め、共生社会の理念の啓発を行う。 【事業概要】 ・啓発講演会の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>講演内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td><td>誰もが安心して暮らせるまちづくり 発達障害×ネット・ゲーム～子どもたちはネットやゲームの世界で何をしているんだろう～ 講師：関 正樹 氏（児童精神科医）</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>誰もが安心して暮らせるまちづくり 現代社会に広がるアディクション～ゲーム・ギャンブル・アルコールの依存について～ 講師：信田 さよ子 氏</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>誰もが安心して暮らせるまちづくり 「あかりいお互い様の社会へ」 ～見た目には障がい者に見えない私がヘルプマークを通して願うこと～ 講師：塚本 明里 氏</td></tr> </tbody> </table> ・ヘルプマーク・ヘルプカードの配布					年度	講演内容	令和4年度	誰もが安心して暮らせるまちづくり 発達障害×ネット・ゲーム～子どもたちはネットやゲームの世界で何をしているんだろう～ 講師：関 正樹 氏（児童精神科医）	令和5年度	誰もが安心して暮らせるまちづくり 現代社会に広がるアディクション～ゲーム・ギャンブル・アルコールの依存について～ 講師：信田 さよ子 氏	令和6年度	誰もが安心して暮らせるまちづくり 「あかりいお互い様の社会へ」 ～見た目には障がい者に見えない私がヘルプマークを通して願うこと～ 講師：塚本 明里 氏
	年度	講演内容											
	令和4年度	誰もが安心して暮らせるまちづくり 発達障害×ネット・ゲーム～子どもたちはネットやゲームの世界で何をしているんだろう～ 講師：関 正樹 氏（児童精神科医）											
令和5年度	誰もが安心して暮らせるまちづくり 現代社会に広がるアディクション～ゲーム・ギャンブル・アルコールの依存について～ 講師：信田 さよ子 氏												
令和6年度	誰もが安心して暮らせるまちづくり 「あかりいお互い様の社会へ」 ～見た目には障がい者に見えない私がヘルプマークを通して願うこと～ 講師：塚本 明里 氏												
事業期間	平成19年度～												
過去の経緯、 主な実績等	・平成25年度から障がい理解のための啓発事業として講演会を開催している。 ・平成30年度に、障がい理解の観点も含め、災害時対応として、聴覚に障がいのある人が避難所等で支援を受けやすいよう、コミュニケーションボードや筆談ノートなどをセットにした聴覚障がい者支援セットを避難所に配備した。また、令和2年度には、掲示することで支援の内容を周知することができる聴覚障がい者支援ボードを避難所に配備した。 ・平成30年度から、内部障がいや知的障がいなど外見では分かりづらい障がいのある人に対する配慮を啓発するため、JIS規格に追加されたヘルプマークや、必要な支援などを記したヘルプカード作成し配布している。 ・令和2年度に聴覚に障がいのある人が避難所で支援を受けやすくするため、聴覚障がい者支援ボードを作成し、避難所に配備した。												
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)							
			710千円	362千円	372千円	332千円							
	特定財源	国・県支出金	0円	0円	0円	0円							
		その他	0円	0円	0円	0円							
	一般財源		710千円	362千円	372千円	332千円							

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	障がい理解のための啓発講演会		1回（7年度）	1回	1回	1回
	ヘルプカード		1,400枚（7年度）	1,308枚	1,238枚	1,134枚
	ヘルプマーク		1,700個（7年度）	1,620個	1,552個	1,539個
	ヘルプシール		400枚（7年度）	—	—	—
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	ヘルプマーク、ヘルプカードへの市民の認知度は上がっている。 講演会については、広報誌等で周知しているものの、参加者の多数が福祉関係者のため、一般の市民が広く参加するような内容の検討が必要である。 また、JR春日井駅デジタルサイネージやLINEを利用した方法でも周知を行った。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、支援センター連絡会において一般の市民が参加しやすい内容を検討し、講演会を実施するとともに、引き続きヘルプマーク等の配布を行い、共生社会の理念の啓発を行う。						
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	拡充	同内容で継続。 ヘルプシールを作成し、配布する。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和7年6月3日
施策等	4 地域での支え合いの推進	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	7年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			6年度 （決算）	7年度 （予算）		
1	社会福祉協議会運営補助	継続	187,737	205,391	○	福祉政策課
2	総合福祉センター・福祉の里（社会福祉施設等管理費）	継続	312,790	233,757	○	福祉政策課
3	ハートフルパーキング事業	継続	660	703	○	福祉政策課
4	認知症介護家族支援事業	継続	1,109	1,819	○	地域共生推進課
5	認知症総合支援事業	継続	10,773	21,526	○	地域共生推進課
6	在宅医療・介護連携推進事業	拡充	167	19,847	○	地域共生推進課
7	生活支援体制整備事業	継続	38,752	48,402	◎	地域共生推進課
8	地域ケア会議推進事業	継続	2,532	2,622	◎	地域共生推進課
9	フードドライブ事業	継続	34	3	◎	地域共生推進課
事業費合計			554,554	534,070		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	住民主体サービスなどの実施団体数（団体）	92 （2021年度）	110 （2026年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 （進捗状況）	◎	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 （主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等）	認知症サポーター養成や認知症カフェなど認知症への理解啓発が図られている。令和6年度から認知症本人発信支援モデル事業（県内初）を開始し、認知症高齢者や家族が社会参画しやすい環境づくりに取り組んでいる。 令和7年度から在宅医療介護サポートセンターの運営を市医師会に委託し、在宅医療と介護を一体的に提供する体制の強化を図っている。 地域福祉コーディネーターが、住民主体団体の新たな立ち上げ支援や、好事例の水平展開を支援することで、様々な地域福祉活動が創出されている。また、介護予防や多世代交流、いきがいつくりなど世代を超えた地域活動の支援を行い、孤独・孤立対策や全世代に対応した重層的な地域づくりを推進している。 さらに、食を通じた地域活動団体間の情報共有や相互支援の仕組みを構築するフードドライブ事業は、食品ロスの削減と民民協働を促進している。		
	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
今後の 方向性 （課題解決 の方策等）	認知症になっても地域で安心して暮らしていけるよう、新しい認知症観の普及、啓発に努めるとともに、見守り支援事業や個人賠償責任保険事業、サポーター養成など、高齢者本人や家族等を支える総合的な支援を推進していく。 2040年に向けて、医療・介護のニーズを必要とする高齢者が急増することから、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を強化することが喫緊の課題であり、春日井市医師会始め関係機関と協力しながら、連携体制を構築していく。 また、ダブルケアや8050問題、ひとり暮らしの孤立化など、世帯の中で様々な生活課題を抱える人々が年々増加しており、包括的な相談支援体制と地域福祉の一体的な推進に努めていく必要がある。地域活動の担い手が不足する中で、社会福祉法人や民間事業者など地域の多様な主体が参画するつながりづくりのプラットフォームを通じた支え合いの地域づくりを推進していく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-1-1																				
事業名	社会福祉協議会運営補助			最終更新日	令和7年5月1日																				
実施根拠	春日井市社会福祉協議会補助金交付要綱			担当課	福祉政策課																				
関連計画	地域共生プラン2025		関連する 附属機関	春日井市福祉施策等推進協議会																					
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—																			
	施策等	4 地域での支え合いの推進																							
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。																							
目的・ 事業概要	(目的) 地域福祉を推進する中核的な組織である社会福祉協議会の活動を支援する。 (事業概要) 社会福祉法の規定に基づき地域福祉推進を目的として設立されている社会福祉協議会に対し、次の活動に対して補助金（地方交付税算定に該当）を交付する。 (1) 地域福祉サービスセンター事業 (2) ボランティア事業 (3) 全国民生委員協議会関係事業 (4) 社会福祉協議会事務局運営に係る人件費（委託事業に係る人件費を除く。）																								
	事業期間	昭和54年度 ～																							
過去の経緯、 主な実績等	(実績) 地域福祉活動の推進役として、活発な社会福祉協議会活動が行われている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録ボランティア団体数</td><td>116団体</td><td>122団体</td><td>126団体</td></tr> <tr> <td>登録ボランティア人数</td><td>1,769人</td><td>1,853人</td><td>1,846人</td></tr> <tr> <td>社会福祉協議会 会員数</td><td>45,315人</td><td>43,568人</td><td>41,506人</td></tr> <tr> <td>地区社会福祉協議会</td><td>44団体</td><td>45団体</td><td>45団体</td></tr> </tbody> </table>						令和4年度	令和5年度	令和6年度	登録ボランティア団体数	116団体	122団体	126団体	登録ボランティア人数	1,769人	1,853人	1,846人	社会福祉協議会 会員数	45,315人	43,568人	41,506人	地区社会福祉協議会	44団体	45団体	45団体
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																						
登録ボランティア団体数	116団体	122団体	126団体																						
登録ボランティア人数	1,769人	1,853人	1,846人																						
社会福祉協議会 会員数	45,315人	43,568人	41,506人																						
地区社会福祉協議会	44団体	45団体	45団体																						
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)																			
			205,391千円	187,737千円	179,363千円	157,910千円																			
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																			
		その他	千円	千円	千円	千円																			
	一般財源		205,391千円	187,737千円	179,363千円	157,910千円																			

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	人件費支出 181,462,718円					
	事務費支出 4,535円					
	事業費支出 4,960円					
	負担金支出 1,264,250円					
	退職給付積立 5,000,000円					
合計 187,736,463円						
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	社会福祉協議会登録ボランティア団体数		130団体	126団体	122団体	116団体
	社会福祉協議会登録ボランティア人数		1,860人	1,846人	1,853人	1,769人
	会員数		42,000人	41,506人	43,568人	45,315人
	地区社会福祉協議会		45団体	45団体	45団体	44団体
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(成果) 誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や各種団体、ボランティア、福祉サービス事業所、民間企業、行政が協働した支え合いの地域づくりを推進する社会福祉協議会の重要性が増している。			
		(課題) いわゆる8050問題やダブルケアなど、地域における福祉課題が複雑化、複合化し、従来の公的なサービスだけでは対応困難なケースが多くなっている一方、地域コミュニティの希薄化や福祉人材の不足が深刻化する中、地域福祉の担い手の一角である社会福祉協議会の会員数、登録ボランティアの数は減少傾向にある。地域福祉をより一層推進するため、中核的な組織である社会福祉協議会に求められる役割は大きくなっている。				
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に不可欠な存在であり、性質上、独立した組織運営が困難な中、安定的な法人運営を支援する必要性が高いため、継続する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	地域福祉推進を目的に社会福祉協議会へ補助金交付 ※現状の水準を維持				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和7年度		整理番号	2-4-1-2	
事業名	総合福祉センター・福祉の里（社会福祉施設等管理費）					最終更新日	令和7年4月28日	
実施根拠	春日井市社会福祉施設条例、春日井市福祉の里条例、春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例					担当課	福祉政策課	
関連計画	高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	春日井市福祉施策等推進協議会			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉				基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進						
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。						
目的・ 事業概要	（総合福祉センター） 本市における総合的な福祉の拠点として、高齢者、障がい者、児童等の健康の増進、教養の向上に向け、レクリエーション、ふれあい交流の場を提供する。 (1) 開館日 毎週月曜日及び年末年始を除く毎日 (2) 利用時間 大ホール、小ホール、各集会室、和室、研修室は午前9時から午後9時30分（夜間に利用申請がない日にあつては、午後5時）まで、それ以外の施設は午前9時30分から午後4時30分まで (3) 施設内容 老人センター、障がい者センター、児童センター、母子憩いの家 (4) 使用料 高齢者、障がい者、児童等は無料、一般利用は有料							
	（福祉の里） 高齢者を始めとする市民の健康増進、教養の向上を図るとともに、互いにふれあい交流する場を提供する。 (1) 開館日 毎週月曜日及び年末年始を除く毎日 (2) 利用時間 午前9時から午後5時（浴室は午前10時から午後4時）まで (3) 施設内容 レインボープラザ、老人福祉センター、高齢者生きがい活動推進センター (4) 使用料 高齢者（浴室、トレーニング室は除く）、障がい者は無料、一般利用は有料							
	事業期間	昭和54年度 ～						
過去の経緯、 主な実績等	（総合福祉センター） 令和4年度 令和5年度 令和6年度 利用者数 134,185人 166,862人 188,755人 利用率 56.5% 46% 59.9%							
	（福祉の里） 令和4年度 令和5年度 令和6年度 利用者数 136,325人 152,615人 141,591人 利用率 27.7% 31.7% 29.1%							
	※利用率は、会議室等の実稼働コマ数を利用可能コマ数（各部屋午前、午後、夜間の1日3コマ）で除したもの。							
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)		
			233,757千円	312,790千円	301,503千円	293,207千円		
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円		
		その他	千円	千円	千円	千円		
一般財源			233,757千円	312790千円	301,503千円	293,207千円		

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・指定管理者による施設管理 ・施設利用動向に基づくサービス内容の見直し					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	満足度調査で満足と回答した利用者の率		90%	－	－	－
	各種講座等延べ参加人数		26,000人	24,770人	22,932人	18,714人
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(課題) 老朽化している施設や設備のメンテナンスを行うため、公共施設マネジメント計画に基づき担当部署と連携を図り施設管理に取り組む。 また、少子高齢化や核家族化の進行、ひとり暮らし高齢者の増加、価値観や生活様式の多様化などによる市民の福祉ニーズの変化に対応したサービスの充実と感染対策の両立が課題である。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　－：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 総合福祉センターは、開所から40年以上経過し、施設に老朽化がみられる中で、地域共生社会の実現に向け、新たに総合的な福祉拠点として再整備する。 福祉の里は、特に浴室関連設備の老朽化にともなう不具合が頻発しており、今後維持管理費の増大が見込まれることから、施設のあり方について検討を行う。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・指定管理者による施設管理 ・施設利用動向に基づくサービス内容の見直し ・指定管理者の更新手続				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-1-3																
事業名	ハートフルパーキング事業			最終更新日	令和7年4月28日																
実施根拠	春日井市ハートフルパーキング事業実施要綱			担当課	福祉政策課																
関連計画	—		関連する 附属機関	—																	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針																
	施策等	4 地域での支え合いの推進																			
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。																			
目的・ 事業概要	（目的及び事業概要） 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアの構築にあたり、医療・介護事業者等の訪問事業者が、円滑にサービス提供できるよう、駐車スペースのない利用者宅を訪問する際に、近隣の事前登録された駐車スペースを利用することができる体制を整備する。																				
	事業期間	平成29年度 ～																			
過去の経緯、 主な実績等	（経緯） 平成28年度 市内石尾台及び高森台地区を対象に「ハートフルパーキング事業」の協力に関する意向調査を実施。インターネット上で駐車場の登録や予約を行うシステム開発することとなった。 平成29年度 石尾台及び高森台地区で地域包括ケア団地モデル事業として開始。 平成30年度 市内全域に展開 令和元年度 介護等事業所へ駐車場希望地区を聞き取り、15,000世帯（中央台、不二ガ丘町、神領町 他）へ駐車場提供に関する意向調査を実施。 令和3年度 NT地区の介護事業所に登録申請の勧奨を実施。 令和4年度 介護等事業所へ駐車場希望地区を聞き取り、9,317世帯（牛山町、上条町 他）へ駐車場提供に関する意向調査を実施。 令和5年度 介護等事業所へ駐車場希望地区を聞き取り、8,791世帯（石尾台、岩成台 他）へ駐車場提供に関する意向調査を実施。 （実績） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録駐車場数</td><td>597箇所</td><td>698箇所</td><td>653箇所</td></tr> <tr> <td>登録利用者数</td><td>141件</td><td>155件</td><td>159件</td></tr> <tr> <td>年間利用件数</td><td>2,153件</td><td>3,594件</td><td>3,991件</td></tr> </tbody> </table>						令和4年度	令和5年度	令和6年度	登録駐車場数	597箇所	698箇所	653箇所	登録利用者数	141件	155件	159件	年間利用件数	2,153件	3,594件	3,991件
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																		
登録駐車場数	597箇所	698箇所	653箇所																		
登録利用者数	141件	155件	159件																		
年間利用件数	2,153件	3,594件	3,991件																		
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)															
			703千円	660千円	1,951千円	1,963千円															
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円															
		その他	千円	千円	千円	千円															
	一般財源		703千円	660千円	1,951千円	1,963千円															

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) インターネット上で駐車場の登録や予約を管理し、駐車場と利用者をマッチングする駐車場予約管理システムの管理運営。 (実績) 登録利用者数は増加傾向にある。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	登録駐車場数		700箇所	653箇所	698箇所	597箇所
	登録利用者数		170件	159件	155件	141件
	年間利用件数		4,500件	3,991件	3,594件	2,153件
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(成果) ・利用登録のない介護事業者に登録申請の勧奨を行い登録利用者数は年々増加傾向にある。 (課題) ・登録駐車場数のさらなる拡大 ・駐車場提供者へのインセンティブ ・事業の周知 ・利用者のマナー（適正利用）			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・登録駐車場数を拡大するため会社や店舗、老人クラブなどに対し、説明会やチラシの配布などを行う ・訪問看護やホームヘルパー、ケアマネジャーなどに対して意向調査を行い、重点的に駐車場を確保する ・駐車場提供意向調査（一部地域において）を行う。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・駐車場予約管理システムの使用及び保守 ・制度の周知				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-4-1-4	
事業名	認知症介護家族支援事業				最終更新日	令和7年5月26日	
実施根拠	介護保険法第115条の45 地域支援事業実施要綱				担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン2025 高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	地域包括ケア推進協議会 福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進					
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。					
目的・ 事業概要	【目的】 認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる環境を整える。 【事業概要】 (1) 認知症サポーター養成：地域で認知症を見守る認知症サポーターを養成する。 (2) 認知症サポーター上級者養成講座：認知症の人を支える地域活動にボランティア参加する市民を養成する。 (3) 家族介護者支援センター及び認知症カフェ：認知症の人や家族をはじめ地域の人が集える場所の設置者を支援する。 (4) 認知症高齢者等見守り支援事業：認知症等により行方不明となる恐れのある高齢者のため、身元を特定するステッカーの配付、アプリによる検索支援、GPS端末の導入補助を行う。 (5) 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業：認知症の高齢者等が日常生活における偶発的な事故により損害賠償責任を負った場合に補償する個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入する。						
	事業期間	平成20年度 ～					
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成21年 認知症サポーター養成事業開始 平成26年 認知症サポーター上級養成講座事業開始 平成28年 家族介護者支援センター及び認知症カフェ補助金創設 平成31年 認知症高齢者等見守り支援事業創設 令和4年 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業創設 令和6年 認知症本人発信支援モデル事業開始 【実績】 (1) 認知症サポーター養成講座						
	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
	開催回数	20	24	30	34	27	
	養成人数	931	1,270	1,267	1,021	1,556	
	(2) 認知症サポーター上級養成講座						
	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
	養成人数	中止	中止	33	—	37	
	(3) 家族介護者支援センター及び認知症カフェ						
	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
	家族介護者支援センター（箇所）	1	1	1	1	1	
認知症カフェ（箇所）	33	37	39	38	38		
(4) 認知症高齢者見守り支援事業							
区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
GPS端末等導入（件）	23	11	16	13	13		
みまもりあいプロジェクト（件）	12	8	8	12	19		
(5) 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業							

第六次総合計画 事業点検シート

	区分		4年度	5年度	6年度	
	加入者数		38	49	65	
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			1,819千円	1,109千円	948千円	1,424千円
	特定財源	国・県支出金	1,050千円	640千円	547千円	822千円
		その他	418千円	255千円	218千円	328千円
	一般財源		351千円	214千円	183千円	274千円
6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・家族介護者支援センター運営補助 ・認知症の本人発信支援の試行的実施 ・春日井まつりでみまもりあいアプリの啓発イベント共催 ・認知症サポーター上級者養成講座の開催					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	認知症カフェ登録数		40か所	38か所	38か所	39か所
	認知症サポーター養成講座		1,500人	1,556人	1,021人	1,267人
	認知症サポーター上級者養成講座養成講座		—	37人	—	33人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 認知症サポーターは大幅に増え、地域住民のほかに企業や学校での開催など地域の多様な人が認知症サポーターとなっている。 9月の認知症月間に市役所庁舎や総合福祉センターのほか、市内の書店等も周知啓発を行い、官民協働で認知症啓発に取り組むことができた。 【課題】 ・認知症高齢者の増加が見込まれ、認知症の啓発とみまもりあいアプリなど地域の支え合いの体制を推進する必要がある。 ・認知症の事業や取組みに本人の意見を反映させることが必要である。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　—：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・認知症地域支援推進員が認知症サポーター養成講座により認知症理解を啓発し、イベントなどでみまもりあいアプリを周知して協力者を広げ、見守り体制を拡大する。 ・認知症基本法の施行を受け、認知症当事者及び家族が社会参画（本人ミーティング）する環境を整えていく。 ・認知症月間を中心に、市民や企業など幅広く認知症啓発に取り組むことができるよう啓発活動を行う。 ・総合的な福祉拠点の整備にあわせて、認知症カフェや家族介護者支援センターとの連携を深める方策を調査研究する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・オレンジガーデニングプロジェクトの実施、9月の認知症月間に認知症啓発を実施 ・権利擁護セミナーで認知症当事者の講演会を実施 ・地域の通いの場等で、認知症の本人が思いや気持ちを話することができるよう通いの場の運営者を支援する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2－4－1－5	
事業名	認知症総合支援事業				最終更新日	令和7年5月26日	
実施根拠	介護保険法第115条の45 地域支援事業実施要綱 春日井市認知症総合支援事業実施要綱				担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン2025 高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	地域包括ケア推進協議会 福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進					
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。					
目的・ 事業概要	【目的】 認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を配置し、認知症の早期発見、早期支援や認知症に優しい地域づくりを推進する。						
	【事業概要】 (1) 認知症初期集中支援チームの設置 認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する認知症初期集中支援チームを配置する。 (2) 認知症地域支援推進員の設置 認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組や認知症サポーターの養成、認知症カフェの普及など認知症の地域支援の取組を推進する。						
	事業期間	平成30年度 ～					
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 (1) 認知症初期集中支援チーム 平成30年4月創設 基幹型地域包括支援センター内にチーム員2名（保健師・社会福祉士）を配置し、春日井市医師会から推薦を受けたチーム員医師（2名）から助言指導を受ける。						
	(2) 認知症地域支援推進員 平成30年4月配置 認知症地域支援推進員は、認知症サポーター養成講座、認知症高齢者搜索模擬訓練の企画・運営などを通じて認知症理解を推進する。認知症の人が参加する通いの場等で認知症の本人が思いや気持ちを発信できるよう支援する。 現在の配置人数 8名（地域福祉コーディネーターと兼務）						
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)	
			21,526千円	10,773千円	13,613千円	13,149千円	
	特定財源	国・県支出金	12,431千円	6,221千円	7,862千円	7,593千円	
		その他	4,951千円	2,478千円	3,131千円	3,025千円	
	一般財源		4,144千円	2,074千円	2,620千円	2,531千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) (1)認知症初期集中支援チーム 新規相談件数 18件 (2)認知症地域支援推進員 認知症サポーター養成講座の開催(27回) 認知症本人発信支援者支援の実施 9月認知症月間の啓発 春日井まつりで認知症啓発ブース出店(共催)					
成果指標	指標名		目標値(7年度)	6年度	5年度	4年度
	認知症初期集中支援チーム 相談数		20件	18件	21件	9件
	認知症サポーター養成講座 受講者数		1,500人	1,556人	1,021人	1,267人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・認知症初期集中支援チームは、新規の相談が継続的にあり、認知症の早期対応に効果的な仕組みとなっている。 ・認知症地域支援推進員は、新たな認知症観の普及や、本人の気持ちや想いを聴く方法を学び、認知症当事者も参画する地域づくりを進めている。 【課題】 ・新たな認知症観の普及や認知症当事者の声、想いを聴く機会を設ける。 ・認知症の早期対応の重要性と認知症初期集中支援チームの周知を図る必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・認知症地域支援推進員が、本人ミーティングの場の創設や認知症家族交流会の実施の支援を通じ、認知症当事者及び家族が主体的に地域に参画できる取り組みを企画し、実施する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	企業や地域で認知症サポーター養成講座を実施するなど認知症についての理解啓発に努めていく。 認知症当事者が自ら体験や思いを発信できるよう調整し、語り合い、暮らしやすい地域の在り方を話し合う場(本人ミーティング)の創設に向けた検討を行う。 オレンジガーデニングプロジェクトへの参加呼びかけや参加者の様子を配信し、広く認知症理解を啓発する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和7年度	整理番号	2-4-1-6	
事業名	在宅医療・介護連携推進事業			最終更新日	令和7年5月22日	
実施根拠	介護保険法第115条の45 地域支援事業実施要綱 春日井市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱			担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン 高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	地域包括ケア推進協議会 福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療機関と介護サービス事業所が、綿密な連携を図り、在宅医療と介護を一体的に提供する体制を推進する。 【事業概要】 1 在宅医療介護サポートセンターの事業内容 (1)市内の医療及び介護の資源の把握 (2)在宅医療・介護連携 に関する課題の抽出及び対応策の検討 (3)切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制の構築推進 (4)医療及び介護関係者の情報共有の支援 (5)在宅医療・介護 連携に関する相談支援 (6)医療及び介護関係者の研修 (7)在宅医療・ 介護連携に関する地域住民への普及啓発 (8)在宅医療に関する相談受付 (9)医療と介護の実務者による検討の場の設置運営 2 地域包括ケア推進協議会 (1)目的 ア 在宅医療及び介護連携に関する事項 イ 生活支援体制整備に関する事項 ウ 認知症総合支援に関する事項 (2)委員 13名 ア 優れた識見を有する者 イ 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者					
	事業期間	平成28年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成28、29年度 春日井市医師会が在宅医療サポートセンターを設置、運営。 平成29年度 春日井市地域包括ケア推進協議会を設置（平成30年1月） 平成30年度 春日井市医師会が在宅医療サポートセンターを廃止。 市が春日井市在宅医療・介護サポートセンターを設置し、春日井市医師会に運営を委託した。 令和4年度～6年度 市直営で在宅医療・介護サポートセンターを運営。 令和7年度 在宅医療・介護サポートセンターの運営を市医師会に委託。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			19,847千円	167千円	436千円	586千円
	特定財源	国・県支出金	11,462千円	96千円	252千円	338千円
		その他	4,565千円	38千円	100千円	134千円
	一般財源		3,820千円	33千円	84千円	114千円
(実施内容・事業費等)						

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	・地域の医療・介護の資源把握 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・市民講演会の開催（1回 150人） ・多職種連携研修（3回 95人） ・出前講座の開催（8回 180人） ・地域包括ケア推進協議会の開催（2回） ・エンディングノートの作成 4,000部					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	多職種連携研修		3回	3回	4回	4回
	かすがいねっと連絡帳 登録患者数		750件	660件	583件	487件
	実務者による検討の場		3回			
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 市民講演会や出前講座により在宅医療や人生会議について、市民の理解を深めた。 多職種連携研修を実施し、医師・歯科医師・薬剤師・ケアマネジャーに看護師・療法士を加えさらなる連携を図ることができた。 【成果】 かすがいねっと連絡帳を活用して多職種が連携して支援する対象者が増加している。 【課題】 市と介護関係者との意見交換の場はあるが、市と医療関係者、介護関係者と医療関係者が意見交換する機会が不足している。 団塊世代が75歳を迎え、在宅医療と介護の利用者がこれから増加していくことが見込まれている。平常時から医療と介護の連携を強化し、災害時にも対応できるよう、医療従事者に在宅医療への参入を促すこと。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） 在宅医療・介護サポートセンターが医療従事者と介護従事者の実務者が集まる場を運営し、在宅医療と介護の連携を推進するための課題と解決策を検討して、増加が見込まれる要介護状態の高齢者の包括ケアを推進する。 平常時から備える災害時にも強い在宅医療と介護の提供体制を強化する。 多職種研修などの機会を活用し、顔の見える関係づくりを推進し、より効果的な在宅医療・介護が実施できるようにする。在宅の現場でかすがいねっと連絡帳の活用が図られるようにする。					
7年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	拡充	在宅医療の中核を担う市医師会に運営を委託し、医療や福祉の専門職を複数配置して、市民から在宅医療に関する相談の受付を開始した。 在宅医療と介護の実務者の連携に関する検討の場を設置する。 在宅医療と介護の多職種の連携が進むよう、多職種連携研修や医療従事者向けや介護従事者向けの相互理解を促進する研修を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-4-1-7
事業名	生活支援体制整備事業				最終更新日	令和7年5月26日
実施根拠	介護保険法第115条の45 地域支援事業実施要綱 春日井市生活支援体制整備事業実施要領				担当課	地域共生推進課
関連計画	地域共生プラン2025 高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	地域包括ケア推進協議会 福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。 2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 世代や分野を越えた重層的な地域づくりを推進するため、地域福祉コーディネーターを配置し、住民主体の地域活動の立ち上げや運営の支援、多様な居場所やつながりづくりのプラットフォームを構築する。 【事業概要】 (1)地域福祉コーディネーターの配置 ①地域資源の把握・開発 ②地域ネットワークの構築 ③相談支援事業者の支援 ④地域ケア会議への参画 ⑤介護予防活動普及事業の調整 ⑥地域福祉活動の支援 (2) 協議体及びつながりづくりプラットフォームの運営					
	事業期間	平成28年度				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成28年度 第1層生活支援コーディネーターを配置 平成29年度 第2層生活支援コーディネーターを4名配置 令和2年3月 第1層生活支援コーディネーターを地域福祉アドバイザー、 第2層生活支援コーディネーターを地域福祉コーディネーターに名称変更 (地域福祉を推進する役割を明確にするため) 令和2年 地域福祉コーディネーターを5名配置 令和5年 孤独孤立対策官民連携プラットフォーム(藤山台・岩成台地区)を設置 令和6年 地域福祉コーディネーター8名配置 *第1層は市全体、第2層は日常生活圏域(中学校区を基本に12圏域)を活動範囲とする。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			48,402千円	38,752千円	28,340千円	25,725千円
	特定財源	国・県支出金	27,952千円	22,379千円	16,366千円	14,856千円
		その他	11,132千円	8,913千円	6,518千円	5,916千円
	一般財源		9,318千円	7,460千円	5,456千円	4,953千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・つながりづくりプラットフォーム（藤山台・岩成台）を開催 ・地域共生又は先進的な取組みに対する支援（27団体） ・住民主体サービス意見交換会開催 ・地域にある社会資源一覧の作成、公表（市社協ホームページ） ・住民が主体となる活動紹介冊子の作成					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	つながりづくりプラットフォーム		2か所	1か所	1か所	—
	住民主体サービス（通いの場）		180箇所	131箇所	101箇所	101箇所
	地域活動と民間企業のマッチング件数		12	8	4	—
	地域福祉コーディネーターの配置数		8名	8名	6名	5名
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 団塊世代が75歳を迎える中、地域福祉コーディネーターが地域活動を支援し、介護予防の通いの場が各地域で実施されている。 地域活動の担い手が不足する中で、学校や企業と連携した多世代交流や共生型の活動が創出できた。 地域活動団体や民間事業者と協働する孤独孤立対策のつながりづくりプラットフォームを開催し、地域と協働する取組を複数創出できた。 【課題】 試行的に設置したつながりづくりプラットフォームを他地区に展開するために、地域や参加者の選定、企画内容を検討する必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　—：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 地域活動の担い手不足や地域のつながりの希薄化する中、民間事業者や地域の各種団体とのマッチングを行い、プラットフォームを通じて新たな関係づくりと協働的な取組みを支援する。 SNSを通じて広く地域活動、地域づくりの情報を発信し、地域活動に関心を持つ住民や企業を発掘する。 総合的な福祉拠点の整備にあわせて、市民活動とボランティア活動、地域福祉活動の連携や支援のあり方について、調査研究を行う。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	つながりづくりプラットフォームの実施地域や取組みを拡充する。 地域活動の情報をInstagramで配信する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-4-1-8
事業名	地域ケア会議推進事業				最終更新日	令和7年5月26日
実施根拠	介護保険法第115条の46 介護保険法第115条の48				担当課	地域共生推進課
関連計画	地域共生プラン2025 高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	春日井市地域包括ケア推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 地域ケア会議や地域協議会を開催し、地域生活課題の把握と解決を検討し、住民が主体となって取り組む地域活動づくりを推進する。 また、専門職の助言を得る機会をつくり、要支援状態にある高齢者の介護予防と自立支援を促進する。					
	【事業概要】 個別事例から地域課題を把握する地域ケア個別会議、地域課題の具体的解決策を見出す地域ケア会議、日常生活圏域毎の地域課題等を共有する地域協議会を重層的に開催する。 専門職が助言を行う専門職カンファレンスを定期的に開催する。					
	事業期間	平成28年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 1 地域協議会（日常生活圏域単位） 平成29年度 3地域 平成30年度 7地域 令和元年度～ 12地域					
	2 専門職カンファレンス 平成29年度 理学療法士、作業療法士、管理栄養士、保健師、地域福祉コーディネーター、主任介護支援専門員を助言者とする専門職カンファレンスを創設 令和3年 オンライン会議により実施 令和6年 対面とオンラインのハイブリッド型会議を実施 歯科衛生士を助言者に追加					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			2,622千円	2,532千円	2,670千円	2,676千円
	特定財源	国・県支出金	1,514千円	1,462千円	1,542千円	1,545千円
		その他	603千円	582千円	614千円	616千円
	一般財源		505千円	488千円	514千円	515千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・地域協議会を12箇所で開催。 ・地域ケア会議報告会を開催（2月17日） ・専門職カンファレンス6回開催。 ・専門職カンファレンスの検討事例に対する事後評価を実施					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	地域ケア会議を経て 創設された取組み		20件	24件	19件	32件
	専門職カンファレンスで 検討された事例		12件	12件	12件	12件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・住民が主体的に地域生活課題を話し合い、課題解決につながる取り組みの創設や地域づくりが住民主体で推進されている。また一部地域の地域協議会において、高齢者に限らず多世代に係る地域生活課題を検討し、地域づくりが進められている。 ・専門職カンファレンスは、助言者に歯科衛生士が加わり、口腔ケアの視点からも評価・検討できる体制を整え、介護予防ケアマネジメントの資質向上が図られている。 【課題】 ・専門職カンファレンスにオンラインでの参加に対し、音声の聞こえにくさや映像の乱れなど、視聴に不具合が生じている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・地域の多様な主体が参加し、高齢者に限らず多世代に係る地域生活課題を解決する取組、つながり、いきがいくづくり活動の創設を図る。 ・事例提供者以外のセンター職員が、介護予防ケアマネジメント業務に活かせるよう、オンラインと対面を組み合わせた開催方法とし、センター職員全体が介護予防ケアマネジメントの質の向上を図る。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・市内12圏域の全てで地域協議会を開催。 ・市内全域の取組みを発表する地域ケア会議報告会を開催。 ・オンラインと対面のハイブリッド方式による専門職カンファレンスを開催。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-1-9	
事業名	フードドライブ事業			最終更新日	令和7年5月23日	
実施根拠	社会福祉法第106条の4			担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン2025 重層的支援体制整備事業実施計画		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 食品の寄付受付やこども食堂などの食料支援活動を実施する団体間の相互支援のため、ネットワークを構築し、食を通じた支え合いの地域づくりを推進する。 【事業概要】 1 余剰食品、寄付食品の受領及びこども食堂等の団体への提供。食品の保管、運搬の協力。 2 活動団体同士の相互協力を実現するためのネットワーク連絡会の開催。 3 ホームページでの活動団体の広報。					
	事業期間	令和5年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	令和4年	食品ロスに関する検討会（ごみ減量推進課、地域福祉課、企画政策課）を実施				
	令和5年	こども食堂等の団体へのヒアリングを実施 フードドライブ事業を開始 ネットワーク連絡会を設置 団体間の連絡ツールとしてLINEWORKSの運用を開始 市政80周年イベント「もったいないフェス」で食品ロス減少の啓発 消費生活展2023に出展				
	令和6年	ネットワーク連絡会の地区別開催の試行 ネットワーク連絡会 3回 消費生活展2024に出展 株式会社バローホールディングスと包括的な連携と協力に関する協定を締結 フードドライブポストを設置 こども食堂等のマップを作成、ホームページで公開				
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			3千円	34千円	67千円	千円
	特定財源	国・県支出金	1千円	17千円	33千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		2千円	17千円	33千円	千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・ネットワーク連絡会 3回 ・余剰食品の受付 3,538点、1,047kg ・企業からの寄付受付 8件 ・フードドライブ運営アドバイザー利用 4回					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	ネットワーク連絡会の参加団体数		40	36	32	—
	余剰食品の受付数		3,600点 (1,200kg)	3,538点 (1,047kg)	3,726点 (889kg)	—
	企業からの寄付受付件数		10件	8件	7件	—
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・地域貢献をしたい企業から寄付等を受け、食料支援活動団体とマッチングする仕組みを整えることができた。 ・参加団体間の相互支援のネットワークを強化することができた。 ・食品ロスの削減が図られた。 【課題】 ・食料支援活動団体の持続可能な運営のための仕組みづくり。 ・ネットワーク連絡会に参加する団体の活動を積極的に情報発信する。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・余剰食品、寄付食品の募集の強化。 ・ネットワーク連絡会未参加の団体に参加を呼びかけ、新たなつながりを構築する。 ・ネットワーク連絡会で、運営ノウハウの団体間の共有を推進。 ・ホームページ、イベント（春日井まつり、消費生活展等）、参加団体のSNS等を活用し、食を通じた支援活動の情報発信の強化。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・ネットワーク連絡会の開催。 ・食品の寄付受付、食を通じた支援活動の情報発信。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和7年6月3日
施策等	4 地域での支え合いの推進	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	7年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			6年度 （決算）	7年度 （予算）		
1	民生委員・児童委員、 主任児童委員	拡充	42,485	47,125	○	福祉政策課
2	平和祈念事業	継続	331	371	○	福祉政策課
3	行旅死亡人、行旅人 扶助	継続	0	682	○	福祉政策課
4	災害見舞金、弔慰金 支給	拡充	425	500	○	福祉政策課
5	地域共生社会推進大 会	継続	221	345	○	福祉政策課
6	災害時要援護者支援 制度	継続	81	315	○	福祉政策課
7	戦没者等の遺族に対 する特別弔慰金	継続	0	303	○	福祉政策課
8	地域包括支援センタ ー運営事業	継続	436,688	477,427	◎	地域共生推進課
9	地域見守り活動	継続	17	50	○	地域共生推進課
10	重層的支援体制整備事 業	継続	312	350	◎	地域共生推進課
11	ひきこもり支援と就労 準備支援の一体的実施 事業	継続	328	2,719	○	地域共生推進課
12	DV相談	継続	52	146	○	地域共生推進課
13	友愛電話訪問事業 （緊急連絡体制整備）	継続	107	150	○	介護・高齢福祉課
14	緊急通報システム設 置事業（緊急連絡体 制整備）	継続	1,587	4,186	○	介護・高齢福祉課
15	配食サービス利用助成	継続	74,142	83,145	○	介護・高齢福祉課
16	地域自立生活支援事 業（シルバーハウシ ング）	継続	5,914	6,760	○	介護・高齢福祉課
17	介護福祉特別給付金 （要介護認定者等特 別対策）	継続	81,120	135,688	○	介護・高齢福祉課
事業費合計			643,810	760,262		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	◎	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	平成30年度に基幹型地域包括支援センターを設置し、12の日常生活圏域ごとに設置する地域包括支援センター間の総合調整や後方支援など、高齢者の総合的な相談支援体制を構築している。また、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を配置し、認知症への理解啓発や早期支援を行い、認知症に優しい地域づくりを推進している。 その一方で、高齢者人口は横ばいであっても後期高齢者人口が2055年まで増加し続けることから、相談件数や介護予防ケアマネジメント件数が年々、大幅に増加している。さらに、介護予防ケアマネジメントを委託できる指定居宅介護支援事業所が非常に少なく、地域包括支援センターの業務を圧迫している。令和4年度に重層的支援体制整備事業を実施するに当たり、地域型地域包括支援センターの相談員を増員したが、認知症高齢者や複合化・複雑化した生活課題を抱える世帯は、一層増加することから、包括的な相談支援体制の強化が大きな課題となっている。 また、地域福祉コーディネーターが、住民主体団体の新たな立ち上げ支援や、好事例の水平展開を支援することで多彩な地域福祉活動が、令和6年度に24件創出されている。さらに、孤独・孤立対策や全世代に対応した重層的な地域づくりを推進するよう、フードドライブ事業やつながりづくりプラットフォームなど、官民協働による多様な取組みを推進できている。 更に、高齢者ができる限り自立して生活できるよう、日常生活を支援するための緊急通報システムや配食サービスなどの高齢者福祉サービスを提供してきた。なお、その財源のあり方について、第9次高齢者総合福祉計画の策定に伴い、令和6年度から介護保険料を財源とする保健福祉事業を介護保険事業特別会計に新たに立ち上げ、持続可能な事業の継続性を担保することができた。		
	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	地域包括支援センター始め関係機関や地域住民などが、分野や制度を超えて連携、協働を図ることにより、制度の狭間や孤独・孤立した状態にある人、複雑かつ複合的な課題を抱える世帯などに対し、伴走型支援を行うなど、地域を基盤とした重層的で包括的な支援体制の強化を図る。 友愛電話訪問や配食サービス時の安否確認のほか、民生委員や民間事業者など連携し、地域の見守り体制を強化するとともに、災害時における要配慮者の避難支援体制を構築する。 また、高齢者福祉、障がい者福祉、生活困窮者支援など、既存の支援体制やサービスの評価を行うとともに、財源の確保を図りながら、(仮称)総合福祉計画の策定にあわせて、総合的かつより効果的な福祉施策のあり方について検討を行う。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和7年度	整理番号	2-4-2-1	
事業名	民生委員・児童委員、主任児童委員			最終更新日	令和7年4月28日	
実施根拠	民生委員法、児童福祉法			担当課	福祉政策課	
関連計画	—		関連する 附属機関	民生委員推薦会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 民生委員法、児童福祉法に基づき、地域の福祉の窓口としての民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を促進する。 【事業概要】 委員は、市の福祉を始め、関係する住民ニーズの把握や地域の支援を必要とする者への声かけ、情報提供、関係機関への連絡を行っている。 3年に1度一斉改選を実施している。（現在の任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日）					
	事業期間					
過去の経緯、 主な実績等	- 民生委員・児童委員、主任児童委員は、14地区民生委員児童委員協議会のいずれかに所属。毎月の定例会への出席や専門部会で研修を実施。 「地域の実情把握に関する調査」の実施 - 調査対象 ①70歳以上の単身世帯 ②80歳以上の高齢者のみの世帯 ③7040問題のおそれのある世帯 - 敬老金の訪宅配付 - 地域住民からの相談対応、関係機関への連絡 - 新聞がポストに溜まっている、同じ洗濯物が干したままになっているなどの異常を見つけた場合、市などに通報をする「地域の見守り活動」を実施している。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			47,125千円	42,485千円	42,106千円	43,976千円
	特定財源	国・県支出金	23,824千円	22,051千円	21,870千円	22,371千円
		その他	0円	0円	0円	0円
	一般財源		23,301千円	20,434千円	20,236千円	21,605千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	- 令和6年度は、退任した民生委員が8名、新たに10名の新任委員が厚生労働大臣から委嘱 - 定数389名、実人数363名、欠員地区26地区（令和7年3月31日現在） - 地区民生委員児童委員協議会の定例会、専門部会への出席 - 地域の実情把握に関する調査の実施（ひとり暮らし高齢者世帯について調査対象年齢を75歳以上に引上げ、8050問題の恐れのある世帯への調査実施） - 敬老金の訪宅配付 - 地域住民からの相談対応、関係機関への連絡 - 地域の見守り活動の実施 - 民生委員・児童委員の日に合わせ、展示ブースを設置しPR活動を実施 - 広報春日井で、現職の民生委員・児童委員に活動についての記事を掲載					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	民生委員・児童委員の人数		375	363	361	362
	活動日数		32,000	31,951	32,770	33,986
	相談・支援件数		2,600	2,591	2,902	2,818
	調査・実態把握件数		9,500	9,027	12,772	12,301
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	- 日頃から地域での見守り活動・訪問活動を行い、問題を抱える地域住民についての情報等を通報することで、必要な支援を迅速に実施することができた。（令和6年度 相談・支援件数2,591件、訪問件数9,427件、関係機関への連絡件数5,640件） 「地域の実情把握についての調査」を実施することで、対象者の日常生活の状況や緊急連絡先が把握でき、安否確認時の利用、専門機関との情報共有、その先の支援の実施につなげることができた。（令和6年度 訪問件数15,305件、調査件数9,027件） 【課題】 - 現在389の定数に対し、26名の欠員があり、見守り活動等ができていない状態になっている。担い手を確保するため、民生委員の活動をより多くの方に知っていただくことが必要である。また65歳から70歳の委員になるのに適齢な世代の人で、仕事を持っている人が増加している傾向にあり、委員を引き受けやすいような活動環境にしていく必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） - 欠員地区を減らすように、新町内会長等に依頼し後任確保に努める。 - 民生委員・児童委員の活動内容をPRし、民生委員・児童委員の現状を周知する。 - 民生委員の負担を軽減できる方法を検討する。 - 民生委員からの業務等に関する問い合わせについて丁寧に説明する。また民生委員活動に役立つ研修を実施し、見識を深めていただく。					
7年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	拡充	3年に一度の一斉改選を実施。令和7年12月1日～令和10年11月30日任期の委員の委嘱をする。 欠員地区ができないように、現民生委員から後任候補者の推薦がない地区に関しては、町内会長等に推薦を依頼し、後任の確保に努める。 民生委員の負担軽減及び活動しやすい環境作り、新たな担い手の確保につなげる手段の一つとして、民生委員協力員制度を導入する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-2-2	
事業名	平和祈念事業			最終更新日	令和7年4月28日	
実施根拠				担当課	福祉政策課	
関連計画			関連する 附属機関			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針		
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで。適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 過去の戦争で犠牲となられた方々に対して、追悼の意を表するとともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次の世代に伝えるため平和祈念式典を開催する。 【事業概要】 平和祈念式典の内容は、市総合福祉センターにおいて、「戦争犠牲者への追悼」「参加者全員の献花」「平和への誓いの唱和」を行う。 また、児童・生徒・一般市民を対象に、平和を希求する作文の公募・平和祈念式典での朗読を行う。					
	事業期間	昭和43年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【成果・経緯】 昭和43年度から、春日井市民会館にて戦没者追悼式として挙行し、戦没者遺族を参加者としていたが、戦没者遺族の高齢化等による参加者数の減少と、戦争を体験された方々が減少していること、戦争の悲惨さ・平和の尊さを次の世代に伝える必要があるとの考えから、平成20年度から名称を平和祈念式典と変え、会場も春日井市総合福祉センターへ変更している。 名称、会場とも変更になっているが、内容については、戦没者に対する追悼とともに、平和の希求であることに変わりはない。 平成29年度は、台風5号の接近により悪天候のため開催を中止した。 また、令和2年度・3年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、来賓を削減するなど、規模を縮小し開催した。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			371千円	331千円	374千円	389千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		371千円	331千円	374千円	389千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 平和祈念式典の実施 日時：令和6年8月5日(月)10時から 場所：総合福祉センター 大ホール 内容：「戦争犠牲者への追悼」「参加者全員の献花」「平和への誓いの唱和」を行った。 小学5・6年生、中学生、高校生の3部門を対象に平和を希求する作文の公募・平和祈念式典での朗読を行った。 【事業費内訳】 作文応募者記念品(優秀作品等9名) 9,000円 消耗品 745円 作文応募者記念品(参加賞45名) 18,067円 来賓用お茶 967円 祭壇等生花一式 253,000円 看板代 36,300円 クリーニング代 13,035円					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	平和祈念式典参加者		100	90	100	88
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	今後、戦没者遺族の高齢化に伴う参加者数の減少が予想される。 市を挙げて、戦没者の追悼とともに、平和への希求をさらに強調し、多世代に平和の大切さを呼びかけ、周知していく必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 遺族会員の高齢化により式典への出席も次第に難しくなる。遺族を通じて若い世代などより多くの方が参加できるように呼びかけていく。 本年度は戦後80年となります。今後の平和祈念式典の開催の方法を他市の情報を参考に検討していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	戦後80年の年であるため、平和祈念式典でパネル展示を実施予定。 作文については、一般市民を含め、広く募集することとする。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-2-3	
事業名	行旅死亡人、行旅人扶助			最終更新日	令和7年4月28日	
実施根拠	行旅病人及行旅死亡人取扱法、春日井市行旅病人及行旅死亡人取扱法取扱規則			担当課	福祉政策課	
関連計画			関連する 附属機関			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針		
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで。適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【事業概要】 行旅人に対する交通費（JR東海名古屋駅又は多治見駅まで）の支給及び行旅死亡人に対する葬祭、告示・公告等の事務を行う。					
	事業期間	平成15年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【成果・経緯】 行旅人移送費は、平成15年10月から現金給付（600円）から現物給付（JR東海の切符：新守山駅（190円）又は多治見駅（320円））に変更したが、令和4年10月より普通回数乗車券の販売終了に伴い、再度現金支給（運賃相当額）とした。 市内で発生した身元不明の行旅死亡人に対する葬祭、火葬及び納骨を実施した。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			682千円	0千円	443千円	201千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	427千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		682千円	0千円	16千円	201千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 行旅人移送費 0件 行旅死亡人 0件					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	行旅人			0	0	3
	行旅死亡人			0	2	1
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	令和6年度の行旅人移送費は実施無しであったが、該当者が発生した時に備えて移送費の準備を適正に行っている。 行旅死亡人についても、該当者が発生した場合に、迅速に火葬し、遺骨を潮見坂平和公園に安置し、その後、愛知県へ交付金の請求を行うことができるようにマニュアルが整備されている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	該当者に対し適切に対応する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和7年度			整理番号	2-4-2-4
事業名	災害見舞金、弔慰金支給					最終更新日	令和7年4月28日
実施根拠	災害弔慰金の支給等に関する法律、春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例、春日井市災害見舞金等支給条例					担当課	福祉政策課
関連計画				関連する 附属機関	災害弔慰金等支給審査委員会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉				基本計画 重点方針	
	施策等	4 地域での支え合いの推進					
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで。適切な支援につなげます。					
目的・ 事業概要	【目的】 被災者又は遺族に、見舞金又は弔慰金を支給し見舞い又は弔意の意を表す。 【事業概要】 春日井市災害見舞金等支給条例では、地震、落雷、風水害等の自然災害、火災等に遭われた場合、見舞金として、1万5千円から5万円を被害に合わせて支給する。 春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例では、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象により、市内に住所を有する者が死亡した場合、災害弔慰金として、生計維持者は500万円、その他の者は250万円を支給する。 また、同条件のもと、「災害弔慰金の支給に関する法律」別表に掲げる程度の障害がある場合、災害障害見舞金として、生計維持者は250万円、その他の者は125万円を支給する。						
	事業期間	昭和48年度 ～					
過去の経緯、 主な実績等	【成果・経緯】 昭和48年から被災者又は遺族に、見舞金又は弔慰金を支給している。 災害関連死等の審査を迅速に行うための災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例を令和7年4月1日に改正した。						
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)	
			500千円	425千円	480千円	455千円	
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円	
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円	
	一般財源		500千円	425千円	480千円	455千円	

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	○災害弔慰金			0件		
	○災害見舞金	死 亡	50,000円	×	0件	
		全 焼	50,000円	×	7件	
		半 焼	30,000円	×	2件	
		床上浸水	15,000円	×	1件	
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	弔慰金			0	0	0
	見舞金			10	10	11
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	- 被災者に対し火災の状況に応じて見舞金を支給 - 居住困難な被災者に一時避難場所を確保 - 市営住宅を案内 - 減免制度の案内 - ゴミ処理の案内			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	被災者に対して迅速に居住場所を確保し、今後の生活の手助けをする。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	拡充	該当者に対し適切に対応する。 災害弔慰金等支給審査委員会を設置する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-2-5	
事業名	地域共生社会推進大会			最終更新日	令和7年4月28日	
実施根拠	—			担当課	福祉政策課	
関連計画	地域共生プラン2025		関連する 附属機関	福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	福祉に貢献してきた地域の活動者の功績をたたえ、顕彰する機会を設けるとともに、関連する啓発事業（講演）を行い、また、その時々に応じたスローガン（大会宣言）を表明するなど地域における福祉の意識を育む機会として、地域福祉の推進に寄与する。 春日井市社会福祉協議会との共催。 2部構成で開催。第1部・式典（顕彰等）、第2部・講演 顕彰区分…春日井市長表彰、春日井市長感謝、春日井市社会福祉協議会会長表彰、春日井市社会福祉協議会会長感謝 顕彰対象者…民生委員・児童委員、保護司、社会福祉事業に従事している者・団体等					
	事業期間	昭和28年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	・ 毎回多くの方を表彰し、多数の福祉関係者に参加いただき、盛大に行われている。 ・ 平成29年度から市長感謝の対象に「おおむね40歳未満の次代を担う意欲ある社会福祉事業従事者（在職期間が5年未満の者も含む）」を加えた。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			345千円	221千円	283千円	257千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		345千円	221千円	283千円	257千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 社会福祉協議会と共同で開催、福祉活動に貢献してきた人への顕彰と講演会を行った。					
	顕彰 春日井市長表彰…13名・7団体、春日井市長感謝…83名・3団体 春日井市社会福祉協議会会長表彰…20名・3団体 春日井市社会福祉協議会会長感謝…44名・5団体・2事業者					
	講演 演題…「共に生きるまちづくり ～ブラブラしてラブラブなまちへ～」 講師…中部大学名誉教授 豊田 洋一 氏					
	当日の参加人数 第1部…69名、第2部…144名					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	被表彰者数			160名 18団体 2事業者	209名 18団体 1事業者	190名 18団体 1事業者
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	福祉に貢献してきた地域の活動者の功績をたたえ、顕彰することができた。 (課題) ・市内に大小さまざまな社会福祉施設等が開設されている状況から、被表彰者の推薦にあたっては、もれのないよう配慮が求められる。 ・第2部の講演には、時勢に応じて、より適した講師を依頼できるようにする。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・被表彰者の推薦にあたり、さらに多様な福祉団体、社会福祉施設へも推薦を依頼し、受賞対象者の発掘に努める。 ・今の時勢において、参加者に聴講してもらいたいテーマは何かをよく見極める。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・福祉活動に貢献してきた人への顕彰 ・記念講演 ○揮毫料 50,000円 ○市長表彰記念品 134,750円 ○消耗品（上質紙、封筒等） 29,000円 ○印刷製本費（賞状） 119,000円 ○通信運搬費（ハガキ代） 12,000円 計 344,750円				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-4-2-6
事業名	災害時要援護者支援制度				最終更新日	令和7年4月28日
実施根拠	災害対策基本法、第5次総合計画、市地域防災計画 等				担当課	福祉政策課
関連計画	地域共生プラン2025		関連する 附属機関	福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、災害時に避難場所への避難に支援を必要とされている人に対して、区・町内会・自治会等の協力により、避難支援を行うことにより、地域の災害時の支援体制を強化する。 【事業概要】 ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等で、災害時に避難場所への避難時に支援を必要とする人から申請を受け、その後、区・町内会・自治会等に申請者に対する支援方法について検討をしてもらい、支援方法を確定、関係者と共有することで、支援体制の強化を図る。					
	事業期間	平成16年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	平成16年度以降 訪問調査及びアンケート調査による同意方式を経て、手上げ方式へ移行。区・町内会・自治会の協力による制度の構築。 平成25年3月 愛知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金(地域支え合い体制づくり事業)を活用し、「災害時要援護者支援マップ」を10,000部、「災害時要援護者マップ作成マニュアル」を5,000部作成し、各区・町内会・自治会へ配布。 平成25年4月 「災害時要援護者支援基本要領」を策定。 平成26年度 災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）に対し、地域の支援者等への情報提供について要援護者に改めて同意を得た。 令和3年度 個別避難計画の作成に着手					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			315千円	81千円	75千円	101千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		315千円	81千円	75千円	101千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 災害時に避難場所への避難に支援を要する人への支援者を自治会等に協力を依頼し、災害時の支援体制を強化した。 総合防災訓練において、要援護者ブースを設置し制度の周知を図った。					
成果指標	指標名		目標値(年度)	6年度	5年度	4年度
	避難支援登録者数		—	928	876	818
	個別避難計画作成数		15	6	0	11
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	制度開始から20年が経過し、制度の協力者である区・町内会・自治会の制度に関する認知が進んできているが、実際に制度について理解が得られているかが不透明なところがある。 【課題】 ・役員が毎年変わる区・町内会・自治会が多く、地域の実情に応じた適切な支援体制の構築にあたり、地域によっては支援者を選任できない等支援体制を構築できない場合がある。また、適切に制度の引継ぎがされていないケースも見受けられる。 ・要援護者の中には、町内会等に参加していない人もいて、支援方法を検討できない場合もある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・区・町内会・自治会に対して、制度に関する丁寧な説明をし、理解を得るようにする。 ・制度の申請者で町内会等に参加していない人に対して、加入を勧め、地域の人と交流を持ってもらい、実際災害が発生した時に円滑な支援ができるように働きかける。 ・実効性のある避難支援を行うため、ケアマネジャー等専門職を交え、効果的な個別避難計画の作成を進める。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・災害時に避難場所への避難に支援を要する人への支援者を自治会等に協力を依頼し、災害時の支援体制を強化する。 ・要介護3～5、障がい者手帳1・2級の要援護者等に関して、ケアマネジャー等の専門職の協力を得て、個別避難計画の策定を進める。 ・個別避難計画策定の新たな対象者の条件について検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-2-7																																																								
事業名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金			最終更新日	令和7年4月28日																																																								
実施根拠	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法			担当課	福祉政策課																																																								
関連計画			関連する 附属機関																																																										
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針																																																									
	施策等	4 地域での支え合いの推進																																																											
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで。適切な支援につなげます。																																																											
目的・ 事業概要	【目的】 今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する。 【事業概要】 基準日において、恩給法による公務扶助料・特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給付金等の受給権を有する遺族がいない場合に、先順位の遺族1名に対して、特別弔慰金を支給する。 第12回特別弔慰金は、額面：27.5万円、償還期間：5年の記名国債をもって支給される。																																																												
	事業期間	昭和40年度～																																																											
過去の経緯、 主な実績等	【成果・経緯】 戦後20周年より、戦後何十周年といった機会をとらえて支給されているが、この節目と節目の間に年金給付の受給権者がいない場合に、特例的な特別弔慰金が昭和47年、昭和54年、平成元年、平成11年及び平成21年に支給された。																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>基 準 日</th><th>額 面</th><th>償 還 期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別弔慰金</td><td>昭和40年4月1日</td><td>3万円</td><td>10年償還</td></tr> <tr> <td>特別弔慰金国債に号</td><td>昭和47年4月1日</td><td>3万円</td><td>10年償還</td></tr> <tr> <td>第二回特別弔慰金</td><td>昭和50年4月1日</td><td>20万円</td><td>10年償還</td></tr> <tr> <td>第三回特別弔慰金</td><td>昭和54年4月1日</td><td>12万円</td><td>6年償還</td></tr> <tr> <td>第四回特別弔慰金</td><td>昭和60年4月1日</td><td>30万円</td><td>10年償還</td></tr> <tr> <td>第五回特別弔慰金</td><td>平成元年4月1日</td><td>18万円</td><td>6年償還</td></tr> <tr> <td>第六回特別弔慰金</td><td>平成7年4月1日</td><td>40万円</td><td>10年償還</td></tr> <tr> <td>第七回特別弔慰金</td><td>平成11年4月1日</td><td>24万円</td><td>6年償還</td></tr> <tr> <td>第八回特別弔慰金</td><td>平成17年4月1日</td><td>40万円</td><td>10年償還</td></tr> <tr> <td>第九回特別弔慰金</td><td>平成21年4月1日</td><td>24万円</td><td>6年償還</td></tr> <tr> <td>第十回特別弔慰金</td><td>平成27年4月1日</td><td>25万円</td><td>5年償還</td></tr> <tr> <td>第11回特別弔慰金</td><td>令和2年4月1日</td><td>25万円</td><td>5年償還</td></tr> <tr> <td>第12回特別弔慰金</td><td>令和7年4月1日</td><td>27.5万円</td><td>5年償還</td></tr> </tbody> </table>					名 称	基 準 日	額 面	償 還 期 間	特別弔慰金	昭和40年4月1日	3万円	10年償還	特別弔慰金国債に号	昭和47年4月1日	3万円	10年償還	第二回特別弔慰金	昭和50年4月1日	20万円	10年償還	第三回特別弔慰金	昭和54年4月1日	12万円	6年償還	第四回特別弔慰金	昭和60年4月1日	30万円	10年償還	第五回特別弔慰金	平成元年4月1日	18万円	6年償還	第六回特別弔慰金	平成7年4月1日	40万円	10年償還	第七回特別弔慰金	平成11年4月1日	24万円	6年償還	第八回特別弔慰金	平成17年4月1日	40万円	10年償還	第九回特別弔慰金	平成21年4月1日	24万円	6年償還	第十回特別弔慰金	平成27年4月1日	25万円	5年償還	第11回特別弔慰金	令和2年4月1日	25万円	5年償還	第12回特別弔慰金	令和7年4月1日	27.5万円	5年償還
	名 称	基 準 日	額 面	償 還 期 間																																																									
	特別弔慰金	昭和40年4月1日	3万円	10年償還																																																									
	特別弔慰金国債に号	昭和47年4月1日	3万円	10年償還																																																									
	第二回特別弔慰金	昭和50年4月1日	20万円	10年償還																																																									
	第三回特別弔慰金	昭和54年4月1日	12万円	6年償還																																																									
	第四回特別弔慰金	昭和60年4月1日	30万円	10年償還																																																									
	第五回特別弔慰金	平成元年4月1日	18万円	6年償還																																																									
	第六回特別弔慰金	平成7年4月1日	40万円	10年償還																																																									
	第七回特別弔慰金	平成11年4月1日	24万円	6年償還																																																									
	第八回特別弔慰金	平成17年4月1日	40万円	10年償還																																																									
	第九回特別弔慰金	平成21年4月1日	24万円	6年償還																																																									
	第十回特別弔慰金	平成27年4月1日	25万円	5年償還																																																									
	第11回特別弔慰金	令和2年4月1日	25万円	5年償還																																																									
	第12回特別弔慰金	令和7年4月1日	27.5万円	5年償還																																																									
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)																																																							
			303千円	0千円	0千円	0千円																																																							
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円																																																							
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円																																																							
		一般財源	303千円	0千円	0千円	0千円																																																							

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	令和7年度に開始される第12回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請に向けての準備 ・第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金のデータ及び申請書の確認 ・受付備品の準備 ・広報・ホームページ開設の準備 ・愛知県開催の特別弔慰金研修会への参加					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	第12回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請の準備が当初の計画とおり進行できた。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
令和7年4月1日から開始される第12回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の受付業務、愛知県への進達、国債の発行等が滞りなく行えるように事務を進める。						
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	申請受付及び県への進達、国債の代理受領及び交付 ① 第11回の特別弔慰金の請求者に、請求案内等を送付する。 ② 特別弔慰金の請求相談を受け、請求書の様式等の必要書類を配布する。 ③ 請求書及び必要な添付書類を確認し、受付をする。 ④ 受け付けた請求書等を、愛知県に送付する。 ⑤ 裁定通知書を、裁定都道府県から受領する。 ⑥ 国債の代理受領を行う。 ⑦ 請求者に通知し、国債及び裁定通知書を交付する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-2-8	
事業名	地域包括支援センター運営事業			最終更新日	令和7年5月26日	
実施根拠	介護保険法第115条の46			担当課	地域共生推進課	
関連計画	高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	地域包括支援センター運営等協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、保健・福祉・介護の専門職が地域の関係者と連携した相談支援を行う地域包括支援センターを設置・運営する。					
	【事業概要】 社会福祉士、保健師、主任介護支援専門を配置し、次の業務を実施する (1)要支援状態にある者に支援計画を作成（介護予防ケアマネジメント） (2)高齢者の生活全般に関する相談支援（総合相談支援） (3)高齢者の権利を擁護する事業（権利擁護支援） (4)介護支援専門員等への助言や支援（包括的・継続的ケアマネジメント支援）					
	事業期間	平成18年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成18年4月 地域別に地域包括支援センターを10箇所設置 平成30年4月 中学校区単位を担当区域を再編し12箇所設置 基幹型地域包括支援センターを設置 令和4年4月 12地区の地域包括支援センター職員を1名ずつ増員 令和7年4月 地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部改正 （職員の柔軟な配置を認めるもの）					
	【実績】 (件)					
	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	相談件数	30,793	33,188	34,215	36,201	38,329
第1号介護予防支援	950	904	955	1,028	1,147	
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度	5年度	4年度
			477,427千円	436,688千円	425,212千円	408,945千円
	特定財源	国・県支出金	275,714千円	252,187千円	245,560千円	236,165千円
		その他	109,808千円	100,438千円	97,799千円	94,059千円
	一般財源		91,905千円	84,063千円	81,853千円	78,721千円

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・地域包括支援センター運営等協議会開催 5回 ・地域ケア会議の参加者と創った取り組み報告会 1回 ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員研究会 (研修会開催やケアプラン様式案の作成等職員の資質向上や業務改善のための取り組み) ・初期集中支援チーム 新規件数18件					
成果指標	指標名		目標値(7年度)	6年度	5年度	4年度
	相談件数		40,000件	38,329件	36,201件	34,215件
	第1号介護予防支援		1,250件	1,147件	1,028件	955件
	地域ケア会議		55件	55件	59件	41回
これまでの 取り組みによる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	後期高齢者数の増加とともに支援を必要とする者も増加する中、総合相談、介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待対応などの業務を適切に実施し、包括的な支援と地域づくりの推進を担うことができた。 【課題】 ・後期高齢者の増加に伴い、相談件数は、今後さらに増大していくことが見込まれる。適切な職員配置基準を検討する必要がある。 ・在宅医療・介護サポートセンター、地域福祉コーディネーターなどと連携し役割分担により重層的な支援体制を強化する必要がある。 ・各センターの定員が常時配置されるよう、人材確保及び定着のための取り組みが必要である。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・重層的支援体制における包括的相談支援機関として、世帯全体を把握できるよう人材育成を行うとともに、多機関の協働による効果的な支援を行う。 ・後期高齢者の増加により増大する業務について、必要な人員の確保や業務効率化などの具体的な方策を検討する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・市が作成する運営方針に沿った評価指標を作成し、全ての地域包括支援センターの事業実施状況について評価し、地域包括支援センター運営等協議会に諮る。 ・包括職員の適正な職員配置基準の設定を地域包括支援センター運営等協議会で協議する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-2-9	
事業名	地域見守り活動			最終更新日	令和7年5月27日	
実施根拠	春日井市孤立死防止に係る通報ガイドライン 地域見守りに関する協定			担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン2025		関連する 附属機関	春日井市福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 社会的に孤立した世帯を早期に発見し、孤立死を防止するため、電気、ガス、水道のライフライン事業者、新聞販売店、住宅供給事業者、金融機関等と地域の見守りや安否確認の体制を構築する。 【事業概要】 - 電気、ガス、水道のライフライン事業者、新聞販売店、住宅供給事業者、金融機関等と「地域見守りに関する協定」を締結。 - 春日井市孤立死防止に係る通報ガイドラインに基づき、異常を発見した際の通報体制を構築。 - 地域見守り連絡会議の開催、情報共有や意見交換を行う。					
	事業期間	平成24年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成24年11月20日 「春日井市孤立死防止に係る通報ガイドライン」策定 平成24年12月13日 14事業者と「地域見守りに関する協定」締結 【実績】 「地域見守りに関する協定」の締結 平成25年 3事業者と協定締結 平成29年 15事業者と協定締結 平成30年 3事業者と協定締結 令和2年 2事業者と協定締結 令和3年 4事業者と協定締結 令和5年 1事業所と協定締結 令和6年 1事業所と協定締結 「地域見守り連絡会議」の開催 年1回開催し。事例紹介等を行い、情報共有及び意見交換を実施。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)
			50千円	17千円	28千円	28千円
	特定財源	国・県支出金		千円	円	円
		その他		千円	円	円
一般財源		50千円	17千円	28千円	28千円	

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	・協定を締結した事業者等からの通報により実施した安否確認 69件 (そのうち生存：56件)					
	・地域見守り連絡会議を開催 参加者 ライフライン事業者、新聞販売店、金融機関等 20名 内容 消費者被害について情報共有を行う 地域見守り活動の実績報告及び事例検討					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	連絡会議構成員 (協定締結事業者)		41	40	39	38
	通報件数 (消防からの報告を除く)		200 (75)	183 (69)	127 (46)	133 (43)
	生存数		75	56	33	33
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由及び具体的な成果】 ・協定事業者から継続して協力が得られる体制になった。 ・協定事業者が行っている認知症高齢者や一人暮らしの高齢者へのサポート事業の情報共有を行うことができた。 【課題】 ・ひとり暮らし世帯や認知症高齢者など見守りを必要とする対象者が増加するなかで、センサーの活用など効果的に地域で見守る体制を構築する必要がある。 ・社会との繋がりが途絶えている等の課題を抱える、65歳未満の単身者世帯を支援する方法や体制を構築する必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・地域見守り連絡会議の効果的な実施。 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークや孤独・孤立対策との連携、センサー活用など効果的な地域の見守りと支援体制を推進する。 ・社会的孤立の予防のため、孤独孤立に関する課題を抱えた世帯を早期に発見できる地域づくりを推進する。					
7年度 の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・迅速な安否等の確認を実施。 ・地域見守り連絡会議の開催。 ・消費者被害の情報共有や事例検討を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-2-10	
事業名	重層的支援体制整備事業			最終更新日	令和7年5月22日	
実施根拠	社会福祉法第106条の4			担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン2025 重層的支援体制整備事業実施計画		関連する 附属機関	福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。 2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 地域住民の多様化・複雑化した地域生活課題や制度の狭間の問題に対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に実施する。 【事業概要】 1 包括的相談支援 高齢、障がい、こども、困窮の4つの分野の相談支援機関が、情報提供や連絡調整などで、緊密な連携を図り、包括的な相談支援を行う。 2 参加支援 ひきこもりや生活困窮など既存の取組では対応できない生活課題を抱える人に対し、支援メニューを開発し、人と地域のつながりを再構築し、社会参加を提供する。 3 地域づくり 世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所を確保し、健康づくりやいきがい、多世代交流、子育て支援など多様な活動と人をコーディネートする。					
	事業期間	令和4年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	平成18年（高齢）地域包括支援センターを設置。 平成19年（障がい）障がい者生活支援センターを設置。 平成27年（困窮）自立支援相談コーナーを設置。 （児童）子育て世代包括支援センターを設置。 平成28年（高齢）地域福祉コーディネーターを配置。 令和2年 包括的な支援を担う人材育成のため地域支援研究会を設立。 令和3年 多機関協働の専門職合同研修会を開始。 令和4年 重層的支援体制整備事業開始 地域福祉包括化推進員を配置。 令和5年 孤独・孤立対策のつながりづくりプラットフォーム（藤山台・岩成台地区）を設置。 孤独・孤立対策庁内連携会議を設置。 令和6年 つながりづくりプラットフォームの拡大（高森台・石尾台地区）。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			350千円	312千円	472千円	162千円
	特定財源	国・県支出金	262千円	234千円	304千円	120千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		88千円	78千円	168千円	42千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	1 包括的相談支援 (1) 多機関協働による相談支援 ・新規相談件数 15件 ・支援会議の実施件数 15件 (2) 地域支援研究会 6回 ・支援会議の効果的な運営。 ・世代や属性を問わない地域づくりの検討。 (3) 多機関協働の専門職合同研修会 1回 21人 (4) 孤独・孤立対策庁内連携会議 2回 2 参加支援・地域づくり つながりづくりプラットフォーム 1件 3回 ・地域アセスメントの実施 ・つながりづくりプラットフォームの拡大(高森台・石尾台地区)。 ・居場所や交流活動の紹介マップ「ぶらっとマップ」を作成。 ・つながりづくりを推進するイベント「ほっこりまつり」を開催。参加者約1,000人 ・孤独・孤立対策シンポジウムを開催。参加者159人 3 事業実施計画の評価活動(学識経験者によるスーパービジョン) 8回					
成果指 標	指標名		目標値(7年度)	6年度	5年度	4年度
	多機関協働による支援会議の開催数		20件	15件	11件	11件
	多機関協働の専門職合同研修会の修了者人数(延べ)		150人	116人	95人	52人
	つながりづくりプラットフォームの設置箇所数		2件	1件	1件	—
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・地域支援研究会、専門職合同研修会の企画運営を通じて、個別支援を担う職員の地域福祉への意識醸成や、多機関協働が促進し、包括的な支援を担う人材が育成できた。 ・つながりづくりプラットフォームの開催により、地域活動団体同士の関係性が深まり、孤独孤立予防の多様な活動が創出された。 【課題】 ・参加支援の担い手の育成やマッチングが不足している。 ・つながりづくりプラットフォームの水平展開が必要である。 ・事業全体の進捗管理と評価活動を効果的に実施する必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・高齢、障がい、こども、困窮の4つの分野において、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に推進する。 ・分野、組織横断的な支援体制を強化するため、庁内連携会議や地域支援研究会を効果的に運営し、多機関協働を推進・強化する。 ・地域福祉コーディネーターと協働し、制度の狭間のニーズに対応するための社会資源を開拓する。 ・若者や生活困窮者などは社会的に孤立しやすいため、日常生活の動線上で孤独、孤立に気づき、予防的な活動につなげる仕組みを構築する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・多機関協働による相談支援。 ・地域支援研究会の実施。 ・多機関協働の専門職合同研修会の開催。 ・つながりづくりプラットフォームを新たな地区で展開する。 ・孤独・孤立対策庁内連携会議の開催。 ・事業実施計画の評価活動を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-4-2-11	
事業名	ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施事業				最終更新日	令和7年5月23日	
実施根拠	春日井市ステップアップサポート事業実施要綱				担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン2025 重層的支援体制整備事業実施計画			関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進					
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。					
目的・ 事業概要	【目的】 ひきこもり状態にある人の自立を支援するため、身近な地域で気軽に安心して過ごせる場所の提供と、就労に向けた準備（コミュニケーション能力や生活のリズムづくり、就労体験等）を一体的に実施する。 【事業概要】 1 居場所づくり 利用者が自由に来て、安心して過ごすことの出来る居場所を開設・運営する。 2 就労準備支援に移行するための伴走支援 (1) 利用者に対し、個々の状況や心情に寄り添い、安心できる関係性を築くための支援を行う。 (2) 利用者との関わりの中で、自立のためのきっかけづくりが行えるよう支援する。 (3) 利用者の困りごとなどに応じて、必要な支援機関と協力して支援を行う。 3 就労準備支援 利用者に対し、就労に従事する準備としての基礎能力の形成や社会参加に向けた支援を実施する。 4 当事者会・家族会 当事者同士、家族同士が集まって経験や悩みを分かち合えたり、必要な学びや情報交換などが行える場を設ける。 5 住民向けの講演会・研修会 ひきこもり状態にある当事者や家族への理解を深めるとともに、相談先や受けられる支援について普及啓発を図る。						
	事業期間	令和6年度 ～					
過去の経緯、 主な実績等	令和5年2月	ひきこもり実態調査を実施（相談機関20機関及び関係課2課にアンケート実施。関係機関が把握するひきこもり状態にある者は195名）					
	令和6年4月	ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施事業を開始。 藤山台のノキスタプレイス内で1か所実施。					
	令和7年6月	如意申町の高齢者向け多機能施設内で1か所実施。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)	
			2,719千円	328千円	千円	千円	
	特定財源	国・県支出金	1,874千円	219千円	千円	千円	
		その他	千円	千円	千円	千円	
	一般財源		845千円	109千円	千円	千円	

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 社会福祉法人まちスウィングに事業を委託。藤山台のノキシタプレイス内で実施。 ・居場所 1か所 23人 ・就労準備支援 2人					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	居場所利用者（延べ）		80人	23人	－	－
	就労準備支援利用者 （月ごと利用者数合計）		12人	2人	－	－
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・春日井地域若者サポートステーション、自立支援相談コーナーと連携し、ひきこもり状態にある人を事業利用につなげることができた。 ・ひきこもり状態にある人が安心して過ごせる日中の居場所、交流の機会が創出された。 ・ひきこもり状態にある人が、就労準備支援により社会参加に繋がった。 【課題】 ・令和6年度は、居場所及び就労準備支援ともに、利用者が少なく、ひきこもり状態にある人やその家族に対し、事業の情報が届いていない可能性があるため、効果的な周知を図る必要がある。 ・利用者にとって効果的な事業にするため、内容の検証が必要。 ・市内全域から通うには、実施場所が少ない。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった －：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・小、中学校、高等学校、ひきこもり家族会に対してなど、ひきこもりに関する悩みを抱えている人に支援情報が届くよう周知を強化する。 ・自立支援相談コーナー、若者サポートステーション、保健所等と連携し、ひきこもり状態にある人へ利用勧奨を行う。 ・ひきこもり状態のある人にとって、さらに効果的な事業とするために、事業受託者、若者サポートステーション等の支援機関とともに、事業内容の検証を行う。 ・孤独・孤立強化月間など、関連するイベントで多くの市民に周知を図る。 ・居場所及び就労準備支援ともに、利用が増えるように活動の周知などに努めるとともに、次年度に向けて制度のあり方について必要な検討を行う。					
7年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・市内2か所で事業を実施する。 ・当事者会・家族会を開催する。 ・住民向けの講演会・研修会を開催する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-2-12																									
事業名	DV相談			最終更新日	令和7年5月16日																									
実施根拠	春日井市DV相談事業実施要綱 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律			担当課	地域共生推進課																									
関連計画	第3次かすがい男女共同参画プラン		関連する 附属機関	—																										
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—																									
	施策等	4 地域での支え合いの推進																												
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援に繋がります。																												
目的・ 事業概要	【目的】 配偶者等から暴力を受けている被害者を支援するため、面接・電話相談や緊急一時的な避難を支援する。 【事業概要】 ・電話、面接、WEB面接、メールによる相談。 月曜日～金曜日（祝日と年末年始は除く） 8時30分～17時 DVメール相談 ホームページ上の相談フォームに入力して送信 ・DV被害を受けており緊急避難が必要な場合、女性相談支援センターと協力、連携し、一時保護を行う。																													
	事業期間	平成19年度～（令和5年度から所管が男女共同参画課から地域福祉課に変更）																												
過去の経緯、 主な実績等	【実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>6年度</th><th>5年度</th><th>4年度</th><th>3年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実人数</td><td>180</td><td>148</td><td>137</td><td>135</td></tr> <tr> <td> 対面</td><td>119</td><td>116</td><td>130</td><td></td></tr> <tr> <td> 電話</td><td>54</td><td>23</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td> オンライン （メール）</td><td>7</td><td>9</td><td>7</td><td></td></tr> </tbody> </table> 【経緯】 令和5年度 男女共同参画課から地域福祉課に所管を変更 令和6年度 愛知県女性相談センターが愛知県女性相談支援センターに改称 これまでの売春防止法に基づく婦人保護事業が、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、様々な課題を抱えている女性に対する包括的な支援体制の構築が求められる。					年度	6年度	5年度	4年度	3年度	相談実人数	180	148	137	135	対面	119	116	130		電話	54	23			オンライン （メール）	7	9	7	
	年度	6年度	5年度	4年度	3年度																									
相談実人数	180	148	137	135																										
対面	119	116	130																											
電話	54	23																												
オンライン （メール）	7	9	7																											
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)	4年度(決算)																								
			146千円	52千円	114千円	100千円																								
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																								
		その他	千円	千円	千円	千円																								
一般財源		146千円	52千円	114千円	100千円																									

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 DV相談 相談件数 180 件（内、一時保護依頼件数6件） ※匿名相談 32 件を含む ※一時保護内訳 単身2件（内、妊婦 1 件）、母子世帯4件 (主な相談内容) 支援措置の延長件数:100件（男性10件、女性90件）					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	相談件数		200件	180件	148件	137件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	経済困窮や児童虐待など、DV以外の課題を抱えた女性の相談が増えている。 自立支援相談コーナーやこども家庭支援課、生活支援課などと緊密な連携を図り、速やかな一時保護等の支援を行った。 【課題】 1 複合的な課題を抱える相談者が多いため、法改正による支援内容の変更等に関係機関と共有する必要がある。 2 継続的な相談や、具体的な支援に繋がらなかった相談者に対して、確実に繋がるような支援の検討が必要である。 3 女性支援を実施するNPO法人や民間団体との連携が必要である。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 1 孤独・孤立対策庁内連携会議を活用した、DV調整連絡会議を開催する。 2 市や内閣府が設置する相談窓口の情報を、分かりやすく発信する。 3 一時保護の体制を整え、相談者の安全を最優先に対応する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・DV相談 ・住民基本台帳事務における支援措置に係る意見付記 ・孤独・孤立対策庁内連携会議を活用した、DV調整連絡会議の開催 ・女性支援を実施する団体との意見交換会の開催				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-4-2-13
事業名	友愛電話訪問事業（緊急連絡体制整備）				最終更新日	令和7年5月16日
実施根拠	春日井市高齢者友愛電話訪問事業実施要綱				担当課	介護・高齢福祉課
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援に繋がります。				
目的・ 事業概要	【目的】 ひとり暮らし高齢者に対し、ボランティアによる電話訪問により孤独感の解消や生きがい支援を行う。 【事業概要】 1 内容 電話訪問（週1回以上） 2 委託先 福祉ボランティア団体（いずみの会）					
	事業期間	平成6年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【最近の見直し】 平成26年度 対象者要件に住所及び在宅要件を加えた。交流会事業は、参加者が減少するとともに、費用対効果も見られないことから廃止した。 令和6年度 実施財源を、一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			150千円	107千円	131千円	134千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	150千円	107千円	0千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	131千円	134千円

6年度の 主な実施内容 （実績）	（実施内容・事業費等） ・登録者への電話訪問を実施した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	登録者数		16人	10人	14人	15人
	新規開始者		2人	0人	0人	2人
	訪問電話件数		450件	340件	436件	446件
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・傾聴ボランティアは孤立感の解消のために社会的に必要な事業であるが、新規登録者は2年連続で0人であり、利用者は固定してきている。 ・携帯電話利用者に対する通話料が予算を圧迫しており、LINE電話などの無料通話の活用も検討に値する。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・社会的孤立感解消の意義はあるので引き続き継続していく。 ・携帯電話利用者に対する実施方法を検討する。 ・次期（仮称）総合福祉計画の策定に向け、事業そのもののあり方について検討していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・次期計画策定に向けた調査研究を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度		整理番号	2-4-2-14																										
事業名	緊急通報システム設置事業（緊急連絡体制整備）				最終更新日	令和7年5月16日																										
実施根拠	春日井市緊急通報システム設置事業実施要綱 春日井市高齢者日常生活用具給付等実施要綱				担当課	介護・高齢福祉課																										
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関		高齢者総合福祉計画推進協議会																											
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ																										
	施策等	4 地域での支え合いの推進																														
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援に繋がります。																														
目的・ 事業概要	【目的】 在宅のひとり暮らし高齢者の家庭に緊急通報装置を設置し、病気や緊急時の円滑な援助及び救助を行い、福祉の増進を図る。火災警報器を緊急通報システムと接続し、火災予防の一助とする。 【事業概要】 病気等の緊急事態を119番通報する緊急通報システム装置を設置する。 緊急通報システム設置者が火災警報器の給付を受けた場合、緊急通報システムと連動させる。 1 対象者 次のいずれかに該当する者 （1） 要支援・要介護と認定されたおおむね65歳以上で、病気や緊急時に、自身での緊急搬送の要請が困難な方のみの世帯 （2） 外出困難なひとり暮らしの重度身体障がい者 ※ 要支援・要介護認定がない場合には、病状や障がいの程度、日常生活の状況などから総合的に判断 2 助成費用 設置費用のうち利用者負担額4,400円を除いた額及び保守管理にかかる額																															
	事業期間	平成3年度～																														
過去の経緯、 主な実績等	（最近の見直し） 1 対象者を、要支援・要介護と認定されたおおむね65歳以上で、病気や緊急時に、自身での緊急搬送の要請が困難な方のみの世帯とした。（平成29年4月） 2 設置費用の一部自己負担（設置費用の半額）を導入した。（平成29年4月） 3 福祉電話の貸与を廃止（平成29年4月） 4 2年に一度の保守点検の際に、緊急連絡先を確認することとした。 5 利用者負担額を4,400円（4,000円＋税）に固定（令和5年4月） 6 令和6年度から実施財源を、一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。																															
	【受信回数】（暦年） <table><tr><td colspan="2">年度</td><td>6年</td><td>5年</td><td>4年</td><td>3年</td><td>2年</td></tr><tr><td colspan="2">受信回数</td><td>214件</td><td>303件</td><td>250件</td><td>226件</td><td>232件</td></tr><tr><td rowspan="2">主な 内訳</td><td>救急出動</td><td>94件</td><td>105件</td><td>90件</td><td>68件</td><td>60件</td></tr><tr><td>まちがい</td><td>84件</td><td>151件</td><td>122件</td><td>116件</td><td>131件</td></tr></table>						年度		6年	5年	4年	3年	2年	受信回数		214件	303件	250件	226件	232件	主な 内訳	救急出動	94件	105件	90件	68件	60件	まちがい	84件	151件	122件	116件
年度		6年	5年	4年	3年	2年																										
受信回数		214件	303件	250件	226件	232件																										
主な 内訳	救急出動	94件	105件	90件	68件	60件																										
	まちがい	84件	151件	122件	116件	131件																										
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)																										
			4,186千円	1,587千円	1,594千円	2,092千円																										
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円																										
		その他	4,186千円	1,587千円	0千円	0千円																										
一般財源		0千円	0千円	1,594千円	2,092千円																											

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) - 申請内容を審査のうえ新規設置した。 - 緊急通報装置の接続状況をリモートで月に1度確認できる仕組みの導入を行い、安全性の確保を図った。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	利用台数		600台	538台	579台	625台
	新規設置台数		75台	66台	71台	69台
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【課題】 - 現状は固定電話の普及率は減少、携帯電話の普及率は増加しており、固定電話ありきの緊急通報システムの制度が利用者のニーズと合致しない場面がある。 - 平成29年4月に要綱改正したが、現状要支援・要介護認定がない場合に、病状や障がいの程度、日常生活の状況などから総合的に判断する基準について明確化がされていない。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) - 病気や緊急時の円滑な援助及び救助のため引き続き実施をする。 - 判断基準について検討していく。 - 地域支援事業の対象となるコールセンター方式への変更を含めて事業の見直しを検討する。 - 次期（仮称）総合福祉計画の策定に向け、事業そのもののあり方について検討していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・次期計画策定に向けた調査研究を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和7年度		整理番号	2-4-2-15													
事業名	配食サービス利用助成					最終更新日	令和7年5月16日													
実施根拠	春日井市配食サービス利用助成金交付要綱 春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱					担当課	介護・高齢福祉課													
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関		高齢者総合福祉計画推進協議会														
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉				基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ													
	施策等	4 地域での支え合いの推進																		
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援に繋がります。																		
目的・ 事業概要	【目的】 自ら調理、栄養管理等を行うことが困難なひとり暮らし高齢者等が、安否確認を兼ねた配食サービスを利用することにより健康の増進と自立した食生活を送り、健康保持と生活の質を確保する。 【事業概要】 1 対象者 自ら食事の準備や栄養管理等が困難で、安否確認を要する、次のいずれかの該当者 (1) 概ね65歳以上で、要支援・要介護認定者、事業対象者のみの世帯 (2) 概ね65歳以上で、要支援・要介護認定者、事業対象者と重度障がい者のみの世帯 (3) 重度障がい者のみの世帯 2 配食回数 月曜日～金曜日のうち、1日1回（昼食又は夕食）を限度（祝日も可） 3 助成金額 1食あたり300円（弁当代金との差額は利用者が負担） 4 登録事業者数 10事業者（高齢者向け普通食、カロリー食など）																			
	事業期間	平成7年度～																		
過去の経緯、 主な実績等	(最近の見直し) 1 平成7年から社会福祉協議会へ委託事業として配食協力員方式で実施していた高齢者給食サービス事業（食の自立支援事業）を見直し、平成23年度から宅配業者が直接利用者宅に配達する方法で事業を実施している。 2 平成29年度から対象者の一部（要支援・事業対象者）を介護予防・日常生活支援総合事業として提供する制度改正を行い、市費の負担が大幅に減少した。 3 平成30年12月1日から配食事業者が配食サービスを提供可能な年末年始の一部を助成の対象とした。 4 令和2年度から夕食を追加し、昼食と夕食を選択可能とする。 5 令和3年度から配食回数を週4回から週5回に拡充した。 6 令和6年度から実施財源を、一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。 【配食回数の推移】 <table><tr><th>年</th><th>回数（週）</th></tr><tr><td>平成7年</td><td>1回</td></tr><tr><td>平成8年～</td><td>2回</td></tr><tr><td>平成13年～</td><td>3回</td></tr><tr><td>平成23年～</td><td>4回</td></tr><tr><td>令和3年～</td><td>5回</td></tr></table>								年	回数（週）	平成7年	1回	平成8年～	2回	平成13年～	3回	平成23年～	4回	令和3年～	5回
年	回数（週）																			
平成7年	1回																			
平成8年～	2回																			
平成13年～	3回																			
平成23年～	4回																			
令和3年～	5回																			
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)														
			83,145千円	74,142千円	66,640千円	60,704千円														
	特定財源	国・県支出金	38,400千円	34,029千円	30,323千円	26,059千円														
		その他	44,745千円	40,113千円	0千円	0千円														
	一般財源		0千円	0千円	36,317千円	34,645千円														

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) - 申請内容を審査のうえ新規利用者として登録した。 - 配食事業者により配食サービスが実施された。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	利用者数		1,500人	1,390人	1,222人	1,082人
	世帯数		1,300世帯	1,224世帯	1,077世帯	946世帯
	延配食数		277,000食	247,143食	202,345食	178,699食
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	- 登録事業者が配達時に利用者の異変に気づき、救急要請や家族、ケアマネへ繋ぐことができおり安否確認の意味合いは大きい。 - 栄養バランスのある食事をとる機会を増やすことで、健康の保持や介護度の重度化を予防し、ひいては介護サービス給付費や医療費の削減につながる。 - 配食回数の追加や新型コロナウイルスの影響もあり、利用者数及び配食数が増加した。 - 事業者の現状把握や調整が必要だが、土日にもニーズがあると想定される。1人当たりの費用負担を増額させることなく、毎日の安否確認が可能となるような方法を検討していく。 - 所得等により費用負担を変えている自治体もあることから、費用負担のあり方について考える必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) - 安否確認を兼ねた配食サービスを継続する。 - 次期（仮称）総合福祉計画の策定に向け、事業そのもののあり方について検討していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	次期計画策定に向けた調査研究を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-2-16																													
事業名	地域自立生活支援事業（シルバーハウジング）			最終更新日	令和7年5月16日																													
実施根拠	春日井市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱			担当課	介護・高齢福祉課																													
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会																														
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ																												
	施策等	4 地域での支え合いの推進																																
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、 地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援に繋がります。																																
目的・ 事業概要	【目的】 - 県営住宅等の高齢者世話付住宅（高齢者の生活特性に配慮した住宅）に入居している高齢者世帯に対し、生活援助員（LSA：ライフサポートアドバイザー）を派遣し、日常生活の安心と安全を確保する。 【事業概要】 - 対象住宅…県営神領住宅60戸（高齢者世話付住宅：シルバーハウジング） - 神領住宅建設に先立ち県と締結した、協定（平成8年9月18日付）に基づくLSA派遣事業 - 高齢者の安否確認、生活相談等を実施するための高齢者住宅等安心確保計画を作成する。 - 生活援助員を派遣し、生活支援・安否確認等必要な援助を行う。 - 緊急通報装置を貸与する。 - 自己負担額…世帯の所得税額に応じた手数料を負担 - 事業は、社会福祉協議会へ委託																																	
	事業期間	平成10年度 ～																																
過去の経緯、 主な実績等	・対応実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>入居戸数</th><th>安否確認</th><th>緊急時対応</th><th>家事援助</th><th>生活指導</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4年度</td><td>53戸</td><td>3,407件</td><td>26件</td><td>152件</td><td>50件</td><td>3,635件</td></tr> <tr> <td>5年度</td><td>57戸</td><td>3,466件</td><td>24件</td><td>108件</td><td>58件</td><td>3,656件</td></tr> <tr> <td>6年度</td><td>46戸</td><td>2,842件</td><td>45件</td><td>88件</td><td>140件</td><td>3,115件</td></tr> </tbody> </table>						年度	入居戸数	安否確認	緊急時対応	家事援助	生活指導	合計	4年度	53戸	3,407件	26件	152件	50件	3,635件	5年度	57戸	3,466件	24件	108件	58件	3,656件	6年度	46戸	2,842件	45件	88件	140件	3,115件
	年度	入居戸数	安否確認	緊急時対応	家事援助	生活指導	合計																											
	4年度	53戸	3,407件	26件	152件	50件	3,635件																											
	5年度	57戸	3,466件	24件	108件	58件	3,656件																											
	6年度	46戸	2,842件	45件	88件	140件	3,115件																											
	支出金＝（委託料－その他（派遣手数料））×57.75％（包括的支援事業・任意事業の負担割合）（サービスガイド掲載）																																	
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)																												
			6,760千円	5,914千円	5,385千円	5,292千円																												
	特定財源	国・県支出金	3,719千円	3,230千円	2,928千円	2,946千円																												
		その他	320千円	321千円	315千円	191千円																												
	一般財源		2,721千円	2,363千円	2,142千円	8,546千円																												

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	新規入所 2戸 退 去 11戸					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・高齢者世話付住宅に入居している高齢者世帯に対し、安否確認、生活相談・家事援助を行う生活援助員の派遣及び関係機関との連絡・調整を行うことで、日常生活の安心と安全を確保することができている。 ・入居者の高齢化により、緊急時対応・家事援助等、生活援助員の援助が必要なケースが増加する可能性がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 効果的な事業推進に向け、次の項目を進める。 ・入居者の更なる高齢化に向けて、安否確認回数の増加等十分な援助体制の確保を図る。 ・入居者・近隣住民同士の交流の場を設け、相互の関係を密にすることで、日常生活内での住民の互助体制が構築できる取り組みを行う。 ・近隣住民と生活援助員との更なる情報共有を図る。 ・入居に関する事業を行う愛知県住宅供給公社と連携を強化し、入居者の確保を図る。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・適切に管理運営する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和7年度		整理番号	2-4-2-17																
事業名	介護福祉特別給付金（要介護認定者等特別対策）					最終更新日	令和7年5月16日																
実施根拠	春日井市介護福祉特別給付金支給要綱					担当課	介護・高齢福祉課																
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関		高齢者総合福祉計画推進協議会																	
総合計画 施策体系	政策分野等		2 健康・福祉			基本計画 重点方針		①人と地域がつなが 暮らしやすさ															
	施策等		4 地域での支え合いの推進																				
	基本的な 方向性等		2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援に繋がります。																				
目的・ 事業概要	【目的】 介護サービス利用に伴う費用及び介護に伴う諸費用の負担軽減を図るため、低所得世帯に対して給付金を支給する。 【事業概要】 介護保険の要介護又は要支援者で、市の認定を受けた市民税非課税の方（生活保護世帯、被措置者は除く）へ介護サービスを利用した月に対して月額3,000円を支給する。																						
	事業期間		平成12年度～																				
過去の経緯、 主な実績等	【主な改正内容】 「介護保険施設に入所している方であって、世帯の中で最も所得の多い方の年間所得が365万円以下の方」も支給対象としていたが、平成26年4月からこの要件を撤廃した。 【介護手当】																						
	<table><tr><td>年度</td><td>名称</td><td>対象</td><td>月額</td></tr><tr><td>平成12年度</td><td>リフレッシュ手当</td><td>要支援以上</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>在宅寝たきり高齢者等介護者手当</td><td>要介護3以上</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>在宅重度要介護者介護手当</td><td>要介護3以上</td><td>2,000円</td></tr></table>				年度	名称	対象	月額	平成12年度	リフレッシュ手当	要支援以上	1,500円	平成20年度	在宅寝たきり高齢者等介護者手当	要介護3以上	2,000円	平成21年度	在宅重度要介護者介護手当	要介護3以上	2,000円	平成23年3月31日廃止 ・令和6年4月から、介護サービスを利用した月に対して支給するよう変更した。また、一般財源を原資としているため、他市に在住している住所地特例者への支給を廃止した。		
年度	名称	対象	月額																				
平成12年度	リフレッシュ手当	要支援以上	1,500円																				
平成20年度	在宅寝たきり高齢者等介護者手当	要介護3以上	2,000円																				
平成21年度	在宅重度要介護者介護手当	要介護3以上	2,000円																				
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)																	
			135,688千円	81,120千円	144,759千円	133,527千円																	
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円																	
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円																	
一般財源			135,688千円	81,120千円	144,759千円	133,527千円																	

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) - 対象者に給付金を支給した。 - 令和6年4月から、介護サービスを利用した月に対して支給するよう変更した。また、一般財源を原資としているため、他市に在住している住所地特例者への支給を廃止した。 - 介護サービス実績を確認する関係から、支払月を変更した。 (変更前：4月、8月、12月⇒変更後：5月、9月、1月)					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
	受給者数（3月末）		4,300人	3,951人	4,132人	3,782人
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	- 要支援1～要介護5まで全員が同額の支給であり、介護の手に応じた金額の設定ができていない。 - 令和6年4月から、介護サービスを利用した月に対して支給するよう変更するとともに、他市に在住している住所地特例者への支給を廃止した。 - 低所得者の利用料軽減という意味では介護保険法での高額介護サービス費と同一の性格であるため、事業の位置づけを見直す必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) - 家族介護者に対する支援において「介護福祉特別給付金を給付していること」を理由に削減してきた事業もあり、市の高齢福祉政策的には重要なもののため、容易に縮減することは難しい。 - 削減ないし無くす場合は上記を考慮して、家族介護者支援の拡充も想定される。 - 令和6年度からの変更に伴う削減額等を踏まえ、次期（仮称）総合福祉計画の策定に向けてあり方を検討する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	次期計画に向けた検討。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和7年6月3日
施策等	4 地域での支え合いの推進	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	3 生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	7年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			6年度 （決算）	7年度 （予算）		
1	生活保護	継続	5,227,834	5,591,828	○	生活支援課
2	ハローワーク常設窓口の活用による就労支援（生活保護・生活困窮者自立支援）	継続	8	8	○	生活支援課
3	生活保護返還金等債権管理（生活保護）	継続	0	0	○	生活支援課
4	生活困窮者自立支援、生活困窮者支援体制	拡充	27,534	37,914	◎	地域共生推進課
5	子どもの学習・生活支援（生活困窮者自立支援）	拡充	13,900	16,671	◎	地域共生推進課
事業費合計			5,269,276	5,646,421		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	ハローワークとの連携による生活保護受給者の就職者数（人）	38 （2024 年度）	190 （2026 年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 （進捗状況）	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 （主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等）	令和6年度は、訪問計画5,518件に対し、5,498件の訪問を実施した。計画を達成することはできなかったが、関係機関との連携等もあり、生活状況を適切に把握し、保護を適正に実施することができた。 生活困窮者等に対する一体的就労支援については、支援対象者の目標180名に対し209名に支援を実施し、就職者数の目標124名に対し126名の就職を達成した。 子どもの学習・生活支援については、令和6年度、7年度と利用定員と実施会場を拡充して、対象となる全ての生活困窮者世帯（生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯）に利用案内を送付し、利用二ースの把握と利用者の拡大を図ることができた。 また、利用者アンケートの実施や委託事業者との意見交換、無料学習塾の周知などを行い、事業を効果的に実施する環境づくりができた。 生活困窮者の自立相談支援事業の職員体制を強化し、訪問等によるアウトリーチの相談支援を積極的に実施したことで、新規相談件数は1.4倍と大幅に増加した。 市営住宅の空き住戸を活用し、住宅を喪失した生活困窮者への一時的に居所を提供できるようになった。		
	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
今後の 方向性 （課題解決 の方策等）	生活保護については、訪問調査、課税調査、各種申告書の徴取など、進行管理を的確に行うとともに、持続可能な生活保護制度に向けて、障がい年金など他制度の利用の徹底や終活サポートなどの調査研究を行う。 物価高騰などの影響により、生活保護申請者や生活困窮者は増加しており、社会的孤立や多様な複雑な生活課題を抱える世帯、制度の狭間にある人に対して、関係機関や地域と連携した包括的な支援体制を強化する必要がある。 就労支援については、早期の就労自立をめざして、ケースワーカー、就労支援員、ハローワークなどとの連携を密にし、適切な支援を行う。また、直ちに就労することが難しい方には、就労準備支援事業により、一般就労に向けた日常生活自立等の訓練を行う体制を構築する。 住宅部門と連携した住まいに関する総合的な相談支援や居住支援協議会の設立に向けた取組み、社会的に孤立しやすい生活困窮者が参加や役割がある地域の互助活動や中間的就労の場を提供できるように、関係機関や民間事業者と連携を図る。 子どもの学習・生活支援事業については、必要な利用定員と実施場所などの的確な把握に努めるとともに、民間事業者やNPO法人など類似の事業を実施している団体との補完的な関係を構築する。また、持続可能な事業運営を図るため、クラウドファンディング型のふるさと納税を実施する。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-3-1	
事業名	生活保護			最終更新日	令和7年5月15日	
実施根拠	生活保護法			担当課	生活支援課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	3 生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 生活に困窮する方に対し、生活保護法に基づいてその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。 【事業概要】 真に保護を必要とする方へ、生活を営む上で必要な各種費用に対応した生活扶助、医療扶助等の支援を実施するとともに、自立助長に向けた的確な指導援助、生活保護の適正実施のため被保護世帯への計画的な訪問指導や資産調査、扶養義務調査等を適宜行う。					
	事業期間					
過去の経緯、 主な実績等	市内における生活保護の状況は次のとおり。※令和6年度末時点、（ ）は令和5年度末時点 - 生活保護世帯数 2,409世帯 (2,343世帯) 〈世帯内訳〉 - 高齢者世帯 1,284世帯 (1,241世帯) - 母子世帯 109世帯 (101世帯) - 障がい者世帯 260世帯 (269世帯) - 傷病者世帯 301世帯 (368世帯) - その他世帯 455世帯 (364世帯) - 扶助別の状況 ※重複あり - 生活扶助 2,005世帯 (2,000世帯) - 住宅扶助 2,096世帯 (2,052世帯) - 教育扶助 95世帯 (99世帯) - 介護扶助 575世帯 (555世帯) - 医療扶助 2,047世帯 (2,003世帯) - その他扶助 63世帯 (63世帯) - 開始・廃止数 ※令和6年度、（ ）は令和5年度 - 生活保護開始数 409件 (413件) - 生活保護廃止数 342件 (317件)					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			5,591,828千円	5,227,834千円	5,033,798千円	4,813,005千円
	特定財源	国・県支出金	4,022,406千円	3,846,531千円	3,738,444千円	3,522,634千円
		その他	68,022千円	73,398千円	66,139千円	55,172千円
	一般財源		千円	千円	千円	千円
		1,501,400千円	1,307,905千円	1,229,215千円	1,235,199千円	

第六次総合計画 事業点検シート

		(実施内容・事業費等)				
6年度の 主な実施内容 (実績)		通年 訪問調査（家庭訪問） 5月・11月 不正受給防止注意喚起案内送付 6月 収入申告書徴取 6月～ 課税調査（収入申告書との突合） 12月 資産申告書徴取				
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	訪問調査達成率		100%	100%	89%	106%
	課税調査達成率		100%	90%	92%	91%
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	判断理由 訪問調査については、概ね目標を達成することができた。課税調査については、管理方法を一部変更したところ、他の市町村が課税権を持つケースは廃止になっているケースについて、円滑に調査を行うことができなかったが、進捗管理を適切に行い、事務処理の進捗状況を把握することはできている。 具体的な成果（令和6年度） ・訪問調査：計画5,518件に対し5,498件実施 ・課税調査：返還対象者81名に対し73名の返還決定 課題 ・年金の受給権の確認と裁定請求、収入認定までの管理が十分ではなく、進捗管理が必要である。健康管理支援事業等、取り組みが不十分な事業、事務がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性		(課題解決のために必要な方策等) ・訪問調査、収入・資産申告書の徴取の組織的な進行管理を徹底する。				
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・相談、調査、保護の実施 ・訪問計画に基づく訪問調査の実施 ・課税調査の早期完了 ・各種台帳や毎月作成するケースワーク用の資料の活用による進行管理の徹底（年金の受給権、裁定請求、収入認定の確認） ・健康管理支援事業の実施 ・終活サポート等持続可能な生活保護制度の在り方に対する研究の実施 ・保護のしおり（受給者向け概要版）の全受給世帯への配付 ・システム標準化に向けた事務の見直し等の準備				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-3-2												
事業名	ハローワーク常設窓口の活用による就労支援 (生活保護・生活困窮者自立支援)			最終更新日	令和7年5月15日												
実施根拠	アクションプラン ～出先機関の原則廃止に向けて～ (平成22年12月28日 閣議決定)			担当課	生活支援課												
関連計画	—		関連する 附属機関	一体的就労支援事業運営協議会													
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—											
	施策等	4 地域での支え合いの推進															
	基本的な 方向性等	3 生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。															
目的・ 事業概要	【目的】 庁舎内に設置したハローワーク常設窓口において、就労支援ナビゲーター（ハローワーク職員）による就労支援を実施することにより、早期に生活困窮状態からの脱却を図ることを目的とする。 【事業概要】 生活保護受給者、生活困窮者自立支援制度の利用者のうち就労可能者を生活保護受給者等就労自立促進事業の支援候補者として選定し、ハローワークへ支援要請を行う。 支援要請を受けたハローワークと福祉事務所とが連携して、一体的就労支援を実施する。 設置場所：庁舎2階「就労・生活支援相談コーナー」 運営体制：就労支援ナビゲーター2名（ハローワーク職員） 対象者：生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給者等 経費：人件費、情報機器、備品購入費等はすべてハローワークが負担し、市は設置場所のみ提供 また、条例に基づき春日井市一体的就労支援事業運営協議会を設置し、一体的就労支援事業の運営や事業計画等について適宜協議を行っている。																
	事業期間	平成27年度～															
過去の経緯、 主な実績等	平成25年 職員による事務改善運動（KAえるグランプリ）において国の地域主権推進改革の一環である「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月閣議決定)を活用する、「ハローワークを市役所へ！」がグランプリを受賞。 平成26年4月 春日井公共職業安定所と市役所内へのハローワーク常設窓口設定に向けて調整を開始。 平成27年1月 平成27年度からの常設窓口設置について厚生労働省から内示を得る。 平成27年10月 庁舎2階に「就労・生活支援相談コーナー」を開設し、生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給者及びそれらの申請中の者に対して、市役所とハローワークによる一体的就労支援を実施。 実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>支援対象者数（実数）</th><th>就職者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4年度</td><td>247人</td><td>139人</td></tr> <tr> <td>5年度</td><td>220人</td><td>129人</td></tr> <tr> <td>6年度</td><td>209人</td><td>126人</td></tr> </tbody> </table>						支援対象者数（実数）	就職者数	4年度	247人	139人	5年度	220人	129人	6年度	209人	126人
	支援対象者数（実数）	就職者数															
4年度	247人	139人															
5年度	220人	129人															
6年度	209人	126人															
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)											
			8千円	8千円	8千円	8千円											
	特定財源	国・県支出金	6千円	6千円	6千円	6千円											
		その他	円	円	円	円											
	一般財源		2千円	2千円	2千円	2千円											

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・毎週1回、就労支援ナビゲーター（ハローワーク職員）、市就労支援専門員、生活保護担当職員により、就労支援にかかる検討会を行い、支援対象者の処遇方針等について検討。 ・ハローワーク主催の春日井公共職業安定所生活保護受給者等就労自立促進事業協議会において、「就労・生活支援相談コーナー」の運営、事業報告及び計画等について協議。 ・春日井市一体的就労支援事業運営協議会を開催し、令和5年度の実績及び令和6年度の計画について検討協議した。					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	支援対象者人数（実数）		180人	209人	220人	247人
	就職者数		126人	126人	129人	139人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・春日井公共職業安定所生活保護受給者等就労自立促進事業協議会で設定される支援対象者の目標180人に対し実績209人（116%）を達成し、就職者も目標124人に対し実績126人（102%）を達成している。 (成果・課題) ・毎週の検討会において、就労支援における個別の課題を整理し、ハローワークのナビゲーターとの連携を強化した。 ・就労支援の結果、就職したにもかかわらず、早期離職により再び困窮状態に陥る方がいる。 ・新型コロナウイルス感染症予防を理由に、求職活動に消極的になってしまった対象者への動機づけが必要である。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・ケースワーカーに対して、毎年、就労支援制度の内容とケースワーカーの役割を認識させることを目的として研修を実施し、制度の対象となり得る受給者を積極的に把握させる。 ・ケースワーカーに、把握した対象者に対して就労支援制度の説明をさせ、積極的な利用を促す。 ・就職後の離職を防ぐためのハローワークと協働した定着支援の実施を検討する。 ・生活困窮者自立支援法に基づく「就労準備支援事業」と連携を図る。 ・早期の就労自立を目指しケースワーカー、就労支援員、ハローワークナビゲーターの間の連携を密にして積極的な支援を行なう。 ・マッチングを行うに当たっては、求職者の経歴・年齢・性別などの情報から、求職者が就職できる可能性の高い職種を強く斡旋し、就職者数の増加を目指す。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・支援の対象となり得る対象者の把握方法の見直し ・新規開始ケースのうち、開始後に医療要否意見書等により就労の可否や程度を確認するとしたケースについて、確認をしたか定期的にチェックし、稼働能力の把握を適切に行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度	整理番号	2-4-3-3																																											
事業名	生活保護返還金等債権管理（生活保護）			最終更新日	令和7年5月23日																																											
実施根拠	生活保護法、地方自治法等			担当課	生活支援課																																											
関連計画	－		関連する 附属機関	－																																												
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	－																																										
	施策等	4 地域での支え合いの推進																																														
	基本的な 方向性等	3 生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。																																														
目的・ 事業概要	生活保護法（以下「法」という。）第63条により、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者からは支弁した保護費の返還、また、法第78条により、不実の申請等不正な手段により保護を受けた者からは支弁した保護費の徴収がそれぞれ規定されている。（以下法第63条の規定による返還金及び法第78条の規定による徴収金を合わせて「返還金等」という。） 市は地方自治法等に基づき、上記返還金等に係る債権を管理することとなっており、返還金等が発生した場合、調査した上で債権額を決定（調定）し、債務者に対して納入の通知を行う。指定した履行期限までに債務を履行しない者に対しては、期限を指定して督促したり、債務者に債務の一部を納付させるなどして債務の承認をさせたりするなど時効を中断するための措置を執っている。																																															
	事業期間																																															
過去の経緯、 主な実績等	<table border="1"> <tr> <td></td><td>訪問徴収</td><td>電話催告</td><td>来所相談</td><td>督促状送付</td><td>催告書送付</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>42件</td><td>120件</td><td>33件</td><td>278件</td><td>748件</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>2件</td><td>86件</td><td>36件</td><td>193件</td><td>949件</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>76件</td><td>82件</td><td>13件</td><td>201件</td><td>877件</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>0件</td><td>7件</td><td>1件</td><td>99件</td><td>0件</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>0件</td><td>0件</td><td>3件</td><td>128件</td><td>1,658件</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>0件</td><td>0件</td><td>12件</td><td>242件</td><td>1220件</td></tr> </table>							訪問徴収	電話催告	来所相談	督促状送付	催告書送付	令和元年度	42件	120件	33件	278件	748件	令和2年度	2件	86件	36件	193件	949件	令和3年度	76件	82件	13件	201件	877件	令和4年度	0件	7件	1件	99件	0件	令和5年度	0件	0件	3件	128件	1,658件	令和6年度	0件	0件	12件	242件	1220件
		訪問徴収	電話催告	来所相談	督促状送付	催告書送付																																										
	令和元年度	42件	120件	33件	278件	748件																																										
	令和2年度	2件	86件	36件	193件	949件																																										
	令和3年度	76件	82件	13件	201件	877件																																										
	令和4年度	0件	7件	1件	99件	0件																																										
	令和5年度	0件	0件	3件	128件	1,658件																																										
	令和6年度	0件	0件	12件	242件	1220件																																										
	〈平成28年度〉 - 未収金、不正受給防止対策プロジェクト組織化 - 債権管理台帳の整備、債権管理事務の手引（マニュアル）の作成 - 不正受給防止等の案内文書を全保護世帯へ配付（以降、毎年実施） 〈平成29年度〉 - 先進自治体の視察、裁判所への支払督促申立て 3件 〈平成30年度〉 - 未収金の口座振替の開始（9月～）、不正受給に対する刑事告訴の実施 - 裁判所への支払督促申立て 3件・裁判所への債権差押命令申立て（預貯金） 1件 - 国税徴収法の例による差押（給与） 2件 〈令和元年度〉 - 裁判所への支払督促申立て 3件・裁判所への債権差押命令申立て（給与） 2件 - 国税徴収法の例による差押（給与） 4件・国税徴収法の例による差押（預貯金） 2件 〈令和2年度〉 - 裁判所への支払督促申立て 4件 〈令和4年度〉 - 不正受給に対する刑事告訴の実施																																															
	事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)																																									
				千円	千円	千円	千円																																									
		特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																																									
			その他	千円	千円	千円	千円																																									
		一般財源		千円	千円	千円	千円																																									

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・口座振替による納付の継続（年間 233 件、3,780,159 円）					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6 年度	5 年度	4 年度
	収納率（現年度）		70%	55.0%	53.9%	69.0%
	収納率（過年度）		8%	6.1%	6.1%	7.2%
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・令和6年度は、過年度の収納率は横ばいであったが、現年度は向上した。近年の動向としては、障害年金の裁定請求の促進や課税調査の早期完了の徹底等の取組により現年度の収納率及び債権全体の収納率は向上している。 ・過年度の収納率は向上していないが、調定額は0.8%減少しており、課税調査の早期完了の徹底等により現年度のうちに多くの納付がされるようになったことも理由の1つであると考えられる。 ・現年度の収入未済額が過年度の収納額＋不納欠損額を下回り、未収金額は減少したものの、大幅な圧縮には至っていないため、新たな債権を発生させないための取り組みや、これまでの定期的な督促・催告の送付等の地道な活動も継続して進める必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ＜未収金額の圧縮＞ ・返還金等を発生させない、又は抑制するために、課税調査の早期完了の徹底や家庭訪問等による生活実態の把握、生活保護制度（不正受給防止）の周知に取り組む。 ・適切な不納欠損処理を行う。 ＜回収困難事例への対応＞ ・悪質かつ高額な不正受給に対する告訴を検討する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	基本的には前年度の取り組みを踏襲するが、より有効的、効果的な債権管理のあり方について調査研究を行い、改善を図る。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和7年度		整理番号	2-4-3-4
事業名	生活困窮者自立支援、生活困窮者支援体制				最終更新日	令和7年5月26日
実施根拠	生活困窮者自立支援法				担当課	地域共生推進課
関連計画	—			関連する 附属機関	—	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	3 生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 経済的に困窮し生活や仕事で困っている人、またはそのおそれがある人に対し、早期の自立を図るため、包括的な相談支援や住居確保のための支援を行う。					
	【事業概要】 ・自立相談支援事業 生活困窮者の意思を尊重し、多様な困りごとを解決するため、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。 ・住居確保給付金 離職などにより住居を失った人やそのおそれのある人に対し、就職に向けた活動を支援するとともに、一定期間、家賃相当額を支給する。 ・家計改善支援事業 家計のやりくりがうまくいかない人に対し、家計の状況を「見える化」し、家計改善の意欲を引き出す支援を行う。 ・居住支援事業 住居を失った人に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する。 ・就労準備等支援事業 生活習慣の改善や社会との関わり方など、就労に向けた準備を支援する。					
	事業期間	平成27年度～				
過去の経緯、 主な実績等	平成27年4月	生活困窮者自立支援法施行（生活支援課が所管） 自立支援相談コーナーを設置。				
	平成31年4月	自立支援相談コーナーを春日井市社会福祉協議会に委託。 相談員を3名配置。				
	令和2年4月	家計改善支援事業を開始。				
	令和2年7月	一時生活支援事業を開始。				
	令和4年11月	就労準備支援事業を開始				
	令和5年4月	生活困窮者自立支援を地域福祉課（現・地域共生推進課）に移管。				
	令和6年4月 令和7年4月	自立支援相談コーナーの職員を1名増員（4名配置）。 法改正により、一時生活支援事業は居住支援事業に改称し、住まいに関する総合的な相談支援が位置づけられた。 市営住宅の空き部屋を活用した居住支援事業を開始。				
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			37,914千円	27,534千円	27,129千円	147,543千円
	特定財源	国・県支出金	28,032千円	23,818千円	18470千円	77,287千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		9,882千円	3,716千円	8,659千円	10,052千円

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・自立相談支援事業（新規相談件数）541件 ・家計改善支援事業（新規支援件数）12件 ・住宅確保給付金（支給者数）15件 ・一時生活支援事業（支援件数）4件 ・就労準備支援事業（支援件数）1件 ・自立支援相談コーナーのチラシを作成し、周知啓発を図る。					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	自立相談支援 新規相談件数		660件	541件	382件	356件
	家計改善支援 新規支援件数		15件	12件	5件	4件
	居住支援事業 （旧：一時生活支援事業）		5件	4件	2件	2件
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・相談数が前年度と比較し、159件増加の1.4倍となった。新規相談者は40、50歳代（就職氷河期世代を含む年齢層）が35.7%を占めた。 ・制度の周知や関係機関との連携を強化し、アウトリーチによる相談支援体制を整備することができた。 ・住まいの確保を必要とする人が増加傾向にある。 【課題】 ・物価高騰や単身化が進行して、今後も生活困窮者の増加が見込まれる。 ・相談員の人数の確保と相談支援の質の向上が必要である。 ・住まい確保のため、知識やノウハウ、人員体制の不足。 ・生活困窮者は社会的に孤立しやすいことから、相談支援を通じて、人や地域とつながるよう、効果的な参加支援と地域づくりの多様な取組みが必要である。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・訪問等によるアウトリーチ型の相談支援の強化。 ・多様で複雑な相談内容に対応できる職員体制の整備を図る。 ・住宅政策課や居住支援法人等と連携した住まいに関する総合的な相談支援体制を整備する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	拡充	・アウトリーチ型の相談支援を強化し、予防的な対応を行う。 ・市営住宅を活用した住まい確保の支援を行う。 ・生活困窮者が社会参加できるよう、参加支援や地域づくりの取組みを強化する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和7年度	整理番号	2-4-3-5	
事業名	子どもの学習・生活支援 (生活困窮者自立支援)			最終更新日	令和7年5月26日	
実施根拠	生活困窮者自立支援法			担当課	地域共生推進課	
関連計画	新かすがいっ子未来プラン		関連する 附属機関			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針		
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	3 生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 貧困の連鎖を防止するため、経済的に困窮する世帯の子どもに対して、学習意欲や学力向上、学習機会や居場所の提供、保護者への相談支援を行うことを通じて、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。 【対象者】次の世帯の中学生を対象とする ①生活保護受給世帯、②児童扶養手当受給世帯、③就学援助受給世帯 【事業概要】 (1)学習支援 子どもの学習理科度に合わせた少人数個別指導 (2)保護者に対する教育相談及び生活支援 保護者からの学習、進路等の相談、世帯が有する複合的な課題に対し自立相談支援事業等を紹介 (3)気軽に参加できる居場所の提供 日常生活や学校生活上の悩み相談等に対応し、気軽に参加できる居場所を提供 (4)交流や生活体験の提供 協調性やコミュニケーション力を育み、生活体験機会を提供する交流会の実施					
	事業期間	平成29年度～				
過去の経緯、 主な実績等	平成29年9月 ニュータウン地区において事業開始 平成29年10月 平成30年度の事業実施体制の検討 → 実施箇所の拡大方針決定 平成30年3月 春日井地区、勝川地区で委託事業者の公募を実施 平成30年4月 市内3か所で事業実施 30年の法改正により、学習支援以外の生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容に追加し、「子どもの学習支援事業」から「子どもの学習・生活支援事業」に名称変更。 令和6年4月 実施場所と定員を拡充 令和7年4月 実施場所と定員を拡充（場所5→6か所、定員100人→156人）。 (東部市民センター、レディヤン春日井、知多公民館、高蔵寺ふれあいセンター、落合公園体育館、西武ふれあいセンター)					
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)
			16,671千円	13,900千円	9,343千円	9,219千円
	特定財源	国・県支出金	9,878千円	9,878千円	6,062千円	4,609千円
		その他	千円	0千円	千円	千円
	一般財源		6,793千円	4,022千円	3,281千円	4,610千円

6年度の 主な実施内容 （実績）	（実施内容・事業費等） ・東部市民センター（46回）、レディヤン春日井（45回）、知多公民館（45回）、高蔵寺ふれあいセンター（45回）、落合公園体育館（47回）で合計228回実施					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	6年度	5年度	4年度
	利用登録者数		156	112	59	54
	実施個所数		6	5	3	3
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・対象者定員（156人）に対し149名の利用登録があった。 ・令和7年度から、実施場所を6か所とし、定員も大幅に増やしたことから、利用申込み者（149人）全員が利用することができた。 6年度利用案内：1,150人（利用者112人）、7年度利用案内：1,133人（利用者149人） 【課題】 ・生活保護受給者世帯の参加が少なめ。（生活保護受給者世帯60人中10人） ・市内で無料学習塾を実施する団体との連携が不足しており、子どもの学習・生活支援事業に関する課題等の情報共有ができていない。 ・実施場所や定員の拡大に伴い、事業費が年々増加しており、財源の確保が厳しい。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・利用者アンケートと委託事業へのヒアリング等を行い、事業利用の対象とする世帯の要件と対象世帯数に応じた実施規模と内容を検討する。 ・NPO法人や学校、相談支援機関との情報共有と連携を促進する。 ・事業費を安定的に確保するため、クラウドファンディング型ふるさと納税を検討のうえ実施する。					
7年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	拡充	利用者のニーズを踏まえ、事業者やNPO法人などと補完的な関係を構築し、実施体制の強化を検討していく。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和7年6月3日
施策等	4 地域での支え合いの推進	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	4 福祉サービス充実のため、総合的な拠点施設の整備に向けた研究を行います。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	7年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			6年度 （決算）	7年度 （予算）		
1	総合的な福祉拠点の 創設	継続	10	16,570	◎	福祉政策課
事業費合計			10	16,570		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 （進捗状況）	◎	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 （主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等）	地域共生社会の実現に向けて、市民一人ひとりが世代を超えてつながり、いきがいのある暮らしをつくる総合的な福祉拠点の創設をめざし、令和5年度以降、調査研究を行っている。 福祉活動の拠点となっている総合福祉センターは、開設から45年が経過し、施設の老朽化が進むとともに、多様化する福祉課題に対応するためには、活動場所が不足してきている状況にあり、同じ時期に建設され、同様の課題を抱える福祉作業所、福祉文化体育館と一体的に再整備することとした。 「いのちと生活を守る包括的な支援拠点」として、あらゆる世代、属性の相談支援機能を集約するとともに、「人生100年時代のいきがい創出拠点」として、市民活動・ボランティア活動やいきがい創生、多世代交流の活動を支援する総合的な拠点の整備に向けて、令和6年度に基本構想を策定した。		
今後の 方向性 （課題解決 の方策等）	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	市全体の公共施設の配置状況などを踏まえ、総合福祉センター、福祉作業所及び福祉文化体育館を同敷地内で再整備し、市民活動支援センターの機能を統合する。 「いのちと生活を守る包括的な支援拠点」「人生100年時代のいきがい創出拠点」をコンセプトに、地域共生社会の実現に向けた基幹的施設となるよう基本計画を策定する。 また、整備や将来にわたる維持管理に係る費用の縮減や、より良い市民サービスを提供するため、市場調査等を行い、整備や施設の運営に民間の資金やノウハウを活用する事業スキームの導入可能性や、課題等の整理を行い、最適な整備・運営手法を検討していく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和7年度			整理番号	2-4-4-1
事業名	総合的な福祉拠点の創設					最終更新日	令和7年4月28日
実施根拠	—					担当課	福祉政策課
関連計画	地域共生プラン2025 第9次高齢者総合福祉計画 ほか			関連する 附属機関	春日井市福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉				基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進					
	基本的な 方向性等	4 福祉サービス充実のため、総合的な拠点施設の整備に向けた研究を行います。					
目的・ 事業概要	(目的) 地域共生社会の実現に向けて、地域や様々な関係機関との連携や協働を深め、日々の暮らしを包括的に支援する体制の構築に取り組むとともに、市民一人ひとりが世代を超えてつながり、生きがいのある暮らしをつくる総合的な福祉拠点を整備する。 (事業概要) 人生100年社会を迎える中で、あらゆる世代や分野の人々が出会い、つながり、学び合い、誰もがいつまでも健康で、いきいき活躍できる地域共生社会を実現していくことが、将来の福祉施策にとって、最も重要であり、総合的な福祉拠点については、こうしたビジョンを体現する施設として、全世代対応型の相談施設と多世代交流の機能などをあわせ持ち、将来を見据えた総合的な福祉拠点を整備する。令和7年度は基本計画の策定、PFI等導入可能性調査を行う。						
	事業期間	令和4年度～					
過去の経緯、 主な実績等	(令和4年度) ・利用状況調査（総合福祉センター、福祉文化体育館、福祉作業所） ・利用者アンケート（総合福祉センター、福祉の里） ・社会福祉協議会職員ヒアリング ・他市施設現地調査（岡崎市、豊田市、安城市） (令和5年度) ・利用状況調査（総合福祉センター、福祉文化体育館、その他市営の体育施設、集会施設ほか） ・利用者への聞き取り調査（総合福祉センター、その他市営の集会施設ほか） ・他市施設現地調査（武蔵野市、立川市、大和市、西脇市、吹田市、松原市ほか） ・候補地検討に向けた調査（費用、交通アクセス、法令への適合ほか）						
事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算)	5年度(決算)	4年度(決算)	
			16,570千円	10千円	0千円	0千円	
	特定財源	国・県支出金	6,770千円	千円	千円	千円	
		その他	千円	千円	千円	千円	
	一般財源		9,800千円	10千円	0千円	0千円	

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・他市施設現地調査（津市） ・登録団体アンケート（総合福祉センター） ・市民アンケート ・社会福祉協議会職員ヒアリング ・PPP／PFI手法導入の簡易検討 ・基本構想の策定					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	総合的な福祉拠点の整備に向け、市の方向性を示す基本構想を策定した。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 基本構想を更に具体化した基本計画を策定とあわせて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した事業手法の導入可能性を調査する。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・基本計画の策定 ・PFI等導入可能性調査				